

龍谷紀要

第47巻 第1号

2025年10月

上方落語の長屋ネタ	角 岡 賢 一 (1)
Paul Auster の作品における部屋の気密性と老い	内 田 有 紀 (23)
ベルクソニズムの拡張——サンゴールの事例	増 田 靖 彦 (37)
ハプスブルク帝国の権力構造とフランツ・フェルディナント大公 —「帝国官房」創出への道—	村 上 亮 (53)
第一次世界大戦以前のオーストリア=ハンガリー帝国 における日本の名誉領事	手 嶋 泰 伸 (69)
運動部に所属する龍谷大生における心理的競技能力の特徴	鈴 木 啓 央 (83)
9軸慣性センサーによるゴルフ動作の動作解析への可能性	鈴 木 啓 央 (95)
ESD の視点を取り入れた中学校社会科公民的分野の単元開発 —社会的論争問題としての水俣病訴訟を事例として—	中 谷 昇 (107)
リベラル・アーツとしての食育を考える (2) —大学生の自己肯定感を高めるには—	福 田 豊 子 (125)

龍谷大学

上方落語の長屋ネタ

角 岡 賢 一

▶ キーワード

上方落語、長屋、家主、店子

▼ 要 旨

This is a collection of the stories of *Nagaya* House—terrace house—of Kamigata Rakugo. These homes typically consisted of a single room and a kitchen, covering an area of about 20 square meters. The residents were various craftsmen, including carpenters, plasterers, gardeners, papermakers, and barbers. Stories emerged from the daily lives of these ordinary townspeople. The districts were not located in the commercial centers, as large stores occupied the prime areas; instead, residential streets surrounded the commercial districts. During times of economic poorness, residents supported one another. However, when they struggled to pay rent, they had to negotiate with landlords. Traditional forms of entertainment, such as Bunraku puppet plays, Kabuki, Koshaku and Rakugo storytelling, flourished in this urban environment.

第一節 はじめに

本稿では上方噺から長屋のネタを集めて分析してみる。大坂は天下の台所と称された商いの地であった故に、船場の本店で繰り広げられる主従関係や客との取引などがネタとして格好の材料であった。他方で、街中で暮らす市井の人々は、長屋の住人として日々の生活を描かれている。考えてみると、船場など市中で本店を構える資産階級と、長屋で暮らす借家層は相補分布的で、中間は対象外なのである。階層構造としては、家主と店子の関係はあるが、長屋噺に家主が出てくる必然性は小さい。長屋の住人同士、隣人や夫婦が日常生活を送る中で、ネタが展開していく故である。

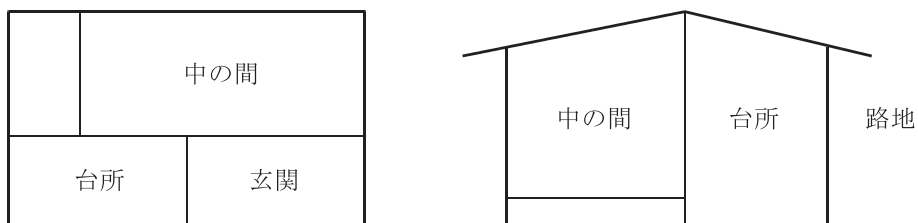
船場は本店が多く密集しており、商いの地であった。それ故、集合住宅としての長屋は船場の周辺にあった。地名として言及されるのは福島羅漢前や日本橋三丁目から五丁目にかけてという。本店の雑用をこなす「手っ伝い」職とは、常雇いではないものの用事ができるとその都度から母屋⁽¹⁾から請け負うという雇傭関係で、長屋住まいであった。この長屋の家主が母屋な

り本家でもあった。他に、家主を専業とする不動産業のような生業もあったであろう。長屋塼のマクラでも振られるが、月家賃の他に日家賃という制度もあったというのである。毎日、家賃を集めて廻るのであるから非効率で、それにかかりきりという生活になったことであろう。

そしてマクラや本筋で語られる生活というのは、大方が日々食べる物にも不自由するという暮らしである。「三月裏、六月裏、戸なし裏、釜一つ裏」と呼ばれる裏長屋はそれぞれ、三月の雛祭り、菱餅のように家が菱形に傾いている、年がら年中夏のように裸で暮らしている、戸を割って薪として燃やしてしまい、戸がない、四十八軒の長屋に釜が一つしかないで籤引きで順番を決めている、が謂われだというのである。衣食住の全面において、暮らしぶりが偲ばれる。

そのような慎ましい暮らしで、現代生活と異なり、昔なりの知恵とも言うべきであったのが掛け取りの仕組みである。つまり買い物をする度に現銀決済するのではなしに、節季毎に勘定を集計して集金するのである。これは買い手にとっては便利で、節季に現銀がないとなれば支払いを待ってもらうという利点が大い。その分、店にとっては売り掛けが回収できない場合がある。米や醤油、味噌、酒、野菜、漬け物など身近な物はツケが効いた。店によっては通い（通帳）を発行して、品物を持って帰る度にそこに記入して後で勘定を決済する仕組みになっていた。節季は毎月というのが多かったであろうが、年中で最も大掛かりなのが晦日である。この日ばかりは、というので店は取り立てるのに躍起である。借りた方は、融通が利かなければ断らねばならないので、これまた必死である。その応酬を活写したのが『掛け取り』という塼である。

住まいであるが、長屋はどこでも九尺二間と決まっていた。梁（間口）が九尺で奥に二間と、やや細長い間取りであった。これで六坪になるが、土間が半分ほどで、畳の間は六畳一部屋であった。三度三度の食事には、卓袱台を出すなり膳を並べるなりし、夜になると布団を敷いて寝た。便所は共用であり、風呂は風呂屋に出掛けた。ここに、陣内秀信氏「都市空間のなかの長屋」から、明治期の間取り図と立面図を参照してみる。



〈明治期長屋の間取りと立面図〉

この間取りで親子三人なり四人が暮らすとなると、いかにも手狭であっただろう。隣家との壁は鑿で穴を空けて覗き込んだり（塼『天神山』）、釘を打ち抜いたり（『宿替え』、江戸ネタでは『粗忽の釘』）というぐらいであったと言うから、推して知るべしである。

第二節 『不動坊』

まずは、長屋で暮らす独身男四人衆が繰り広げる珍騒動を『不動坊』という塼で見てみる

(『米朝全集』第七卷)。外題の不動坊とは、講釈師の不動坊火焰先生から取っているのであるが、不動坊先生は漸に入った時点では巡業の途上、広島で御難に遭遇してこの世の人ではない。「御難」というのは、旅巡業で不入りになり、二進も三進も動けない状況を言う。流行病で、広島で茶毘に付されたのであるが、女房のお滝さんが後始末に赴く。その費用を立て替えたのが長屋の家主であり、お滝さんの縁談を添えて利吉の元を訪れる。

(1)

主 「わしが世話しようというのは、奥から三軒目。不動坊火焰の女房のお滝さんは、どやちゅうねん」

利 「……あんた、やもめなぶりに来たらあきまへんで。そうでっしょないか、あんた今どない言うた。不動坊火焰の女房のお滝さんと、こない言いなはったやろがな。お滝さんにはあの講釈師の不動坊火焰という亭主さんがいてまっしょないかいな」

(中略)

主 「どなたか三十五円というお金を結納代わりに出してくれるお方があったら、今ある荷物を嫁入りの道具として、縁づきたいちゅうのや。まあ、分からん話でもない。で、わしも誰がええかいなあと考えたが、こらまあ気心の知れてる人のほうがよからうと思うて、おまはんには話を持ってきたんやが、相手はお滝さんや。どや、嫁はんにもらう気ないか」

利 「……まあ、ちょっとお座布団当てとくれやす、お座布団当てとくれやす……さよか、いやあ、お滝さんなら結構ですがな。あれだけの女子、ちょっとこの界限にいてまへんでえ (後略)」

家主の自称詞は「わし」で、利吉への対称詞は「おまはん」となっている。利吉から家主への対称詞は「あんた」と、卑尊度としては中立程度である。待遇表現として「言いなはった、お座布団当てとくれやす」と対者表現でも気を配っている。利吉は不動坊の先生が他界したことも知らなかったのであるが、家主の用件がお滝さんの縁談と判明してからは、掌を返したように好意的な対応になる。この家主は、お滝さんの窮状に同情的であり、再婚の世話までしようとしている。この縁談に利吉は乗り気になり、当日の内に嫁入りを、とまで取り決めてしまう。

これに先立つ段で、家主は「うちの長屋にはおまはんを入れて、やもめが^{よつたり}四人いてる」と切り出す。利吉の他は、漉き直し屋の徳さん、かもじ鹿の子活け洗いのゆうさん、東西屋の新さんという三人である。ここで、長屋の住人がどういう職を持っていたかの一端が知れる。漉き直し屋というのは、古紙を回収して再生紙を漉くというのである。その再生紙を「得用紙」と呼んだところから、名前の「徳さん」になったものであろう。かもじ鹿の子とは、日本髪を結うた時分の付け毛を言う。結髪には鬢付け油を使い、洗うのには湯が付きものなので「ゆうさん」という名になった。東西屋というのは、元来は下級の神職で「祓い給え屋」と称していた。その由来で名前を「神」を連想させる「しんさん」としたものである。祓い給え屋の職自体が世間に通用しないようになったため、東西屋と言ひ換えられるようになったと米朝師の解説にある。東西屋も、今ではちんどん屋と言ひ換えねばなるまい。祓い給え屋も太鼓やチャッ

パ（シンバル様の楽器）を打ち鳴らしながら街を流して歩いていただろうであるが、東西屋はその流れを汲んで、新規開業の商店を宣伝などを生業にしていたという。

縁談を進めるとなると、利吉は新居となる自室を掃除し、湯屋に行く。そこで婚礼の場などを想像して独り言を大声で喋るという場面に移るのであるが、このような内容を大声でまくし立てるとするのは、客観的にはあり得ないことのように思われる。しかし噺の進行上、漉き直し屋の徳さんが利吉の独り言を耳にして、他の二人を巻き込んで利吉に恨みを晴らさんと画策する流れになっていく。その仕返しというのは、利吉の長屋で屋根に登って、天窓から不動坊先生の幽霊を吊して下ろそうというのである。たかが悪口の仕返しとしては、手間がかかりすぎており、危険でもある。しかも雪の降る寒い晩である。現実世界では絶対にあり得ない、割に合わない仕返しである。しかし噺の流れとしては、次々に筋が展開していくので、聴く側として疑問を差し挟むことはないであろう。

人間関係が階層構造になっている商店とは異なり、長屋の住人同士という間柄が多いので、観念的には水平に広がっている。特異な人物としては、講釈師である軽田胴斎が扮する不動坊火焰の幽霊である。天窓から吊され、幽霊として利吉と取引までするという筋書きになっている。三人のうちでは徳さんが首領格で、ゆうさんと新さんに指図をして取り仕切る。ゆうさんと新さんが会話している様子は描かれていない。長屋の屋根から幽霊を吊って下ろすというのも詳細は事前に伝えず、軽田胴斎さんと呼び出した折には全体像が明らかになっているという段取りであった。考えてみると乱暴な筋運びであるが、そこを不自然に思わせないように聞かせるのが演者の腕であろう。

風呂屋で利吉が長々と一人芝居を打っていた中で、「痴話喧嘩の下稽古」と称して、お滝さんとの会話を空想していたのである。ここで、それを会話のように再構成してみよう。

(2)

利 「お滝さん」

滝 「まあこの人、自分の女房になったのに、それをつかまえてお滝さんやなんて、この人、なまたれてはるわあ」

利 「おい、お滝」

滝 「まあ、今まで朝晩道で会うたら、お滝さんお滝さん言うてたのに、自分の女房になったと思ったら急においお滝やなんて、こんな厚かましい人やとは思わなんだ」(中略)

滝 「不動坊火焰という遊芸稼人を亭主に持っておりますと、うわべは派手なようでございますが、夏は夏枯れ、冬は冬枯れ、芸人の息する時は、わずかよりありゃいたしません。同じ苦勞をするなら、どうぞ堅気のお方と所帯の苦勞をしてみたいと、長年思おとりました。利吉つあん、この長屋にはあんたを入れて、やもめが四人いてはりますが、あんさんどけたほかの三人、ろくなお方は一人もいててやおまへん。漉き直し屋の徳さんは鰐皮の瓢箪みたいな顔をしてはります。かもじ鹿の子活け洗い屋のゆうさんは、鹿の子の裏みみたいな顔で、東西屋の新さんは、商売柄とはいいいながら、大きな太鼓を腹にかけて町中をドンガンドンガン鳴らして歩いてはりますけれども、家の中はヒーフルヒーフル、節季の払いも、さっぱり泥かいちゃんぽんでおますわいな(後略)」

前段は、「お滝さん」と呼ぶか「お滝」と呼び捨てにするかで悩んでいる段である。後段は徳さん、ゆうさん、新さん三人の悪口をお滝さんの口を借りて並べ立てているという構成である。現実的には、お滝さんがこういう悪口を人前でべらべらと喋るということとはあり得ない。そういう意味では徹頭徹尾、利吉の想像なのである。徳さんとゆうさんについては顔の寸評である。「鰐皮の瓢箪」も、「鹿の子の裏」という譬喩も、今となっては通じにくい。米朝師の解説では、鰐皮のようにひび割れているという譬喩と、鹿の子の裏あげつらというのは、付け毛の裏側ということになる。新さんについては、商売や暮らし向きのことを論う。その描写は擬音語や擬態語が多い。太鼓の擬音語が「ドンガン」というのは納得できるが、「家の中はヒーフルヒーフル」というのは解せない。暮らし向きが苦しい様子を言う「ひいひい、ぴいぴい」と関連しているとも考えられるが、米朝師の解説では笛の音であるという。「泥かい」は「泥粥が正しいのかもしれませんが」との解釈である。「ちゃんぽん」は「ちゃっば」とも言い、金属片二枚を両手で持って、チャンチャンと打ち鳴らすという。一通り説明されても分かりづらい擬音語や擬態語であるが、語感が楽しめるので、違和感なくずっと耳に入ってくる。

寄席芸人の間でも講釈師は一目置かれ、「先生」と呼ばれていた。隣長屋に住まいしていた輕田胴齋先生に幽霊役を頼んだところ、日が暮れ時に徳さんを訪ねてきた。以下は二人の会話である。

(3)

徳 「はい……先生でやすか。どうもどうも、えらいご無理なことお願いしまして、まま……」(中略)

輕 「いやあ、はっはっ、私もな、こういうことはいたって好きで」(中略)

輕 「わしが死ぬなりすぐに嫁入りとは胴欲な、それが恨めしゅうてよう浮かばん。二人とも髪をおろして坊主になれ、と」

徳 「へえ、そんなこって結構でおます」

以下、ゆうさんと新さんはそっちのけで、徳さんとの打ち合わせに終始している。徳さんは呼びかけを「先生」とし、尊敬語で遇している。胴齋さんは自称詞を「私」としている。利吉宅に向かう道中、雪が降る中を胴齋さんは幽霊衣装として長襦袢一枚で歩いている。「あんた方はまだ着物を着てござるからよろしい。私はこの長襦袢一枚……」と嘆く。複数形対称詞は「あんた方」で、尊敬語の補助動詞「ござる」は珍しい。これも考えてみると、道中は上に何か着て防寒すれば済む話である。利吉宅に着いてから襦袢一枚になるだけという段取りであるが、演出としては胴齋先生が寒がっている方が面白い。「わしが死ぬなり、、、、」以下は、幽霊役として利吉とお滝さんに語るというので徳さんが伝授した台詞である。

利吉宅に到着した一行四人、雪の降る寒い晩に長屋の屋根に上がるのも一苦勞である。首領格の徳さんが取り仕切って差配したのであるが、指令が大雑把で正確に伝わっていなかった事態が屋根上で一大騒動になる。ゆうさんには、幽霊火を焚くのにアルコールをかうようにと一升瓶を用意していたのであるが、いざ着火しようという段になって、以下のようなことになる。

(4)

徳 「こんなもんお前、どこで買うてきたんや」

ゆ 「表の餅屋」

徳 「餅屋にアルコール売ってるか」

ゆ 「売ってるがな、皿に並べて一つ五厘」

徳 「何がいな」

ゆ 「あんころ」

徳 「……あほっ、アルコールやがな。アルコールとあんころと間違ふ奴があるかい……なんちゅう……またな、どこぞの世界に瓶を持ってあんころ買いに行く奴があるねん、お前」

ゆ 「餅屋のおっさんも言うてたわ。詰めにくい」

徳 「当たり前じゃ、あほっ。こんなあほやとは思わなんだ。しかしお前は間に合はん奴やな。こんなもん買うてきて、なんで幽霊火が出せるねん。あほっ、かすっ、ほけっ、ラッパ……」

ゆ 「ぼんぼん言うな、ぼんぼん。……そらわいはあほや、わいはあほやわい。あほなりゃこそ、この雪の降る寒い晩に屋根へ上がってこんなことしてんのやないか。これ、やろう言い出したんはお前やぞ。わいがあほか、お前があほか、下の利吉に聞いてもらおう」

世にも珍妙な会話である。徳さんの構想では、幽霊を天窓から吊して下ろす際に幽霊火を焚いて太鼓で効果音まで用意するという芝居があった画であった。たかが湯屋で悪口を言われたぐらいの腹いせにこれだけの仕返しを画策するのも尋常ではないが、雪の降る寒い晩に四人がかりで屋根に上がっているというのも常軌を逸している。徳さんはゆうさんに対して「あほ」と連呼しているが、「あほっ、かすっ、ほけっ、ラッパ」という面罵は珍しい。上方言葉にはこのような類の語彙は豊富なのであるが、面罵する場面は少ない。また面罵する場合は語彙数が多いほど効果的で、滑稽さも上乘せされる。ゆうさんが「そらわいはあほや、わいはあほやわい。あほなりゃこそ、この雪の降る寒い晩に屋根へ上がってこんなことしてんのやないか」と言い返しているのも、一面で理屈が通っているようでありながら、珍妙極まりない。筋立てが荒唐無稽であることを意識させず、爆笑を呼ぶ場面である。対称詞はお互いに「お前」である。終助詞では、「何がいな」や「わいはあほやわい」の「がい、わい」というように野卑度が高い選択がなされている。終助詞の効果が最大限に活かされている。

このような騒動があったが、幽霊火なしで決行することになり、胴斎先生は天窓から下ろされる。打ち合わせ通りに上掲(3)にある口上を述べたのであるが、利吉が予想外の反論をする。

(5)

利 「あんたに恨まれる覚えは、私はないつもりやがなあ。そやろ、おまはんが生きてる間からやで、なんか二人の間にあったちゅうのやったら、そら恨まれてもしょうがないけど、おまはんが死んだあとで、ちゃんと仲人を入れてもろたんや。そのどこが気に入らんねん。しかも、おまはんが残した三十五円という借金は誰が払たと思てんねん」

軽 「……そういうことは何も聞いてないん……とにかく恨めしい」

利 「難儀な幽霊やな（後略）」

利吉は幽霊を怖がっていないどころか、借金の件まで持ち出す。胴斎先生は、そこまで事情を言い含められていなかったの、「そういうことは何も聞いてないん」と言うしかない。「ないん」という語末は終助詞「の」が撥音化したものであろう。「とにかく恨めしい」という言い分もまた珍妙である。利吉から幽霊への対称詞は「あんた、おまはん」の併用である。自称詞は「私」と丁寧である。利吉は、銭で片を付けようとする。考えてみると、幽霊に現銀を渡すというのも理屈に合わないが、金貸しとしての職業柄であろうか。最初は十円という額を提示するも、幽霊は「……十円では恨めしい」と拒絶する。もう十円上乘せして、二十円とすると幽霊も納得した。奇妙な駆け引きである。利吉は当初から幽霊というのを訝しんでいたが、この段では金銭で解決しようというように考えていたのであろう。交渉が妥結したので、屋根の上に居る三人が幽霊を引き上げようとした。下ろすときは慎重に事を運んだのであるが、引き上げるときは乱暴に引っ張ったので、吊り下げていた紐が途中で切れて幽霊は利吉とお滝さんの元へ落ちてきた。利吉は「お前一体誰や」と問い詰める。「へえ、私は隣裏に住んでる軽田胴斎という講釈師で、ほんの洒落に」と白状すると利吉は「なに、講釈師。お前らが何が講釈師やい。横着師ちゅう奴じゃ」と畳みかける。胴斎先生が「いえ、幽霊稼人でございます」としてサゲになる。これは「遊芸稼人」との口合い（地口）になっている。もはや幽霊ではないと判明したので、「お前」呼ばわりになっている。夜中に天窓から忍び込んでくるというような、住居不法侵入罪として成立するであろう行いの結果であるから、当然の対応であると言える。遊芸稼人とは、明治時代にできた鑑札制度である。この鑑札がないと、芸人は興業に出て稼ぐことができなかった。

自称詞は全体を通して「私、わし、わい」と三種類のみで、話し相手による揺れは見られない。しかし対称詞は、誰に向かって話しているかで使い分けている。典型的なのが、利吉が幽霊に対しては「あんた、おまはん」であったのが、下に落ちてきてからは「お前」というように変化している例を挙げることができる。家主が利吉と話している折も、「おまはん」というのは多少なりとも他人行儀であるが、「そうと決まったらお前、花婿やで。ちいときれいにせなあかんがな」というように命令口調になると「お前」呼ばわりになっている。利吉を除くやもめ三人衆では徳さんが首領格で、ゆうさんは二人に追従している、というような具合になっている。長屋の住人四人と、家主及び講釈師とで社会階層が分かれている様子が窺える。講釈師も長屋暮らしであるが、仕事柄で「先生」と奉られている事情が言葉遣いに反映されている。

第三節 『貧乏花見』

江戸ネタでは『長屋の花見』という外題であるが、上方噺では『貧乏花見』と、身も蓋もない。江戸ネタでは家主が音頭を取って店子連中を花見に連れ出すことになっているが、上方噺は、朝方降っていた雨が途中で止んだために仕事に出そびれた連中を誘い出して花見に繰り出そうというのである。サゲ近くまで、長屋の連中が工夫をして本物の酒肴を代用して花見を楽しむとしていた宴の様子が描かれる。しかし最後に、とうとう喜六と清八が辛抱堪らず、隣

の宴席にあったご馳走に目を付ける。二人は相对喧嘩を仕組んで隣の宴席から人を追い払い、自分達の席へ酒肴を運ぶ。最後に、元の宴席から幫間が談判に来てサゲになる。長屋暮らしが貧しかった時代、食べる物にしても着るものにしても余りに写実的である。蒲鉾、素麵、卵の巻き焼きがご馳走だというのである。それぞれ、釜底のおこげ、醬油は「箸ではそめん」、玉子焼きと色が似ているので沢庵、という代用品なのである。着るものは、「総紙」というのが子供の手習いで真っ黒けになった半紙を貼り合わせて紋は紙で張り、羽織の紐は紙縫いと思えば、体にぴちっとした洋服に見えるのは素肌に墨を塗っている、という具合である。

米朝師の『貧乏花見』マクラで、長屋の住人がどのような仕事をしていたか紹介されている。羅宇とは、煙管の吸い口と雁首を繋ぐ竹管で、煙草の脂が詰まるので蒸気で掃除したり、竹管そのものを替えたりする。立ちん坊は、人力で荷車を引いていた時代、上り坂で助力をして手間賃を貰うというものであった。噺『不動坊』の徳さんは漉き直し屋ということになっているが、これは紙屑買いと同商売とも言えよう。古紙を買い集めて、自分で漉き直して売れば商売になる。かもじ鹿の子活け洗いは、付け毛に髪油が付くのを洗い流すのである。東西屋の新さんは、下級の神職がチンドン屋になっていったという変遷の途中で、芸人と分類できるであろう。これら多様な職種のうち、「出職」というのは屋外でする仕事であり、雨が降ると休みになる。『大阪ことば事典』には見出し語として挙がっていないが、『広辞苑』（第六版、1920頁）には「他に出かけて行って、そこで仕事をする職業。左官・屋根職・庭師の類」という説明がある。

長屋一統で花見に行こうと相談が纏まって、招集がかかる。嫁はん連中もそれなりの支度をする。

(6)

男 「女子連中もしゃれたある、髪をちょっと梳きつけてお白粉のひとつもはたいたら見違えるようやないかいな。お梅はん、しかしあんたの着物変わってるなあ。裾模様ちゅうのはようあるけど、おまはん上に模様があって下が無地やがな。そんなんこしらえたんか」

梅 「アほらしい、着物なんかこしらえられるかいな。わてとこ夫婦のあいだに着物が一枚しかあれへんの。うちの人いつも仕事行く時な、法被、腹掛けやさかい着物わてが着てるやろ。今日はあの人に着せたから、わて何もあらしまへんねん。しゃーないさかい、上のほうはお襦袢を着て、下のほうは何にもないのん頼んないさかい風呂敷を巻いて、あいだへ帯締めたんや」

男 「ええ度胸やなあ、襦袢と風呂敷で道歩くちゅうてるで。その風呂敷落とさんようにしてや、落ちたらワヤやがな……」

例によって誰が喋っているか判然としないのは、群衆劇たる所以である。「お梅はん」と呼んでいることによって、話し相手の名は知れるが、相対的に嫁はん連中は数が少ないように描かれている。服装についての問答は、これ一件のみである。男からお梅はんへの対称詞は「あんた、おまはん」の併用で、ある程度距離を置いているようである。お梅さんの自称詞は「わて」である。

満開の桜宮に着くと、花見の場所を取って周囲に幔幕を張ろうと言い出す。

(7)

男一 「あるやないか、嫁はん連中の腰巻出してもろて、ぐるりズツと吊るぞ」

男二 「幔幕の代わりに腰巻、えらいことになってきたで」

男一 「ちょっと、幕出してや幔幕」

松 「幕出すのん。かなんなあほんまに……、ほな、ちょっと頼んます」

男一 「コラ、何でわしの顔へ放るねん……、これお松つつあんの幕、、汚いなあ」

松 「心悪そうにしいなや、それまだサラやし」

男一 「この汚い腰巻が、サラか」

松 「去年の夏買うてから、まだいっぺんも水くぐらずやがな」

男一 「くぐるほうがええねん、誰もこの幕の風下へ座りなや、けったいなカザがするで」

女 「ちょっと頼んまっさ」

男一 「何でいちいちわしの顔へ放るねん、そのへんに掛けときいな……。わ、わあー、見事に張りよったで、この幕張ついたら火事でも逃げるなあ」

先ほどのお梅はんに続いて花見の場では、お松さんと幔幕の談判になる。「サラ」とは新品の意で、お松さんの考えでは購入して一年以上になるが、水を濡らせていない——つまり洗濯していないので新品、というのである。『貧乏花見』という噺、長屋暮らしで手許は不如意であるが、全て何かで代用しようという趣向が徹底している。長屋を出る前に持ち寄ったご馳走と衣装もそうであったが、ここでは花見の幔幕に代えて女房連中の腰巻きを周囲に吊そうというのである。「サラやし」の終助詞「し」は、女言葉に特有で、卑尊度では中立よりもやや卑に振れる。用例は少ないので貴重な例である。

酒肴から、幔幕に至るまで全て本物の代用で済ませようとしたが、酒盛りならぬ茶菓盛りでは酔いようがない。清八は隣の宴席に目を付けて、喜六と相对喧嘩をして暴れ込み、酒肴を横取りしようと企んだ。以下は、相对喧嘩からの場面である。旦那が家族や女子衆を連れて、宴を張っていた。幫間の一八も席に連なっていた。

(8)

八 「いつまでやってんねん、この間に酒や肴を」

六 「ああそうや、それ忘れてた」(中略、長屋の連中で酒肴を運び去る)

旦那 「ちょっと皆こっちへ、こっちへ、こっちへ集まり。ああいう手合いは酒を呑んだらじきに喧嘩をしよるで、どうもならん。怪我人はないか、怪我人はないかえ、ええ、あの坊も嬢も大丈夫か」(中略)

女子衆 「確か、ここでおましたんやけどなあ。酒樽もお重もあれしまへん」

一 「確か……ああ、ここに間違いおまへん。ここでのやけどなあ……ご馳走やみな、どこへ行てもたんやろ……あつ、旦那」

旦那 「なんや」

一 「向こ見てみなはれ。あすこであのなんや、腰巻吊ったりして酒飲んでる連中。どう

もわしゃ最初からおかしな具合やと思ってたんだ、あれ、ええ（中略）あれあの酒樽も、あれうちのんですわな、ええ、人を馬鹿にしやがって。おら今から行て、この、この一升徳利持って行て」

旦 「おい、ちょっとちょっとちょっと、そんなことしたらいかん、一升徳利振り回したかて、向こうは大勢やで」

一 「いいや、あほらしもない。何言うてなはんねん。幫間ちゅうたらなあ、酒飲んでご祝儀もろて、あほなことばかり言うてる奴やと思われたら、わてもいやでっせ。へえ、こういう時に一番台詞の一つも言うたらなんだら……なんかしてんねん、なんぼ……酔うてえしまへんて（中略）やい、こら一っ、おのれら誰の酒、飲んでけつかんねん」

長屋 「おーい、何や言うてはるで、向こうのん（中略）ああ、お宅さんの酒肴飲み食いしてまんねん。ええ、もうこんな結構なご馳走、はあ……いただいたん久しぶりでんね、こらよろしわ（中略）こんなご馳走食うて、こんなうまい酒飲んだ時にはあーんといかれたら極楽往生や。さあ、殺せ。さあ、どつけ」

旦那は事なかれ主義で、長屋の連中がしたいままにさせておこうとした。しかし一八は、酔いの勢いもあったのか、酒肴を取り返してこようと勇躍、長屋連中の席に向かう。「おのれら、誰の酒、飲んでけつかんねん」とえらい剣幕である。対称詞では最も野卑度が高い「おのれ」である。一八は、旦那に対しても「なんかしてんねん」と荒い言葉になっている。これは本来ならば、鼯鼠に与る旦那に対しては禁句であるが、長屋の連中に殴り込みを掛けようかというので勢いが余っての所作であろうか。長屋の連中は、酒肴を運び去ったことを認めたばかりか、開き直っている。(8)で引用した終段、長屋の連中も一八に対して「お宅のお酒とお肴といただいとります」というように丁寧な言い方であった。ところが開き直るに連れて徐々に言葉遣いも荒くなり、「鉢巻さらして、尻からげして片肌脱いでるんやないか。喧嘩しにうせたんやろ」と詰め寄る。「うせる」は語源的には「失せる」で「去る」の意であったのが、逆に「出現する」という意味でも卑罵表現になっている点が面白い。一八が一升徳利で「お替りを持って来ました」とサゲる。

長屋の連中と一括りにしたことによって、自称詞も対称詞も多様である。「私」というのはかなり気取ったように聞こえる。「わたい、わし」というのは卑尊度では中間と分類しているが、「わし」の方がより広範な状況で使用されるように思われる。「わたい」から「わて」へは、母音交替による変化を経たものと考えられる。一八の例「おら」は「俺」に係助詞の「は」が続いて音韻変化を起こしたものであろう。一八は、相對喧嘩の場面から後に出てくるので、喋っている口数は少ないが自称詞の種類は多い。長屋の連中では、一八が乗り込んでからの応対が変化している様子が見て取れる。初めは「お宅さん」と敬度も高かったが、途中から一変して「おのれ」呼ばわりし、「さあ、殺せ」とまで開き直る。その勢いに怖じ気づいた一八が「酒のお代わりを持ってきました」でサゲになっている。

春の一日、長屋を出る前からわあわあと賑やかで、食べ物も着るものも不自由な中を工夫して楽しんでいる様子が面白い。サゲ前で本物の花見をしていた旦那一統に絡むことによって、言語表現としても極端な卑罵語が見られたのが収穫であった。

第四節 『饅頭こわい』と『田楽喰い』

続けて、似たような噺の運びである『饅頭こわい』と『田楽喰い』を纏めて見てみる。共に、長屋の一室で若い連中が集まってわあわあと喋っているというような場面で共通している。『田楽喰い』では酒盛りになる。人数として、十人前後であろうか。五人、六人という想定では少なすぎる。それぐらいの人数であれば偶然でなくとも集まることも多いであろうが、少なくとも十人は揃わないと若い者がわいわいがやがやと他愛もないことを喋って盛り上がる状況は想定しづらい。ある意味での群衆劇である。しかし噺での演出上は、そのような大人数の集まりであっても、基本は一对一の対話でないと筋を進めにくい。これは話術の都合上である。その辺りを、対話を再現しながら見てみよう。

『饅頭こわい』（第七巻）

この噺は、長屋の一室に集まった十人ほどと思われる若い連中が、好きなものと嫌いなものを尋ね合うという趣向になっている。非常に単純な構造で、間に挿話的な物語を挟まないとあっという間に終わってしまう。ここでは、間に挟まれる「親爺さん」と呼ばれる長老格の男が見た夢が、一つの山場を形成する。独立した噺としては短いにしても、怪談じみた語り口で周りの若い衆を怖がらせる。結末はどのようなことかとハラハラしていると、呆気なくオチがつく。他の登場人物は、妻帯者も混ざっているとしても、独り者が多いと思われる若い年代層である。親爺っさんの夢談義は、そういう観点からは一話中で浮いていると言えるかも知れないが、『饅頭こわい』という噺では一つの核である。本筋は、「饅頭がこわい」と白状する佐藤光太郎なる人物の造形である。この人物評が、端的に一件の騒動を画策する動機となっている。曰く、「あの光つあんちゅう男、常から高慢な奴やで、あれ。人がみんな、わあわあ、わあわあ、なあ、あほな話してても、いっつもみんなの後ろのほうから、にたにたにたにた、黙って笑て、こいつらみな、あほかいなあてな顔しとおるやろ、あれ。あのガキむかついてしゃあないことがちょいちょいあるねん」というのである。これは、饅頭のことを聞いた光つあんが「震えが出てきたので帰してもらいます」と中座した後に評しているのである。光つあん自身が述懐するように、甘い物は好きであるが酒は一滴も飲めない。そういう事情もあって、周囲でわあわあ騒いでいるのに距離を置いていることになっているのであろう。

誰言うともなしに集まった面々、自然な流れで何が好物か尋ね合いが始まる。皆、近所に暮らしており、年格好も近い。何かを決めようという会議体ではないのであるが、一人が座を取り仕切って司会進行役のようになっている。この進行役が、順番に好きなものを尋ねていくのである。酒、女子、羊羹、牡丹餅、鯛の井と次々に答えが出てくる。六番目に、「まあ、わしの好きなものと言うと、臘月夜か」と言い出す。これは、臘月夜に散歩をしていたところ、大金が入った財布を拾うという空想譚なのである。これを警察に届け出て、半年後に下げ渡しになるというのである。「そんな大層な話やないのやがな。ちょっとした食べ物では何が好きや、ちゅうねん」と問い直されて、「それやったら、辣蕒や」と、落差が大きいところが笑いを誘う。

次は逆に、嫌いなものを列挙していくと、爬虫類や昆虫、両生類などが次々と挙げられる。

政はんと呼ばれる男は、狐に化かされるという話をする。そこへ親爺さんが、「若い者が寄って何を騒いでるのじゃ」と入って来る。「怖いもんというたら親爺さん、あんたは、怖いもんは何一つないちゅうて、常から威張ってなはるお人でんなあ」と話を振られて、何十年前、若い時分のことを話し出す。雨の降りそうな夜中に、農人橋で身投げをしようとしている若い娘を見かけたという。止めようとするが、娘は言うことを聞かない。なおも言い聞かせようとしたが、娘は「死にたい、死にたい」の一点張りで、とうとう見限って立ち去ったところ、後ろからザブーンという水音が聞こえた。「ちょっと親切が足らなんだばっかりに仏になったか」と後悔しているところへ、濡れ草鞋で歩くような足音が、じた、じた、じた、、と追ってくる。見ると、娘が身投げの折に欄干に当たった額が割れて血みどろ、水に濡れた髪が体にへばり付いて、滴が落ちている。以下、親爺さんが再現した会話である。

(9)

娘 「さっき、助けてやろうとおっしゃったお方へなあ」

爺 「いかにも最前助けてやろうと言うたんはこのわしや。助けてやろうと思う親切があればこそ、赤の他人があれぐらいに言うてやったんやないかい。その言うことも聞かんと、おのれ、勝手に跳び込みさらしたんや（後略）」

身投げを止めようとした折は「これ待ちんか、なんちゅうことすんねん」というように話しかけていたが、この段になるとかなり乱暴な話し振りに変わっている。対称詞は「おのれ」と最も野卑度が高い。「跳び込みさらしたんや」と、補助動詞の「さらす」もまた野卑度が高い。とど、これは夢を見ていたとサゲが付くのであるが、娘の言い分と言い、地の語りも真に迫っている。好き嫌いを言い合う場面では、この語りが格段に長い。

そして最後に尋ねられたのが光つあんである。散々に言い渋った答えは、「実は……面目ない話でんのやけどな、あの、お、お、お饅が怖いん」とあった。「饅頭」ではなく、「お饅」という言い方をしている。これは「饅頭」という、そのものずばりの名前を避けたものであろう。吃音は、恐怖で舌がもつれている、というような印象を持たせる効果がある。どちらにしても、答えにくい質問にやっとのことで答えた、という話し方であった。「怖いん」は、終助詞「の」が撥音化したものであろう。これを聞いた連中、日頃から光つあんなを快く受け容れていなかったところから、趣向を考える。「饅頭」と耳にただけでも震え上がるぐらいであるから、光つあんが寝ている部屋に饅頭そのものを放り込めば、どういうことになるか、、、

それぞれ手分けして、上等の饅頭を買い集めてくる。薯蕷、太鼓、三笠、金鰐、袱紗、へそ、田舎、そば、とどれも当時実在した名物ばかりである。これだけ数えても、八人はこの趣向に乗ったものと思われる。一同がそれぞれ求めた饅頭を持って、光つあん宅に向かう。先導役は、座を取り仕切っていた男である。

(10)

先 「光つあん、どんな具合でやす、おあんばいは。みんな心配して見舞いに来ましたんやがな。どんな具合です」

光 「へえっ。えらいすんまへなんだ。おかげさんで震えだけは止まったような具合で」

先 「ああ、さよか（中略）そーれ行け。そーれ放り込め、放り込め」

甲 「うわー」

先 「きゃー、バタバタ。きゃー、バタバタ。きゃー、バタバタ」

甲 「……お前がきゃーバタバタ言うてどないすんねん」

先 「あれ……わいか」

甲 「わいかやあれへんがな。光つあんがきゃー、バタバタ言うというんでみな買うてきたんやないかいな。光つあんのほうはしーんとしたあるがな（中略）きゃーもバタバタもなんにもあれへんやないかい。どないしてくれるねん、これ」

先 「わいに怒ったかて知るか、そんなもん（中略）たぶん、こうやったら、こうなるんやろうと思て、やったんやけど、ちょっと静かすぎるな、それにしたかて（ト書き：覗いて、他の者を手招きする）」

甲 「どんな様子や」

先 「……光つあん死んだ」（中略）

甲 「死ぬか」

先 「死ないでえ（後略）」

このように、一行の中で先導役ともう一人がひそひそ話で場面を進行している。噺としては、最も変化に富んでいる山場である。光つあん宅の前で勢揃いした一行は、先導役の合図と共に用意してきた饅頭を放り込む。今までは、光つあんが悲鳴を上げて「きゃー、バタバタ」という騒動になると信じ込んで、大枚をはたいて上等の饅頭を買い揃えてきたのである。ここで実際に「きゃー、バタバタ」と騒いでいたのは、当の先導役なのである。これは、一人語りで舞台背景も何も無いという語り方を逆手に取った演出である。鳴り物もお囃子も用いず、擬音で「きゃー、バタバタ」と喋るのが全てである。「お前がきゃーバタバタ言うてどないすんねん」と突っ込まれるまで、誰が騒いでいるのか分からない仕組みになっている。「死ぬか」「死ないでえ」というのは、反語になっている。前著『上方落語に見られる待遇表現』第六章第六節で、反語形式について論じている。上方噺には、この反語形式が頻出するのである。「死ないでえ」は、本来は「死ないでか」と終助詞「か」を伴う方が落ち着くのであるが、敢えて現代の標準的日本語に当てるとすれば「死なないということがあろうか」とでもするより仕方が無い。統語的には「死ないで」というのは、動詞「死ぬ」の連用形に否定の助動詞「ない」、接続助詞の「で」と分析されるであろう。つまりは「死なないで」に相当する前半しか具現化されておらず、後半の「おられようか」は省略されているという分析である。この後、光つあんが死んだとなれば殺人事件であり、新聞記者や警察署長までが現場に来るという想像になる。「署長まで来るか」という問いに対しては、「来いでかい」という返答である。またしても反語である。新聞記事には、「饅頭殺人事件……友達共謀して、佐藤光太郎なる人物を、饅頭にてあん殺す」と報道されると想像に及ぶ。「あん殺」は、饅頭の餡と暗殺の口合いである。ここで光つあんの姓名が明らかになる。

以上は光つあんの計略で、「饅頭が怖い」と仄めかせて自宅に戻れば、皆して饅頭を調達して投げ込むであろう、という想定をしたのである。果たしてその通りに筋書きが運んでいくのが、落とし噺としての造作である。一同「また騙されたんやがな」と気が付いても、後の祭り

である。サゲは「あんたのほんまに怖いもんはなんでんねん」と尋ねられて、「今度は……熱いお茶が、怖い」と答える。ここでは、「怖い」が「欲しい」の意になっている。

親爺さんが年格好から年配で長老格であるという以外、一同は同年配で対等の立場であったという推定が成り立つであろう。先導役は、自発的に座の進行を司っていたのにすぎない。商店のような階層構造とは無縁である。光つあんを除いては、仲間内として遠慮の無い話し振りである。ところが光つあんは、常に敬体で応じ、一同も同じように距離を置いた話しかけになるのである。

自称詞は、全員が「わし」と称している。その他には、「わい」と少し野卑度の上がる自称詞が部分的に見られた。仲間内での日常的な会話であるので、自称詞は畏まる必要がない。自称詞はこの二種類のみである。

先導役は誰に対しても話しかけているので、相手に応じた対称詞の使い分けが見られる。親爺さんと光つあんに対しては、多少は気を遣い「あんた」と呼んでいるが、それ以外は「おまはん、お前」である。しかし上掲の人間関係図で明らかなように、先導役以外が互いに話をすることはなかったのである。つまり、この噺は先導役一人と誰かが話しているという一方的な構成になっているのである。例外は、政はんと親爺さんが語る怪談もどきで、狐や若い娘と交わしたという怪しげな「会話」のみである。また「女性」としての話し言葉も、二人の話中で再構成された部分だけである。

『田楽喰い』

長屋ものと分類した『田楽喰い』は、『寄り合い酒』と同じような筋立てである。長屋の連中が集まって、持ち寄り散財をしようという相談をしている。『寄り合い酒』では酒も肴も銘々が段取りして持ち寄りをしようとしているが、『田楽喰い』は兄貴分宅の前に据えてあった薦樽に目を付けて、その割り前に与ろうという相談に行き着く。そして兄貴分の知恵入りで、近所に開店した田楽屋から提供された豆腐の田楽まで無料でせしめる、という上首尾にまで運んでいくのである。田楽は「おでん」の語源になっているのであるが、本来の田楽とは串に刺した具を火で炙ったものである。そこから派生して、今で言う「おでん」は出汁の中で煮込んだものを指すが、これは元来「関東煮き」と称した。

まずは若い者が自然と寄り集まったので、飲もうかという相談になる。酒と肴を調達するとして、一人分の割り前が五十銭、というので各々持ち合わせがあるかと尋ねていくが、誰一人として出す者は居ない。そのうちに一人が、近所の兄貴分宅で二斗樽の薦被りを見かけたという。それを頼りにして、計略を巡らせる。兄貴宅での場面を採録してみよう。兄貴以外の若い連中は、甲乙丙丁、、、としておく。

(11)

甲 「兄貴、いてなはるか」

兄 「おう、こっちイ入りいな、どないしたんや」

甲 「へえ。今日はな、若い連中がこう顔が揃いましたんや。久しぶりや、ひとつ一杯やろかちゅうことになったんです。へえ。一升瓶が十本手廻ったんで、これだけあったら飲めるわいと思て、さあ、どこで飲もかということになったら、これだけの人数あんた、飲

む場所がおまへんのや。えらいすんまへん、えらいまたあやかし（まぜかえし）ますけどな、奥の座敷が兄貴とこ広いよってに、部屋を貸してもらえんかと思て」
兄「おお、そらまた景気のええ話やなあ（後略）」

兄貴分と奉っているだけのことはあって、言葉遣いにもその配慮が出ている。究極の狙いは表に据えてある薦被りなのであるが、そこは遠回しに一升瓶十本を自前で調達した、という架空の話をでっち上げて、奥の座敷を借りたいという態を装う。しかしその一升瓶十本は、現物が元々ないので、途中で割ったと嘘を嘘で塗り固めようとするが、予め打ち合わせが徹底していなかったために、受け答えがしどろもどろになる。とど、「兄貴、もう怒らんといて。こいつら一升瓶を十本も割ったもんで、うろがきて、ものもあんじょう言えないねん」と言い逃れをして、兄貴分に「この薦樽が目に入らんのかい、、、（中略）みな、酒屋なんかへ行かいでもええ。上がってこい」と言わせることに成功した。まことに気前の良い兄貴分である。

噺で田楽は、ただ食べるのでは芸がないので、「ん」つまり撥音を伴う語を言うと、一音につき一本を宛がわれるという趣向になる。一種の言葉遊びである。田楽は味噌を付けるので、験が悪い。そこで田楽を食べる際に「ん」の字が付く語を言い、一字当たり一本を割り当てるとするのである。「ん」は「うん」に通じ、「運がつく」と験を担いだものである。以下、一人が座を仕切っている。

(12)

甲「お前からやれ」

乙「いやあ、とてもよう言わん」

甲「なんでもかまへんのや。んちゅうたら一本やるねやがな」

乙「ほなまあ一本もらお」

甲「おう、これこれ。言うてから手エ出しいな」（中略）

乙「よう言わんちゅうて、んが入ったあるやろがな」

甲「よう言わんのんか……ああそうか、ほなまあ一本持っていけ。おい、隣。お前、なんか言うてみい」

丙「私はなあ、れんこんと二本もらいまひよかな」

噺の外題として『田楽喰い』の他に『うん廻し』とすることもある。「ん廻し」では具合が悪いからであろう。ここでは「ん」という音のままを標記しているが、演者によっては「うん」でないと言にくい場合もある。最初は「大根、人参」など撥音が一字二字含まれる単語から始まったが、次第に複雑になっていく。「本山、坊さん、看板がん」などと、単語を重ねてなおかつ意味の通る文単位とまで長化してくる。挙げ句の果てが「先年神泉苑の門前の薬店、玄關番人間半面半身、金看板銀看板、金看板根本万金丹、銀看板根元反魂丹、瓢箪看板灸点」である。漢字で表記すると意味は辛うじて捉えられるが、これが音声言語となると何やら呪文のようである。格助詞の類を極力省いている結果である。説明によると、「京都に神泉苑ちゅうところがあるやろがな、あそこの門前を通ったら、薬屋があるのや。その薬店に、玄關番みたいに人間の半面半身のこんな木像があるやろ。半分体を断ち切って内臓やなんかを見せ

た人形な、あれがこう玄関番みたいに置いてあるねん。で、金看板と銀看板があつて、金看板のほうは根本万金丹と書いてあつて、銀看板のほうには根元反魂丹と書いてある。別に瓢箪型の看板があつて、灸点……やいと点やな、灸点おろしますと書いたある」と言われると納得はいくが、それにしても半ば無理矢理に漢語の羅列である。このように無意味な長文であつても、有意味であつても息をつかせず言い立てるのを「立て弁」という。この立て弁が聞かせ所である一方で、サゲは取って付けたような凡作の部類で、ここでは省略する。

ここでまず、技術的な面から断っておかねばならぬ事情がある。それは、若い衆連中は十人内外という大勢であつて、だれが発言しているのか特定しにくい、という点である。それもあつて、仲間内で喋っている間は「わし、お前」が基本である。「わし」よりも野卑度が高いと考えられる「わい」も出現するが、「わし」が無標である。中には「私」と他人行儀な自称詞を使う御仁もあつた。総括すると、仲間内で気を遣わない場面での会話である故に、人称代名詞の変種はごく少ない。しかも、若い男というように年代や性別が偏っているという事情も、このように語彙分布が限定される要因となっていると考えられよう。「ん」音が含まれている単語を選ぶという言葉遊び的な面が強調されるネタである。

第五節 『天神山』

長屋噺ではあるが、風変わりと言おうか、幽霊や狐と所帯を持つという異類婚姻譚である(五代目文枝師の口演による)。ミナミに近いという場所柄から考えると、日本橋の長屋であろうか、花見の季節である。近所で変ちきの源助と二つ名を取る偏屈な男、人並みに花見に行くのでは工夫がない、口から出任せの「墓見」というのに自ら興を得て、一心寺に出かけてくる⁽²⁾。そこで墓を見ながら一杯飲んで、帰り際に髑髏を見つけて長屋に持って帰る。廻向の真似事をしたその晩、幽霊が礼を言いに来て、そのまま妻夫になってしまう。翌朝、隣に住む胴乱の安兵衛という男が一部始終を聞き、「それならわしも」というので一心寺に出かけるが、同じようになるはずはない。向かいの安居神社で狐を捕まえようとしていた男からこれを譲り受け、哀れに思い放生する。その際に「嫁を世話してくれ」と頼んだところ、狐は女に化けて安兵衛と所帯を持つ。二人は童子という子までですが、長屋の者が狐と妻夫になったと言い立てるので、泣く泣くミナミに帰って行くという筋立てになっている。芝居の『芦屋道満大内鑑』を翻案した、ということになっている。

幽霊も狐も、ひとまず長屋の住人として収まるのであるが、幽霊はその後が語られていない。狐は長屋の住人があれこれと言いつて立てるので、童子を残してミナミに帰ってしまうが、数年は長屋暮らしであった。狐捕りの男だけが長屋の住人ではない。人物相関としては、水平に広がる構図である。前半が源助、後半が安兵衛と主役が入れ替わるというのも特徴的である。清八と狐の女房を結ぶ線は複雑であるが、これが長屋の連中に狐であることを気取られる駄目押しになったのである。

夜中、源助の元へ幽霊が訪ねてきて、表の戸を叩く場面である。

(13)

幽 「ちょっとお開け、ちょっとお開け」 源 「ふあーっ……、どなた」

幽 「今日^{こんにち}一心寺でお目にかかった者でござります」

源 「一心寺で、、、誰にもお目にかかりまへんがなあ」

幽 「ゆうでござります」 源 「おゆうさん、、あんた家間違ごうてんのと違いまっか」

幽 「れいでござります」 源 「おれいさん、わてそんな人知りまへんがなあ」

幽 「あのう、ゆうとれい」

源 「ゆうとれい、、ゆうれい、幽霊。わっ、えらいすんまへん、ほんの出来心で持って帰ったんだ。明朝早速お返しにまいります」

幽 「恨みを言いに來たのではござりません」 源 「ほたら何しにおいなはった」

幽 「お礼にまいりました」

源 「礼に。礼やったらこんな遠方のとこ來てもらわんでも、手紙でも結構だんのに」

幽 「ここ開けて」 源 「そんなもん開けられまっかいな」

幽 「開けてくださねば戸の隙間から……」

(ト書き：障子に陰火が映ったかと思うとそれへさしてズーッ)

源 「あんた入っといなはったんやなあ、どこから。戸の隙間から、、こらまた器用な人やなあ、しかし見たとこ歳は若いし綺麗なが、全体あんた何だんねん」

幽 「ただこれだけではお分かりになりますまい。わたしの申しますことひと通り、お聞きなされてくださりませ……(鳴り物〈青葉〉)」

源 「そんなとこで芝居したらどもならんなあ」

幽 「わたしは京都は西陣、織屋清兵衛の娘小糸と申します者。父は商法に損失なし、その日の煙の立てかねますを、わたしがどう見ておられましょう。浮き川竹の勤め奉公、突き出しのその日より、ふと馴れ初めた方がござります(中略) いっそこの世で添い遂げられねばあの世でと、無分別にも一心寺で心中。男はわたしの死に姿を見てその場を逃げ去り、おのれ、やれとは思いますが、お天道さまに恐れ、浮かびもやらでおりましたところ、図らずも今日、あなた様の結構なお手向けにあずかり、お礼にまいりみますれば、あなたもいまだやめそう、逆縁ながら女房に……」

源 「あ、あほなこと言いはんな。夜中に入って来て何を言いはんねん、女房にしてくれて、そんなあほな話、あほな……、そらほんまだっか。ほんまでんのん。待てよ、俺も変ちきやがな、普通の嬢もろてておもしろいなあ、変ちきに幽霊の嬢で、これ洒落たあんなあ。それほんまだっか。ほんまやったら気の変わらんうちや祝言の真似事、昼の酒肴残ってまんねや、一杯いきまひよか」

世にも奇妙な物語である。言わば幽霊の押しかけ女房であるが、それを受け容れる源助もまた尋常ではない。芝居がかった幽霊の口調ではあるが、源助への対称詞は「あなた様」と最上級の敬度である。

夜中に表の戸を叩く者があり、声の様子からすると若い女らしい。源助が警戒するのも無理はないが、小糸は「ゆうでございます、れいでございます」と中々正体を明かさずに焦らす。一転して中に入ると、芝居がかった身の上話になっている。「わたしの申しますことひと通り、お聞きなされてくださりませ」というのが前置きの決まり文句であるが、これは前著で言うところの複式叙述である。「お聞き+なされて+くださりませ」と三重になっている。これがキ

ツカケで鳴り物が入る。

翌朝、隣に住まう安兵衛が源助に昨夜の経緯についてあれこれと尋ねる。源助は「昼はお天道さんのお照らしがきつい、目がうとい、せやさかい昼出てけえへんがな。三度の飯は助かるやろ、これだけでも得やないかい。頭といや年中さんばら髪や、元結は要らん鬢付けは要らん油は要らん、着物と言えは盆が来ようが正月が来ようがあれ一枚、なるだけ古いのんが値打ちもんや。足がないさかい足袋履かん下駄履かん、こんな得な婢あるかい。お前も嫁はんもらうなら幽霊嫁はんにせえ」と無責任に勧める。その気になった安兵衛は早速一心寺に出かけるが、目指す鬻體は見つからない。向かいの安居神社に行ってみると、男が狐を捕っているという。一部始終を見ていた安兵衛は、狐が哀れになって二円で買い取って放生した。その際に狐に女房の世話を頼んだところ、狐が女に化けて所帯を持った。童子という子までなして、三年の月日が経った。長屋での会話、名前は清八と喜六としてあるが、これは冒頭の二人と別人であつても構わない。女房は「お常はん」という名前にしてあるが、これは狐から取ったものである。

(14)

八 「おい、おらもう、この長屋宿替えするで」 六 「何で」

八 「何でてお前、こんな長屋おられへんがな。変ちきの源助とこの嫁はん、あら幽霊やろがな。安っさんとこの嫁はん、あらお前狐やがな。何や化けもん屋敷に住んでるようや、おれるかい」

六 「そやなあ、変ちきとこの嫁はん幽霊や、安っさんとこの嫁はんは、あらお常はん言うねやな」

八 「いや、名前はお常やけどもな、あれ狐や言うねや」

六 「色は白いし、目え吊ってるし、口とがってるさかいな狐みたいな顔や言うてるわ」

八 「いや、狐みたいな顔やあれへんねん。ほんまに狐やねん」 六 「ほんまかいな」

八 「ほんまやがな、それが証拠にもの言うたあとと必ずコーンちいよる（中略）俺がもの言うあいだお前黙ってなあかんで。お常はん針仕事してるわ……お常はん、こんちは」

常 「まあ、誰やと思たら、町内の清えやんに喜いやんやおまへんかいな。まあ、こっち上がとくれやすコーン……」

六 「ほんに言いよったなあ」 八 「言いよったやろ。お常はん、安っさんは留守かいな」

常 「上町のおっさんとこ行きましたな、まだ帰ってけえしまへんの。さ、上がっておぶなとお上がり、コーン」（中略）

八 「安っさんがいてたらな、日和もええさかいに、ちょっと花見にでも行こかいなあ思て、ほいで誘いに來たんや。いや、おらなんだらしゃーないわ、また改めて出直すわ」

常 「まあさよか、何の愛想もおまへんなあ、また遊びに來とくれやっしゃ、コーン」

六 「お常はん、あんたも尻尾出さんように気い付けや、コーン」

八 「あほ、何ちゅうこと言うねん、お前、しょうもないこと言うさかい、お常はんの顔の色が変わったがな……こっち來てみい、裏手の節穴から覗いてみよ」（ト書き：狐の正体を現す）

狐 「今、長屋の者の言葉の端、どうやら我れを狐と悟りし様子。あの清八は城の堀、喜

六はドツボへ放り込んで、目にもの見せてやるわい。(ト書き：我が子の枕元で)これ童子、この母の言うことを寝耳ながらによう聞きゃ……。我こそは人間にあらずして、天神山に千年近き狐ぞや。三年以前、そなたの父安兵衛殿に助けられ、今までこうしていただけれど、長屋の者の言葉の端、どうやら我れを狐と悟りし様子。もはやこの家に長居も出来ず、母は古巣へ立ち返る。名残惜しいは安兵衛殿、せめてひと筆、書き残さん。おお、そうじゃ……

恋しくば 訪ね来てみよ 南なる 天神山の 森の中まで」

狐言葉の語尾で、「コーン」と一言毎に入れるのは、この文枝師以外には見られない、古風な演出である。大方は、この段を省略して、童子が生まれてやがて長屋の者に正体を見破られ「恋しくば、、、」の一首を障子に書き残して姿を消す、という所で切ることが多い。狐が正体を現す段は、また芝居がかって鳴り物が入る。落語研究会の動画で収録された文枝師の口演は、珍しい型のサゲまで続く。戻ってきた安兵衛は、喜六と清八から一部始終を聞いて長屋を飛び出す。後を追うた喜六と清八は、上町の叔父宅へ行ったものと見当を付ける。しかし上町の叔父は耳が遠いので、筆談になる。「安兵衛は来なんだか」という二人の問いに、「安兵衛は、来ん、来ん」と返事をする、「なんや、おっさんも狐やったんや」でサゲになる。「来ない」という動詞活用形「来ん」と狐の鳴き声が口合いになっている。お常はんが「上町のおっさんとこ行きましたな」と伏線は張ってあるものの、サゲだけのために半ば無理矢理に引っ張り出した、ブツケおちである。口合いの出来は兎も角として、こういうサゲまで持っていく高座そのものが貴重な記録である。

第六節 纏め

ここまで、本稿では長屋ネタとして住人が日常生活で繰り広げる言語活動という視点から分析を続けてきた。人物相関としては、住人である妻夫を単位として、隣人との水平な人物相関が基本である。借家であるから、家主が所有して万事を差配している。封建制度下では、家主が町役も兼ねていたことが多かった。実権はそれほど大きくなかったであろうが、支配制度の一翼を担い、町内の治安維持に目を光らせていたものであろう。そのような治安維持制度の一端を窺うことができたのは、『天狗裁き』での騒動を通してである。

長屋の住人がどのようにして日々の糧を得ていたか——言い換えれば、どのような生業であったか——、題材になっていることは少ない、考えてみれば、寄席に嘶を聴きに来る聴衆自身のことであるから、必要がない限り嘶の素材にならないのである。あるいは、特定の職業に触れることは避けたというのが実情に近いかもしれない。大工や左官という職は想像し易いが、他にはどのような職で生業としていたのであろうか。『不動坊』では、利吉を含む鰍夫四人が金貸し、漉き直し屋、かもじ鹿の子活け洗い屋、東西屋となっていた。『貧乏花見』のマクラで言及されていたのは羅宇仕替え屋、紙屑買い、拾い屋、芸人、立ちん坊というような職であった。紙屑買いは、古紙を回収するもので、これを自分で漉き直しをすることもあったであろう。どの職業も、その日暮らしで収入も安定していなかったものと推察される。嘶でも、その日に食べる物にも不自由しているらしい暮らしぶりが窺われる。

そのように慎ましい日常生活が舞台となっている長屋ネタであるが、時として思いも寄らないような奇想天外な展開を見せることがあった。『天神山』がその典型であろう。前半ではへんちきの源助が幽霊と妻夫になり、後半では胴乱の安兵衛が狐を女房にするという異類婚姻譚である。かと思えば、『掛け取り』のように貯まった勘定を巡る双方の攻防戦というような、身に詰まされるネタも聴き手の共感を誘ったことであろう。長屋噺特有の傾向としては、同じ年代の者が集まり易いという集団性を指摘することができる。噺というのは、喜六と清八というような二人が対話で筋を進めていくのが基本である。しかし長屋で若い者が集まってわあわあ喋るとなると、一種の群衆劇になる。放置しておくとか拾がつかなくなるので、自然発生的に誰か一人が場を仕切るようになる。『饅頭こわい』では、好きなものや苦手なものを尋ね合いするという展開になる。そのような噺では、水平な人物相関が横に果てしなく延びていくという図式になる。

典型化するとすれば、長屋噺は『掛け取り』のように妻夫単位で日々の暮らしに苦勞している実態を描くような写実的なネタと、『饅頭こわい』『うん廻し』のように不特定多数とも言える大勢が集まって好き放題に喋るといような二分化が有効であろう。『不動坊』でも家主の言として触れられていたが、独身者は店子として喜ばれていなかったらしい。そこで世話好きの家主は、例えば『延陽伯』や『不動坊』でのように縁談を世話するという役回りにも荷担していた。確かに、『不動坊』におけるお滝さんのように、長屋で後家さんが一人暮らししているのは好ましがらざる状況であろう。

注

- (1) 長屋に住まいし、一面では店子であり、家主であって雑用を請け負う先を「母屋」や「本家」と称した。『崇徳院』では両様の言い方が見られる。
- (2) 現存する坂松山高岳院一心寺である。安居神社も、噺と同じように道を挟んで現存している。上町台地にあり、一面は崖になっている。

参考文献

- 泉文明（2012）『京ことばとその周辺』京都：晃洋書房。
稲垣史生（編、2007）『三田村鳶魚 江戸生活事典』（新装版）東京：青蛙房。
井上章一（2015）『京どぎらい』東京：朝日新聞出版。
井上章一（2018）『大阪的』東京：幻冬舎。
大淵幸治（2022）『本当は怖い京ことば』名古屋：リベラル社。
桂米朝（1985）『続・上方落語ノート』東京：青蛙房。
桂米朝（1991）『三集・上方落語ノート』東京：青蛙房。
桂米朝（2013、2014）『米朝落語全集』全八巻 増補改訂版。大阪：創元社。
角岡賢一（2021）『上方落語にみられる待遇表現』東京：くろしお出版。
菊地康人（1997）『敬語』東京：講談社。
真田信治（監修、2018）『関西弁事典』東京：ひつじ書房。
釈徹宗（2010）『おてらくご 落語の中の浄土真宗』京都：本願寺出版社。
陣内秀信（2023）「都市空間のなかの長屋」田中優子（2023）所収。
高島幸次（2018）『上方落語史観』大阪：一四〇 B。
田中優子（編著、2023）『落語がつくる〈江戸東京〉』東京：岩波書店。
田中優子（2023）「「長屋」という思想」上掲書所収。

- 帝国書院（2022）『最新基本地図』四七訂版。東京：帝国書院。
- 前川佳子（2016）『船場大阪を語りつぐ』大阪：和泉書院。
- 前田勇（1966）『上方落語の歴史』改訂増補版。大阪：杉本書店。
- 牧村史陽（1984）『大阪ことば事典』東京：講談社。
- 三島佑一（2016）『船場道修町 薬・商い・学の町』大阪：和泉書院。
- 山田庄一（2021）『京なにわ 暮らし歳時記』東京：岩波書店。

Paul Auster の作品における 部屋の気密性と老い⁽¹⁾

内 田 有 紀

▶ キーワード

ポール・オースター、老い、
『ボウムガートナー』、
『リヴァイアサン』

▼ 要 旨

「私が物書きの生活（a life of making sentences）という判決を言い渡されたのは17歳になって間なしのことだった。その判決から半世紀以上が過ぎたが、私は今も鍵のかかかっていない独房で大変な苦勞をしながら文をつくり続けている」。これは Paul Auster（1947-2024）の長編小説 *Baumgartner*（2023）の中で72歳の主人公 Baumgartner が書く短編小説“Life Sentence”のさわりである。この短編の語り手のモデルと同じく、執筆を生業とするだろうことを Auster が悟ったのも17歳の頃のことであり、彼は以降50年以上にわたって文をつくり続けてきた。くわえて、彼の職業選択は強い意志によるものではなく、物書きになるよりほかにないという諦念によるものだったという。この意味において、Auster は自分を a life sentence（書くという営為に生涯服する刑）を言い渡された「受刑者」とみなしていたといえよう。主体的に進路決定をするのではなく、成り行きに従って、しぶしぶ事態に深入りし、最終的に「鍵のかかかっていない部屋」に自らを閉じ込めるという態度は、Auster 作品における多くの登場人物に共通して認められる。本稿では、Auster の複数作品を取り上げ、登場人物たちが諦念的に閉じこもる部屋の気密性の変化について、とくに「老い」というテーマとの関連で論じる。

I はじめに—Auster 作品における 「部屋に閉じこもる孤独な男性」たち

まずは、Paul Auster（1947-2024）の生前に発表された最後の長編小説となった *Baumgartner*（2023）に挿入される、72歳の主人公 Seymour Baumgartner が書く短編作品

“Life Sentence” の冒頭を共有することから始めたい。

I had barely turned seventeen when the presiding judge of the Northern District handed down his verdict and sentenced me to what he called *a life of making sentences*. That was more than half a century ago, and since then I have lived alone in a cell on the third floor of Correctional Facility No. 7. I admit that the punishment was harsh, but to give the authorities their due, the door of my cell has never been locked, and there is little doubt in my mind that I could have walked out of here anytime I wanted. It's not that I haven't been tempted, but for reasons I have never fully understood, I have chosen to remain. (*Baumgartner* 104)

短編 “Life Sentence” では、語り手が閉じこもる部屋は「独房」と表現され、自ら入ることを望んだわけではなく、誰かに判決を言い渡された結果この部屋に閉じ込められており、何かしらの罰として執筆をしているということになってはいるが、ポイントは、この独房には「鍵はかかっておらず、出ようと思えば出られる」点だ。つまり、自分ではない誰かの意思によって部屋に閉じ込められたものの、そこにとどまることを決めたのは彼自身なのである。この短編の語り手のような男性、つまり、成り行きに従って、しぶしぶ事態に深入りし、最終的に鍵のかかっていない部屋に閉じこもる孤独な男性を、Paul Auster はその作家人生において多く生み出してきた。たとえば *City of Glass* (1987) では、探偵小説家 Daniel Quinn のもとに探偵 Paul Auster 宛ての間違い電話がかかってくる。Paul Auster のふりをして依頼を受けて高齢男性を尾行する Quinn は、ターゲットを見失い、依頼人も音信不通になってしまうと、依頼人が入居していたはずのアパートに閉じこもり、開けても暮れても執筆にふける。彼が部屋の中で筆を進めるにつれて、つまりノートの余白部分がなくなるにつれて、なぜか日照時間も短くなる。暗闇に占拠されていく部屋の中で Quinn は「ノートの余白部分がなくなったらどうなるだろうか」(132) と自問し、それを最後に彼は消息を絶つ。また、*Leviathan* (1992) では、友人 Benjamin Sachs に打ち明けられた秘密についての守秘義務を自らに課す Peter Aaron が、息を止めているような苦痛を感じる。

And even if there was an end, it seemed doubtful that I would ever know about it—which meant that the story would go on and on, secreting its poison inside me forever. [...] You can hold your breath for just so long, after all. Sooner or later, a moment comes when you have to start breathing again—even if the air is tainted, even if you know it will eventually kill you. (*Leviathan* 242)

つまり Aaron は密閉空間に閉じ込められているのに似た身体的苦痛を感じている。

彼らが自らを幽閉し続ける部屋とはどのような空間か。この問いを考察するにあたって、Paul Auster 名義の散文 18 作品の中から、部屋に閉じこもる男性が登場する作品をいくつか取り上げて比較検討する。なかでも、物語の中心が明白に二人の男性の関係性に置かれた作品、*The Invention of Solitude* (1982)、*The New York Trilogy* (1987)、*Leviathan* を便宜上

「前期作品」と呼び、それ以降の、とくに老いというテーマが前景化してくる作品、*Travels in the Scriptorium* (2006)、*Man in the Dark* (2008)、*Baumgartner* を「後期作品」と位置づけて、Auster 作品で頻出する父子関係のモチーフの変化を確認し、その議論を補助線として、部屋の密閉性と老いについて考察する。

Ⅱ Auster 作品における父子関係

Auster は作中人物に彼自身の個人情報をつづけることでよく知られる。とくに「部屋に閉じこもる孤独な男性」たちには Auster との共通点が多く、イニシャル、出身大学、職業、家族構成など枚挙にいとまがないが、年齢も同様にほとんど符合していることが多く、したがって作品の発表年を追うごとに「部屋に閉じこもる男性」たちの年齢は上がる傾向がある。とりわけ、彼らは父親コンプレックスを Auster と共有しているが、Auster 的父親コンプレックスはいわゆるエディプスコンプレックスとは異なる。この点について、1982 年に出版された *The Invention of Solitude* を参照する。

この小説の第一部 “Portrait of an Invisible Man” は、語り手が父親の他界をきっかけとして、父はいったいどういう人物だったのかを探求する、その思索の軌跡である。作中では語り手とその父親の名前の言及が巧妙に避けられているが、ほかの家族の名前から、語り手のモデルは Paul Auster その人であることは自明だ。語り手にとって、父は寡黙で、息子に関心を示さず、近くにいても遠い存在であった。語り手は父に対して相克する感情を抱えている。語り手は父を少しでも理解したい、父とのあいだに意味のある親子関係を構築したいという欲求に駆られて、父という謎を解き明かさんと奮闘するが、その探求は結局頓挫し、息子としてのアイデンティティに傷を負う。彼をどこまでも遠ざける「見えない存在」(*The Invention of Solitude* 5) としての父は、その不在の圧倒的な存在感をもって、語り手のアイデンティティを、苦悩する不安定な「疵ものの息子」の状態にとどめておくのである。

Auster 作品における「手の届かない父を探求する、地理的、心理的、隠喩的な旅」(Benziman 464)、あるいは息子になるための旅は目的地への到達をつねに遅延されることになるが、これは不在の父によってあらかじめ運命づけられたものである。このことを象徴するエピソードが *Baumgartner* に認められる。主人公 Seymour には Tecumseh というミドルネームがある。これを名づけた Seymour の父は、植民地拡張をもくろむ合衆国の白人たちに戦いを挑んだアメリカンインディアンのショーニー族の戦士 Tecumseh を尊敬しており、息子には人生という長い旅において Tecumseh のように善戦 (fight a good fight) してほしいとの願いをミドルネームにこめたのだった (*Baumgartner* 124)。ここで、善戦 (fight a good fight) というフレーズが、すでに敗北することを前提としているということ、「敗北ではあるが内容のある戦い」を意味することから、Seymour の父は息子が生まれた瞬間に息子の敗北をその名に刻んでいたということになる。

Auster 的父親コンプレックスー父の不在に起因する息子としてのアイデンティティの欠損ーを抱える作中人物らは、父探求の旅が始めから負け戦となることを運命づけられているという真実にある時点で到達するも、父探求のプロセスに従事し続けることを選ぶ。そして、息子としてのアイデンティティが損なわれた男性たち（以降、損なわれた息子たちと呼称する）が

父探求のプロセスに「それでもなお」従事することが、彼らの部屋への自己幽閉によってメタフォリカルに表される⁽²⁾。前章でも言及したとおり、彼らが閉じこもる部屋は決して快適ではない。にもかかわらず、その空間にとどまろうとする諦念的なメンタリティは何に由来するのか。このことについて、次章では Auster 前期作品から *Leviathan* を取り上げて考察する。

Ⅲ 不在の父についての証言と部屋の気密性

先行研究においても論じられるように、こうした父子関係－追われる父と追う息子の関係、および息子による探求の頓挫－のモチーフは、Auster の全散文小説を通して確認できるが、それはいつも血縁上の父子関係というわけではなく、ときには作者・作中人物の関係であったり、友人関係であったり、またあるときは探偵・ターゲットの関係が Auster 的父子関係の変種と認められる。

Leviathan を例にとると、作品の中心となる二人の男性登場人物－Aaron と Sachs－は血縁関係ではなく、同年代の友人関係にある。語り手 Aaron は、自作の爆弾の暴発事故で死亡した男性の身元 (identity) が世間をにぎわしているテロリスト「自由の怪人」であり、その「自由の怪人」の正体 (identity) が友人 Sachs であることを唯一知る人物として、小説家 Sachs がテロリストになるまでの真の物語を執筆するため、部屋に閉じこもる。この意味において、両者のあいだには、「Sachs＝不在の父、Aaron＝父を探求する息子」とする Auster 的父子関係を認めることができる。

ウィスコンシン州で爆死した人物の唯一の遺留品をもとに FBI 捜査官らが訪ねてきたとき、Aaron は、自由の女神像のレプリカを爆破してまわるというテロ活動中に友人 Sachs が命を落としたことを悟る。FBI 捜査官にはしらを切る Aaron だが、彼らが死者の身元 (identity) を突きとめて再び彼のもとに事情聴取にくるときにそなえて、また「自由の怪人」こと Sachs についてメディアで好き勝手な報道がなされることを懸念して、Sachs について彼が知る真実を余すことなく執筆するために部屋に閉じこもる。Aaron が部屋に閉じこもるのは、自分こそが文字どおり不在の父となった Sachs の現前 (identity) を証し立てる唯一の証人であると自負しているからだ。

As of today (July 4, 1990), no one seems to have any idea who the dead man was. [...] In the end, there's no doubt they'll [the FBI agents will] think of something, but until they can establish the identity of their mangled victim, their case has little chance of getting off the ground.

[...] It's not that I want to defend what he did, but since he's no longer in a position to defend himself, the least I can do is explain who he was and give the true story of how he happened to be on the road in northern Wisconsin. (*Leviathan* 1-2、下線は執筆者による)

不在の父 Sachs の身元／現前 (identity) の唯一の証人と自負しながらも、Aaron はどんなに真実に忠実であろうと努めても、間違いや誤解を避けることはできないことを読者に念押しし

ながら筆を進める (*Leviathan* 22)。Adam Kelly によれば、ここに示されている Aaron の不安は、Derrida のいうフィクションと証言の本質的共可能性、つまり、証言が本質的にフィクションである可能性にとり憑かれていることの自覚から生じている。

So while Aaron initially claims to be committed to univocal and referential forms of truth—as we have seen above, his very justification for writing Sachs's story relies upon such a commitment—he comes to acknowledge this essential compossibility of fiction and testimony in several passages. (Kelly 61)

Derrida によれば、証言において真実と主張される内容は、客観的に証明可能な真実とイコールではない。仮に証言内容が客観的に証明可能な真実と一致すれば、そもそも証人による証言の必要はないからである。したがって、証言は、本質的に、それがフィクションであるかもしれない可能性にとりつかれている (デリダ 38-9, 59)。また Derrida によれば、厳密な意味においての証言の条件とは、その証言する当のものを秘密にしておくことだ⁽³⁾。公にされた瞬間にそれは、読み手／聞き手によって嘘とも偽証とも文学とも証言とも規定される危険にさらされるからである。だからこそ *Leviathan* の語り手 Aaron も Sachs についての執筆原稿／証言を秘密にしておけるならそれが最善だと考える。

If by some chance the mystery remains unsolved, I'll simply hold on to what I have written, and no one will need to know a thing about it. That would be the best possible outcome: a perfect standstill, not one word spoken by either side. (*Leviathan* 2)

言い換えると、Aaron が Sachs の身元の唯一の証人であり続けるためには、Sachs の身元を証し立てるために書かれた原稿／証言を彼の部屋の中にとどめて流出を防ぐことが必要となる。Aaron が不在の他者について執筆／証言するために閉じこもる部屋には必然的に文字通り気密性の高さが求められる⁽⁴⁾。秘密のままとどまることになると知りながら、Aaron は Sachs という不在の他者の現前 (identity) を証し立てるという完遂不可能な試みに自らを閉じ込めるが、この気密性の高い部屋／秘匿性の高い物語の中で、彼自身のアイデンティティの感覚が希薄になっていく。

Wherever he was, I was with him now. I had given him my word to say nothing, and the longer I kept his secret, the less I belonged to myself. God knows where my stubbornness came from, but I never breathed a hint to anyone. (*Leviathan* 237)

このことから、Auster 作品において Aaron のような損なわれた息子たちが部屋に閉じこもることは、不在の父の探求を不可能であるが不可避であることとして引き受けることであり、それによって自らが父よろしく不在の人間と化すことを諦念的に受け入れることを意味するといえる。彼らがそれでもなお部屋から出ようとしないのは、不在の父の現前を証言するという負け戦において善戦することが不在の父に接近する唯一の手立てであることを彼らが承服してい

るからにはかならない。不在の父に接近し続けるために、彼らは部屋に閉じこもり、終わることなければ表に出ることもない証言行為に従事し、無欠の息子になるための不断的努力に身をささげる⁽⁵⁾。

Ⅳ 部屋の気密性と老い

Auster 前期作品において損なわれた息子たちがひとり閉じこもる部屋は気密性が高い。たとえば、*The New York Trilogy* 第1作目の *City of Glass* では、探偵 Paul Auster が失踪した Quinn の居場所を突きとめるものの、部屋の中に入ってみると Quinn は姿を消しており、「ノートの余白部分がなくなったらどうなるだろうか」と書き残されたノートが一冊あるだけだ。三部作第2作目の *Ghosts* (1986) では、主人公の探偵 Blue が自室で執筆ばかりしている男性 Black を向かいのアパートから見張って調査報告を作成するが、何の事件性もないことを不審がり、Black の部屋を訪問する。そこで彼自身についての調査報告書を発見し、ターゲットの Black が依頼人 White と同一人物であったことを知った Blue は Black を殺害したうえで、部屋を立ち去る。三部作の第3作目の *The Locked Room* (1986) では、語り手が失踪した友人 Fanshawe の居場所を突き止め、彼が閉じこもる部屋の扉越しに呼びかける場面が作品のクライマックスとなるが、Fanshawe は頑なに扉を開けることを拒み、もし語り手が無理に扉を開けることがあれば自分はピストルで頭を撃ちぬいて自殺すると脅迫する始末である。このように、前期作品において損なわれた息子たちが閉じこもる部屋は、外からの他者の侵入を許さず、あるいは外からの侵入があった場合は、部屋の中の男性は不可解な死あるいは消失を遂げる傾向がある。前章で確認したとおり、損なわれた息子たちは不在の父に接近することを試みるうえで、不在の父の現前についての証言をしながら、その証言内容を秘密にとめておく必要があるという二律背反に陥っており、それが彼らが閉じこもる部屋の気密性に表象されているのだから、不在の父に接近しようとすればするほど、部屋の気密性が高くなるのは当然である。

ところが、Auster の後期作品、たとえば、*Travels in the Scriptorium* では記憶障害を抱えた高齢男性 Mr. Blank が療養施設と思しき一室に閉じ込められているが、彼の部屋には外からの部屋への出入りがあるし、どうやらドアに鍵はかかっておらず、部屋を出ようと思えば出られるような状況である。

For once, Mr. Blank has been paying attention, and to the best of his knowledge he heard no sound of a lock being opened—nothing that resembled the sound of a bolt or a latch or a key—which would suggest that the door was unlocked to begin with, unlocked all along. (*Travels in the Scriptorium* 98)

また、*Man in the Dark* では、不眠症のために眠れぬ夜を過ごす主人公 August Brill の部屋のなかに、同じく不眠症の孫娘 Katya が入ってくる。つまり、これらの作品における部屋は、前期作品で男性らが孤独に閉じこもる部屋にくらべると、明らかに風通しがよい。

2000 年以降に発表された Auster 作品において、損なわれた息子たちが自ら閉じこもる部

屋の気密性に変化をもたらすものは何か。Auster 後期作品において部屋に閉じこもる男性たちに共通してみられる大きな不安がこの問いを考察する手がかりとなりそう。それは、老いに対する不安である。*Oracle Night* の主人公 Sydney Orr (34 歳)⁽⁶⁾も、*Sunset Park* の中心人物のひとり Morris Heller (62 歳)⁽⁷⁾も、*Man in the Dark* の主人公 August Brill (72 歳)⁽⁸⁾も、*Baumgartner* の主人公 Seymour Baumgartner (72 歳) もことごとく自分の老いを悲観する。Sydney が 34 歳である点に明らかであるが、作家 Auster の老いに対する不安と共鳴する彼らの不安は高齢と直接関係があるというわけではない⁽⁹⁾。では、彼らが悲観する老いとは何か。

A new book has been taking shape in him over the past several months, [...] and he wants to devote as much time as possible to it, since time is of the essence now, and he has no idea how much of it he has left. Not just how many years before he kicks the bucket but, more to the point, how many years of active, productive life before his mind or his body or both begun to fail him and he is turned into a pain-racked, imbecilic incompetent, unable to read or think or write, to remember what someone just said to him four seconds ago, or to muster the oomph to get it up anymore, which is a horror he does not wish to contemplate. (*Baumgartner* 67、下線は執筆者による)

Seymour が老いについての不安を吐露する場面を参照すると、まず彼の不安が時間の有限性に由来することがわかる。72 歳の彼は、彼に残された時間が執筆中の本を書き終える前に尽きてしまうかもしれないことを危惧している。これは先ほども取り上げた Auster の前期作品 *City of Glass* の主人公 Quinn が抱える不安（「ノートの余白部分がなくなったらどうなるだろうか。」）と共鳴しているといえる。不在の他者についての証言行為を時間に限りがあるために途中で終えなければいけないことへの不安は、Auster の全作品をとおして観察されるのである。一方で、上の引用からは Seymour の不安の原因が別にあることもみてとれる。つまり、記憶力の低下、書く能力の低下である。34 歳の Sydney が彼自身に老いを見出すのも、彼が書く能力の衰えを自覚するときである。実際彼は、「ただ彼自身にまだ書く能力があることを証し立てるため」のリハビリとして執筆行為にいそしむ。

I put a fresh ink cartridge in my fountain pen, opened the notebook to the first page, and looked at the top line. I had no idea how to begin. The purpose of the exercise was not to write anything specific so much as to prove to myself that I still had it in me to write—which meant that it didn't matter what I wrote, just long as I wrote something. (*Oracle Night* 11)

書く能力の低下に対する不安は、Auster の前期作品においては確認できず、後期作品すなわち作中人物が閉じこもる部屋の気密性が低下する作品において顕著な特徴であるといえる。これまでの議論をふまえれば、記憶力や書く能力の衰えに対して Seymour や Sydney が抱く不安は、不在の他者の現前を証し立てるプロセスに従事し続けるための能力の衰えへの不安と捉えることができる。前期作品には認められなかったこの記憶力や証言能力の低下への不安が、

後期作品において男性が閉じこもる部屋の気密性の低さに反映されているのではないだろうか。前期作品においては損なわれた息子たちが不在の父についての証言を秘密にしておくことが証人／息子になるための最重要課題であり、その秘匿性が部屋の気密性の高さに象徴されていた。では、後期作品における部屋の気密性の低さは損なわれた息子たちによる不在の父を探求する試みにどのような影響を与えることになるのだろうか。この点について、次に *Baumgartner* を取り上げて考察する。

主人公 Seymour は、定年を間近に控えた 72 歳の大学教員である。妻 Anna は 10 年前に他界したが、彼は目の前の仕事にのめりこむことで、その現実と向き合うことを避けてきた。夫婦のあいだには、「Anna＝不在の父、Seymour＝不在の父の現前を証し立てようとする損なわれた息子」とする Auster 的父子関係を認めることができる。というのも、妻の不在という現実を拒む Seymour は、幻影肢に似た現象で、彼が「幻影人 (phantom person syndrome)」(55) と名づける現象を頻繁に経験する。

そもそも幻影肢とは、事故などの後で切断された身体の一部が切断後もまだ存在していると知覚される現象である。Merleau-Ponty の幻影肢論を廣瀬浩司の論を手がかりに参照すると、たとえば脚を不意に切断された動物は、残されたほかの脚を使って正常に歩きつづけようとする。これにともなって、新たな歩行スタイル、新たな全体性が確立される。これが適応と呼ばれる。この適応に失敗したときにその代償としてあらわれるのが幻影肢である (廣瀬 35)。そして幻影肢という現象は、「同一の世界に向けて存在し続けること (= 同一の世界内存在であり続けること) (continuer d'être au même monde)」によって動機づけられているという (廣瀬 36)。Merleau-Ponty の幻影肢論をふまえると、Seymour が経験する幻影人痛は、妻が他界する前の世界と「同一の世界内存在」でありつづけることを希求する彼に、その代償としてもたらされる痛みである。逆に言えば、Seymour は、不在の妻 (= phantom person) の現前を証し立てる証人となることと引き換えに、自ら痛みを引き受ける。つまり、幻影人痛は不在の父の現前の証人であろうとする Seymour の不斷の努力によって引き起こされた現象にほかならない⁽¹⁰⁾。

妻が他界して 10 年目に彼が経験する奇妙な出来事 - Anna からの電話 - も幻影人現象の一つに数えることができるだろう。ある晩、Seymour のもとにかかってきた電話をとると、受話器の向こうから Anna が語りかけてくる。Anna によれば、彼女はいま死後の世界にいたのではなく、生でも死でもない中間地帯、偉大なる「どこでもない場所」(the Great Nowhere) という空間に閉じ込められているのだという。さらに Anna 曰く、生者が死者へ思いを寄せるかぎり、死者は偉大なる「どこでもない場所」にとどまることになる (*Baumgartner* 60-2)。翌日 Seymour はこの電話の一件をふりかえり、死者から電話がかかってくるはずはなく、したがって Anna から電話がかかってきたというのは真実ではない、眠っているあいだに見た夢だったという合理的な判断をくだす。しかしいっぽうで、彼にとって Anna からの電話は「現実としての実感をともしなう経験」だったのであり、この意味においてそれを事実ではないが「感情的真実 (emotional truth)」と呼ぶことのできるものとして納得することにする。

[...] and if he has now conjured up an alternative world in which she [Anna] knows

that he is thinking about her, can think about him thinking about her, who is to say there isn't some truth to it? Not a scientific truth, perhaps, not a verifiable truth, but an emotional truth, which in the long run is the only thing that counts—what our man feels, and how he feels in relation to those feelings. (64、下線は執筆者による)

Seymour のこの姿勢は、*Leviathan* において真実にできる限り忠実であろうと努めた Aaron の姿勢と大きく異なる。この違いは、前者が真実に忠実であるために必須の記憶力の低下に悩まされていることと大いに関係があるだろう。短期記憶の衰えが進行すれば「生きていても死んだも同然」(*Baumgartner* 109-10) だとする高齢男性の悲哀は、Aaron には認められない。しかし、Seymour にとって不快な老いの症候こそが、物語の転換をつくる素地となる。実際、死んだ妻からの電話という「感情的真実」をきっかけとして、Seymour の心の中にある「窓のない地下室」には格子付きの窓が現れ、その窓から部屋の中に日が差しこむ。

After Baumgartner dreams that dream, something begins to change in him. [...] He is no longer trapped in a windowless, subterranean chamber but is somewhere aboveground, still stuck in a room, perhaps, but at least this one has a barred window at the top of the outer wall, which means that light pours in during the day, [...]. In the same way that a person can be transformed by the imaginary events recounted in a work of fiction, Baumgartner has been transformed by the story he told himself in the dream. (63-4)

その6日後には、Seymour の心の中の「地下室」の窓の格子が消え、つづいて四方の壁も消える。そして、彼自身が、その部屋の外へ、彼が「広大な内的草原 (the vast internal meadow)」と呼ぶ空間へと足を踏み出したような気分になる。

Six days after that, the bars in the window disappear. Before he can figure out a way to climb up and wriggle his body through the hole, the walls of the room have disappeared as well, and he finds himself standing out in the open. He is in a meadow somewhere in the middle of the country, [...]. He shoves his hands into his pockets and begins to walk. (65、下線は執筆者による)

その心地よい内的草原を歩きながら、彼は Anna から解放されたと感じる。

The dream has finally made this possible after two years of growing intimacy with her, the sudden release of Anna's hold on him after a decade of self-inflicted torment that blocked him from tumbling whole hog into any of the several liaisons he formed with the widows and divorcées [...]. (*Baumgartner* 68)

刻々と変化する Seymour の心象風景の描写から、次のように考えることができる。まず、

Anna から電話がかかってくるという夢を見るまでの彼の精神状態は、気密性の高い部屋に閉じこもっている状態として描かれている。もちろんこの「窓のない地下室」は、Auster 作品における部屋に関するこれまでの議論をふまれば、Seymour が Anna の不在（という現実）を拒み、Anna という不在の他者に限りなく接近するために彼自身が作り出した幽閉状態である。しかし、Anna からの電話という夢をきっかけとして、状況は一変する。「部屋」の外に出たあとの場面で、Seymour が幻影人痛をふくむ幻影人現象を経験するという描写はない。このことは、その夢を契機として Seymour が不在の父 Anna の探求（生者でも死者でもない宙ぶりの状態に Anna を滞留させる探求）に固執しなくなったことを示唆している。Anna からの電話という夢を感情的真実として現実と接合することで、Seymour には Anna を死者として受け入れる素地ができたといえよう⁽¹¹⁾。Anna が生きているはずの世界を探求して「部屋」に引きこもり幻影（phantom）と戯れていた Seymour だが、彼がその「部屋」の外へ出るには、Anna 不在の現前する世界に戻るには、ある種の虚構を経由する必要があったのである。そして、虚構を現実と接合して受け入れるという芸当は、真実をストイックに追い求める Aaron (*Leviathan*) にはできないことである。記憶力が衰え、証言能力が低下している 72 歳の Seymour だからこそ、彼が自らを閉じ込めていた部屋—すなわち Anna という不在の父の現前を証し立てるための不断の努力—の気密性が損なわれ、それが彼に感情的真実で妥協するという態度変化を引き起こしたといえるだろう。

V おわりに—感情的真実で妥協する諦念的メンタリティ

以上、Auster の散文作品の中でも、とくに主人公が部屋にひとり閉じこもるというモチーフが明らかな作品をいくつか概観し、なぜ彼らが鍵のかかかっていない部屋から出ようとしなかったのかについて考察してきた。彼らが自らを部屋に閉じ込めるのは、外部との接触を断った空間で不在の他者について執筆に明け暮れる行為が、不在の他者へ限りなく接近するための唯一の手立てであることを諦念的に受け入れるからであった。前期作品に観察される部屋の気密性の高さは、不在の他者（あるいは絶対的真実）に対する彼らの固執を表している。ところが、この部屋の気密性は後期作品においては低下する傾向がある。これは、その部屋に閉じこもる男性らの不在の他者への忠誠心が希薄になったことを示すのではなく、部屋の中の男性の老い、すなわち不在の他者についての証言行為に必要な能力—記憶力や認知機能—の低下（への不安）がみられることに起因する。後期作品において Auster が深く関心を寄せた老いこそが、部屋に閉じこもる男性の態度変化、すなわち真実に固執する態度から感情的真実で妥協する態度への変化を招いたものといえるだろう。

Auster の生前に発表された最後の長編小説 *Baumgartner* において Seymour は最後に読者の前から姿を消す。この結末は、Auster の初期作品における登場人物らの不可解な失踪とはわけが違う。

[...], he concludes there is nothing to be done but to turn up the collar of his jacket, thrust his hands into his pockets, and begins walking through the dim winter light toward the houses he passes earlier. And so, with the wind in his face and blood still

trickling from the wound in his forehead, our hero goes off in search of help, and when he comes to the first house and knocks on the door, the final chapter in the saga of S. T. Baumgartner begins. (202、下線は執筆者による)

Baumgartner は、「われらがヒーロー」 Seymour が新たな扉をノックするところで幕を閉じるが、作品の結びの文には「S. T. Baumgartner のサーガの最終章の幕開けだ」とある⁽¹²⁾。真実に固執する能力の衰えという受け入れがたい老いの現実が、不在の父との痛みをともなう戯れではなく、現前する世界との交流という可能性をひらくのである。

注

- (1) 本論は日本英文学会関西支部第 19 回大会 (2024 年 12 月 14 日) において発表した原稿に加筆修正したものである。
- (2) Auster 作品で男性たちが閉じこもる部屋は彼らにとって居心地の悪い外の世界を締め出す空間であり、したがって他者 (他者性) の侵入を徹底的に排除した空間である。*City of Glass* の Quinn や *The Locked Room* の Fanshawe のように、部屋に閉じこもった者が外の者からアクセスできない、到達不可能な存在と化すことがこの部屋の独善性を物語っている。そしてこの部屋の独善性は、「損なわれた息子」たちが部屋の中で執筆に没頭することにも示唆されている。他者からの接触を断ち、他者から到達不可能な空間で物書きにふける作者 (= 父) となることで、損なわれた息子たちは、彼ら自身が父的存在へと転ずる。つまり損なわれた息子というアイデンティティを負った男性たちが「見えない存在」としての父を探求した末に、今度は自らが「見えない存在」となる。これを Auster 作品にみられる二人の男性間の関係の特徴づける構造として、Auster 的孤独の連鎖循環と名付けるならば、この連鎖循環の閉鎖性こそが、彼の作品に頻出する「部屋」の密閉性によってメタフォリカルに表されていると考えられる。
- (3) 「私は私が証言するまさに当のものを秘密にしておくことができなくてはなりません。それは厳密な意味での証言の条件なのであって、したがって偽りの誓いや嘘が実際に行われたのだということを、理論的証明や基底的判断力の意味で論証することはけっしてできないでしょう」(デリダ 40)。なお、Peter Aaron の語りにおけるこの証言的性格は “Portrait of an Invisible Man” にすでに先取りされていたものといえる。 (“I can remain silent, or else I can speak of things that cannot be verified.” (*The Invention of Solitude* 18))
- (4) Sachs が彼の秘密を Aaron に打ち明けるのはまさに Aaron が Sachs について執筆をしている小屋のことだったが (そもそもこの小屋は Sachs が執筆時にこもっていた部屋である)、そのとき Sachs は「僕が言ったことは一言でもこの部屋の外に出してはいけない」と Aaron に口止めする (“[...] he made me promise not to let his secret go beyond the walls of this room. Those were his exact words: that nothing he said should escape this room.” (9))。部屋の気密性が秘匿性の保障を表象することがここに示唆されている。Aaron は秘密を保持する彼自身をその部屋に閉じ込めることで、Sachs の秘密がその部屋の外へ出ることを防ぐのである。
- (5) Aaron は本質的に完遂不可能だと知りつつも不在の父 (= Sachs) を求めるが、同様の姿勢は Sachs にも認められる。そもそも Sachs が「自由の怪人」を名乗りアメリカ中の自由の女神像のレプリカを破壊してまわるというテロ行為に乗り出したのは、1980 年代レーガン大統領の時代のアメリカにおいて、アメリカの起源の理念が希薄になり見えなくなり不在となったことに対して失望をしたことが契機となっている。つまり Sachs もまた、到達不可能と知りながらも、不在の父 = 理念としてのアメリカの探求に従事しているのであり、その探求のプロセスに彼自身を縛る (あるいは閉じ込める) ことによって彼自身が (理念としての) アメリカの息子になることを希求する。Auster 作品においてはこのように、探求対象となる不在の父は、つねに彼自身が損なわれた息子である (Auster 作品においては「無欠の息

子である」というステータスに恵まれた男性は登場しない)。

- (6) “I was only thirty-four, but for all intents and purposes the illness had turned me into an old man—one of those palsied, shuffling geezers who can’t put one foot in front of the other without first looking down to see which foot is which.” (*Oracle Night* 1)
- (7) “[...], and Morris feels that Renzo is looking tired, more haggard than usual. How did they get to be so old? He wonders.” (*Sunset Park* 145)
- (8) “Odd that those figures should have stuck, but with so many other things slipping away from me now, I cling to them as proof that I’m not quite finished.” (*Man in the Dark* 81)
- (9) 後期作品においては老いというテーマへの関心が顕著になる。老いはとくに作中人物の不安の種として描かれるが、これは作家 Auster 自身の抱える不安のあらわれだといえる。2012 年に発表された回想録 *Winter Journal* に Auster の老い観を知ることができる。たとえば、Auster は 64 歳目の彼自身が「もう若くないというのは疑う余地のない事実 (an incontestable fact that you are no longer young)」(2) としたうえで、「すべて話し尽くすまで話し続けたいが、時間は限られている (Speak now before it is too late, and then hope to go on speaking until there is nothing more to be said. Time is running out, after all.)」(1) と悲嘆する。Auster の不安の種は、厳密に言えば、「老い」にあるのではなく、「若くない」ということと「書けなくなること」にあるという点は重要である。
- (10) 妻の死後、Seymour は彼の身体の一部が切断され失われたと感じる。文字通り「損なわれた」状態である。そしてその切断された部分 (“the phantom part” (55)) に痛みを感じることで、不在の父であり幻影人 (phantom person) の Anna の現前を文字どおり痛感する。Seymour が「生きることは痛むことだ (To live is to feel pain.)」(55) とつぶやくとき、それは痛みを引き受けることで不在の父を近くに感じることができるということをあらわしているのかもしれない。ちなみに、不在の父探求が物理的な痛みを引き起こすという現象は実は Auster 名義で発表された最初の小説作品 *The Invention of Solitude* に登場する。

There has been a wound, and I realize now that it is very deep. Instead of healing me as I thought it would, the act of writing has kept this wound open. [...] Instead of burying my father for me, these words have kept him alive, perhaps more so than ever. I not only see him as he was, but as he is, as he will be, [...]. (*The Invention of Solitude* 30)

- (11) 注(10)では、幻影人現象についての考察のなかで、Seymour が「生きることは痛むことだ」(55) とつぶやいていたことに言及したが、Anna を死者として受け入れる素地ができたあとの Seymour ならば「生きることは悼むことだ」とつぶやくだろう。ともに痛みはともなうだろうが、死者をただ不在の者とする 것과死者を死者として弔うことのあいだには、生きている者が現前する現実世界に従事しているかという点において大きな違いがある。
- (12) Seymour が読者のまえから姿を消す場面の直前で彼はポケットに手をつ突っ込む。彼が心の中の「窓のない地下室」から「内的草原」に足を踏み出したときにも同じ仕草をしていたことをふまえると、Auster は彼自身が *Baumgartner* というフィクション作品 (という部屋) に Seymour を損なわれた息子として囲い込んでいた不在の父であることをメタ的に示唆しているのかもしれない (この仕草については *Baumgartner* の 65 ページからの引用と 202 ページからの引用のそれぞれ下線部を参照のこと)。

引用文献

Auster, Paul. *City of Glass*. In *The New York Trilogy*. Faber and Faber, 1987.

———. *Leviathan*. Faber and Faber, 1992.

———. *Oracle Night*. Henry Holt, 2003.

———. *Travels in the Scriptorium*. Henry Holt, 2006.

———. *The Invention of Solitude*. Penguin, 2007.

———. *Man in the Dark*. Picador, 2008.

———. *Sunset Park*. Faber and Faber, 2010.

———. *Winter Journal*. Faber and Faber. 2012.

———. *Baumgartner*. Faber & Faber, 2023.

Benziman, Galia. "Author, Father, President: Paul Auster's Figures of Invisibility." *Canadian Review of American Studies*, vol.43, no.3, 2013, pp.462-79.

Kelly, Adam. *American Fiction in Transition: Observer-Hero Narrative, the 1990s, and Postmodernism*. Bloomsbury, 2013.

ジャック・デリダ『滞留 [付／モーリス・ブランショ「私の死の瞬間」]』湯浅博雄監訳、未来社、2000年。

廣瀬浩司「身体の幻影と道具の生成－メルロ＝ポンティの幻影肢論の射程」『筑波大学現代語現代文化学系言語文化論集 56』、31-49頁、2001年。

ベルクソニズムの拡張 ——サンゴールの事例

増 田 靖 彦

▶ キーワード

ベルクソン、サンゴール、
感じること、芸術、哲学

▼ 要 旨

Le poète et homme politique sénégalais Léopold Sédar Senghor est connu pour avoir dirigé le mouvement de la Négritude. Dans l'affinement de ses idées en tant que pensée, il a fait de la philosophie bergsonienne l'une de ses principales références. Notre objectif est d'élucider la substance de l'introduction de Bergson par Senghor. Lorsqu'il a élaboré la conception de la pensée dérationalnelle nègre, Senghor s'est concentré sur la capacité de sentir *dans* la raison et l'a appelée raison intuitive, qu'il a considérée comme une faculté mutuellement complémentaire de la raison discursive propre à l'Europe. De plus, en explorant cette capacité, il a trouvé la qualité africaine de la raison dans la sympathie, et ainsi, se référant à la durée pure et à l'élan vital de Bergson, il en est venu à y concevoir une ontologie créative au plus profond de laquelle l'être et la vie sont équivalents. Ce qui caractérise toutefois la lecture de Bergson par Senghor, c'est qu'il pousse le rôle de la composante musicale dans la philosophie bergsonienne et y lit non seulement l'émotion mais aussi la sensualité, de sorte qu'il redéfinit la signification de l'art en termes métaphysiques ou méta-esthétiques et lie immédiatement le mystique au mythe. Ce faisant, dans le contexte de son entreprise d'hétérogenèse de soi (devenir-autre), Senghor a sublimé l'art en une tentative de pensée au même titre que la philosophie, là où Henri Bergson affirmait la primauté de la philosophie sur l'art.

序

セネガルの詩人であり政治家であったレオポール・セダール・サンゴールは、自らの思考を

錬成する過程でベルクソン哲学を主要な参照項の一つとして導入した。その導入の実質を考察することが本稿の目的である。この考察を通じて、サンゴールによるベルクソンの受容と継承の流儀を解明するとともに、そこに免れ難く見出される変異にも迫ってみたい。そして、その変異にみられる異体化 (hétérogenèse) を肯定的に捉え、思想の受容と継承のありうべき姿 (一つの出来事の発現) として呈示できれば幸いである。

1. Poète-Président (大統領—詩人)

まずサンゴールの伝記的事実を簡単に紹介しておこう。サンゴールは1906年に当時のフランス領西アフリカ、今日のセネガルで生まれた。幼少期から学業に秀でており、奨学金を得てパリへ留学する。そこで、後にフランス大統領となるジョルジュ・ポンピドゥーやネグリチュード⁽¹⁾運動で不即不離の関係をもつことになるエメ・セゼールらと出会う。学位取得後、フランスで教職に就くものの、第二次世界大戦の勃発とともに志願兵として従軍する。やがて捕虜になるが、病気のため解放され、詩作に勤しむ。最初の詩集が出版されたのは1945年だが、彼の名が広く知られるようになったのは、自らが編者となり、ジャン＝ポール・サルトルが序文「黒いオルフェ (Orfée noir)」を寄せて1948年に公刊された『フランス語によるネグロとマダガスカルの新しい詩の選集』(*Anthologie de la nouvelle poésie nègre et Malgache de langue française*)⁽²⁾だろう。戦後は教職に戻る一方で、請われて政治活動にも携わるようになり、1960年のセネガル独立の際には初代大統領に就任した。1980年に同職を退任してまもなく、アフリカ大陸出身者として初めてアカデミー・フランセーズ会員に選出される。2001年にフランスで没した。

2. 交雑する論点

サンゴールを考察するに当たって重要なのは、彼が詩人としての自分と政治家としての自分を不可分と考えていたことである。それは、ベルクソンが哲学的名声を背景に第一次世界大戦中にフランスの特使として諸外国に派遣されたり、戦後に創設された国際連盟の下部機関において様々な取り組みに従事したりした文脈とは異なり、自らの来歴〔特異性〕から普遍性を導出する過程で錬成された方途といえよう⁽³⁾。サンゴールにとって、芸術と政治は往還することで相互に高められ、その成果が個人および周囲に反映される働きをもつ。その実質は「文化とは文明の精神であり、(…)人々を近づけて一つにする共通の言語、現実の複雑さの自覚と表現」(L3, 183.)であるという発言からも想像されうる。文化は人々に概念的な思考を促すことだけでなく、実際の行動へ誘うことも本質としているのであり、サンゴールはそこにテオリア (théoria) とプラクシス (praxis) が緊密に結びついた二重の流れを見出す (Cf. L3, 537.)。こうした考えは、後述するように、革命における政治経済的変異と並び、いやそれ以上に文化的変異を重視する発想の論拠となり、また多様な文化的背景をもつ人々が相互に影響し合うことによって国家を繁栄させる期待に敷衍されていく。かくしてサンゴールが革命の根底に展望するのは、特異的なものの徹底の果てに普遍的なものへ通じる回路の形成となる。

特異性の内部から普遍性に到達するというこのサンゴールの観点をベルクソン哲学に投影す

るならば、『創造的進化』刊行の前後に整備された直観理論から『道徳と宗教の二源泉』〔以下、『二源泉』と略記〕にかけての思想的歩みに近いだろう。なぜなら、私を絶対的なものとしての「対象の内部に移し入れ、その対象がもつ唯一なもの〔特異なもの〕と一致する共感」(PM, 181. 亀甲括弧の補足は引用者)と規定された直観〔理論〕が、生一般の原理への到達を神秘家における(知性を誘い、思考を発生させる)情動の伝播という角度からより深く探究されるのが『二源泉』だからである。ベルクソンはこの文脈で、神秘家個人の人格を強調しながらも、伝播する情動が神秘家に属しているのではなく、神秘家を貫いていることに注意を促している。

偉大な神秘家の言葉、あるいはその模倣者たちの一人の言葉が私たちのうちの誰かに反響を起こすとすれば、それは私たちのうちに神秘家が微睡んでいて、目を覚ます機会を待っているだけかもしれない、ということになるのではないだろうか。(…)ここでは、そうした人物は一つの人格の呼びかけに応えるのであるが、その人格は、道徳的生活の体现者の人格であってもよいし、その模倣者たちの一人の人格であってもよいし、ひいては当の人物自身の人格であってもよい。(MR, 102.)

重要なのは、情動を放射する特定の人格〔特異的なもの〕に帰依することなく、情動を通じてその人格の根元に到達し、そこに刻印された生一般の原理〔普遍性〕に肉薄することである。ベルクソンによれば、情動は個々の人格に伏流する限りで普遍性を帯びているのであり、私たちは直観の努力によって情動の流れを遡上し、その力能の発火点に近接しなければならない。このとき、神秘家は卓越した直観の行使によって他の人(私たち)よりも先に情動の流れを感得しただけであり、彼らと同じ能力は私たちの誰もが潜在的にもっている——そうベルクソンは考えている。だとすれば、ベルクソンは普遍的なもの〔絶対的なもの〕から特異的なものへ情動を流す枠組みのようなもの(回路)として人格を位置づけているようにみえる。

ただし、後述するように、サンゴールは如上の文脈に基づいてアフリカの「生成」——彼はネグリチュード運動を「黒人への生成」(devenir-nègre)⁽⁴⁾とみなしている——がめざす「脱疎外化」⁽⁵⁾を考える際、『創造的進化』までのベルクソン哲学しか受容しておらず、管見の限り『二源泉』に言及した形跡はみられない。サンゴールが個人における普遍的な位相に触れる際に参照するのは、むしろティヤール・ド・シャルダンの思想である。そうした事情を承知しつつ、また後に参照するディアニュの読解にも絶えず目配りしながら、サンゴールによるベルクソン読解を概観してみたい。

3. サンゴールとベルクソニズム I

サンゴールは「1889年は哲学の歴史において重要な年である(…)」(L5, 194.)と述べ、その理由として、同年がベルクソンの『意識に直接与えられたものについての試論』〔以下、『試論』と略記〕の発行年であることを挙げている。そして「思想と科学と芸術をひっくり返すことになる全般的革命」が起きたという意味で「1889年の革命」とさえ呼ぶ⁽⁶⁾。サンゴールは革命の本質を、政治的、物質主義的であるよりもむしろ精神的であることに、さらにアフリカ

的な文脈においては精神的なものを「ネグロ化する (négrifier)」ことにみるのだが、その理論の手がかりをベルクソンに見出そうというわけである。サンゴールによれば、ベルクソンは何より、感性を知性や悟性に従属させるデカルト主義とカント主義に抗して、フィヒテ、ショーペンハウアー、ニーチェらによって準備された新しい哲学を展開した限りで、より具体的には、存在の根底を生と規定し、真理の探究ではなく生ないし生の意味の探究を試みた限りで賞賛に値する (L5, 195.)。そして、その方法論を注視して次のように言う。

1889年に、その『意識に直接与えられたものについての試論』で、論証的理性に対して、直観を置いたのがベルクソンである。直観によってのみ、私たちは、論証的理性の対象である実在の表層的な殻を通り抜け、実在に、深奥のヴィジョンを合致させることができる。(L3, 97. 強調はサンゴール)

周知のように、『試論』におけるベルクソンの独創性といえば、人格の内的充溢としての自由——実存的自由とは異なる——の論証もさることながら、やはりその基底をなす純粹持続の発案に見定められる。ベルクソンはこの概念を用いて時計による計測から漏れる私たちの生きる時間を析出するとともに、後者の時間こそ私たちの具体的実在であると主張した。サンゴールはこのベルクソンの持続を基—実在 (sous-réalité) と別言する。そして、「概念によるのと同様に、いやそれどころか概念による以上に類推的なイメージによって」(L5, 222.) 持続の直観をめざすベルクソン哲学の方法のうちに、従来への思考にみられない思考の契機を、言い換えれば、別の仕方での思考の可能性をみてとるのである。ディアニュによれば、こうしたサンゴールの着眼はアフリカ大陸で創作された諸芸術——そこにアフリカ世界の思考と概念が凝縮されているとサンゴールは考える——の指向性にその先駆と類似をみる方向へ進む (Cf. BP, 20.)。このことを念頭に置きつつ、私たちは、ディアニュが詳述しない『二源泉』までも射程に入れた、サンゴールとベルクソンにおける思考の方法そのものをめぐる類似性について検討していこう。

4. ネグリチュードの鉅脈

アフリカ世界の思考と概念は、サンゴールによれば、そもそもアリストテレス的な時間概念やデカルト的な空間概念と親和しない⁽⁷⁾。では、サンゴールが構想するアフリカ世界の思考や概念とは、いったい何か。私たちはサンゴールとともに、それをラティオ (ratio) とロゴス (logos) の対比から紐解いていくことにしよう⁽⁸⁾。

その家系と幼少期から受けた教育により、ギリシア文化とキリスト教 (カトリシズム) を知悉していたサンゴールは、自らの芸術論的哲学の方法を構築する際も、ラテン語の「ラティオ」にヨーロッパ的な思考方法 (論証的理性) を、古典ギリシア語に起源をもつ「ロゴス」にアフリカ世界の思考と概念の痕跡の探究 (直観的理性) を宛がうことから始める。ロゴスの淵源にアフリカ的なものを辿ろうとする意図は、古代ギリシア文明はオリエント世界や地中海世界との交流を抜きにしては形成されえなかった、そしてその始元はアフリカにあったという歴史観に裏打ちされている。

ギリシア人は、要するに、ホメーロスからストラボーンまで、「エチオピア人」を、つまり黒人を止むことなく賞賛していたのであった。彼らが私たちに教えてくれたのは、エジプト人自身によれば、エジプト人の文明が、その本質的諸要素において、〈宗教〉と〈法〉の、〈芸術〉と〈筆法〉の考案者である「エチオピア人」によってエジプト人にもたらされたということである。⁽⁹⁾

引用文中のエチオピア人という言葉に鍵括弧がついていることには理由がある。というのは、ここで言及されるエチオピア人とは、古代ギリシア人が今日のエチオピア連邦共和国の領域およびその周辺に在住する人たちに限らず、広くアフリカ大陸に居住する人たちを指す言葉として用いていたこと、それどころかドラヴィダ語族などアーリア人が進出する以前の南アジアに居住していた人たちの文明をも含んでいたことをサンゴールが指摘しているからである (Cf. L3, 300 et 466-467.)⁽¹⁰⁾。この指摘はネグロ (nègre) という語の語源および使用される文脈の探究において、サンゴールがネグリチュード運動の淵源をエチオピアに見出している点でも興味深い。さらにサンゴールは、一方でアフリカ出身のプロティノス、アウグスティヌス、アヴェロエス (イブン・ルシュド) たちを引き合いに出しつつ、他方で先史時代における人類の考古学的知見までも射程に入れながら (Cf. L3, 105-150.)、人間の認識において補足的な役割とみなされがちになり、場合によっては紛いもの扱いされることさえあるこのロゴスの潜在的鉱脈を積極的に掘り起こそうとする (Cf. L3, 24.)。こうした観点——古代ギリシア人が多くを学んだ古代エジプトはかつて南部エチオピア人の植民地だったため後者から多くを学んだのであり、それゆえ古代ギリシアの芸術にはネグリチュードの要素がみられる (Cf. LA, 157-158.)——に基づき、サンゴールは、分析という優れてヨーロッパ的な学知に基づくラティオだけでは、アフリカ世界の思考と概念を、なかならずその存在論拠であるアフリカに固有な持続を捉えきれない、と考える。その漏れを免れるためには、ラティオによってアフリカのものの潜在力が削がれない (ヨーロッパ的な学知に収まる範囲での認識にとどめられない) ようアフリカのものを十全に解放しなければならないのである。

19世紀に至るまで、2000年以上のあいだ、ヨーロッパの思考は、ギリシアの哲学者たちの流れ全体にみられる天才的な直観を顧みることなく、程度の差はあれ、アリストテレスの思考を糧にして生きてきた。そこではロゴスが、かつてもっていた湿り気と振動を失い、柔軟性に欠けたカテゴリーのかたち凝り固まっている。そうしたカテゴリーは動き、生ける実在にもはやびったり一致することもなければ、もはやそうした実在の表れとなることもない。(L3, 219.)

かくしてサンゴールは、存在の実体を人間のみならず動物、植物、無機物といった自然の現象すべてを支える力 (force) とみなすとともに、その本質をエネルギー、つまり精神と捉えるネグロ＝アフリカの哲学をヨーロッパの哲学から区別する必要を説き、アフリカのものを取り戻すすがたをアリストテレス以前のロゴスに求めた。彼によれば、ロゴスこそ、アフリカのものが干乾びてしまう前に、その湿り気と振動を備えた実在 (純粋持続) を把握する方法なのである⁽¹¹⁾。

5. サンゴールとベルクソニズムⅡ

こうしたサンゴールのアプローチが、分析に偏重する（とりわけ）同時代の哲学の方法に疑義を呈して直観の意義をあらためて説いたベルクソンの姿勢に共鳴していることは容易にわかる。サンゴールによれば「ベルクソンはこのうえなく弁証法的な繊細さで、科学主義と自然主義にうんざりした公衆の期待を満足させることになった。彼は、論証的理性の対象である事実と物質が表面的なものでしかなく、直観によって乗り越えられ、実在の深奥のヴィジョンをもたねばならないことを示そうとした」（L3, 70. 強調はサンゴール）のである。

ベルクソンは実際、かなり図式的な仕方ながら、対象を外部から眺めて表象に縮減する方法を「分析」と呼ぶ一方で、それと対比しつつ、対象の内部に入り込んでその唯一無二な性質に共感する方法を「直観」と命名してこれを称揚していた。もっとも、ベルクソンが両者の混同を戒めながらも、二つの方法を相互に排他的なものとしなさないことに留意しなければならない。ベルクソンによれば、分析を方法とする科学と直観を方法とすべき形而上学は直観において協働しなければならない。「したがって科学と形而上学は直観において結ばれる。真に直観的な哲学なら、あれほど望まれてきた形而上学と科学の統合を実現するだろう」（PM, 216.）。たしかに直観に優位が置かれてはいる。しかし二つの認識能力の協働は実在の十全な認識に不可欠なのである。このことは、ベルクソンが形而上学的直観には「物質的認識の力がなければ到達できない」（PM, 226.）とか、「直観は知性による認識以外に伝えられないだろう」（PM, 42.）などと述べていること、そして『二源泉』においても「人間は、物質から離脱したければ、物質を踏み台にしなければならないだろう」（MR, 329.）と主張していることによって裏付けられると思われる。

ベルクソンのこのような考えと同様に、サンゴールもラティオを無益な方法とみなしたりしない。彼はラティオとロゴスを実在に接近するための相補的な二つの思考方法と述べた上で次のように言っている。「しかしとりわけ、理性はすべての人間において同一的に備わっているのではないだろうか。私は「前論理的心性」（*mentalité prélogique*）というものを信じない。精神は前論理的であることも、ましてや没論理的（*alogique*）であることもありえない」（L1, 43. 強調はサンゴール）。難解な言い回しである。おそらくだが、この言い回しでサンゴールは、精神にはラティオの及ばない論理が、いわば論理（*logique*）を超えた論理が潜んでいるということ（ベルクソンが無秩序の観念を批判的に捉えるとき、無秩序に秩序を超えた秩序をみていたのと同じように（Cf. EC, 224-225.））、そしてそれこそがロゴスなのであって、このロゴスとラティオに通底する働きが理性であるということを主張したいのではないか。

かくしてサンゴールは、論証的理性であるラティオについては「眼としての理性」（*raison-œil*）、「思惟」（*dianoia*）、「アポロ的なもの」などと別言し、その特徴に視覚的かつ明晰な認識を重視するスタティックな分析的思考をみてとる一方で、直観的理性であるロゴスを「抱擁としての理性」（*raison-étreinte*）、「魂」（*thumos, nous*）、「ディオニュソス的なもの」などと別言し、抱擁の含意として「主観と客観を、感情と知性を、経験と実験を、情念とヴィジョンを、感じることと知覚することを混ぜ合わせる」⁽¹²⁾思考を挙げている。ベルクソンの理論にニーチェの着想を塗したような図式を呈示した上で、サンゴールは実在の把握が二つの要素の

動的往還としての「総合」によって可能になると考え、その総合を「理論と実践の、論証と実験の、論証的理性と直観的理性のあいだの共生」⁽¹³⁾とみなす。そして私たちの思考は「交互に直観的であり論証的であって、直観であり論理である」という意味で「ネグローアフリカ的な思考は弁証法的である」と主張するのである⁽¹⁴⁾。

本節冒頭の引用にもみられたが、弁証法とはベルクソン哲学にそぐわないタームにみえる。サンゴールがこのタームを用いるのは、彼にとって主要な思想的参照項の一つであるマルクスの影響もあると考えられるが、論旨の展開上その文脈については別の機会に取り上げることとし、ここではもっぱら直観理論の更新読解という観点からこの問題に迫ってみよう。

サンゴールの直観理論に特徴的な——ベルクソンのそれに見出しがたい——事柄として、直観の感情的要素のうちに感受性 (sensibilité) のみならず官能性 (sensualité) をも読み込むことが挙げられる。サンゴールによれば、官能性は身体と精神を、知性と感性を分離するとともに結合する、いわば離接的な力をもつ。それは五感を通じて「感性的な質を捉える才 (don)」(L3, 363.) にほかならない。サンゴールが官能を重視するのは、彼の考える生 (生きること) の規定と無縁ではないだろう。というのも、サンゴールは生きることを何よりも「感官の快楽の果てに、〈他者〉となっている対象と、交わりの歓喜の中で、絶頂の感情の中で同一化すること」(L3, 308.) に求めているからである。サンゴールの意図は、性愛的な関係にみられる離隔と合一の併在 (concomitance) とその所産としての繁殖性 (fécondité) に、生一般の原理を支えとする共生 (symbiose) を重ね合わせることにあるように思われる⁽¹⁵⁾。

そもそもサンゴールにおいて、世界はあらゆる要素が相互に関係し合う「エネルギーとしての存在」とみなされていた。そこでは形も色も触覚も運動も音も味覚も匂いも無数の様相があり、それらの絶えざる交換 (alternance) を生の精気 (sève) が担っている。生の精気が遂行するこのやりとり——サンゴールはそこに感覚的 (sensoriel) だけでなく官能的 (sensuel) な次元をもみてとる——は、物質と精神、感情と観念を相互貫入させ、両者を高次の次元に誘う運動にも敷衍されるだろう (Cf. L3, 497-498.)。やや穿った見方になるものの、サンゴールが構想する弁証法には、このように生成変化を止揚 (Aufhebung) とみなす文脈も含まれるのではないか。

6. サンゴールの政治的展望

サンゴールの方法論は、ヨーロッパ由来の文化を排除せず、逆にそれを利用しながらアフリカ的なものを抽出しようとするに基づいている。こうしたサンゴールの戦略 (Cf. L1, 398-402.) は、ヨーロッパ (とくに宗主国フランス) に対して妥協的とみられることも少なくなかった。例えば、フランツ・ファノンとは、植民地体制を形式的に否定しないサンゴールのアプローチが当の体制ばかりかそこに根ざす心性も温存させ、政治的抵抗や闘争の喚起を抑止しかねない、と批判的であった⁽¹⁶⁾。こうした批判は、サンゴールがフランスと対話しつつ、イギリス流の「コモンウェルスフランス版」(L2, 230) としての「諸国家の緩やかな連合による連邦 (Union des États confédérés)」、「フランス連邦共和国 (République fédérale française)」をできうる限り模索していたことも鑑みると⁽¹⁷⁾、その回避が難しいかもしれない。

にもかかわらず、そうした批判を承知の上で、あくまでも「政治が文化に奉仕するのであって、文化が政治に奉仕するのではない」(L5, 95.)という立ち位置から、サンゴールは、フランスの影響を排除しないかたちでの、つまり民族や文化などの“自然的な”境界によってではなく、あえて人為的な線引きによる、身も蓋もない言い方をすれば、植民地体制を根本的に解消しないままでの独立を是認していた。その含意の一つは、キリスト教徒とムスリムのあいだの無用な葛藤を避け、真に「人類」の次元に到達した社会を実現するという彼の企図にある(Cf. L1, 304-305.)。この観点からすれば、サンゴールのめざすアフリカ人としてのアイデンティティの確立は、自らをアフリカ人と同定することさえ(転倒した差別意識として)超出する次元を構想しているとみなしうる。ディアニュはそれを、ベルクソンの『創造的進化』とアフリカに内生的な宗教における世界観とに立脚したサンゴールのヴィタリスムの傾向に特定しているが(Cf. BP, 37.)、サンゴールの構想は(おそらく彼自身の自覚ともいくらか異なり)『二源泉』でベルクソンが主張する「開いた社会」の境位にむしろ近づいているのではないか。なぜなら、サンゴールは来るべき社会について、カトリシズムに依拠して思考を進めながらも、最終的にそこから離脱する新しい社会の構築をもくろんでおり、また自らの主張するアフリカ社会主義⁽¹⁸⁾ないし「社会主義に向けてのアフリカの方途」を奇しくも「開いた社会主義」(L2, 268.)と命名していたからである。実際、アフリカ社会主義を標榜するサンゴールの議論は、「開いた社会」を導出するための最適な方途としてキリスト教神秘主義に立脚したベルクソンの態度⁽¹⁹⁾とよく似ている。そして、こうしたサンゴールの趣旨が端的に表れていると思われるのが「同化するのであって、同化されるのではない」という彼の“したたかな”戦略⁽²⁰⁾である。

もっとも、サンゴールの参照項はベルクソンだけでない。なぜなら、ディアニュも指摘するように(Cf. BP, 37.)、サンゴールはとくにこの論点においてはティヤール・ド・シャルダンの影響も受けつつ、自らの思想をベルクソン哲学に接続する仕方で、スピリチュアリズム的な社会主義を標榜していたからである。その狙いは、人間主義(humanisme)⁽²¹⁾と宗教的なものをヴィタリスム的に接合し、その結節点に、アフリカ人が自己疎外から解放されて真の創造的活動に肉薄する潜勢力をみてとることにあつた。哲学的なタームを用いて言い換えると、サンゴールは精神と物質の二元論を突破して力の一元論(すべての存在をエネルギーの増減に基づく収縮の程度差からなる諸様態とみなす)として人間を含む存在を捉えようとしたのである。だとすれば、これはサンゴールの意図せぬ解釈かもしれないが、彼の思想には、ディアニュが言及する位相のみならず、やはり『創造的進化』のエネルギー概念——物質を貫き、普遍から特異へ生命を拡散させるエラン・ヴィタル(élan vital)——に、『二源泉』の人格論——二つの情感の動的往還から特異即普遍を裏打ちするエラン・ダムール(élan d'amour)⁽²²⁾——を掛け合わせることで発展的に形成されうる哲学、いわばベルクソン哲学にはらまれる一つの可能性を開花させる試みのようにみえなくもない⁽²³⁾。

にもかかわらず、仮にこの解釈が許されるとしても、サンゴールとベルクソンのあいだには無視しえない相違がある。なぜなら、サンゴールが特異性から普遍性へ至る過程に「普遍的なものの文明(化)」⁽²⁴⁾をみてとり、そこで実現される社会を「有機的共同体」と呼んでいるのに対し、『二源泉』のベルクソンは(『創造的進化』まで肯定的に言及していた)有機的な社会を「閉じた社会」と規定し、そこから精神的跳躍(saut)によって超出して「人類」の次元に

において実現される「開いた社会」に「非有機的なもの」をみているからである（Cf. MR, 274-275.）。ベルクソンによれば、この非有機的なものは、人間と道具の新しい関係を構築する機械論（mécanique）——仮構機能（fabulation）に基づく機械主義（machinisme）とは異なる——を要請する。この機械論があるいは物質を昇華して人間と機械の神秘的一体化をめざすのであれば、テイヤール・ド・シャルダンを下敷きにしたサンゴールの構想⁽²⁵⁾とどこかで響き合うのかもしれない。

7. 民族学からの脱出と人間（人類）の構想

サンゴールの現実的な課題の一つは、アフリカ（人）を民族学の軛から解き放つことにあった。民族学といっても、サンゴールの念頭にある民族学は、アフリカ（人）を「量的な時間」、「閉じた社会」に押し込める装置を指す。この装置はアフリカにヨーロッパ人が到来する以前の伝統的な社会を取り戻させ、それを維持することに貢献するかもしれないが、その反面、アフリカ人を文化的に凝固させ、創造されるべき未来から目を背けさせる恐れがある。だからこそ、先にも触れたように、サンゴールは植民地時代に引かれた人為的な国境線を廃して、“自然的な”区分に従ってアフリカ諸国が小国に分裂することに危惧を覚えるのである。そうではなく、フランスが敷いた管理統制をむしろ逆手にとり、それを血縁に基盤を置いた家族、クラン（clan）、部族（tribu）などから構成されるシテ（cité）という経糸と、年齢別の友愛、職業別の組合、秘儀に基づく結社（confrérie）という緯糸からなる果てしない細分化——バルカン化（balkanisation）——から脱却してアフリカに新たな共同体（communauté）を構築するためのスプリングボードとみなし、あえてそうした統制から出発することで真の独立を果たす⁽²⁶⁾。これが彼の企図であった。

緊密に結びついた諸力の包括的なシステムの留め金を外し、導き、整序するためには「人間」をどのようにすればよいのだろうか。（…）諸存在者の、従って諸権力の——上昇し下降する——系列を人間が知ればよい。また人間が諸存在や諸権力を知ること、それらを運動させる術を心得ればよい。（L3, 221.）

ここで強調されている「人間」という言葉に注目したい。これは、サンゴールがネグリチュード運動の行き着く先を、ただ単にアフリカ（人）の将来とみていただけでなく、現代人のすべてが向かうべき方向性（普遍的様態）も射程に入れていたことを示唆する表現ではないか。来るべきアフリカは「新しい人類」そのもののプランともなりうる。アフリカに固有な、ある意味で二重の閉塞の打破は、ただ単にアフリカに自由と開放をもたらすのみならず、世界に先駆けた、来るべき人類を展望することにもつながるのである⁽²⁷⁾。

8. ベルクソン哲学を négrier する

こうして展望される新しい未来への思考において、ベルクソン哲学を逸脱する重要な視角が二つある。

一つは、サンゴールが純粹持続とエラン・ヴィタルという二つの概念に基づいて實在の直観へ向かうに当たり、ベルクソンが直観の行使において芸術家よりも最終的に高い位置においた哲学者やモラリストではなく、さらに神秘家でもなく、あらためて芸術家に定位し、その行為にみられる芸術の具現化（作品の創出）に基-實在への接近の手がかりを求めることである⁽²⁸⁾。一体なぜなのか。それを知るためには、サンゴールにおける芸術の身分規定（statut）をあらためて確認する必要があるだろう。

サンゴールは芸術を宗教や道徳から分離しえず、後二者と相補的な関係にあるものとみなしていた。それどころか、彼はこれら三者の統合（積分）さえ躊躇しない。サンゴールにとって芸術は基-實在に触れる方途である限り哲学に劣らぬ思考の試みなのであり、ディアニュも言うように、形而上学（métaphysique）ならぬメタ美学（méta-esthétique）なのである（Cf. LA, 70.）。

このとき念頭に置かれている芸術とはむしろネグロ芸術であり、サンゴールはその特徴を「感官の快楽を——否定することなく——超出する」（L3, 228.）ことに見出している。事例としてよく引き合いに出されるのが、踊り（danse）と詩（poème）である。踊りに関して、サンゴールは「人間によって発明された最初の芸術」であり、「自らを表現する最も自然的で最も自発的な仕方」と述べる（Cf. L3, 228.）。サンゴールによれば、黒人社会では誰もが踊る。踊りは様々な儀式や見世物に付きものであるのが、その理由の一つとされる。踊りはたいていの場合、楽器の演奏を伴う。さらに観客の手拍子や唱和が加わることも少なくない。この意味で、踊りは宗教的要素と音楽的要素を兼ね備えているのである。また踊る際、踊り手が体に彩色し、特別な衣装を身につけ、仮面で顔を隠して踊ることも多い。これには踊りの絵画的および彫刻的要素がみられるだろう。詩についても事情はほぼ同様である。散文と異なり、詩は読まれるだけでなく、歌われる。この歌われるということが、サンゴールにとって重要である。というのも、歌われることによって詩は絵画や彫刻の創作および鑑賞に似た集合的な力能を秘めるようになるからである。さらにまた、歌われるためにリズムやメロディを言葉に付与する多様な形式と様々な技巧が彫琢され、それによって詩は音楽的効果と宗教的境位を帯びるようになる。それらは相俟って詩に神秘的な響きをもたらしだろう。

こうしたサンゴールの議論を通して窺われるのは、芸術の規定がベルクソンのそれと必ずしも一致しないという事実である。サンゴールにおいて、芸術の意義は宗教のそれと密接に絡み合っている。サンゴールは実際、芸術的行為に宗教的实践と変わらない境位をみてとり、とりわけ詩人を神秘家に見立てた上で次のように言っている。「詩人の試みは言葉で言い表せないことを言う（…）困難を前にして口をつぐむことである。古代において、詩人は踊り、彫り、描くことのほうを、あるいはもっと単純に、歌うことのほうを好んでいた」（L1, 300-301.）。こうした考えには、サンゴールが『創造的進化』までのベルクソンの持続にみられるメロディやリズムの重視に、彼自身がアフリカの詩や踊りに見出す音楽の本質を加味する姿が窺われる。さらに忘れてならないのは、サンゴールが強調するアフリカの芸術は植民地主義などの影響でいったん失われてしまっているということである。だから、それは再創造されねばならない⁽²⁹⁾。こうした議論に鑑みると、サンゴールは、あたかも人類が homo faber から homo artifex へ生成変化することで、artifex の多義性を積極的に抽出しようとしているかのようにみえる。

もう一つは、サンゴールが神話を哲学や人間主義に対立する要素とみなして排除しないことである。サンゴールによれば、アフリカの文化の端々には今もなお（ヨーロッパの文化ではほぼ失われて痕跡しか残っていない）神話が満ちており、その様々な局面が実在的なものとして科学的実在に劣らず機能している。実在がはらむこうした交雑状態に対し、否定的なまなざしを向けて近代以前の社会がはらむ未成熟さと捉えるのではなく、近代以降に失われた豊かさを宿す社会として肯定的に評価するところにサンゴールの狙いがある。クロードルの詩やピカソの絵画にみられるように、昨今のヨーロッパでも芸術の領域において、伝統に立脚したアフリカ的な芸術への関心や、宗教的なものと社会的なものの混交を積極的に捉えようとするアフリカ的な動きが起きているが、それは本来の意味での宗教が既存の社会的枠組みから人間を解放する運動を秘めていて、その運動が人間の創造的力能を発現させる術となりうるということ、逆に、人間主義がむやみに神の死を吹聴すれば、それは生に滋養を与えないばかりか、生への息吹すら削いでしまいかねないということを証示しているのではないか。サンゴールはそう考えるのである。

このような考えに基づき、サンゴールは神秘主義や神秘的なものと神話や諸芸術や宗教とを苦もなく架橋する。これは『二源泉』のベルクソンが神話（mythe, mythologie）や諸芸術や静的宗教を「仮構機能」の所産とみなし、神秘主義（mysticisme）や神秘的なもの（mystère）や動的宗教から峻別した態度と対照的にみえる⁽³⁰⁾。二人の態度の違いは、超越的なものの規定およびそれへのアプローチの仕方（方法論）の違いに起因するだろう。サンゴールは、ヴィジョン（見神）を研ぎ澄ます主要な手段である恍惚（extase）において、感官（sens）がその真の機能——第5節で触れた直観理論の更新的読解からも察せられるように、この機能には官能（sens）も含まれる——を取り戻し、イメージや記号に潜む存在を類推的に理解させる、と考える⁽³¹⁾。それに対し、ベルクソンは「経験の事実」にあくまで定位し、決してそこから離れようとししない。神秘的経験についても、そこに混じるヴィジョン（視愛）やほとぼしる熱情（transport）や恍惚を排して経験の直接的な流れだけをみようとする（Cf. MR, 101-102.）。要するに、ベルクソンは神秘的直観が情動を通じて超越的なものに到達する可能性を必ずしも排除しないものの、自らの哲学がそれを実現する方法とみなすことに関しては慎重な姿勢を崩さないのである⁽³²⁾。このことは『二源泉』が道徳と宗教の「源泉」を探る試みであっても、道徳や宗教を正面から論じる著作でないことと無関係でないだろう。徹底的ともいえるベルクソンのこうした方法的抑制に対し、サンゴールは神秘的直観を「抱擁としての理性」と無媒介につなげることで（Cf. L3, 340-341.）、ベルクソンの方法的射程を深奥から変異させようとしたのかもしれない。

結

サンゴールは、ネグロの脱理性的な思考を構想する過程で理性における感情の力能に着目し、それをヨーロッパに固有な論証的理性の相補的な認識能力とみなして直観的理性と呼んだ。そしてその力能を探究する過程で、アフリカ的な理性の特質を共生に見出し、その根幹に存在と生を同値とみなす創造的エネルギー論を構想した。その際に参照されたのがベルクソン哲学である。サンゴールは、ベルクソンの純粹持続（時間論）とエラン・ヴィタル（生命論）

を、アフリカに自由と開放をもたらすアフリカ社会主義を実現するための革命プログラムに援用できると考えたのである。

ただし、サンゴールはベルクソン哲学をそのままのかたちで取り入れたわけではない。ベルクソン哲学に占める音楽的要素の役割を押し広げ、芸術の意義を形而上学的に規定し直すとともに神秘的なものと神話を架橋することで、サンゴールは自らの企図する黒人への生成という文脈において芸術を哲学に劣らない思考の試みに昇華したのである。それはアフリカ人のアフリカ化のみならず、私たちの人間化（人類化）をも（あらためて）指向する限りで、今日もお参照に値する言説と思われる。

注

ベルクソン（Henri BERGSON）の著作からの引用は著作の略号と頁数を表記する。

DI: *Essai sur les données immédiates de la conscience*, 1889.

EC: *L'Évolution créatrice*, 1907.

ES: *L'Énergie spirituelle*, 1919.

MR: *Les deux sources de la morale et de la religion*, 1932.

PM: *La pensée et le mouvant*, 1934.

サンゴール（Léopold Sédar SENGHOR）の著作からの引用は著作の略号と頁数を表記する。

L1: *Liberté I, Négritude et humanisme*, Paris, Seuil, 1964.

L2: *Liberté II, Nation et voie africaine du socialisme*, Paris, Seuil, 1971.

L3: *Liberté III, Négritude et civilisation*, Paris, Seuil, 1977.

L4: *Liberté IV, Socialisme et planification*, Paris, Seuil, 1983.

L5: *Liberté V, Le dialogue des cultures*, Paris, Seuil, 1993.

ディアニュ（Souleymane Bachir DIAGNE）の著作からの引用は著作の略号と頁数を表記する。

BP: *Bergson postcolonial*, Paris, CNR Éditions, 2014 (2011).

LA: *Léopold Sédar Senghor l'Art Africain comme Philosophie*, Paris, Riveneuve, 2019 (2007).

- (1) セゼールが考案したネグリチュード（Négritude）という術語は多様な含意をもつ。セゼール自身は「黒人であるという事実の純然たる認識、そしてこの事実を、黒人であるという私たちの運命を、私たちの歴史を、私たちの文化を受け入れること」（L3, 270. サンゴールによる引用からの孫引き）と述べている。サンゴール自身はおおまかに客観的と主観的の二つの意味を見出し、前者としては「黒人世界の文明諸価値の総体」を、後者としては「ネグロ一人一人にとっての、そして黒い人一人一人にとっての、ネグロとして生きる具体的な流儀」を挙げ、「ネグロであること」のみならず「ネグロを考慮すること」に重要な契機をみてとっている（Cf. L5, 96）。サルトルは「ネグロの思想と振舞に共通するある種の特質（qualité）」（SARTRE, Jean-Paul, “Orfée noir”, *Situations III*, Paris, Gallimard, 1933, p.238.）と簡潔に述べている。なお、サルトルはネグリチュードの詩人たちについて、「抑圧者は彼らが話す言語〔フランス語〕の中にまで姿を現わすのだから、彼らはこの言語を破壊するためにこれを話すことになるだろう」と述べ、「彼らが言葉を挽き裂き、言葉のもつ従来の結合を断ち切り、言葉を乱暴に組み合わせる」ことで「崩壊に瀕したこの言語から、壮麗かつ神聖な超言語を作り出し」て「言葉を脱フランス化する（défranciser）」試みを高く評価している。とりわけ彼が引き合いに出すのは、セゼールの詩である。Cf. SARTRE, *op. cit.*, pp.247-248. 亀甲括弧の補足は引用者。
- (2) nègre は「ネグリチュード」（Négritude）との連関を訳語のレヴェルで可視的に反映するため、またサンゴールがフランス語の文脈にこだわっていた事情に鑑み、「ネグロ」と訳出する。Cf. L3, 270.
- (3) それに対し、ディアニュはベルクソンとサンゴールにおける政治的身振りの親近性をむしろ暗示している。Cf. LA, 114-117.

- (4) サンゴールは「黒人への生成」に言及する際、とりわけランボーの著名な言葉——「私は黒人である」(Je suis un nègre)、「私は一つの他者である」(JE est un autre)——を引いて、そこに自己が他者として発現する契機をみている。こうした発想にはドゥルーズ／ガタリが『千のプラトー』の第10プラトーで展開する「女性への生成」、「子どもへの生成変化」、「動物への生成変化」などと通底する思考が読み込めるかもしれない。Cf. DELEUZE, Gilles et GUATTARI, Félix, *Mille Plateaux*, Paris, Minuit, 1980, 10.
- (5) 脱疎外化 (déalienation) とは、サンゴールにとって、さしあたりアフリカ人としてのアイデンティティ (Africanité) の確立を意味する。Cf. L4, 400-402.
- (6) Cf. L5, 129. なお、サンゴールは、ベルクソンの『試論』以外に、ポール・クロードルの戯曲『黄金の頭』(1890年)とアルチュール・ランボーの詩集『地獄の季節』(1873年)——ただし1873年は印刷・製本された年であり、諸事情により流布し始めたのは1889年前後からという説もある。サンゴールの主張はそうした事情を踏まえていると思われる——を挙げている。Cf. L5, 194.
- (7) Cf. L3, 261. ただし、デカルトについては一定の留保もみられる (Cf. L4, 391.)。なお、いずれも『試論』から『物質と記憶』(1896年)にかけてのベルクソンが脱却を試みた概念であることを付記しておく。
- (8) Cf. L1, 259-260. 語源的には、ratio は「計算」、「思考」、「理性」、「分別」などを意味するラテン語であり、logos は古典ギリシア語 λόγος の音写で、「言葉」、「言語」、「理性」、「論理」などを意味する。ratio と logos には、意味が異なる部分があれば、重なる部分もあるが、サンゴールの議論は、優れてヨーロッパ的な前者に非アフリカ的な傾向 (分析的なヨーロッパ理性) を、オリエントとの歴史的関連もみられる後者にアフリカ的なものの痕跡 (直観的な黒人理性) を見出そうとする。ただ他方で、ratio と logos の同一性と差異を積極的に援用する文脈もみられなくもない (Cf. L1, 355 et 404.)。それゆえ、各々に特定の日本語訳を宛がうのはその広範な議論の含意を損なう恐れがあると判断し、本稿ではカタカナ表記を採用することとした。
- (9) L5, 107. なお、アリストテレスへの評価と異なり、プラトンについては、彼がエジプトで研究を行なった経験を踏まえてのことだろうか、肯定的に評価している。Cf. L3, 65.
- (10) なお、こうした主張は学術的に定説化しているわけではないことを付記しておく。
- (11) サンゴールのこうした考察は古代ギリシア人以前のヨーロッパ人にも及ぶ。例えば、エリー・フォールを参照しながらミロのヴィーナスとレスピュエグのヴィーナスを比較検討した叙述を参照されたい。Cf. L3, 95-96.
- (12) L3, 233. なお、後述するように、この抱擁としての理性は神秘的直観に等しい働きをもつとされる (Cf. L3, 340-341.)。
- (13) L3, 87. 強調はサンゴール。ベルクソンの理論にニーチェの着想を塗すことについて、サンゴールはベルクソンの言う知性とニーチェのアポロンのものとの、同じく直観とディオニュソスのものとの親縁性を暗示した後で次のように言っている。「彼〔ニーチェ〕もまた、アポロンの精神とディオニュソスの魂の共生への「永遠回帰」を説いている」(L5, 208. 亀甲括弧の補足は引用者)。ディアニュも「レオポール・セダール・サンゴールはニーチェ的な哲学者だ」(LA, 13.) と述べている。
- (14) L5, 229. 強調はサンゴール。他の箇所でも、この弁証法は陸地におけるセム族との関わり、また海上としての地中海との関わりにおいて二重であるとも指摘されている (Cf. L3, 386.)。なお、ここで引かれる弁証法というタームでサンゴールの念頭にあるのはマルクスである。サンゴールのマルクス理解はアンリ・ルフェーブル、さらにルイ・アルチュセールによる解釈の影響が強いことも付記しておく。
- (15) なお、こうした位相は、臆気ながらサルトルも指摘している。Cf. SARTRE, *op. cit.*, p.267.
- (16) Cf. FANON, Frantz, *Peau noire, masques blancs*, Paris, Seuil, 1952, pp.150-151. 周知のように、ファノン はマルティニークでセゼールの教え子であった。ただし、ムベンベによれば、ファノンは、黒人を介して人間をあらためて人間たらしめようとする限りで、サンゴールに近い。Cf. MBEMBE, Achille, *Critique de la raison nègre*, Paris, Découverte, 2015 (2013), p.228 et p.255.
- (17) Cf. L2, 105, 176 et partout. サンゴールは実際、今日のヨーロッパ連合に近いアフリカ連合を構想し、その実現に向けて様々な政治活動を行っていた。例えば、フランス領スーダン [現マリ共和国]、オー

ト・ヴォルタ〔現ブルキナファソ共和国〕、ダオメ〔現ベナン人民共和国〕、ニジェール〔現ニジェール共和国〕、セネガル〔現セネガル共和国〕による五か国連邦や、一時的に実現したマリ連邦（上述したうちのスーダンとセネガルとからなる）がそれに当たる。しかし前者は構想段階にとどまり、辛うじて実現した後者も二か月足らずで崩壊した。サンゴールは結果的に西アフリカのバルカン化を必ずしも避けることができず、L2の序文で自らが述懐するように、この構想が実現困難であることを悟らざるを得なかったのである。

- (18) サンゴールによれば、重要なのは、単純に同化を否定するのではなく、自分自身の価値観にとどまりつつフランスに結びつくことであって、それはフランスの同胞に転化することを意味しない。「『結合か同化か』という誤ったアンチノミーを超越して『結合と同化』と言わねばならない」（L1, 43-44. 強調はサンゴール）。しかし、同化主義（原住民の伝統的文化を否定する）でも反同化主義（植民者がもちこんだ価値観を否定する）でもないこの戦略の遂行はかなり綱渡りの緊張を強いられるだろう。
- (19) ただし、ベルクソンは神秘主義の「内実を抜きにした形式」だけを取り上げると述べていることに留意しておきたい。Cf. MR, 240-254.
- (20) サンゴールはアフリカ社会主義について、共産主義国家を指向するものではなく、集団主義的で共同体主義的な文明（une civilisation collectiviste et communautaire）をめざすものであると言っている。Cf. L1, 284.
- (21) サンゴールにおける「人間主義」は、西欧由来の科学・学問とほぼ同義と捉えてよい。
- (22) 『二源泉』を「力の思想」として読み解く論点については、拙稿「ベルクソン哲学における直観理論の生成と深化」、岡田聡・野内聡編『交域する哲学』、月曜社、2018、241-260ページを参照されたい。
- (23) 物質と精神の二元論をエネルギーの一元論で乗り越えようとするサンゴールの念頭にあるのは、むしろティヤール・ド・シャルダンの思想である（Cf. L3, 98-99.）。ちなみにサンゴールはマドレーヌ・バルテルミ＝マドールの『ベルクソンとティヤール・ド・シャルダン』（BARTHÉLEMY-MADAULE, Madeleine, *Bergson et Teilhard de Chardin*, Paris, Seuil, 1963.）を読んでいることも付記しておく。
- (24) サンゴールは「普遍的なものの文明（化）（la Civilisation de l'Universel）」と「普遍的な文明（化）（une civilisation universelle）」を厳密に区別している。前者が「新たな人間主義」に呼応し、すべての異なる文明の相補的価値に基づく共生を指向するのに対し、後者は欧米的な価値観の地球規模への拡張を意味するに過ぎない。Cf. L3, 430.
- (25) 実際、サンゴールは「世界が合理化されればされるほど、機械化されればされるほど、世界は人格の救済者かつ発酵者として「詩人たち」を要請するようになる」というティヤール・ド・シャルダンの言葉を引用している。Cf. L1, 349.
- (26) 細分化された国家独立ではなく連邦制——アフリカ合衆国（Les États-Unis d'Afrique）とも呼ばれる（L4, 85.）——を指向するサンゴールは「アフリカのバルカン化を受け入れることは、私たちの悲惨とともに、私たちの生存理由の疎外を受け入れることだ」とまで言っている。Cf. L2, 148-149 et 181.
- (27) 他方、ジョーンズはサンゴールの「アフリカ人」化の試みが人種（race）という概念をぎりぎりのところで捨てきれていないと指摘し、そこにベルクソン哲学には見出し難いサンゴールのある種の反動性をみてとっている。Cf. JONES, Donna V., *The Racial Discourses of Life Philosophy: Négritude, Vitalism, and Modernity*, New York, Columbia University Press, 2012（2010）, p.50, 132 and 147.
- (28) ディアニュも言うように、『創造的進化』までのベルクソンは直観の行使を芸術家の美的能力の発現にみてとることが多かった（Cf. LA, 102-105.）。しかし1911年5月29日の「意識と生命」講演で「芸術家の観点はそれゆえ重要ではありますが、決定的なものではありません。／もっと高いところにあるのがモラリストの観点です」（ES, 25.）と、また同年同月27日の「変化の知覚」第二講演で「芸術は私たちの知覚を膨らませてくれますが、それは深さにおいてというよりもむしろ表面においてです。芸術は私たちの現在を豊かなものにしてくれます。しかし現在を超出させてくれることはまずありません。哲学によって、私たちは現在が引き連れている過去から現在を決して孤立させない習慣を身につけることができるのです」（PM, 175.）と述べている。『二源泉』をほのかに予感させるこの二つの講演がいずれも「形而上学入門」（1903年）や『創造的進化』（1907年）以降になされていることに留意しておきた

い。

- (29) Cf. LA, 140. だからであろうか、曲がりなりにもその進展が連続している西洋音楽を傾聴するベルクソンがセザール・フランクやベートーヴェンを高く評価するのに対し、サンゴールはジャズやファンク・ミュージックを連想させるルイ・アームストロングやジョセフィン・バーカーにしばしば言及している。こうした二人の芸術観の違いは、ひょっとするとベルクソンとサンゴールのあいだの音楽に抱くイメージの隔たりに反映されているかもしれない。
- (30) ベルクソンは「小説、戯曲、神話、そして神話よりも早くから存在していたあらゆるものがこの機能〔仮構機能〕の領域に属する。(…) 宗教に関して言えば、この能力〔仮構機能〕のほうが結果であって、原因ではないであろう」(MR, 112. 亀甲括弧の補足は引用者)と述べている。これに対し、ディアニュも言うように、サンゴールは仮構機能に積極的な意義を見出しているように思われる。Cf. LA, 146.
- (31) Cf. L3, 365. なお、サンゴールはそれぞれイギリスに実在論、フランスに合理論、ドイツに神秘主義の思想的傾向を宛がった上で、ドイツとアフリカの精神的近接性を主張している。この主張の背景には、彼のアフリカ世界の理解がドイツの民族学者・考古学者レオ・フロベニウスの著作の影響を大きく受けていることとも無関係ではないかもしれない。
- (32) あくまで傍証に過ぎないが、シュヴァリエに語ったとされるベルクソンの言葉を引いておこう。「私の方法は、経験に支えられて、精神的實在への方途をできるだけ遠くまで歩むことにあるが、経験を超出することにはない。この経験は神秘的経験となったときにのみ、神にまで到達するだろう。そして、たしかに、私はこの経験を排除しない。この経験は、私の方法の延長線上にあるとさえ主張することもできる。しかし、私の方法は、もう一度言うが、そこまで到達していない」。CHEVALIER, Jacques, *Entretiens avec Bergson*, Paris, Plon, 1959, p.70.

ハプスブルク帝国の権力構造と フランツ・フェルディナント大公

—「帝国官房」創出への道—

村 上 亮

▶ キーワード

フランツ・フェルディナント、
二重制(アウスグライヒ体制)、
軍官房、ハンガリー

▼ 要 旨

本稿は、ハプスブルク帝国の皇位継承者フランツ・フェルディナント大公の権力のありようを検討するものである。彼はサライエヴォ事件の犠牲者として知られ、かつその人格は長きにわたって否定的に捉えられてきた。その一方、彼が皇位継承者として有していた「例外的な」政治権力は論じ尽くされていない。本稿では、ハプスブルク帝国独自の国制、いわゆる二重制において彼の権力基盤となった軍官房に焦点を絞り、その発展の道筋を跡づけた。一連の考察の結果、当初の軍官房は、フランツ・ヨーゼフとその側近たる参謀総長 F・ベックの意向により政治への関与を妨害された反面、ブローシュ期(1906-11 年)は官房の人員拡充、情報収集体制の整備や顧問団の形成などの点で明白な画期をなしたこと、さらにバルドルフ期(1911-14 年)は大公の全軍監察長官の就任(1913 年)により、軍官房の地位の強化と権限の明確化が果たされたことを主に示した。そのうえで、大戦前夜には大公の軍官房がハプスブルク国家全体に影響を及ぼす、いわば「帝国官房」に匹敵する存在になったと結論づけた。

はじめに

本稿は、オーストリア=ハンガリー帝国(以下、全体を指す場合は、ハプスブルク帝国とする)の皇位継承者フランツ・フェルディナント大公(1863-1914 年)の権力基盤の解明を目的とする。サライエヴォ事件(1914 年 6 月 28 日)の犠牲者として知られる大公の「悪評」は、当時から近年まで語られてきた。一例を挙げると、同時代の政治学者、政治家 J・レートリヒ(1869-1936 年)は、暗殺当日の日記にウィーン市民の冷静な反応を記したうえで、次のよう

な悪評を書きつけた。「幅広い住民の間に、大公への強い嫌悪感が存在した。彼の尊大な態度、信仰への頑迷な固執、金銭問題に関する驚くべき吝嗇さと品位を落とす気質、かねてよりあらゆる骨董商を呆然とさせた趣味の悪い芸術品の収集、どうみても狩猟とはいえない鳥獣にぶちまけた病的な殺害欲、あらゆる高潔な人を深く傷つけた、すべての密告を真に受ける恥ずべき猜疑心——以上に加え、彼の妻の相対的に凝り固まった信仰心、不寛容、高慢さ、あらゆる人を刺激するような性格は、オーストリアでは広範にわたって、ハンガリーでは国の隅々に至るまで大公を嫌われ者にした。」そのうえで、「神はオーストリアへの善意に基づき大公を皇帝にしなかった」という、大公夫妻の死をオーストリアの「幸運」とする見方に言及する。

けれどもレートリヒは、かかる風潮を否定した。「なぜならフランツ・フェルディナントは、フランツ・ヨーゼフの弱さと無計画さにより維持できなくなった政体を必ず排除するとともに、オーストリア=ハンガリーにとってまさに国内外に向けた死活を賭けた試みを断行しただろうからである。今や温厚ではあるが、無能な27歳の王子〔後に、オーストリア皇帝カール一世=ハンガリー国王カーロイ四世として即位するカール・フランツ・ヨーゼフ〕が、84歳の皇帝の後継者だ。国内外に向けた強力な意志に基づく帝国が抱える国家的課題への取り組みは、もはや不可能と思われる⁽¹⁾」と。以上の文言は、大公による改革への期待、その死に伴う帝国の将来への悲観的な展望を示唆する。皇位継承者としてのフランツ・フェルディナントは、サラエヴォ事件前夜にはどのような政治的地位にあり、いかなる政治構想を抱いていたのだろうか。

まず、本稿の前提をなすハプスブルク帝国独特の国制、二重制（アウスグライヒ体制）の骨子をまとめておこう⁽²⁾。この国制は、オーストリアとハンガリーの均衡を原則とし、外交と軍事、それらに関わる財政を共通案件とする物上連合体制だった。オーストリア皇帝とハンガリー国王を兼任する君主フランツ・ヨーゼフは、和戦の決定権や大臣の任免権に加え、法案提出前の承諾と採決後の勅許を含めた「絶対的拒否権⁽³⁾」を掌握した。しかしながら、①アウスグライヒがフランツ・ヨーゼフとハンガリーの代表により締結され、ハンガリー以外の地域の代表は排除された点。②オーストリアとハンガリーのアウスグライヒ法は、同じ内容がドイツ語とハンガリー語で書かれたわけではなく、重大な相違点が存在していた点、ひいては二重制に関する認識の相違が伏在した点に留意しておきたい⁽⁴⁾。

以上を念頭におき、大公に関する研究動向を整理すると、①大公が二重制の存続に危機感を抱いていたこと、とくに、共通案件の骨抜きを目指すハンガリーの動向とそれに対するフランツ・ヨーゼフの弥縫的な譲歩に強く反発していたこと⁽⁵⁾。②大公の帝国改革構想は度々検討されてきたが、その確証には至っていないこと。③大公はフランツ・ヨーゼフの高齢化に伴い、「非公式の影響力」を有していたことが論じられてきた。最後の点についてS・R・ウィリアムソンは、オーストリアの大臣たちがフランツ・ヨーゼフ（シェーンブルン）とフランツ・フェルディナント（ベルヴェデーレ）のあいだで「細心の注意を要するエッグダンス」を強いられた事情に論じたうえで、皇位継承者としてのフランツ・フェルディナントが保持した権限を、君主制における「慣習」的なものではなく「例外」と位置づけた⁽⁶⁾。

ここで筆者は、大公の権力基盤をなした軍官房（Militärkanzlei）に注目してみたい。J・デアークが言及したように、この機関は名称通り、軍事演習の指揮や軍の監察などを管轄したのみならず、大公の即位に向けた準備さえ行った⁽⁷⁾。但しその幅広い活動内容にもかかわら

ず、R・エガーと J・C・アルマイアー・ベックの仕事を除くとほとんど考察されていない⁽⁸⁾。ハプスブルク帝国における「国政改革を推進する制度面の主たる原動力⁽⁹⁾」とみなされた同機関は、はたしてどのように機能するとともに、大公はいかにして影響力を広げたのだろうか。

以上をふまえて本稿では、大公の権力基盤たる軍官房の成り立ちとその変容の究明に努めたい。議論の進め方については、第Ⅰ章では、大公がとりわけ強い関心を抱いていたハプスブルク帝国の軍制とそこにおける大公の役割を論じ、第Ⅱ章では、1906 年以降に大公の軍官房の整備に尽力した 2 人の官房長、A・ブローシュアーレーナウ（1870-1914 年）と C・バルドルフ（1865-1953 年）の活動を跡づける。かかる行論を通じ、大戦前夜におけるハプスブルク帝国のありようの一端を明らかにするとともに、「嫌われ大公」に対する側近のまなざしにも光を当てる。なお、本稿で用いる主たる史料は、オーストリア国立文書館の軍事文書館に所蔵される未公文書、ならびに、ブローシュがフランツ・フェルディナントについてまとめた文書「ブローシュの見た、人と軍人としての皇位継承者⁽¹⁰⁾」やバルドルフの回顧録などである。

I 軍人としてのフランツ・フェルディナント

I-1 ハプスブルク帝国の軍制をめぐって

まず、二重制の急所のひとつをなした軍事問題を概観したい。ハプスブルク帝国の軍隊は、構成する兵士の多様さを特徴とするとともに、多民族国家の統合軸を担った。兵役は初等教育とともに、ハプスブルク国家とあらゆる階級の男性国民との間における最も影響力を持つ接点だったのである⁽¹¹⁾。W・M・ジョンストンの言葉を借りれば、「帝国軍は、社交生活を美しく彩り、遠隔の地方に平和をもたらし、異民族集団であった軍人・兵士たちにとっては愛国心の焦点であった。旧弊で、融通のきかない名誉の掟、改革の拒否、そして崩壊に直面してなお失わない誇り——帝国軍は、自らが仕えた帝国の如実な鏡だった⁽¹²⁾。」統合軸としての軍の役割について、19 世紀後半のハプスブルク帝国軍で大きな影響力を誇ったアルブレヒト大公は、時の皇太子ルドルフに次のように語ったという（1886 年）。「軍隊に関する一体性、画一性、王朝的な兵士の精神が、われわれよりも必要とされる国はない。ここでは、王朝と軍隊こそが分裂しつつある帝国をつなぎ合わせる最後の絆なのだ。軍隊が分裂し、その精神が価値を失った時、王朝は滅び、オーストリアは消え去るだろう⁽¹³⁾。」ここでアルブレヒトが述べた懸念は、二重制の両半部国家の上部に位置する「ライヒ Reich」を頑として拒否するとともに、独立国としての立場を顕示したいハンガリーの行動により現実となりつつあった。

二重制における軍事制度、より正確に言えば、ハプスブルク家の軍隊とハンガリーの軍隊との共通性は、ハプスブルク家の世襲領に関する一体不可分の相続を定めた国事詔書がハンガリーで法制化された 1723 年ではなく、オスマン帝国との戦争が始まった 1715 年に由来する⁽¹⁴⁾。I・ジョルゲルによれば「国事詔書は、1715 年に確立された防衛共同体を継続的な同盟義務に仕上げるとともに、相互防衛に基づく共同の同盟義務体制を、無条件の（同盟体制の発動事由とはまったく関係のない）義務の形式において、同盟構成員のすべての物資的、精神的な力に依拠したのみならず、各諸邦における共同防衛力を超える防御手段にも基づいて拡張した⁽¹⁵⁾。」その後の軍制におけるハンガリーの特殊な地位は「軍における部分的な二重制⁽¹⁶⁾」と表現される。

君主フランツ・ヨーゼフは、二重制への移行後も軍の最高決定権を保持していたものの、軍事に関する両半部のアウスグライヒ法が一致していない問題を抱えていた。オーストリア側の条文では、皇帝が全軍の最高指揮権を有し、和戦を決定する旨（オーストリア基本法 145・第 5 条）に加え、全軍の運用、指揮、内部組織に関する命令はもっぱら皇帝の権利に基づく旨（オーストリア基本法 126・第 11 条）が書かれていた。他方、ハンガリー側の条文では、君主が「憲法に基づく支配者の権利により」全軍の一部をなすハンガリー軍の統一的な指揮、命令、内部組織に関するすべての権限を有する旨（アウスグライヒ法第 11 条）が規定された（下線は筆者）。国王の裁量権の制約を意図したと考えられる下線部に該当する表現は、オーストリア側の条文には見当たらない。さらに、ハンガリー側の条文に認められる「ハンガリー軍 ungarisches Kriegsheer」との不明瞭な文言（同第 12 条）、「ハンガリーに関わる国防制度の確立、改編はハンガリー議会の同意によってのみ行いうる」（同第 13 条）との文言は、オーストリア側の第 11 条との整合性を欠いている⁽¹⁷⁾。

なお、徴兵数の決定やその実施の権限は、君主の意向を反映しやすい共通案件ではなく、両半部の議会や代議団会議が保持した。同じく俸給、軍法会議や懲戒、給養の管轄も分散していた⁽¹⁸⁾。同時代にオーストリア総理府参事官を務めた J・レーヴェンタールは、軍に関わる管轄が輻輳するさまを簡潔にまとめている。「知られているように、軍事機構の分野には憲法上、より大きな困難を招く主に 2 つの複雑な問題がある。そのひとつは、全軍事機構におけるハンガリー軍の立場に関わるものである。もうひとつは、君主の大権の制約、すなわち一方では両半部議会の管轄、他方では〔共通〕国防相の管轄範囲との関係に関わるものである⁽¹⁹⁾。」

ハンガリーとの兼ね合いでいえば、二重制期には帝国全体の軍隊をなした共通軍とならなくて、各半部にラントヴェーア（オーストリア）、ホンヴェード（ハンガリー）が存在したことにも着目すべきだろう。とくにホンヴェードは、ハンガリーへの「君主〔フランツ・ヨーゼフ〕の譲歩⁽²⁰⁾」により創出されたものである。さらに、ハプスブルク=オスマン国境の軍政国境が解体され（1881 年）、ハンガリーに編入された。けれども、ホンヴェードの創設と旧軍政国境の編入というハンガリーにとっての 2 つの「重大な収獲⁽²¹⁾」は、帝国からの分離傾向に拍車をかけたにすぎなかった。その後もハンガリーは、10 年ごとの経済アウスグライヒをめぐる交渉の際、わずかな譲歩と引き換えに軍事面での妥協を強いるとともに、議事妨害を用いて徴兵や徴兵数引き上げを阻んだ。

ここで争点のひとつとなったのは、共通軍の呼称である。当初は「k. k. (kaiserlich-königliche) Armee」で合意したものの、1875 年にはハンガリーの国防（ホンヴェード）省が「k.k.」を「kaiserlich und königliches Heer」「k. u. k. gemeinsames Heer」、あるいは単純に「Heer」への変更を提起した⁽²²⁾。とくに前の 2 つには、並列を示す「und」を入れることでハンガリーの独立した立場を明確にする意図があったといえる。実際、1888 年に徴兵数引き上げが議論された際にはハンガリーの要求に応じ、共通軍の名称「k. k. Armee」は「k. u. k. Armee」に改められた。ウィーン側はこの事態について、共通軍を「2 つの別個の軍隊組織に分離しようとする〔ハンガリーの〕漸進的計画の一部」と認識したのである⁽²³⁾。

さらにハンガリー議会は、1902、1903、1905 年に通常の徴兵事案を否決した。とくに 1903 年には、共通国防相 E・クリークハマーによる徴兵数引き上げの提起に対し、ハンガリー議会の反アウスグライヒ派（独立党）がきわめて激しい議事妨害を展開し、ハンガリー側の要求

を一部受け入れた新法案を拒否したにとどまらず、軍機構へのハンガリー語導入を求める「九ヶ条綱領」を突きつけた⁽²⁴⁾。かかる軋轢が、徴兵数の引き上げや軍事費の増加を滞らせ、ハプスブルク帝国軍の相対的な弱体化を招いたのである。

帝国軍の一体性を掘り崩すハンガリーの動きは、大公の軍隊観——ハプスブルク王朝と軍隊は多民族国家を支える二本柱であり、「皇帝のみに義務を負う、信頼に足る国民に無関心な軍隊は、大公にとって帝国の死活にかかわるものであり、かつ王朝の存在条件と思われた⁽²⁵⁾」——と明らかに齟齬を来すものだったゆえに、彼の憤激と抵抗を招いた。大公は、ハンガリーの軍事学校にハンガリー語を第二言語として導入する動きに対し、参謀総長 F・ベックに皮肉を込めて次のように書いたという。「私は、我が祖国への最も強い遺憾の意と最も深刻な懸念をもって、王位と王朝にとっての最後の防壁をなす軍隊がハンガリー化されるさま、そして素晴らしき『ハンガリー精神』が軍に浸透するさまを眺めねばならない⁽²⁶⁾。」フランツ・フェルディナントはブローシュ着任以後、軍官房を拠点としてハンガリーとの闘争に臨むことになる。

I-2 軍人としての大公

ここで大公の経歴を概観しておこう。彼は、フランツ・ヨーゼフの弟カール・ルートヴィヒ(1833-1896 年)の長男として生誕した(1863 年 12 月 18 日)。当初は皇位につく可能性はほぼなかったが、皇太子ルドルフの自殺(1889 年)が大きな転機となった。もっとも、大公が母マリア・アンヌンツィアータ(1871 年死去)と同じく結核を発症したため(1895 年夏)、宮廷や政界は、大公の弟オットー(1865-1906 年)に乗り換える動きを示した。「オットー大公は〔共通外務大臣〕ゴルコウスキ伯爵の助力により、フランツ・ヨーゼフ陛下に次ぐ地位を得たと同時に、軍隊における昇進には宮廷の序列が決定的だったにもかかわらず、兄〔フランツ・フェルディナント〕と揃って昇進した。その帰結として、宮廷、軍隊、公衆はフランツ・フェルディナント大公を取るに足らないものとみなした⁽²⁷⁾。」かかる露骨な冷遇は、ゾフィー・ホテクとの「身分違いの結婚」と相まって、大公と宮廷の関係を悪化させた。

大公は、ハプスブルク家の皇族と同じく軍人としての経歴を歩んだ。14 歳の時に中尉に任じられて以降(1877 年)昇進を重ね、1894 年には少将に至った⁽²⁸⁾。ここでは、フランツ・フェルディナントがエーデンプルク(現ショプロン)に騎兵隊の大佐として赴任した(1890 年)点に着目しておきたい。ドイツ人とハンガリー人が混住するこの街に駐屯する同部隊は、さまざまな民族的出自の兵士により構成されていたものの、将校はもっぱらハンガリー語を話すハンガリー人から構成された。当地での軍務経験が大公の政治観に及ぼした否定的な作用、具体的にいえば、ハンガリーに対する嫌悪感の原点をなす可能性がある。すなわち「大公は、ハンガリー語の会話能力に問題を抱えていたため、なおさら彼は、軍における業務語としてのドイツ語が維持されていないことに怒りを覚えた⁽²⁹⁾。」

大公の経歴と軍の関係については、世界旅行(1892-93 年)において、大公が海軍の重要性を認識したことにも着目しておきたい。つまり彼は、イギリスの植民地統治の成功要因をその強大な海軍に求めた⁽³⁰⁾。H・H・ゾコルは「この〔世界〕旅行は、大公と海軍を接近させた。それは、最高位の提督としての彼が海軍司令官とともに、海軍をほとんど期待できない水準にまで発展させるほどだった⁽³¹⁾」と言いあてている。実際に大公は、とりわけ 1906 年以降の海

軍政策に影響を及ぼすなかで、ハプスブルク海軍を地中海における「権力要素」とし、アドリア海におけるイタリア海軍に対する優越の確保を目指した⁽³²⁾。しかしながら、ハプスブルク帝国における海軍拡張には多くの障壁が存在した。ブローシュが書くように、宮廷における海軍の軽視、投入可能なすべての財源を陸軍に投入しようとする共通国防相と参謀総長の抵抗、大衆の無関心、ハンガリーの妨害に鑑みると、自ら君主として号令できるドイツ皇帝ヴィルヘルム2世のような楽な課題ではなかったからである⁽³³⁾。この帰結については、後述したい。

1898年、大公は「最高軍司令部における皇帝の代理」に任命され、同時にホーフブルクのシュヴァイツァー・ホーフに軍官房を得た。この際に初めての侍従武官、ならびに初代の軍官房長としてH・クラウス＝エリスラーゴ（在職：1898-1903年）が任命された。本職就任時の勅令には、「閣下〔フランツ・フェルディナント〕は今回決定された司令部の権限により制約されることなく、次の機会を得るだろう。つまり大規模な武器訓練に際して、適宜さまざまな軍団の指揮をとること、軍制全体をより高い視点から検討すること、全体の利益に資すると思われる陸海軍のあらゆる事情についての認識を得ること」と書かれている。その後の調整を経て、大公の権限として大演習における軍団の指揮、閲兵、査察をはじめ、フランツ・ヨーゼフの許可に基づく全軍の検分、皇帝が主宰する軍事会議への参加、軍事関係の省庁による皇帝への上奏文書の回覧、軍事問題に関する所見の作成などが認められた⁽³⁴⁾。

しかしながら、当初の大公の軍官房は二重制と有機的に結合されておらず、軍制における布置も不明瞭だった。かかる状況の一因は、フランツ・ヨーゼフの軍官房長を長く務め、彼の最も近い側近のひとり、時の参謀総長F・ベック（在職：1881-1906年）による妨害である。端的に言えば大公の地位向上は、皇帝フランツ・ヨーゼフへの配慮に左右される「副皇帝Vizekaiser⁽³⁵⁾」ベックの解任なくしては考えられなかったといえる。前掲の初代軍官房長クラウス＝エリスラーゴ、二代目K・ゲルプ・エドラー・フォン・ズイーゲスシュテルン（在職：1902-06年）期における軍官房の活動が目立たない一因は、まさにフランツ・ヨーゼフやベックによる大公とその軍官房の軽視にあった。

ブローシュによれば、大公が軍に関係する法令を官報で初めて把握する事態、ならびにフランツ・ヨーゼフが大公に恩赦の請願など重要度の低い文書を回覧に付した事態ゆえに、大公の職務への関心が減じたという。また、大公が1898年から1906年の間に演習において軍団を指揮したのは3回にすぎなかった⁽³⁶⁾。もっとも晩年のベックは、国内外の軋轢により次第に消耗しつつあった⁽³⁷⁾。そのうえ、皇帝演習における不手際と落馬という失態をみた大公はベックの解任を求め、皇帝も承諾した。ベックの後任には、大公の推薦によりF・コンラート・フォン・ヘッツェンドルフが就くことになる。

Ⅱ 大公の軍官房の発展と変容

Ⅱ-1 ブローシュ（在職：1906年2月－1911年10月）

大公の軍官房は、ブローシュの着任により決定的な転換点を迎えた。大公の私設秘書P・ニキチ・ブルズによれば、この人事が大公の軍事的立場を「突然」変えたのである⁽³⁸⁾。同時代人からその後の研究に至るまで、ブローシュが大公にとって最も有能かつ信頼できる臣下だったとの見方は一致している。ブローシュときわめて近い関係にあった共通国防相M・アウ

フェンベルクは、ブローシュを「大公の良き知恵袋」としたうえで、「大公は他の誰よりもブローシュとの友情と忠実さを保ち続けた⁽³⁹⁾」という。また、研究者 L・ソンドハウスは「如才のない、忍耐強いブローシュは大公の身代わりとなり、大公の不安定な性格を抑制するとともに、大公のエネルギーを建設的な分野に向けた。まとまりを欠き、人員が不足していた軍官房は、ブローシュのもとで瞬く間に権力と影響力の中樞となった⁽⁴⁰⁾」と書く。

ブローシュは、ズィーベンビュルゲンのテメシュヴァールに生まれ、軍事初等学校、同中等学校、軍事技術学校を経て、工兵部隊の少尉となった。その後、彼は士官学校の卒業（1895年）後に参謀本部付大尉として共通国防省第5局に配属された。この異動は、同部署が軍の戦術や組織のみならず、代議国会議における討議の準備にも関与したため、軍事案件のみならず二重制における政治情勢をも学ぶ場となった。5年間の勤務は「フランツ・フェルディナント大公の下できわめて責任ある地位に就いた際にきわめて役立った」ことを明記しておく⁽⁴¹⁾。

軍官房長としてのブローシュは、官房の人員を従来の2名から14名に増やすとともに⁽⁴²⁾、帝国内の各機関からの文書収集体制を整えた⁽⁴³⁾。これに伴って官房文書に付せられる業務番号は、1908年の年間290から、翌09年には同610、10年には同1,293と右肩上がりが増え、1911年には1,894に達した⁽⁴⁴⁾。前掲のレートリヒによれば、1910年頃には「最も情報に疎い老帝」に対し、大公は「オーストリアにおいて最も情報に通じる人物⁽⁴⁵⁾」とみなされたほどである。また、1908年11月には軍官房の正式名称が「騎兵将軍フランツ・フェルディナント大公殿下の軍官房⁽⁴⁶⁾」に改められた。さらに、軍官房に関わる予算が正式に軍事予算に編入されたのもブローシュ時代のことであり⁽⁴⁷⁾、その末期には服務規程も作成された（1911年1月）。同規程の骨子を書いておくと、軍官房長の代理（第1条）、大公への報告時間（第2条）、大公からの直接の命令があった際の対応（第3条）、官房の構成員（将校、書記、伝令）の勤務時間（第4条）、警備（第5条）、官房における郵便、電報、電話への対応（第6～8条）である⁽⁴⁸⁾。

以上に加えブローシュは、皇位継承者の周囲に政治家、軍人、法学や経済の専門家、帝国内の少数民族における重要人物、メディア関係者などを包摂する緩やかな人的ネットワーク、いわゆるベルヴェデーレ・サークルを形成した⁽⁴⁹⁾。この主たる構成員⁽⁵⁰⁾をあげておくと、軍部では、帝国内きっての「タカ派」として知られる参謀総長コンラート（在職：1906-11、1912-17年）、共通国防相アウフェンベルク（在職：1911-12年）、オーストリア政府関係者では、大公の家庭教師であり、首相を務めた M・W・ベック（在職：1906-08年）がいる。ブローシュとともに大公の即位に際しての皇位継承計画を練り上げた法学者であり、第一次大戦末期にオーストリア首相を務めた H・ラマーシュ、ハプスブルクの国制に精通していた後のウィーン大学教授 G・トゥルバも無視できない。ボヘミアの貴族では、大戦前には駐ブルガリア公使、大戦中には共通外務相を務めた O・ツェルニン、主にトリエステの総督を務めた K・ホーエンローエ、大戦中に首相などの大臣を歴任した H・クラム＝マルティニツ⁽⁵¹⁾らをあげておきたい。

ハンガリー政府では内務相を務め、男子普通選挙権の草案を準備した J・クリシュトーフイにはほぼ限定される一方、国会議員などを務めた少数民族が名を連ねた。『大オーストリア合衆国』で知られる A・ポポヴィチ（ルーマニア人）や A・ヴァイダ＝ヴォエヴォド（ルーマニア人）、真正権利党党首 J・フランク（クロアチア人）、スロヴァキア民族党党首 M・ホジャ

(スロヴァキア人)、ハンガリー・ドイツ人民党党首 E・シュタインアカー（ドイツ人）などがある。なお彼らの中には、帝国崩壊後の継承諸国で指導的立場に就く人物も含まれていた⁽⁵²⁾。メディア関係では、大公に近いキリスト教社会党の機関紙『ライヒスポスト Reichspost』の編集長 F・フンダー、『オーストリア展望 Österreichische Rundschau』の編集者 L・フルメツキ、オーストリアの政治評論家 T・ゾスノスキをあげておく。ここでは、とくに『ライヒスポスト』と大公の軍官房が情報交換の関係だったことは見逃せない⁽⁵³⁾。『オーストリア展望』もまた、大公の意向を発信する役割を担った。ベルヴェデーレ・サークルを概観すると、帝国内のほぼすべての民族を網羅していたもののハンガリー人はほとんどおらず、イタリア人とセルビア人も欠く点に気づく⁽⁵⁴⁾。オーストリアにおける有力政党のひとつ、社会民主党も不在だった。

ブローシュは、ベルヴェデーレ・サークルの人脈を駆使しつつ、大公の意を叶えるための策動に従事した。とりわけ大公の意に反して男子普通選挙権をオーストリアに導入したオーストリア首相ベック、軍事面でハンガリーに譲歩した共通国防相シェーナウの罷免はブローシュの動きなくしては考えられない⁽⁵⁵⁾。大公が、ハンガリーによる軍隊を分裂させる試みに「陛下〔フランツ・ヨーゼフ〕に対する最も忠実な抵抗者」として、オーストリア政界やメディアへの働きかけを通じて、さらなる屈服を食い止めたことも記しておくべきだろう⁽⁵⁶⁾。

当然のことながら、ブローシュの「目覚ましい」働きは、フランツ・ヨーゼフとその周辺との軋轢を生み、軍官房長からの転出を余儀なくされた。ここでは、フランツ・ヨーゼフがブローシュに抱いた不快感は看過しえない。老帝はブローシュ退任の際、「貴殿はこの六年にわたり、朕に齒向かってきた」と詰り、驚きつつ言葉を返そうとするブローシュを制し、「朕は知っておるのだ！そう、知っておるのだ！」と叱責したと伝えられる⁽⁵⁷⁾。この点について R・ラインは、ブローシュの転出がフランツ・ヨーゼフの意向なのか、あるいは大公の即位に備えて職務経歴を高めようとしたブローシュの意向なのかは断定できないと指摘するとともに、大公の気難しい性格も考慮に入れるべきと書いている⁽⁵⁸⁾。

度々否定的に論じられてきた皇位継承者の気性について、ブローシュは大公が強いエネルギーを持つと広くみなされているが、それは不安定な「断続的、かつ衝動的」にすぎないとした。そのうえで、「大公がきわめて精力的に物事を始めた後、決定的な時点で最後の責任に尻込みし、頑張り通すことができないとの懸念は不当ではない。紛争期においてヴィルヘルム 1 世とビスマルクがお互いに示した類の信頼は、大公にはほとんど望めない」と書きつけている⁽⁵⁹⁾。大公に最も近い存在だったブローシュでさえ、彼との信頼関係の構築に苦心したさまが読み取れよう。

なお、ブローシュがティロールの皇帝猟兵部隊に転じた後も——1913 年の演習時に生じた大公とコンラートの不和を仲介したように——フランツ・フェルディナントへの影響力を維持し続けたことを記しておきたい⁽⁶⁰⁾。

Ⅱ-2 バルドルフ（在職：1911 年 11 月－1914 年 6 月）

ブローシュの後継者バルドルフの経歴も一瞥しておこう。バルドルフは、グラーツ大学で法学博士号を得た（1889 年）後、軍に入った。1893 年に大佐に昇進し、参謀本部の作戦部に配属された。その後、ウィーンの軍事学校における戦略、戦史の教員を経て（1903-06 年）、参謀

本部勤務に戻り、「軍の整備に不可欠な⁽⁶¹⁾」兵役法とその修正に従事した。この経験は、ブローシュの共通国防省勤務と同じく、後に大公の軍官房で彼に課される困難と同等だったという⁽⁶²⁾。但し、前掲のラマーシュによればバルドルフがグラーツ大学で博士号（法学）を取得していたにもかかわらず、ハプスブルクの国制問題についてはブローシュよりもはるかに疎かった⁽⁶³⁾。

フランツ・フェルディナントは、ドイツ軍の新たな歩兵訓練規則に関する上奏（1902年）を通じてバルドルフをすでに知っていたが⁽⁶⁴⁾、ブローシュを強く慰留したという。バルドルフ自身、大公のブローシュへの寵愛の大きさを自覚しながらの赴任となった（1911年11月）。彼の回顧録には、その複雑な感情が吐露されている。「彼〔ブローシュ〕の代わりを務める困難が疑いなく大きいことは明白だった。なぜなら、フランツ・フェルディナントに仕えるうえで必要と思われた、そしてブローシュが申し分なく駆使できたいくつかの特性が私に欠けていたからである。〔…〕私の新たな課題は、ある種の信頼の証明だった。しかし、かかる課題は私にとってきわめて思い入れのある連隊から切り離され、その馴染みのない、滑らかな領域に足を踏み入れねばならないという意味で、大きな犠牲を強いるものだった。〔1911年〕11月1日、私は新たな職に就いた。それにより、私にとってきわめて意義深い、そして心を深く揺り動かされた生涯の一節が始まった⁽⁶⁵⁾。』

次に、軍官房長としてのバルドルフの事績を見ていこう。彼の最大の課題は、ブローシュ頼みからの脱却、端的に言えば、制度に依拠した軍官房の運営と推定できる。バルドルフは、軍官房を切り盛りする難しさについて、「長年にわたって作り上げられてきた皇帝と〔皇帝の軍官房長〕ボルフラスの協力」が大公の軍官房には欠落していたという。そのうえで、「皇帝には最大限の厳格な規則性、きわめて正確なスケジューリング、即座の処理、概して定式化された、基本的書式」があるが、「ベルヴェデーレではなかならずく定型が後景に退いている」と指摘した。なおバルドルフは、その理由を大公に求めている。「フランツ・フェルディナントの頻繁な滞在場所の変更、彼の旅行熱、狩猟熱、激しい気性、彼の安定的というよりも、むしろ断続的な働き方は厳格な形式に基づく運営を不可能にした。また、フランツ・フェルディナントは明らかに文書よりも口頭でのやりとりを好んだ⁽⁶⁶⁾。」エガーは、バルドルフ期の軍官房の変容について、官房の再編と他の軍関係機関に合わせた業務規程の修正により、官僚主義的な性格を強めたと論じる⁽⁶⁷⁾。

大公の軍官房が果たすべき役割、つまり帝国内における分離傾向の抑止については、官房に務めたE・ヒュッテンブレンナーの覚書に認められる。「〔……〕軍事政策、純粋な政治案件、これに関する省庁間のやりとりは、きわめて膨大である。この文脈において、軍官房は、少なくとも〔帝国の〕民族＝連邦的な破壊を幫助する類の逸脱を適切に阻止する、ある種の帝国官房⁽⁶⁸⁾としての機能を果たさねばならない。二重帝国特有の国制は、あらゆる機会においてハンガリーのみならず、他のすべての諸国民に彼らの目的の実現に資する反面、ライヒに害をなす不当な利得を可能にする。〔…〕帝国概念を具現化する機関として、ならびに各民族による遠心的な努力に対する防波堤としての軍官房の活動は、法的には決して果たせるものではなかったが、それにもかかわらず徹底した責任を負うことによって達成した。かかる方針のもとで、軍官房の拡充は影響力をより広い基盤へと拡大してゆくために必要と思われる⁽⁶⁹⁾。」上述の軍をめぐる摩擦からも明らかなように、フランツ・フェルディナントが「ハンガリーの支配

層がオーストリアとの純粋な同君連合を成立させようと頑強に突き進んでいる⁽⁷⁰⁾」と喝破し、その阻止を図ったことを想起すべきだろう。

前述の通り、大公の軍官房にはブローシュ期に帝国内の各機関から文書が寄せられるようになったが、それを処理する枠組みに不備があった。バルドルフはこの課題を解決するため、人員拡充に着手した。バルドルフ期に雇用された軍人をあげると、G・イエーガー（在職：1912-14年）は軍官房の文書保管、K・ライニケ（在職：1912-14年）は軍官房の管理業務に従事した⁽⁷¹⁾。さらに軍官房の画期として着目すべきは、文民官僚の雇用である。従来、軍官房にはもっぱら軍人が務めてきたが、晩年には文民の起用が図られた。大公の軍官房からフランツ・ヨーゼフへの上奏によれば、国民経済、とりわけ農業問題への関心を理由に学識をもつ専門家の雇用を求め、オーストリア農務省の副事務総長 R・フューラー・フォン・ハイメンドルフ＝ヴォルケンドルフに白羽の矢が立った⁽⁷²⁾。軍官房と関係機関の折衝を経て、フューラーは農務省からの無期出向の形で大公の軍官房に雇用された⁽⁷³⁾。バルドルフによると、フューラーに続いて財務関係の高級官僚の引き抜きをも図っていたという⁽⁷⁴⁾。

軍官房長の交代に伴い、ベルヴェデーレ・サークルのメンバーにも変化がみられた⁽⁷⁵⁾。主たる新規加入者としては、オーストリア土地信用機関頭取とともに、第一次大戦中にオーストリア商務相、財務相、共通財務相などを歴任した A・シュピッツミュラー、オーストリア政府の高級官僚では、大戦前夜に大公の即位計画を作成した内務省次長 J・アイヒホーフに加え、同商務省次長 R・リーデル、全ドイツ運動に従事した動物学の教授 P・ザマサ⁽⁷⁶⁾らの名前があげられる。

大公の全軍監察長官への就任（1913年）は、彼と彼の軍官房は軍事機構の中で、従来の「最高軍司令部における皇帝代理」よりもはるかに確固たる立場を整えるとともに、前掲のアルブレヒト大公よりも大きな権限を得た。G・クローネンビターは、「大公は事実上、帝国陸海軍全体の発展に関する指導管理を認められた。すべての重要な案件において、フランツ・フェルディナントは拒否権を要求した⁽⁷⁷⁾」と的確にまとめている。さらに大公は、戦時には83歳のフランツ・ヨーゼフに代わって最高司令官を務めると予想されたほどである⁽⁷⁸⁾。ここで全軍監察長官への任命について2つの点を指摘したい。

第1は、フランツ・ヨーゼフが軍人としての甥の能力を高く評価するとともに、その全軍監察長官への就任を好意的に捉えていたことである⁽⁷⁹⁾。同時に、高齢のフランツ・ヨーゼフは大公への大演習の指導や陸海軍の監察の移譲を自らの負担軽減として歓迎したと考えられる⁽⁸⁰⁾。この文脈では、大公が演習制度の改革、練兵規則の改訂、軍監察官制度の整備をはじめとする、さまざまな軍事案件に関わっていたことも考慮すべきである⁽⁸¹⁾。第2は、大公の同職就任をめぐるシェーンブルンの狙いとして、フランツ・フェルディナントの抑制、つまり——年間200日以上は鉄道で旅行するうえ、それが8日以上も続くことが稀ではなかった⁽⁸²⁾——大公を事務机につなぎとめ、予期しえない彼の影響力を封じる意図を推定できることである⁽⁸³⁾。大公を軍務に集中させようとする意図は、フランツ・ヨーゼフがバルドルフ着任時に語った言葉、すなわち軍官房長、同時に侍従武官の困難に言及したうえで、「皇位継承者殿は、広範にわたる複数の計画を抱いている。〔但し〕意図するすべてを常に実行できるわけではない。軍事面の課題がいずれにせよ最も重要である⁽⁸⁴⁾」との発言からも推測できよう。

全軍監察長官の官房を兼ねた大公の軍官房は、共通国防省本部との直通電話を敷設する

(1914年3月7日)⁽⁸⁵⁾など、皇位継承に備えた準備を着実に進めていたものの、直後に起きたサライェヴォ事件により帝国官房の完成は水泡に帰したのである。

おわりに

最後に本稿の内容をまとめておきたい。大公の軍官房は明確な法的規定を欠いたまま、なし崩し的に公式の権限と非公式の権力を拡大した。大戦前夜にはフランツ・ヨーゼフの高齢もあって、次期君主たる「嫌われ大公」の意向は、多くの人間にとって無視しえなくなった。大公の軍官房に仕えた G・グデヌス（在職：1908-11 年）によれば、「大戦に先立つ五年間に皇位継承者は、ほぼ老帝の分身となった。帝国全体のあらゆる高位の役職者や官庁は大公を考慮せねばならなかった〔……〕⁽⁸⁶⁾。」

以上の議論をふまえると、軍官房の軌跡は、①停滞期（1898-1906 年）、②発展期（1906-11 年）、③安定期（1911-14 年）の 3 つに区分できよう。そしてこの機関の発展は、まずもってブローシュ抜きには語れない。彼は、情報収集体制の整備、政府機関と折衝するための政治的基盤の整備やベルヴェデーレ・サークルの構築、皇位継承計画の作成などを進めた⁽⁸⁷⁾。いわば、大公がフランツ 2 世として即位するための準備作業を行った。ブローシュの役割については、E・ルトコヴスキが総括した通りである。「常に交渉しやすいとはいえない政治家、すなわち君主とも将来の決定者〔フランツ・フェルディナント〕とも対立できないと思案せねばならない有力者との交渉における、彼の驚くべき巧みさ、まさに用心深い柔軟さは、漸進的に、しかし安定的に彼に課された任務を主人が満足するように果たす、あるいは、少なくとも信頼に足る情報を提供できる能力をブローシュに与えた⁽⁸⁸⁾。」同時にブローシュは、大公の勘気を被った人物の失脚を図った。アルマイアー・ベックによれば「軍官房は、一方では来るべき帝国改革のための作業場だったが、他方では陰謀と妨害の中核⁽⁸⁹⁾」だった。後者を敷衍するならば「伏魔殿」とでもいえようか。

他方、ブローシュの離任とバルドルフの着任は、軍官房の性格を大きく変質させた。当時のオーストリア総理府に勤務した R・ジークハルトは、「ブローシュ退任後の軍官房の文書は、関係者の怒りを招き、老帝を不機嫌にさせるような形式も内容も味気のないものとなった。当然のことながら、その内容はしばしば皇帝フランツ・ヨーゼフが自らの政策とみなした方針に反するものだった⁽⁹⁰⁾」と否定的に捉えた。但しブローシュからバルドルフへの交代が、個人頼みの仕組みから制度に依拠した運営への転機をなしたことを見逃してはならない。この流れは、フランツ・フェルディナントの全軍監察長官就任によりさらに加速した。端的に言えば、大公の軍官房は全軍監察長官を通じて二重制の権力構造に密接に結びつけられ、ハンガリーを含めた「帝国官房」に近づいたとみて大過なかならう。ここでは「フランツ・フェルディナントの『帝国官房』が、ハプスブルク帝国の政策決定過程に大きな影響を及ぼした、物議を醸す機関となった⁽⁹¹⁾」との一節をあげておきたい。

大公は軍官房を足がかりとして、二重制のさまざまな部署に容喙した。とくに軍に関する事績に関してブローシュは、「〔…〕軍隊の統一維持、海軍の構築は軍隊に関する大公の主たる功績であり、それは帝国において最も功績のある、そして最も先見の明がある兵士としての立場を与えるのに十分である⁽⁹²⁾」とまとめている。とりわけ海軍に関しては「われわれの将来は

海上にあるが、オーストリアの歴史的な発展方向にあたるサロニキへの道が閉ざされた『不幸な』バルカン戦争の結果ゆえに、大公による海軍増強の尽力はなおさら望ましい！⁽⁹³⁾」と書く。ここでは、大公の海軍省を再建する構想⁽⁹⁴⁾、ならびに軍事予算における海軍費の増加、それに伴う地中海における初のドレッドノート級戦艦フィリプス・ユニティス Viribus Unitis——フランツ・ヨーゼフの標語「一致団結して」の意——の就役に言及しておこう⁽⁹⁵⁾。

最後に、大公の軍官房の存在感がうかがえるエピソードをあげておく。フランツ・ヨーゼフが大公とその軍官房の動向に深い憂慮を抱いたことは、サライエヴォ事件直後に軍官房を解体した事実に分かる。老帝の命令により設置された委員会は、軍官房、ならびにコノピシュトやアルトシュテッテンなどの大公の居所に散在する文書を集約したうえで、1954年まで封印する旨を定めた（1914年7月22日）⁽⁹⁶⁾。大公の軍官房が帝国中枢の政策決定に強く作用したゆえに、ハプスブルク帝国らしからぬ迅速な処置は「ごく自然な⁽⁹⁷⁾」決断だったといえよう。

附記

本稿は、日本学術振興会 JSPS 科研費、若手研究（19K13396）の助成による成果の一部である。

注

- (1) Fritz Fellner, Doris A. Corradini (Hg.), *Schicksalsjahre Österreichs: Die Erinnerungen und Tagebücher Josef Redlichs 1869-1936*, Bd.1, Wien 2011, S.609-610.
- (2) 本稿では、二重制において正式名称を持たなかった西半部を「オーストリア」とする。二重制の概要は以下を参照。大津留厚「ハプスブルク帝国—アウスグライヒ体制の論理・構造・展開」『岩波講座世界歴史 5 帝国と支配 古代の遺産』岩波書店、1998年、297-320頁；馬場優「連邦国家か国家連合か—「複雑な生き物」オーストリア=ハンガリー」松尾秀哉〔他〕編『連邦制の逆説？：効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版、2016年、158-173頁。
- (3) Jana Osterkamp, *Vielfalt ordnen: das föderale Europa der Habsburgermonarchie (Vormärz bis 1918)*, Göttingen 2020, S.217.
- (4) Berthold Sutter, “Die Ausgleichsverhandlungen zwischen Österreich und Ungarn 1867-1918”, in Theodor Mayer (Hg.), *Die österreichisch-ungarische Ausgleich von 1867: Seine Grundlagen und Auswirkungen*, München 1968, S.74-75; Gerald Stourzh, “Die dualistische Reichsstruktur, Österreichbegriff und Österreichbewußtsein 1867-1918”, in Helmut Rumpler (Hg.), *Innere Staatsbildung und gesellschaftliche Modernisierung in Österreich und Deutschland, 1867/71-1914*, Wien 1991, S.54.
- (5) Alma Hannig, *Franz Ferdinand. Die Biografie*, Wien 2013, S.97.
- (6) Samuel Ruthven Williamson, Jr., “Influence, Power, and the Policy Process: The Case of Franz Ferdinand, 1906-1914”, *The Historical Journal*, vol.17-2, 1974, pp.418-419.
- (7) John Deák, *Forging a Multinational State: State Making in Imperial Austria from the Enlightenment to the First World War*, Stanford 2015, p.244. 大公にまつわる皇位継承計画に関しては、以下の拙稿を参照。村上亮「第一次世界大戦前夜ハプスブルク帝国における国制改革構想——フランツ・フェルディナント軍官房の皇位継承計画（1911年）を題材に——」『史林』第108巻5号、2025年（刊行予定）。
- (8) Rainer Egger, “Die Militärkanzlei des Erzherzog-Thronfolgers Franz Ferdinand und ihr Archiv im Kriegsarchiv Wien”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchives*, Bd.28, 1975, S.141-163; Johann Christoph Allmayer-Beck, “Die Militärkanzlei des Erzherzog-Thronfolgers Franz Ferdinand”, in Peter Broucek (Hg.), *Militär, Geschichte und politische Bildung*, Wien 2003, S.358-369. 筆者も以前、大公の政治構想を取りあげたが、軍官房に関しては精査できていない。村上亮「皇位継承者フランツ・フェルディナント再考—政治権力と『三重制』を手がかりに—」『関西大学西洋史論叢』第18号、2015年、1-18

頁。

- (9) John Leslie, "The Antecedents of Austria-Hungary's War Aims: Policies and Policy-Makers in Vienna and Budapest before and during 1914", in Elisabeth Springer, Leopold Kammerhofer (Hg.), *Archiv und Forschung: das Haus-, Hof- und Staatsarchiv in seiner Bedeutung für die Geschichte Österreichs und Europas*, Wien 1993, p.308.
- (10) Österreichisches Staatsarchiv (ÖStA), Kriegsarchiv (KA), Nachlass Militärische Nachlässe (NMN), Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat. 本書は、ブローシュが軍事史家 E・ヴォイノヴィチ・ペロブレシュカに宛てた私信。本書の内容に関していえば、大公への賛辞のみならず、欠点についても記している。ブローシュによれば、これは「告解の秘密」として書いたものであり、ヴォイノヴィチに「その内返却して欲しい」と伝えた(1913年10月12日)。ヴォイノヴィチ(1851-1927年)は、軍事学校教員や軍事文書館長(Kriegsarchiv)などを歴任した軍人であり、大公の生誕50周年記念の冊子にも寄稿した。経歴は以下を参照。Fritz Fellner, Doris A. Corradini (Hg.), *Österreichische Geschichtswissenschaft im 20. Jahrhundert. Ein biographisch-bibliographisches Lexikon*, Wien 2006, S.461-462.
- (11) Pieter M. Judson, *The Habsburg Empire: a New History*, Cambridge 2016, p.365.
- (12) W・M・ジョンストン(井上修一[他]訳)『ウィーン精神：ハプスブルク帝国の思想と社会 1848-1938』第1巻、みすず書房、1986年、83頁。
- (13) Oskar Freiherr von Mitis (Adam Wandruszka (Hg.)), *Das Leben des Kronprinzen Rudolf. Mit Briefen und Schriften aus dessen Nachlass*, Wien 1971, S.312.
- (14) 同年、オスマン帝国はカルロヴィッツ条約(1699年)の失地回復を目指し、ヴェネチアに宣戦しコルフ島を包囲した。ヴェネチアからの支援要請を受けてハプスブルクが出兵した際、ハンガリーの諸身分が皇帝軍の駐留のみならず、その維持費用の負担も認めたという。Edmund Bernatzik (Hg.), *Die österreichischen Verfassungsgesetze mit Erläuterungen*, Wien 1911, S.693; Richard Bassett, *For God and Kaiser. the Imperial Austrian Army*, New Haven 2015, p.78.
- (15) Ivan Žolger, "Die staatsrechtlichen Grundlagen der Wehrmacht Österreich-Ungarns", *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht*, Bd.2, 1915-16, S.561.
- (16) Gustav Turba, "Armee-Einheit und ungarisches Staatsrecht", *Österreichische Rundschau*, Bd.2, 1905, S.396.
- (17) Bernatzik (Hg.), *Verfassungsgesetze*, S.436, 443, 335.
- (18) Žolger, "Die staatsrechtlichen Grundlagen", S.600.
- (19) Josef Freiherr von Löwenthal, "Die rechtliche Natur von Österreich-Ungarn. Eine Analyse der gemeinsamen Angelegenheiten", *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht*, Jg.3-6, 1918, S.651.
- (20) Tibor Papp, "Die königlich ungarische Landwehr (Honvéd) 1868-1914", in Adam Wandruszka, Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.5, Wien 1987, S.642. (以下同論集は、*Habsburgermonarchie 1848-1918*, 巻数, 頁数と記す)
- (21) Gunther Erich Rothenberg, "Toward a National Hungarian Army: The Military Compromise of 1868 and Its Consequences", *Slavic Review*, vol.31-4, 1972, p.813.
- (22) Walter Wagner, *Geschichte des k.k. Kriegsministeriums*, Bd.2, Wien 1971, S.158.
- (23) 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究：中欧多民族国家の解体過程』岩波書店、1977年、537頁。
- (24) Karin Olechowski-Hrdlicka, *Die gemeinsamen Angelegenheiten der österreichisch-ungarischen Monarchie. Vorgeschichte, Ausgleich 1867, Staatsrechtliche Kontroversen*, Frankfurt am Main 2001, S.281-286.
- (25) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.668-669.
- (26) Edmund Glaise-Horstenau, *Franz Josephs Weggefährte: das Leben des Generalstabschefs Grafen Beck*, Wien 1930, S.405.
- (27) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat,

- (28) Gunther Erich Rothenberg, *The Army of Francis Joseph*, West Lafayette 1976, p. 141.
- (29) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.32.
- (30) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.41.
- (31) Hans Hugo Sokol, *Des Kaisers Seemacht: die k.k. österreichische Kriegsmarine 1848 bis 1914*, Wien 1980, S.130.
- (32) Milan N. Vego, *Austro-Hungarian Naval Policy: 1904-14*, London 1996, pp.41-43. イタリア海軍からの急襲の恐れは、日露戦争における日本海軍の旅順奇襲により現実味を帯びた。Lothar Höbelt, “Die Marine,” in *Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.5, S.716.
- (33) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- (34) ÖStA, KA, Militärkanzlei Seiner Majestät des Kaisers (MKSM), Karton. 740, 68-2-1, Jahr. 1898.
- (35) Glaise-Horstenau, *Franz Josephs Weggefährte*, S.427-428.
- (36) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.669.
- (37) 国内面では、ハンガリーによる軍予算の拒絶、対外面では、イタリアの三国同盟からの明白な離反、セルビアのオブレノヴィチ王朝アレクサンダル国王夫妻の暗殺と王朝交代（1903年）、それに伴うハプスブルクとの関係悪化は、高齢のベックを悩ませた。Scott W. Lackey, *The Rebirth of the Habsburg Army: Friedrich Beck and the Rise of the General Staff*, London 1995, p.155.
- (38) Paul Nikitsch-Boulles, *Vor dem Sturm. Erinnerungen an Erzherzog Thronfolger Franz Ferdinand von seinem Privatsekretär*, Berlin 1925, S.60.
- (39) Moritz von Freiherr Auffenberg-Komarów, *Aus Österreichs Höhe und Niedergang: eine Lebensschilderung*, München 1921, S.232.
- (40) Lawrence Sondhaus, *The Naval Policy of Austria-Hungary, 1867-1918: Navalism, Industrial Development, and the Politics of Dualism*, West Lafayette 1994, p.176.
- (41) Martha Sitte, *Alexander von Brosch, der Flügeladjutant und Vorstand der Militärkanzlei des Thronfolgers Franz Ferdinand*, Ph.D. Dissertation Universität Wien, 1961, S.6-7.
- (42) Nikitsch-Boulles, *Vor dem Sturm*, S.61.
- (43) フランツ・ヨーゼフは、ウィーンとブダペシュトの軍事官庁から関心を持つ、あらゆる文書を取り寄せる権限を大公に認めた（1906年3月19日）。Hannig, *Franz Ferdinand*, S.91.
- (44) ÖStA, KA, Militärkanzlei Erzherzog Franz Ferdinand (MKFF), Karton. 59, Me 347, Jahr. 1912.
- (45) Joseph Redlich, “Erzherzog Franz Ferdinand”, *Neue Freie Presse*, 27, 10, 1929.
- (46) ドイツ語での表記は以下の通り。Militärkanzlei seiner k. u. k. Hoheit des durchlauchtigsten Herrn General der Kavallerie Erzherzog Franz Ferdinand.
- (47) Egger, “Die Militärkanzlei”, S.150.
- (48) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-32, Jahr. 1914.
- (49) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.92.
- (50) ベルヴェデーレ・サークルの構成員については研究によって相違が認められる。本稿では以下を参考にした。Georg Franz, *Erzherzog Franz Ferdinand und die Pläne zur Reform der Habsburger Monarchie*, Brünn 1943, S.69-71.
- (51) 大公との友情が生まれた一因は、クラムが大公の世界旅行に随行したためと考えられる。Felix Höglinger, *Ministerpräsident Heinrich Graf Clam-Martinic*, Graz 1964, S.67.
- (52) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.92.
- (53) Hedwig Pfarrhofer, *Friedrich Funder: ein Mann zwischen Gestern und Morgen*, Graz 1978, S.68.
- (54) John Zamecica, *Folly and Malice: the Habsburg Empire, the Balkans and the Start of World War One*, London 2017, p.60.
- (55) 詳細は以下を参照。Sitte, *Brosch*, S.40-105. シェーナヒヒに関しては以下を参照。Walther Hetzer, “Franz von Schönaich. Reichskriegsminister 1906-1911”, *Österreich in Geschichte und Literatur*, Jg.16-7, 1972, S.353-365.

- 56) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- 57) Franz, *Franz Ferdinand*, S.27-28. これは後年のブローシュ夫人による証言に基づく。
- 58) Richard Lein, “Oberst Alexander Brosch von Aarenau und das Gefecht bei Hujcze 1914. Ein Kampf um Deutungshoheit”, in Christa Hämmerle et. al (Hg.), *Erinnerungsbilder und Gedächtniskonstruktionen. Fallstudien zum Erbe des Ersten Weltkriegs in Zentraleuropa (1918-1939)*, Frankfurt 2024, S.24-25.
- 59) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.667.
- 60) Sitte, *Brosch*, S.39.
- 61) Carl Freiherr von Bardolff, *Soldat im alten Österreich: Erinnerungen aus meinem Leben*, Jena 1938, S.93.
- 62) Johannes Mende, *Dr. Carl Freiherr von Bardolff*, Ph.D. Dissertation Universität Wien, 1984, S.8.
- 63) Marga Lammasch, Hans Sperl (Hg.), *Heinrich Lammasch. Seine Aufzeichnungen, sein Wirken und seine Politik*, Wien 1922, S.92.
- 64) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.107. バルドルフは戦後、複数のドイツ系民族団体の幹部を務めるとともに、合邦後にはナチ突撃隊の名誉上級指導者となった。Peter Broucek, Kurt Peball (Hg.), *Geschichte der österreichischen Militärhistoriographie*, Köln 2000, S.288-289.
- 65) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.108-109.
- 66) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.124.
- 67) Egger, “Die Militärkanzlei”, S.156.
- 68) 「帝国官房 Reichskanzlei」の文字は原稿から消されている。
- 69) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 59, Me 347, Jahr. 1912.
- 70) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.136.
- 71) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 59, Me 347, Jahr. 1912.
- 72) プラハ=ドイツ大学で法学を修め（法学博士）、シレジアにおいて国家公務員となり（1899年）、その後農務省に異動した。1903年には金十字功労勲章を授与された。ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-28/17-3, Jahr. 1913.
- 73) 時のオーストリア農務相ツェンカーからバルドルフ宛ての書簡は、フューラーの俸給を当面、農務省の予算から支払うこと、即座（1913年10月22日）に軍官房に着任することを書いている。ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-28/17-3, Jahr. 1913.
- 74) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.120.
- 75) Franz, *Erzherzog Franz Ferdinand*, S.69-71; Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.121-124.
- 76) バルドルフは、ザマサに対する大公の高い評価に触れつつ、彼を政治の経験を欠くものの「信頼できる、無私の助言者」と書いている。Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.121.
- 77) Günther Kronenbitter, „*Krieg im Frieden*“: *die Führung der k.u.k. Armee und die Großmachtpolitik Österreich-Ungarns 1906-1914*, München 2003, S.63.
- 78) Egger, “Die Militärkanzlei”, S.161; Gunther Erich Rothenberg, *The Army of Francis Joseph*, West Lafayette 1998, p.170; Sondhaus, *Naval*, p.226.
- 79) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.144.
- 80) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.87-88.
- 81) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- 82) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.668.
- 83) Allmayer-Beck, “Militärkanzlei”, S.369.
- 84) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.117.
- 85) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-10, Jahr. 1914.
- 86) Gabriel Gudenus, „Kaiser und Thronfolger“, in Eduard Ritter von Steinitz (Hg.), *Erinnerungen an Franz Joseph I. Kaiser von Österreich, apostolischer König von Ungarn*, Berlin 1930, S.144.

- ⑧7 Zoltán Szász, “Über den Quellenwert des Nachlasses von Franz Ferdinand”, *Acta Historica Academiae Scientiarum Hungaricae*, vol.25-3/4, 1979, S.303. 情報収集には、官庁からの公文書に加えて新聞記事の収集も含む。
- ⑧8 Ernst Rutkowski, “Die Briefe des Vorstands der Militärkanzlei des Erzherzogs Franz Ferdinand, Major bzw. Oberstleutnant Alexander Brosch von Aarenau, an den Thronfolger aus den Jahren 1907-1911. 1. Die Briefe des Jahres 1907”, *Österreichische militärhistorische Forschungen*, Bd.3, 1995, S.52.
- ⑧9 Johann Christoph Allmayer-Beck, “Die bewaffnete Macht in Staat und Gesellschaft”, in *Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.5, S.131.
- ⑨0 Rudolf Sieghart, *Die letzten Jahrzehnte einer Grossmacht: Menschen, Völker, Probleme des Habsburger-Reichs*, Berlin 1932, S.235-236.
- ⑨1 Günther Kronenbitter, “The Opposition of the Archdukes: Rudolf, Franz Ferdinand and the late Habsburg Monarchy”, in Frank Lorenz Müller, Heidi Mehrkens (eds.), *Sons and Heirs: Succession and Political Culture in Nineteenth-Century Europe*, Basingstoke 2016, pp.211-225, esp.223.
- ⑨2 ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- ⑨3 ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- ⑨4 大公は海軍省の再建によりその地位強化を図ったが、——共通外務相と共通財務相をオーストリアとハンガリーに一つずつ割り当てるとい——共通大臣の両半部間での割り振りを考慮すると、海相をハンガリー側に与えねばならないという懸念があった。Vego, *Naval Policy*, p.82.
- ⑨5 1908～12年の軍事予算の増加は、大公とその周辺が擁護した海軍増強に費消された。Manfred Reinschedl, *Die Aufrüstung der Habsburgermonarchie von 1880 bis 1914 im internationalen Vergleich: Der Anteil Österreich-Ungarns am Wettrüsten vor dem Ersten Weltkrieg*, Frankfurt am Main 2001, S.28; Graydon A. Tunstall, *The Austro-Hungarian Army and the First World War*, Cambridge 2021, p.26.
- ⑨6 Ludwig Bittner et.al (Hg.), *Gesamtinventar des Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchivs: aufgebaut auf der Geschichte des Archivs und seiner Bestände*, Bd.2, Wien 1937, S.50-51.
- ⑨7 Kronenbitter, “Opposition”, p.223.

第一次世界大戦以前の オーストリア=ハンガリー帝国 における日本の名誉領事

手 嶋 泰 伸

▶ キーワード

オーストリア=ハンガリー帝国、
名誉領事、ウィーン、
ブダペスト、牧野伸顕

▼ 要 旨

本稿は第一次世界大戦以前の日奥関係の特殊性を、オーストリア各地で日本が任命していた名誉領事の活動とその特徴から分析していく。在留日本人の少なさにもかかわらず、オーストリアの日本大使館は長く名誉領事の任命を外務本省に求めていた。そして、数多くの日本人視察者の対応に苦慮しており、それを現地の名誉領事に依存していた。名誉領事の側にも、その肩書を得ることによって、社交界でのつながりを強化できるというメリットが存在しており、熱心に活動に取り組んでいた。名誉総領事でありながらも、フランツ=フェルディナントへの弔詞を出したフェリクス=フィッシャーのような存在は、そうした特殊な日奥関係に立脚している。

はじめに

日本の外交史もしくは国際関係史は外務本省と各国駐在の大公使を中心に分析されているため、各国に置かれた名誉領事は分析の対象とされることが極めて少ない。名誉領事制度の歴史的な分析は、明治初期に貿易情報網の形成過程を論じる中で、その一環として外国人に無給で領事業務を担わせる制度が形成された過程について言及があるなど⁽¹⁾、ごくわずかである。

しかし、近年、村上亮氏がサライエヴォ事件後に日本の総領事名で発せられたフランツ=フェルディナントの暗殺に対する弔詞を発見した⁽²⁾。その弔詞に署名しているのは、名誉総領事であったフェリクス=フィッシャー (Felix Fischer) である。

フランツ=フェルディナント暗殺後、1914年6月28日にウィーン駐在の臨時代理大使の西

源四郎が、外相の加藤高明に「皇儲殿下特種ノ地位ニ鑑ミ天皇陛下御弔電ト共ニ帝国政府ヨリモ弔電御發送然ルヘシト思考ス」と進言し、翌日に加藤から「帝国政府ノ深厚ナル弔意貴官ニ於テ可然奥国政府ヘ申入レラルヘシ」と指示されていることから⁽³⁾、日本としての正式な弔意は代理大使によって示されていたと考えてよい。

そのため、フィッシャーの弔詞は日本政府とは独自に出されていると考えられる。歴史的には、正式領事と名誉領事が取り扱うことのできる事務範囲は国によって大きく異なっていた。オーストリアでは名誉領事が日本総領事の肩書で皇族への弔詞を出すという極めて特異な行動をとっていることから、本稿では、そうした特殊な事例と見られるオーストリアにおける日本の名誉領事の活動と特徴を明らかにすることで、貿易情報の収集の観点にとどまらない機能に注目し、日奥関係史の新たな視角としたい。なお、分析する時期としては、日奥の外交関係が一度断絶する、第一次世界大戦までとする。

第一次世界大戦以前の日奥関係については、前述した村上亮氏のフランツ＝フェルディナントの訪日をめぐる分析の他に⁽⁴⁾、日本に駐在した外交官の活動を扱ったものや⁽⁵⁾、オーストリアに駐在した外交官の活動を扱ったもの⁽⁶⁾、日本とオーストリアの文化交流を扱ったもの⁽⁷⁾、第一次世界大戦中の日本人抑留者を扱ったものなどがある⁽⁸⁾。

そのどれも、名誉領事までは分析の対象としていない。しかし、他国に比べて特殊な位置付けにあった、オーストリアにおける日本の名誉領事を分析することによって、日奥関係の新たな特徴も見えてくるであろう。

I オーストリア名誉領事館の設置

名誉領事については法令上、「外交官及領事館官制」(明治 26 年勅令第 124 号) 第 6 条において、「領事館ヲ置カサルノ地ニ於テハ貿易事務官又ハ名誉領事ヲ置クコトヲ得」、「貿易事務官ハ奏任トシ名誉領事ハ奏任待遇トス」と定められている。名誉領事は「領事」と呼称されるものの、基本的に貿易事務官と同格と考えられていたことがわかり、日本側が想定していた職務も、貿易事務の補佐であったと考えてよいであろう。

第一次世界大戦以前、オーストリア＝ハンガリー帝国にはオーストリアのウィーンに公使館(1907 年 2 月より大使館)が置かれ、そこがハンガリーとスイスの外交事務を管掌した。名誉領事は表 1 のように、トリエステ・ウィーン・ブダペストに置かれていた。

表 1 第一次世界大戦以前のオーストリア＝ハンガリー帝国における日本の名誉領事

所在地	年次	領事名	備考
トリエステ	1880～1910 年	ゲオルク＝リッター＝フォン＝ヒュッテロット (Georg Ritter von Hütterott)	1880 年 領事 ⁽⁹⁾ 1886 年 領事・勲五等 1890 年 名誉領事 1896 年 勲四等 1899 年 勲三等 1910 年 5 月 死亡 ⁽¹⁰⁾
	1914 年	カミル＝モライティニー (Camille Moraitini)	1914 年 名誉領事

ウィーン	1900～1914 年	フェリクス=フィッシャー (Felix Fischer)	1899 年 名誉領事 1905 年 勲五等 1908 年 勲四等 1910 年 名誉総領事
	1913～1914 年	ハンス=カール=ツィマーマン (Hans Charlers Zimmermann)	1902 年 名誉領事館嘱託 1904 年 勲六等 1912 年 名誉副領事
ブダペスト	1909～1914 年	エトモント=フォン=パロタイ (Edmond Von Palotay)	1909 年 名誉領事 1911 年 勲五等

国立国会図書館所蔵の『職員録』(1886～1914 年)をもとに作成。任命書などをもとに、年次は適宜修正した。

なぜウィーンのような、大使館が設置されている都市に名誉領事が置かれていたのであろうか。表2はオーストリア在住日本人の数を示したものである。この表によると、オーストリア在住日本人の約4割が外交官と駐在武官であり、在留邦人に対する大使館業務がそれほど多忙であったとは考えられない。また、残りの在留邦人の大半が留学生であり、貿易のために駐在している日本人が見られないことも特徴的である。それにもかかわらず、なぜ名誉領事を必要としたのであろうか。オーストリア=ハンガリー帝国における名誉領事設置の経緯についてみていきたい。

表2 オーストリア在住日本人 (1908～1911 年)

年月	男女別	官吏	軍人	医師	山林技師	留学生	職工	奴婢	小計	計
1908 年 12 月	男	4	10			17	4	1	36	38
	女	1						1	2	
1909 年 6 月	男	4	10	12	3	2	4	1	36	38
	女	1						1	2	
1910 年 12 月	男	4	5			19		1	29	29
	女								0	
1911 年 6 月	男	4	8			18		2	32	33
	女							1	1	

外務省外交史料館所蔵史料より作成⁽¹¹⁾。

まずは、ウィーンにおける名誉領事の任命についてである。名誉領事の任命にあたっては、名誉領事就任を希望する者本人が請願して任命される場合と、現地在外公館員が選定する場合とがある。ウィーンでは1877年に氏名不詳であるが、名誉領事への就任を申し出ていた人物がいたようだが⁽¹²⁾、何らかの理由で実現しなかった。

日本側はどのような人物を名誉領事として希望したのであろうか。アルフレート=リッター=フォン=リントハイム (Alfred Ritter Von Lindheim) という人物をめぐる混乱からみていきたい。1897年3月31日に駐オーストリア公使の高平小五郎は外相の大隈重信に対して、リント

ハイムを名誉領事に推薦している。高平は「帝国名誉領事ヲ志願スル者続々輩出シ拙官駐劄以來其数既二十余人ニ及ビ候ヘ共能ク実業界之事情ニ通曉シ且ツ相当ノ資産ヲ有スルモノ多クハ身分ヲ有セザル猶太人ニ有之為メニ社会上之地位概ネ帝国領事タルニ適合セズ而シテ実業界之事情ニ通シ財産アリ身分アリ且ツ社会上相当之地位ヲ有スル者ハ今日ニ至ル迄殆ント皆無之姿ニ有之候」とし、志願者は多数いるものの、実業界の事情に通曉して貿易事務を補佐することができ、かつ財産と身分を持っていて、無給でその役目を担ってくれる者が得られなかったと述べている。リントハイムは名誉領事就任を志望しており、オーストリアの日本公使館で調査をしたところ、親族にも有力者が多く、身分・才能・財産について申し分ないうえ、「商法会議所次長鉄道会議々員商品博物館監事、ブルース事件裁判長等直接実業上ニ関係アル重要ナル職ニア」ることから、適任であると推薦している。加えて、「同人ハ財産家ニ有之候ニ付キ僅少之事務所費ヲ受クルト受ケサルトハ金銭上別段ニ痛痒ヲ感スル儀ニハ可無之ト被存候」と、無給で名誉領事の職務を遂行する見込みでもあった。つまり、現地での商取引を円滑・活発化させるコネクションと、日本側の費用負担が少額でも事務所を維持することができる財産と熱意を持った人物を条件として、現地では名誉領事を選定していることがわかる。

ところが、8月12日に、推薦した高平に対して、外務省からはリントハイムの適正については認めつつも、「〔※引用者注、ウィーンは〕名誉領事ヲ駐在セシムルノ予定地ニ無之又『ブタペスト』ハ遂ニ領事館ヲ設置之予定ニ有之候得共若当名誉領事任命ノ運ビニ被相成候間折角ノ御申出ニ候得共右ノ次第ニ付御本人ヘ可然御断相成度候」と、ウィーンに名誉領事を置く必要性を認めておらず、断る方針が伝えられた⁽¹³⁾。

その後、経緯は不明であるが、外務省が方針を転換し、ウィーンに名誉領事を置くことを決定した。12月28日に閣議にかけられた文書には、設置を必要とする理由について「墺地利国維也納府ニ名誉領事ヲ駐在セシムルノ件ヲ審査スルニ近年我政府派遣ノ官吏又ハ実業家ニシテ実業視察若ハ研究ノ為同府ニ来ル者続続有之右視察研究上便宜ヲ与フルハ我公使館ノ手ヲ経ルノミニテハ完全ナラサルコト不尠」とある⁽¹⁴⁾。伊藤博文がヨーロッパに行く人物にウィーン大学のシュタインを訪問するよう勧めていたことは有名であるが、官吏だけでなく、実業界でも新たな取引先としてオーストリアが注目されており、視察の希望が多かったことがその理由とされている。

ところが、1898年4月30日に駐オーストリア大使の高平小五郎が外相の西徳二郎に報告したところによると、リントハイムの弟が死去し、それによってリントハイムが弟の務めていたルーマニアの名誉領事を務めることとなったために、日本の名誉領事就任を辞退し、候補者の選定は振り出しに戻る。高平は「名誉領事ハ何等ノ手当無之モ或場合ニハ手数料徴収ノ権利ヲ付与シ其幾分ヲ支給スルノ制モ有之間当地ノ帝国名誉領事モ全ク無給ニテハ便役上不便ニ有之候」とも付言し⁽¹⁵⁾、名誉領事を無給としていることが適任者の選定を困難にしていると訴え、待遇の改善を求めている。

その後、選定の経緯は不明であるが、1899年11月24日にフェリクス=フィッシャー（Felix Fischer）が名誉領事に任命される⁽¹⁶⁾。フィッシャーの人物については不詳であるが、名前からして貴族ではないものの、ウィーンにて「フィッシャー商店」なる商會を営む実業家であった⁽¹⁷⁾。名誉領事館も、このフィッシャーの事務所を所在地としていたものと考えられる。ウィーンの商業會議所の委員でもあったようである⁽¹⁸⁾。フィッシャーは1910年には名誉総領事

に就任し、1913年にはフィッシャーの商会に勤務していたハンス=カール=ツィーマーマン(Hans Charlers Zimmermann)が⁽¹⁹⁾、名誉副領事に任命される。

フィッシャーは1904年にオーストリアの国定税率改正調査会委員となり、日本からの木蠟輸入の増加を見据えてその税率を低減させたことや、「本邦実業家ノ同国商況視察調査ノ為メ巡回ノ節ハ充分ノ便宜ヲ与ヘ其目的ヲ達セシム」ことなどが評価され、1905年1月17日に勲五等双光旭日章を与えられた⁽²⁰⁾。また、1908年2月7日には「日露戦役中ハ進ンテ帝国病傷兵救護ノ為メ日本赤十字社ヘ寄贈金募集ノ計画ヲ発起シ拮据経営遂ニ委員ヲ設ケテ日夜奔走尽力ノ結果塊貨貳万貳千「クローネ」ヲ收入シテ本邦ニ送付シ尚ホ名誉領事館ノ庁費ハ戦役中之ヲ自ラ収メスシテ同社ニ寄付スルノ美挙ヲ企テ又帝国ノ武威ヲ賞揚シテ本邦ニ対スル同情ヲ奥国人間ニ惹起サシムルコトニ尽力」するといった日露戦争への協力が評価され、勲四等旭日章を与えられた⁽²¹⁾。

次に、ハンガリーのブダペストにおける名誉領事の任命についてみていく。

1880年8月25日に駐オーストリア公使の上野京範から外務卿井上馨に、アドルフ=エーレンフェルト(Dr. Adolf Ehrenfeld)という人物が名誉領事に志願している旨の報告があった。ただし、「方今当府へ名誉領事ヲ置クノ必要モ無之候間先ハ同人願ヲ御採用相成候事ハ御見合相成候方可然乍然此事ニ付而ハ曾テ『スタイン』氏ヨリ伊藤参議ヘ相談有之タル事ニ候間御採用之可否ハ一度同参議江御談合之上御決定有之度」と、この時は名誉領事を必要としていたわけではなく、シュタインと伊藤博文の関係があるので、一応伺いを立てただけに過ぎない。エーレンフェルトがユダヤ人であり、また不品行でもあることが上野らが消極的な理由であった⁽²²⁾。

その後、オーストリア公使となった牧野伸顕のもとで、外務本省に対し、ブダペストに名誉領事を置く必要性が強く訴えられていく。1900年11月25日、牧野は外相の加藤高明に対し、ハンガリー政府が殖産興業政策をとっており、経済的な結びつきが益々強まる見込みであることから、ブダペストに名誉領事を置くことを求めた。

しかし、1901年1月31日に外務本省は「御稟申ノ趣了承所候然ル処右ハ目下経費上ノ都合有之何分詮議難及候間御了承相成候」と、予算不足のために実現できないと回答した。

その後も牧野は引き続きブダペストでの名誉領事の任命を訴えていたようで、1903年には「政治上通商上ノ関係漸ク重要トナリ且ツ本邦官民私ノ旅行者モ増加シ候」を理由として、ブダペストに名誉領事を置くことが認められた。

ところが、人選に入った際に、オーストリアの日本公使館と外務省との間で、意見対立が発生する。オーストリアの日本公使館は「我国ノ有数ナル商業家ト聯絡ヲ有シ居候且ツ其義父所有ノ会社ハ重ナル奥匈国汽船会社ノ代理店ヲ務メ(オーストリアンロイド、アドリア、ハンガリアンレヴェント、汽船会社)又匈牙利国ノ有鉄道ノ事務ヲモ代理致居候」、ケッピッチ=ジュラ(Dr. Keppich Gyula)を推薦していた。この人物については、ブダペストのイギリス名誉領事にも人物照会をし、その推薦を受けていた⁽²³⁾。

一方、外務省はドイツ公使やイギリス大使、外相を務めた青木周蔵が推薦する、ザクセン出身のヴィルヘルム=フォン=ブレンナーベルク(Wilhelm von Brennerberg)を任命するよう主張していた。オーストリア公使館は人物調査を行い、「同人ハ目下『ガンツ』電気会社ノ一個ノ小被雇人ニシテ僅ニ二年給四、〇〇〇クローネ乃チ我千六百円ノ位置ヲ占メ居ルニ過キス同時

ニ他ノ或ル専売事業ニ熱心ノ趣ニ候処要スルニ未タ成業ノ人ニ無之頻リニ位置ヲ作ルコトニ従事致居ル者ニ有之候間同市ニ於ケル他列国ノ名誉領事等ト同列ノ資格ヲ有セス」と強く反対し、「Keppich ノ内意モ聞セタル次第ニテ今サラ違反致候事ハ英領事及同人ニ対シ甚タ差支候」と訴えた⁽²⁴⁾。

結局、人選に入ったものの、東京の外務省と現地オーストリアの日本公使館の意見対立から立ち消えになったようで、1909年にエトモント=フォン=パロタイ（Edmond Von Palotay）が任命されるまで、ブダペストに名誉領事が置かれることはなかった⁽²⁵⁾。

Ⅱ オーストリアでの名誉領事の職務と待遇

次に、オーストリアでの名誉領事がどのような存在であったのかを検討していきたい。

1914年2月23日に、臨時代理大使の西源四郎が外相の牧野伸顕に「『在トリエスト』帝国名誉領事ノ管轄区域ヲ指定セラレ度キ旨当国政府ヨリ照会アリ本官ハ之ヲ Knerten land, Krain, Dalmatien 三州ニ亘ルモノトスルヲ至当ト認ムルニ付テハ右ニ関シ何分ノ御電訓アリタシ」と照会した。それに対して、外務省は「名誉領事ニ就テハ特ニ管轄区域ノ定メナキ旨回答アレ」と指示している⁽²⁶⁾。

オーストリアがトリエステの名誉領事の管轄区域について問い合わせたのは、ゲオルク=リッター=フォン=ヒュッテロット（Georg Ritter von Hütterott）が1910年に死去してからしばらく欠員であったトリエステの名誉領事に、カミル=モライティーニ（Camille Moraitini）が任命されたことを契機としてであろう。それに対して、日本の外務省が管轄範囲を曖昧にして回答するよう指示したのは、できるだけ名誉領事に広範な地域で職務を担わせようとしたためと考えられる。

名誉領事の職務の範囲は、国によって大きな違いが存在していた。1957年から58年にかけての国際法委員会でも議論となったが、そもそも名誉領事存在を認めるかどうかや、認める場合にその職務範囲や特権などの扱いをどう統一するのかで、多岐にわたる議論が繰り広げられたほどである⁽²⁷⁾。

1905年4月12日、外務省は欧米各国に駐在する大公使に、駐在国における名誉領事制度の調査を指示した。その文書に「商業ニ従事スル外国ノ名誉領事カ其任命国ノ法規ニ依リ駐在国ヨリ任命国ニ向ケ輸出スル商品ノ「インヴォイス」ニ対シ査証ヲ為スベキトキハ駐在国ノ同種商業者ノ競争者タル該名誉領事ハ此査証ニ依リ商品仕入原価等商略上ノ秘密ニ属スル事項ヲ知ルヲ得ルヲ以テ駐在国ニ於ケル同種ノ商人ハ競争上非常ニ不利益ノ地位ニ立ツヲ免レズ是ヲ以テ国ニ依テハ外国ノ名誉領事ヲシテ査証行為ヲ為サシメサルヲ条件トシテ之ニ認可状ヲ交付スルアリ又或国ハ自国ノ名誉領事ヲシテ査証事務ヲ扱ハシメサルコトヲ領事官制ニ規定スルモノアリ御承知ノ如ク帝国ノ現行規定ニ拠レハ帝国各名誉領事ハ査証事務ヲ管掌セサルコト、ナリ居レトモ帝国ニ駐在スル外国名誉領事ヲ承認シテ之ニ認可状ヲ与フルニ際シテハ未タ嘗テ何等ノ条件ヲ附シタルコトナシ然ルニ近來ニ至リ競争同種商人ハ漸ク此制ノ不利益ヲ実験シ之カ改正ヲ希望スルニ至レリ」とあるように⁽²⁸⁾、貿易情報の収集や貿易事務の補佐のために名誉領事を置きつつも、それによって商業上の公正が保たれない可能性があることから、制度整備のために各国制度の調査が命じられたのである。

オーストリアの日本大使館は、6月26日に回答を外務省に提出している。それによると、オーストリアでは名誉領事はインヴォイスを発行できない一方で、「奥国外務省ニ於テハ外国ノ名誉領事ヲ承認シテ之ニ認可状ヲ下附スルニ際シ何等ノ条件ヲ附スルノ規定ヲ設ケズ即チ無条件ニテ其職務執行ヲ認可ス」と、オーストリア政府が職務範囲を明瞭に定めていないので、オーストリアの名誉領事の職務範囲は領事と同等であるとしている。ちなみに、「外国名誉領事ヲ承認スルニ当リテハ予メ其身許及実業社会ニ於ケル位置等ヲ下調ヘセシ上ニ非ザレバ認可状ヲ下附セズ」と、オーストリア政府からの認可を得るためには、予め綿密な調査が必要であるとされていた⁽²⁹⁾。前章で見たような、名誉領事の選定時に人物調査が詳細に行われたのは、オーストリア政府に報告の必要があったためであることがわかる。

第一次世界大戦後も、各国の名誉領事制度の調査は実施され、オーストリアについての1924年10月11日付の調査結果が残っている。それによると、「名誉領事ノ職務範囲及権限ハ正式領事ノ有スルソレト全然同一ナリ」、「奥国ニ於ケル名誉領事制度及其職務関係ニ関シテハ法律命令其他何等統一的法規存在スルコトナク唯タ諸文明国ノ多数ニ於ケルカ如ク数百年来ノ慣行ニヨリ律セラレツ、アリ而シテ正式領事ト名誉領事トノ間ニハ対外的関係ニ於テ何等ノ差異アルコトナク名誉領事ノ駐在ヲ承認セス国家ニ対スル職務関係ハ正式領事ノソレト全ク同一ナリ」と、第一次世界大戦以前と同様、職務範囲が法令によって明瞭に定められているわけではないため、正式領事と同様であるとされている。

加えて、「名誉領事ニハ全然除外ナク俸給ヲ給セス名誉領事ノ職務ヲ受諾スル際ニハ何人モ先ツ其職務執行ニヨリ生スル出費ニ対シテ如何ナル種類ノ補償並ニ手当ヲモ絶対ニ要求セサルコトヲ誓約セサルヘカラサルコト、ナリ居レリ」と、無給であるともされている⁽³⁰⁾。

最初の名誉領事は1874年3月に駐日オランダ領事であったアルベルトゥス=ヨハネス=ボードウィン (Albertus Johannes Bauduin) が、帰国にあたってオランダで日本領事を務めたいと申し出たことによる。その際、無給とし、費用も支給しないことを申し合わせつつ、費用についてはその後数年で支給されるようになったものの⁽³¹⁾、これが慣例となって、名誉領事には給与が支給されることはなかった。

しかし、前章でみたように、その待遇の悪さが名誉領事の人選に不都合を生じさせているとの指摘もなされていたし、第一次世界大戦後も名誉領事の待遇については議論が継続されていた。1924年4月29日付で、通商局総務課長名で作成された「名誉領事ニ対シ其職務執行ノ為メ要シタル費用補給方ニ関スル件」という文書では、名誉領事に給与を支給せず、また名誉領事が事務を取り扱う際に、手数料を徴収することを認めない方針は従来通りとしながらも、「名誉領事ニシテ特ニ有益重要ナル報告ヲ為シ又ハ特ニ本省カ報告ヲ徴シタル場合之ニ対シ相当調査費用ヲ支給スルハ名誉領事ノ利用ニ裨益スル所少ナカラスト認メラルルヲ以テ右支給ス」と、日本側が依頼した調査に関する費用は支給するべきとされた⁽³²⁾。つまり、第一次世界大戦以前には、日本側が名誉領事に依頼した調査報告についても、その費用が支給されていなかったことがわかる。

では、そのように待遇が悪く、少なくとも経済的な利益が無いにもかかわらず、なぜ現地のオーストリア人の中に、日本の名誉領事となることを望み、実際にそれを務めたものがいたのであろうか。オーストリアの場合は、名誉領事と正式領事の職務範囲は基本的に区別されていないとはいえ、名誉領事がインヴォイスを発行することはできなかったため、競合企業の商取

引状況を把握できたわけでもない。名誉領事は文化交流を担うことも多く、無給であることから既に相応の財産と貴族の身分を持つものが務めることが多かったが、名誉領事となることで、現地のオーストリア人にもあるメリットが存在していた。

それをうかがわせるのが、オーストリアに駐在していた海軍武官の松岡静雄が、ブダペストを訪れ、名誉領事のエトモント=フォン=パロタイとともに、1911年2月23日に開催された宮中の晩餐会に出席した際の記録である。そこには、「八時皇帝出御あり、一揃して之に供奉し舞踏室にいる、千八百名の招待ときけど不参の人多ければにや維也納の宮中のごとく混雑せず踊もよく見えたり。『パロタイ』、領事としてはじめて宮中にめさる、得意のさまいふまでもなし、胸にかけたる勲五等もやうやく一昨日入手したるなりといふ」とある⁽³³⁾。

パロタイの人物情報については未詳であるが、名乗りに「フォン」が入っていることから、貴族階級であると考えられる。それにもかかわらず、宮中行事に招待されたことがなく、日本の名誉領事の肩書を手に入れることによって、ようやくそれが可能になったとある。つまり、無給であって経済的な利益がなくとも、外国の名誉領事の肩書により、社交界等で活動の幅が広がるということが、現地のオーストリア人にメリットとして認識されたのである。このため、貴族階級の中でもそれほど爵位等が高くない者や、新興の実業家などで社交界での結びつきが強い者が、それを求めて名誉領事に志願し、待遇が良くなるともそれを務めようとするのであったと考えられる。

Ⅲ 各名誉領事の事績と評価

前章でみた第一次世界大戦後の1924年10月11日付のオーストリアでの名誉領事制度に関する調査結果の締めくくりとして、「将来更ニ当管内ニ我名誉領事ヲ任命スルコトアル場合ニ若シ本邦人ニ適当ノ人物アルニ於テハ本邦人ヲ以テ之ヲ当ツルコト有益ト思考セラル特ニ洪国ニ於テ一層有益ナルヘシ」と述べられている⁽³⁴⁾。将来的にオーストリア在住の日本人を名誉領事に任命することができれば望ましいと述べるということは、それは現地での貿易関連情報の収集や文化交流を、オーストリア人に依存せざるを得ない状況の裏返しと言える。ハンガリーにおいてより必要ということは、少なくともオーストリアについては、第一次世界大戦以前にはフェリクス=フィッシャーなどの名誉領事を任用することによって、ある程度問題なく機能させられていたことを示しているといえよう。

実際、オーストリア大使館の名誉領事に対する依存度は、他国のそれに比して、かなり高かったようである。

1914年3月3日、外務省は名誉領事を有する各国の大公使館に対して、各名誉領事の執務成績の問い合わせを行っている。例えば、それに対する駐オランダ公使佐藤愛麿が4月10日に提出した回答は、「大正三年三月六日附通送第一七号貴信号ヲ以テ御申越相成候名誉領事ノ執務成績取調方ノ件ニ関シ在『ロッテルダム』帝国名誉領事及在『アムステルダム』帝国名誉領事兩人共何レモ誠実ヲ以テ相当ニ其ノ職務ヲ執行致シ居ルモノト相認メ候ニ付キ左様御承知相成度此段回答申進候敬具」と、極めて簡素であった。

その一方で、駐オーストリア臨時代理大使西源四郎が3月30日に提出した回答は、以下のようなものである。

本年三月六日附通送第二二号ヲ以テ奥匈国及瑞西国ニ於ケル管下帝国名誉領事ノ執務成績ニ関シ本官所見ト共ニ報告具申可致旨御來示ノ趣敬承致候本件ニ関シテハ本官當館へ着任以來管下各名誉領事ニ対シ成ル可ク監督及連絡ヲ維持スル方針ヲ以テ時々各領事ニ対シ執務振り并ニ諸般調査事項ヲ訓示シ以テ其目的ニ副ハシメシコトヲ期シ來り候處爾來大体ニ於テ各領事共當館指導ノ下ニ遺憾ナク職務ヲ勉勵致様相成候尚今般御來示ノ趣モ有之候ニ付名誉領事成蹟別紙ノ通及具申候間右ニ而詳細御承知相成度候敬具

在維納名誉總領事「フェリツクス、フィツシャア」(Felix Fischer)

右者ハ長年月在任ノ間終始一貫誠實ニ其職務ヲ執行シ為メニ効果ヲ挙げタルコト尠カラズ特ニ帝国諸官庁及実業家等ヨリ依頼囑託ニ係ハル諸般ノ調査事項等ニ関シ之ガ調査ヲ命スルニ當リテハ常ニ熱心精査ヲ遂ケ能ク其本旨ヲ達シ依頼者ヲシテ満足セシムルコト尠カラズ候加之副領事ヲ指揮監督シテ職務ヲ撈メ殊ニ規定ニ係ハル諸報告提出等ニ付キテモ精確ニシテ且ツ遲滞ナク之ヲ報告致居候儀ハ夙ニ本省ニ於テモ御承知相成儀ト存候尚其他通商貿易等ニ関スル朝野視察者ノ当地ニ於テ諸般ノ視察ヲナスニ際シ當館トシテ直接交渉ヲ避クル向キニ対シテハ凡テ全總領事ニ命シテ之ヲ取計ハシメ尚其他ニ於テ視察者ニシテ特ニ全總領事ノ斡旋尽力ヲ申出ツル向モ不尠候處其都度十分便宜供与方ヲ忌怠セス常ニ視察者ヲシテ満足セシメ居リ候依テ其執務振誠實の確ニシテ大ニ見ルベキモノアリト相認メ候

在維納名誉副領事「ドクトル、ハンス、チムメルマン」(Dr. Hans Zimmermann)

右者ハ數年來總領事ノ下ニ在リテ全總領事館々務ヲ悉ク担当シ諸報告、調査等ニ従事シ熱心ニ執務致居候處客年副領事ノ任命ニ接シ本人ニ於テモ大ニ其職責ノ重キヲ感シ益々勉勵ヲ加ヘ爾來副領事トシテ旧日ニ増シ全館々務ヲ鞅掌シ且ツ多年ノ經驗ニ基キ帝国ノ通商ニ関シ適切ナル利害關係ノ要点ヲ了得シ來リ從テ同人起草ニ基ク全總領事館ノ報告ハ當国地ノ領事報告ニ比シ頗ル有益ナル次第ニ有之全副領事ハ將來有望ノモノト相認候

在洪国「ブダペスト」名誉領事「エドモンド、フォン、パロタイ」(Edmond Von Palotay)

右者ハ洪国通商關係ニ関シテハ其調査事項ノ大部分ヲ担任致居候處其執務振眞摯ニシテ常ニ能ク調査ノ目的ヲ遂グル而已ナラス當館命令ニ係ハル依頼囑託ニ関スル諸般ノ調査事項ニ関シテモ依頼者ヲシテ満足セシムルニ足ルベキ報告ヲ提出致候又タ全地ヲ巡回スル帝国朝野ノ視察者アル毎ニ其希望ノ視察又ハ調査ニ対シテ尽力致シ能ク視察ヲ容易ナラシムル所アルノミナラス本人親シク視察者ヲ諸所へ誘導シ懇篤ニ諸般ノ便宜ヲ供与致居候段本館ニ於テモ其執務ニ関シ誠實熱心ニシテ適任タルヲ相認候

在「トリエスト」名誉領事「カミーレ、モライティニー」(Camille Moraitini)

右者ハ客年八月任命在任日尚浅キモ就任以來能ク本官訓示ノ旨ヲ了解シ熱心ニ職務ヲ執行致居者ト認メ候過般本人ヨリ本省へ提出致候「トリエスト」ニ於ケル通商ノ概要報告等ニ付之ヲ見ルモ調査精確ニシテ全地ノ貿易情況ヲ尽シ居様認メ候尚當分ノ間ハ諸般ノ調査事項并ニ職務執行振り等時々當館ヨリ訓示致必要有之本人ニ於テモ熱心事務習熟ニ志シ各般ノ調査報告等ニ勉勵致居候ニ付テハ將來ハ好箇ノ領事トシテ奥国開港場ニ於テ帝国通商ノ利益ニ資スル所アルト同時ニ全地方視察者ニ対シテモ懇切利便ヲ供与スル所多カラント確信致居候

在瑞西「チウリツヒ」名誉領事「ヘルマン、マデレー」(Hermann Madöry)

右者ハ其職務執行振リニ関シ從來当館ヨリ親シク訓示ニ接スルノ機会ナキ為メニ往々右ニ関シテ了得致ササル所アリシ様認メラレ為メニ規定ノ報告等モ提出セザリシ有様ニ付過般本官瑞西出張ノ際全領事ニ面会シ名誉領事ニ関スルー一切ノ心得ヲ訓示致シ尚調査報告事項ニ関シ十分注意ヲ促シ置キ候処過般已ニ規定ノ報告モ提出致其他全地ニ於ケル本邦留学生并ニ視察者ニ便宜供与方等ニ付不都合無之様相成候ニ其誠実ノ態度ヲ認ムルニ足ルベキモノアルヲ以テ尚将来本官ニ於テ指導致スニ於テハ相当執務上ノ効果ヲ残スヘキモノト相認候⁽³⁵⁾

例として紹介したオランダの日本公使館の他、オーストリアを除く各国の大公使館が概ね便箋1枚程度で、個人ごとの報告はしていないにもかかわらず、オーストリアの日本大使館だけが詳細に個人ごとの調査結果を報告している。オーストリアの日本大使館が業務を遂行するにあたり、名誉領事に負うところの大きかった証左と言えよう。また、チューリッヒの名誉領事と比較すると、オーストリアやハンガリーにおける名誉領事への依存度の高さは明らかである。

この報告がなされる前に死亡していたトリエステ名誉領事のゲオルク=リッター=フォン=ヒュッテロットは、1884年9月から12月にかけて来日しており、その際に勲五等双光旭日章を授与されている⁽³⁶⁾。ちなみに、帰国後に日本に除虫菊の種を贈り、日本での栽培のきっかけになったという説もある⁽³⁷⁾。また、オーストリアでヒュッテロットの娘2人が和装をしたことを話題とする新聞記事も存在している⁽³⁸⁾。加えて、ヒュッテロットが1898年10月10日に勲四等を与えられた理由は、「帝国ト奥地利洪牙利国トノ条約改正ニ関シ我全権委員ヲ佐ケ諸般ノ事項ヲ調査シ特ニ両国間ノ貿易ニ関シ精密ナル調査ヲ遂ケ有益ナル報告ヲナス等其功勞尠ナカラサル趣」であった⁽³⁹⁾。

つまり、ヒュッテロットの事績とその評価は、名誉領事の一般的な役割である、貿易事務の補佐と文化交流によるものであった。

それに対して、上記のオーストリアの日本大使館による執務成績報告の、ウィーン名誉領事であったフェリクス=フィッシャーやブダペストの名誉領事であったエトモント=フォン=パロタイについての記述の中で特筆すべきは、下線を引いたような、現地視察者の案内についてである。カミル=モライティーニについても、下線を引いたように、視察者への対応が期待されている。フィッシャーについては、1905年に勲五等双光旭日章が与えられた際にも、その理由の一つとして、「近來本邦実業家ノ同国商況視察調査ノ為メ巡回ノ節ハ充分ノ便宜ヲ与ヘ其目的ヲ達セシムル等其功績尠カラス」ということが挙げられている⁽⁴⁰⁾。

この点については、1912年12月22日の『東京朝日新聞』に掲載された、「外国視察者の注意 在外公館の苦情」という記事の中に、「外務省にては今回在外帝国公使館に対し『自今欧米各国に赴く諸制度の視察者及び調査者は官民のいづれを問はず当省の訓令若くは当省の発給せる紹介状を携帯する者に非ざれば在外公館に対し外国官憲其他に向つて紹介を請ふと雖も断然之を謝絶すべし』との意味にて夫々通牒を発したり此事たる一件甚た不親切に思惟さるれど在外公館より屢次外務省に到着せる報告に依れば如何に我海外視察者の非常識なるかを知るべく従つて上記の措置の満更非理にあらざるを承認せざるを得ざるべし独逸臨時大使畑良太郎氏及び維也納名誉領事フェリツクス、フィッシャー氏を始め二三氏の報告なるもの、大要左の

如し〔後略〕⁽⁴¹⁾という記述がある。事前準備の不十分な海外視察者への対応により、在外公館の業務が圧迫されていることが問題視されているが、その代表的意見として、フィッシャーのものが挙げられている。他国の在外公館に比して、オーストリア大使館に対する視察希望者が多く、その対応を名誉領事に頼っていたことの表れである。

フィッシャーの商会で働き、その後にウィーンの名誉副領事となったハンス=カール=ツィーママンは、第一次世界大戦後に再び名誉領事となり、1938年12月8日に旭日小綬章を授与された。その理由として、「忠実職務ニ精励シ定期報告ヲ正確ニ提出スルト共ニ隨時日墮通商ニ関スル有益ナル資料ヲ提供シ又本邦ヨリノ視察者等ニ対シテハ自ラ進ンテ各種ノ便宜ヲ供与スル等我通商貿易ノ伸暢上貢献セル功績顕著ナリト認ム」とある⁽⁴²⁾。ここでも、オーストリアを訪問する日本人視察者への対応が称賛されている。

以上のように、オーストリアの日本大使館は特に日本人の視察者の対応について名誉領事に依存していたが、大使館の中には名誉領事に対しての温度差があった。

例えば、海軍駐在武官の松岡静雄の1910年5月30日の日記には、『『トリエスト』の名誉領事『ヒュツテロット』氏、脳溢血のため俄に死去のむね新聞に見えたり、未亡人に弔電をいだす。頓死はやはりこゝにも多きものと見ゆ、葬儀にも列すべき筈なれど、大使甚冷淡なればみづからの徳をあらはすやうになりてはとさしひかふ』とある⁽⁴³⁾。

この時駐オーストリア大使であった秋月左都夫は4月30日付で大使となったばかりである。歴代の駐オーストリアの大公使の中には、名誉領事任用の必要性を外務本省に強く訴えた高平小五郎や牧野伸顕のように、オーストリアでの名誉領事の必要性を認めていたものもいたが⁽⁴⁴⁾、欧米各国の名誉領事の成績調査報告に見られるように、それは一般的傾向だったとは言い難い。むしろ、任地を転々とし、赴任から日が浅ければ、大使の中にも名誉領事に冷淡な者の方が多かったであろうと思われる。

1911年1月、ブダペストにおいて小規模な日本の美術品展覧会がパロタイの協力のもとで開催されることになった際、パロタイと懇意にしていた海軍駐在武官の松岡は開会式に出席するつもりであったが、「大使館より聞くとところによれば余りその事を喜び居らざるものゝ如く、ことに大使などは「パロタイ」の処置に行届かざるところありとて甚不興のやうにて、本月十一日開会式挙行之筈なりしも事に托して臨席を辞した」と、松岡は憤慨していた。松岡は「日本の為わるきことならば職権を以て断然之をとむるがよし、少しにても利あることならば万失態なきやうにと注意をあたふ可きなり、とかく役人根性にて人に仕事をさせ置きて、手続上とか書類などの上のみむづかしく理屈ばること一円理に合はぬなり」と日記に記している⁽⁴⁵⁾。オーストリア大使館の実情に通じていない外交官の中には、名誉領事を小間使いのように見て、事務手続き上の不備などにより名誉領事に冷淡な態度をとる者もいたのであったが、むしろ、そういった感覚の方が一般的であり、オーストリアにおける熱心に活動を展開する名誉領事たちが特殊な事例に属する可能性の方が高い。

おわりに

本稿ではこれまで注目されてこなかった名誉領事の活動について、第一次世界大戦以前のオーストリアの名誉領事に注目して明らかにしてきた。だが、本稿がみてきたオーストリアの

名誉領事についてだけでも、まだ不明な点が多い。ヒュッテロットやフィッシャー、パロタイといった名誉領事に任じられた現地人の経歴や任命過程も、不明瞭なままである。これは、任命されなかった人物の一件書類は見つかるものの、任命された人物の史料を発見できていないためである。

オーストリアの名誉領事の特异性は、他国の大公使館に比べて、名誉領事への信頼・依存度が極めて高かったことに見い出されよう。

オーストリアの日本公使館は名誉領事の任命を切実に求め続けていながら、適任者の辞退や経費の不足、外務本省との意見の相違などの理由によって、長期間にわたって実現できなかった。また、オーストリアにおいては、正式領事と名誉領事との職務範囲や扱いに区別は無かった。だが、これらはオーストリア大使館の名誉領事への依存度が高かったことの、主たる理由とはならない。

オーストリアの名誉領事へのオーストリア大使館の依存度が高かったのは、オーストリアへの訪問者が多く、その対応を名誉領事たちが熱心に引き受けたからであったと考えられる。名誉領事は無給であり、第一次世界大戦以前には調査費用すらも支給されておらず、決して待遇が良かったわけではなかったが、それでもオーストリアとハンガリーの名誉領事たちがその職務に積極的だったのは、そのことにより、社交界でのつながりを強化するというメリットがあったためと考えられる。

本来、政府間の交渉や儀礼を代表しない領事の立場であるにもかかわらず、「はじめに」で触れたような日本総領事の肩書でフェリクス=フィッシャーがフランツ=フェルディナントへの弔詞をオーストリア政府宛に出しているというような特異な事例は、オーストリアの名誉領事たちが日本の名誉領事の肩書を手に入れることによって、それまでつながることのできなかった範囲との交流を獲得したためのものと考えられる。

以上のことから、日奥関係の特异性を分析する上では、名誉領事は非常に重要な存在であると言えよう。

本稿は日奥間の外交関係が一度断絶することになる第一次世界大戦以前について分析してきたが、外交関係が復活する第一次世界大戦後だけでなく、第一次世界大戦中も名誉領事たちは日本のために活動していたようである。

例えば、ウィーンの名誉副領事であったハンス=カール=ツィーマーマンは1927年に勲四等・瑞宝章を与えられているが、その理由の一つとして、「大正三年日奥国交断絶ノ為一旦名誉領事及大使館備ヲ免セラレタルモ大戦中ヲ通シテ帝国ノ利益代表タリシ在奥米国大使館及次テ在奥西班牙国大使館ノ臨時顧問トシテ本邦人関係ノ事務ニ従ヒ其館務ニ助力」したことが挙げられている⁽⁴⁶⁾。そのため、第一次世界大戦中から戦後にかけての日奥関係を分析するうえでも、名誉領事存在は極めて重要であると思われるものの、それは紙幅の都合上、稿を改めて論じたい。

注

- (1) 古屋哲夫「形成期における領事制度と領事報告」(角山栄編『日本領事報告の研究』、同文館出版、1986年) 53～58頁。
- (2) 村上亮「皇位継承者フランツ・フェルディナントの訪日－日奥皇室外交の視角から－」(『大学教育論

叢』9、2023年）43頁。

- (3) 外務省編『日本外交文書 大正三年 第三冊』（外務省、1966年）1頁。
- (4) 前掲村上「皇位継承者フランツ・フェルディナントの訪日」。
- (5) 桑名映子「オーストリア=ハンガリー代理公使の見た明治日本 ハインリヒ・クーデンホーフの報告書を中心に」（桑名映子編『文化外交の世界』、山川出版社、2023年）。
- (6) 稲野強「牧野伸顕と日露戦争（1）－彼の反黄禍論活動を中心に－」（『群馬県立女子大学紀要』8、1988年）、同「牧野伸顕と日露戦争（2）－オーストリアの新聞から見た戦争世論－」（『群馬県立女子大学紀要』10、1990年）、松村正義『日露戦争と日本在外公館の“外国新聞操縦”』（成文社、2010年）、茶谷誠一『牧野伸顕』（吉川弘文館、2013年）、島田昌幸「奥田竹松と信夫淳平のウィーン駐在体験 学術・言論活動への影響」（前掲『文化外交の世界』）。
- (7) 日本東欧関係研究会編『日本と東欧諸国の文化交流に関する基礎的研究 1981年9月国際シンポジウムの報告集（トヨタ財団助成研究報告書）』（同刊、1982年）。
- (8) 梶原克彦「第一次世界大戦におけるオーストリア=ハンガリーの捕虜・民間人抑留政策－日本人抑留者の事例を中心に－」（1）（2）（『愛媛法学会雑誌』44-1・2～3・4、2017年）。
- (9) 中村義彦編『近代日本史料選書8 松岡静雄滞欧日記』（山川出版社、1982年）494頁。
- (10) 「外務省月報（明治四十三年六月分）／死亡」、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B13091316900、『外務省月報 第四卷（外・報4）』（外務省外交史料館）。
- (11) 「33. 奥国」、JACAR Ref.B13080317700、『海外在留本邦人職業別人口調査一件 第七卷（7.1.5.4_007）』（外務省外交史料館）、「6. 名誉領事／維納」、JACAR Ref.B13080337500、『海外在留本邦人職業別人口調査一件 第九卷（7.1.5.4_009）』（外務省外交史料館）、「6. ウィーン」、JACAR Ref.B13080322900、『海外在留本邦人職業別人口調査一件 第八卷（7.1.5.4_008）』（外務省外交史料館）より作成。
- (12) 「6. 奥国エンナ在留日本領事ニ任ゼラレ度旨請願ノ件。自明治十年」、JACAR Ref.B16080291000、『外国人帝国名誉領事志望雑件 第一卷（6.1.5.36_001）』（外務省外交史料館）。
- (13) 以上、「14. 奥国維也納府・・・・・・「アルフレッド、リツテル、フォン、リンドハイム。四。（推薦。附同国トリエスト名誉領事、ゲラルグ、ヒュッテロット）」、JACAR Ref.B16080298400、『外国人帝国名誉領事志望雑件 第五卷（6.1.5.36_005）』（外務省外交史料館）。
- (14) 「奥地利国維也納府ニ帝国名誉領事ヲ置ク」、JACAR Ref.A15113217100、『公文類聚・第二十二編・明治三十一年・第十六卷・外事・条約改正・国際・通商・雑載』（国立公文書館）。
- (15) 以上、前掲「14. 奥国維也納府・・・・・・「アルフレッド、リツテル、フォン、リンドハイム。四.」。下線引用者。
- (16) 「5. フェリックス・フィッセル」JACAR Ref.B13080072500、『使用済委任状綴 第一卷（7.1.1.16_001）』（外務省外交史料館）。
- (17) 前掲『松岡静雄滞欧日記』、1911年1月21日条、407頁。
- (18) 「奥国維也納駐在帝国名誉領事フェリックス、フィッセル叙勲ノ件」、JACAR Ref.A10112597100、『叙勲裁可書・明治三十八年・叙勲卷五・外国人（国立公文書館）』。
- (19) 前掲『松岡静雄滞欧日記』、1911年1月21日条、407頁。
- (20) 前掲「奥国維也納駐在帝国名誉領事フェリックス、フィッセル叙勲ノ件」。
- (21) 「米国費府駐在名誉領事ジェー、フランクリン、マクフハデン外十四名叙勲ノ件」JACAR Ref.A10112646900、『叙勲裁可書・明治四十一年・叙勲卷三・外国人一』（国立公文書館）。
- (22) 「18. 奥国人エーレンフェルド在維也納日本名誉領事請願ノ。自明治十六年」、JACAR Ref.B16080292300、『外国人帝国名誉領事志望雑件 第一卷（6.1.5.36_001）』（外務省外交史料館）。
- (23) 以上、「洪牙利国ブダペスト」ニ名誉領事館設置ノ義牧野公使ヨリ稟申之件。附名誉領事任命ノ件。自明治三十四年一月」、JACAR Ref.B16080192200、『各国駐在帝国名誉領事任免雑件／「ブダペスト」之部（6.1.5.9-38）』（外務省外交史料館）。
- (24) 同上。なお、この史料の草案は牧野伸顕関係文書（書類の部）（国立国会図書館憲政資料室）に「ブダペスト市ニ帝国名誉領事任命ノ件」（A72-3）として収録されている。

- (25) 実現しなかった名誉領事の任命についての一件書類としては、他にも、「4. プタベスト. イゾー、ジャウズ. 三十七年二月」、JACAR Ref.B16080310500、『外国人帝国名誉領事志望雑件 第七巻 (6.1.5.36_007)』(外務省外交史料館) などがある。
- (26) 「13. 在埃洪国駐在帝国名誉領事管轄区域ニ関シ同国駐節公使ヨリ照会ノ件」、JACAR Ref.B15100842500、『在外帝国領事館管轄区域関係雑件 第三巻 (6.1.2.32_003)』(外務省外交史料館)。
- (27) 横田喜三郎『外交関係の国際法』(有斐閣、1963年) 90～109頁、412～424頁。
- (28) 「(1) 英、仏、独、伊、埃、西、白、蘭、瑞諾、米、伯国駐在大公使へ問合ノ件／分割1」、JACAR Ref.B15101005000、『外国名誉領事職務権限取調一件 (6.1.3.15)』(外務省外交史料館)。
- (29) 以上、「4. 埃洪大使館」、JACAR Ref.B15100865400、『領事職務規則並領事官ノ職務ニ関スル法律関係雑件／本省在外公館往復文書 第五巻 (6.1.2.39-1_005)』(外務省外交史料館)。下線引用者。
- (30) 「4. 各国名誉領事制度調査／分割2」、JACAR Ref.B15100992300、『外国官制雑件／外務省官制 第六巻 (6.1.3.4-1_006)』(外務省外交史料館)。
- (31) 前掲古屋「形成期における領事制度と領事報告」、55頁。
- (32) 「10. 名誉領事ニ対シ其職務執行ノ為メ要シタル費用補給方ニ関スル件」、JACAR Ref.B15100898800、『各名誉領事官職関係雑纂 (6.1.2.56)』(外務省外交史料館)。
- (33) 前掲『松岡静雄滯欧日記』、1911年2月23日条、250～251頁。
- (34) 前掲「4. 各国名誉領事制度調査／分割2」。
- (35) 以上、「5. 名誉領事ノ執務成績取調ノ件」、JACAR Ref.B15100897800、『各名誉領事官職関係雑纂 (6.1.2.56)』(外務省外交史料館)。下線引用者。
- (36) 『読売新聞』、1884年9月13日朝刊、10月7日朝刊、12月4日朝刊。『大阪朝日新聞』、1884年10月10日、朝刊。
- (37) 桑山覚「除虫菊」(日本特殊農薬製造株式会社編『農薬ことはじめ』、全国農村教育協会。1966年) 20頁。ただし、大田博樹「農薬産業技術の系統化調査」(『国立科学博物館 技術の系統化調査報告』18、2013) では、あくまでも複数の説の一つとして、真偽は定かではないとしている(26頁)。
- (38) 『読売新聞』、1905年8月9日、朝刊。
- (39) 「名誉領事勲四等ゲラルグ、ヒュッテロット以下二名勲位進級及叙勲ノ件」、JACAR Ref.A10112489600、『叙勲裁可書・明治三十一年・叙勲卷二・外国人』(国立公文書館)。なお、内容がほぼ同じの外務省よりの原案もあり。
- (40) 前掲「埃国維也納駐在帝国名誉領事フェリックス、フィシエル叙勲ノ件」。
- (41) 『東京朝日新聞』、1912年12月22日、朝刊。
- (42) 「元維也納駐在帝国名誉領事「ドクトル、ハンス、カール、チンメルマン」勲章加授ノ件」、JACAR Ref.A10113268400、『叙勲裁可書・昭和十三年・叙勲卷十一・外国人二止』(国立公文書館)。下線引用者。
- (43) 前掲『松岡静雄滯欧日記』、1910年5月30日条、145頁。
- (44) 日露戦争前の牧野については、外交活動において宣伝を重視していた(前掲松村『日露戦争と日本在外公館の“外国新聞操縦”』)。
- (45) 前掲『松岡静雄滯欧日記』、1911年1月18日条、238頁。
- (46) 「維也納駐在帝国名誉領事兼在埃国帝国公使館傭埃国人勲六等ドクトル、ハンス、カール、チンメルマン叙勲ノ件」、JACAR Ref.A10113035800、『叙勲裁可書・昭和二年・叙勲卷六・外国人』(国立公文書館)。なお、外務省原案のほぼ同文の史料あり。

運動部に所属する龍谷大生における 心理的競技能力の特徴

鈴木 啓 央

▶ キーワード

心理的競技能力、心理テスト、
メンタルサポート、
メンタルトレーニング

▼ 要 旨

スポーツパフォーマンスの向上のためには心理面での強化が重要であり、その強化の技法の1つとしてメンタルトレーニングが取り入れられることが多い。このメンタルトレーニングにおいて最初に行われることは、スポーツ選手の心理的な特徴を評価することである。本研究の目的は、スポーツ系のサークルに所属する龍谷大生にどのような心理的な特徴があるかを明らかにし、さらに、どのようなメンタルサポートが必要なのかを検討することであった。男子61名、女子11名の運動部に所属する龍谷大生を対象に心理的競技能力検査（DIPCA）を行い、心理的競技能力を得点化した。その結果、龍谷大生の総合得点の平均は“もうすこし”であり、心理的に優れている判定ではなかった。全国大会常連選手やオリンピック選手と比較した結果、総合得点および複数の尺度得点において龍谷大生は劣っており、心理的にまだ改善の余地があることが明らかになった。他方、龍谷大生は「協調性」と「闘争心」が高い一方、「自信」や「予測力」、「判断力」が低い傾向も見られた。これらの結果から、龍谷大生がスポーツパフォーマンスを向上させるためには心理的な強化が必要であり、特に、個人およびチームにおいて適切な目標を設定することにより多くの成功体験を積み重ねることが重要であると推察された。また、普段の練習からイメージトレーニングを取り入れることにより作戦能力の向上も重要であることが示唆された。

I 緒言

スポーツパフォーマンスの向上のためには、「心・技・体」の向上が重要であることがよく言われている。「心・技・体」のうち、「体」とは運動体力のことであり、運動を遂行するのに必要なエネルギーを生産する能力と定義されている（杉原，2003）。この能力には筋力や瞬発

力、持久力などが含まれており、いかに身体を力強く、素早く、粘り強く動かすことができるかが、この能力と関連している。また、「心・技・体」のうちの「技」とは運動技能のことであり、知覚を手がかりとして運動を目的に合うようコントロールする学習された能力と定義されている。ここで言う知覚とは、状況判断や予測や意思決定などの心理的プロセスのことを言い、この心理的プロセスが上手に働かなければ優れたパフォーマンスを生み出すことはできない。例えば、野球の打動作において、いかにバットを力強く、素早く振ることができた（運動体力的な側面）としても、ボールがキャッチャーミットに取まった後にバットを振っていても打動作としては失敗となる。打動作を成功させるためには、バットを振る前に投手から投げられたボールがどのようなボール（球速や変化）なのかを判断（心理的プロセス）し、その判断に則った巧みな動きを遂行する必要がある。上述したように、「心・技・体」のうち「体」と「技」についてはそれぞれ異なる特徴を持つてはいるが、体力測定や他者による観察によって比較的容易に評価することができる。そして、多くの場合、スポーツの練習において向上を目論むこととしては、この「体」と「技」であることが多い。

しかしながら、「心・技・体」のうち「心」、すなわち精神力もスポーツパフォーマンスの向上のためには非常に重要な要素であることが指摘されている（高妻，2019）。杉原（2003）は、この精神力のことを「運動技能や運動体力など持てる能力を運動パフォーマンスとして発揮する時に関与してくる要因」の1つとし、精神状態が運動パフォーマンスに対して非常に大きな影響を及ぼすことを指摘している。例えば野球において、ブルペンでは卓越した投球をするのにもかかわらず、いざ試合のマウンドに立つと緊張してしまって普段の能力が発揮できない「ブルペンエース」などと揶揄される選手がいる。この例は、運動体力と運動技能は非常に優れているのにもかかわらず、心理的な弱さから自身の能力を発揮できない選手がスポーツには往々として見られることの好例と言える。

このような心理的な弱さを強化する技法として、多くの指導者や競技者がメンタルトレーニングを取り入れている（中込，2002）。メンタルトレーニングは、「体力や技能のトレーニングと同様に、競技場面で最高のパフォーマンスを発揮するために必要な精神的な側面を積極的にトレーニングして精神力を高め、自分で自分の精神を管理（またはコントロール）できるようになることを目指して行われるものである」と定義されている（鈴木，2000）。メンタルトレーニングでは、幾つかの事柄が段階的に行われるが、トレーニングを行うにあたり最も最初に行われるのが、アセスメント・自己分析である。アセスメント・自己分析とは、心理テストや面接などを通して選手の個性や行動傾向、心理的な問題を理解することが目的で行われるものであり、これによりトレーニングの内容が定まる。筋力トレーニングで言えば、トレーニングを始める前に自身が何 kg の重りを挙上することができるかを計測することと同じである。このアセスメント・自己分析にも様々な手法が用いられるが、最も代表的なものが心理テストであり、そのなかでもよく使用されるものが心理的競技能力診断検査（DIPCA）である（小谷，2012）。

DIPCA とは、スポーツ選手の一般的な心理的傾向としての心理的競技能力を 12 の尺度（忍耐力、闘争心、自己実現意欲、勝利意欲、リラックス能力、集中力、自己コントロール能力、決断力、自信、予測力、判断力、協調性）に分けて判断する心理テストである（徳永，2019）。この DIPCA を用いて、これまで様々な競技に携わるスポーツ選手の心理的競技能力

が検討されている（内田ほか，2007；立谷ほか，2008，など）。例えば、友定ほか（2024）は、大学ラグビー選手における心理的競技能力を学年ごとに調査し、学年が上がるごとに「自信」の得点が低下していたことを明らかにしている。上記の原因として、学年が上がるごとに試合に出場する機会の少

ない B チームに降格する選手も増え、これらの選手のモチベーションの低下が「自信」の低下に繋がったと結論づけている。さらに、このような状況に対して、チーム内での練習試合を活発化するなどの対策も提言している。上述してきたように、スポーツ選手の心理的競技能力を評価することは、選手の心理的傾向を把握することだけでなく、その選手やチームに対する指導方策を検討することにも繋がりが得る。

そこで本研究では、上述した心理的競技能力診断検査を龍谷大生に行い、スポーツ選手としての龍谷大生の心理的な特徴を明確にし、龍谷大生に対してどのようなメンタルサポートが効果的かを検討する。なぜなら、現在、龍谷大学の課外活動を統轄する部署である学生部を中心に、メンタルトレーニングの指導といったメンタルサポートを行うことを検討し始めている。このような取り組みを行うにあたり、運動部に所属する龍谷大生にはどのような心理的特徴が見られるかを把握する必要があると考えられる。なぜなら、メンタルトレーニングでは、トレーニングを行う選手にどのような心理的特徴があるかによってトレーニングの内容が定まるとされており（中込，2002）、効果的なメンタルサポートのためには選手の心理的特徴の把握が必須となる。具体的には、龍谷大学の運動部に所属する学生に心理的競技能力診断検査を行い、12 の尺度のうち龍谷大生はどの尺度の得点が高くもしくは低いのかを検討する。加えて、先行研究より得られているオリンピック選手などの得点と比較することにより、龍谷大生に必要なメンタルサポートも検討する。

Ⅱ 方法

Ⅱ-1 調査対象およびデータ

調査対象は、龍谷大学のスポーツサイエンスコースおよび著者のゼミ（特別演習 1）に所属する 72 名の大学 2 年生（男子 61 名、女子 11 名）であった。上記の学生は、全員が龍谷大学のスポーツ系の課外活動サークルに所属する学生であった。サークルの内訳は、サッカー、フットサル、柔道、アイスホッケー、バレーボール、バスケットボール、ラグビー、陸上、ソフトボール、端艇、ゴルフ、バトントワリング、アメリカンフットボール、チアリーディング、日本拳法、剣道、野球、卓球であった。

上記の対象に対して、心理的競技能力診断検査（DIPCA.3）を 1 回実施した。実施した時期は 2017 年から 2024 年までであり、年度ごとに前後はあるがおおよそ 6 月ごろに授業内課題として実施した。

心理的競技能力診断検査は、スポーツ選手に必要な試合場面での一般的な特性としての心理的競技能力を診断する質問紙である（徳永，2019）。この検査は、48 の質問項目と検査の信頼性をみる 4 項目の合計 52 の質問項目から構成されている。さらに、これらの 48 項目は因子分析により 12 尺度に分類され、12 尺度は 5 因子に大別される（表 1）。

表1 スポーツ選手の心理的競技能力を診断する因子および尺度

因子		下位尺度
競技意欲	…	忍耐力、闘争心、自己実現意欲、勝利意欲
精神の安定・集中	…	リラックス能力、集中力、自己コントロール能力
自信	…	決断力、自信
作戦能力	…	予測力、判断力
協調性	…	協調性

この検査では、各尺度が20点満点で評価され、12尺度あるため総合得点の満点は240点になる。加えて、総合得点には5段階の判定基準が設定されている。具体的には、総合得点が141以下（女子は131以下）の場合、心理的競技能力は“1. かなり低い”と判定され、142以上で164以下（女子は132以上で154以下）の場合は“2. やや低い”と判定される。“3. もうすこし”では総合得点が165以上で186以下（女子は155以上で178以下）、“4. やや優れている”では187以上で209以下（女子は179以上で202以下）、“5. 非常に優れている”では210以上（女子では203以上）となっている。

また、各因子にはその因子に関連する尺度がそれぞれ含まれている。競技意欲の因子は、忍耐力、闘争心、自己実現意欲および勝利意欲という4種の尺度から構成されている。忍耐力は競技中の苦しい場面でもどれほど我慢強くプレーできるか、闘争心は試合の大事さによってどれほど精神的に燃えてくるか、自己実現意欲は自分の可能性にどれほど挑戦する気持ちで競技を行っているか、勝利意欲はどれほど試合に勝ちたいと思っているかをそれぞれ評価している。精神の安定・集中の因子は、リラックス能力、集中力および自己コントロール能力という3種の尺度から構成されている。リラックス能力はどれほど良い緊張状態で試合に臨めているか、集中力はどれほど冷静にプレーできるか、自己コントロール能力は試合中にどれほど自身を精神的に管理できているかをそれぞれ評価している。自信の因子は、決断力と自信から構成されている。決断力は試合でどれほど失敗を恐れず決断できるか、自信はどれほど自身の能力に自信を持っているかをそれぞれ評価している。作戦能力の因子は、予測力と判断力という2種の尺度から構成されている。予測力は試合に勝つための作戦をどれほど考えているか、判断力は大事な場面でどれほど的確な判断ができるかをそれぞれ評価している。協調性の因子は協調性の尺度から構成され、この尺度はチームの仲間やパートナーをどれほど大事にし、どれほどうまく協力できるかを評価している。

II-2 分析

龍谷大生の心理的競技能力の特徴を明らかにするため、取得したデータを以下の群に分けて比較検討した。1つめの群分けは、男子と女子という性別ごとの比較であった。先行研究において、男子の方が女子よりも総合的に得点が高いことが報告されている（徳永，2019）。しかしながら、龍谷大学では柔道部やバレーボール部など女子学生の活躍が目覚ましいため、一般的な結果と異なることが推察された。2つめの群分けは、全国大会への出場の有無によって分

類された競技レベルごとの比較であった。競技年数が長くなるほど、もしくは、全国レベルの競技会への出場回数が多いほど心理的競技能力が高いことが言われている（徳永ほか，2020）。龍谷大学にも全国大会に出場するレベルのサークルは数多くあるため、競技レベルによる差が見られると推察された。3つめの群分けは、個人種目と集団種目によって分類されたスポーツ類型ごとの比較であった。上記と同研究において、ネット型や野球型などのスポーツ類型によって尺度得点が異なることが指摘されている。本研究でもこれに倣いスポーツ類型による比較を行ったが、対象の少なさから個人種目と集団種目に分類した。

また、龍谷大生と他のスポーツ選手との比較を行うため、徳永ほか（2020）のデータを参照した。このデータは、全国大会に数多く出場した選手（以下、全国常連選手とする）のデータである。また、アテネオリンピックに出場した選手のデータ（徳永，2019）も比較対象とした。これらのデータと比較することにより、龍谷大生の心理的競技能力における長短を検討した。各項目ごとの比較には t 検定を用いた。

Ⅲ 結果

表2は、調査対象とした72名の龍谷大生の心理的競技能力を全体および男女別に示してい

表2 龍谷大生における全体および男女別の心理的競技能力

尺度・因子	全体 (72 名)		男子 (61 名)		女子 (11 名)	
	M	SD	M	SD	M	SD
1. 忍耐力	15.2	2.8	15.0	2.8	16.3	2.7
2. 闘争心	16.3	3.2	16.3	3.3	16.6	2.5
3. 自己実現意欲	15.3	3.1	15.3	3.2	15.4	2.6
4. 勝利意欲	14.6	3.3	14.6	3.3	14.6	3.5
5. 自己コントロール能力	14.0	4.3	14.0	4.3	14.0	4.5
6. リラックス能力	13.3	4.0	13.3	4.0	13.3	4.4
7. 集中力	14.4	4.1	14.3	4.2	15.1	3.5
8. 自信	12.4	3.5	12.3	3.5	12.9	3.5
9. 決断力	12.8	3.3	12.8	3.4	12.8	2.7
10. 予測力	12.5	3.0	12.4	3.1	13.2	2.3
11. 判断力	12.6	3.1	12.4	3.2	13.5	2.3
12. 協調性	16.4	2.6	16.2	2.6	17.8	2.1
競技意欲 (1-4)	61.4	9.8	61.1	10.1	62.9	8.3
精神の安定・集中 (5-7)	41.7	10.8	41.6	10.9	42.4	10.8
自信 (8-9)	25.2	6.4	25.1	6.5	25.7	6.1
作戦能力 (10-11)	25.1	5.8	24.8	6.0	26.7	4.3
協調性 (12)	16.4	2.6	16.2	2.6	17.8	2.1
総合得点	169.8	24.2	168.7	24.1	175.5	25.1

る。また、図 1a および d は、男女別の得点を図示化したものである。図中の“*”は、 t 検定の結果、5% 水準で有意差が見られた尺度を表している。

全体の結果から、龍谷大生全体の総合得点は 169.8 点であり、判定基準から“3. もうすこし”であることが明らかになった。また、尺度ごとに比較すると、龍谷大生全体としては「協調性」と「闘争心」が他の尺度と比較して高く、次いで、「忍耐力」と「自己実現意欲」が高いという結果であった。

性別ごとに比較をすると、男子と比較して女子の方が「協調性」が優位に高かった（図 1 d）。しかしながら、総合得点および他の尺度では有意差は認められなかった。すなわち、協調性における性差はあるものの、「協調性」と「闘争心」が高いという龍谷大生全体の結果と同じ傾向が男女ともに見られたと言える。

表 3 は、競技レベルおよびスポーツ類型ごとに得点を算出した結果を示している。また、図 1b および e は、競技レベルごとの総合得点と各尺度得点をそれぞれ表している。図 1c および f は、スポーツ類型ごとの総合得点と各尺度得点をそれぞれ表している。総合得点に関しては、競技レベルとスポーツ類型ともに有意差は見られなかった。尺度得点においては、全国大会出場が有る学生の方が、無い学生と比較して「協調性」が有意に高いという結果であった。逆に、全国大会出場が無い学生の方が、有る学生と比較して「勝利意欲」が有意に高いという結果も得られた。他方、スポーツ類型ごとの尺度得点においては、個人種目と集団種目で差が見られた尺度は無かった。

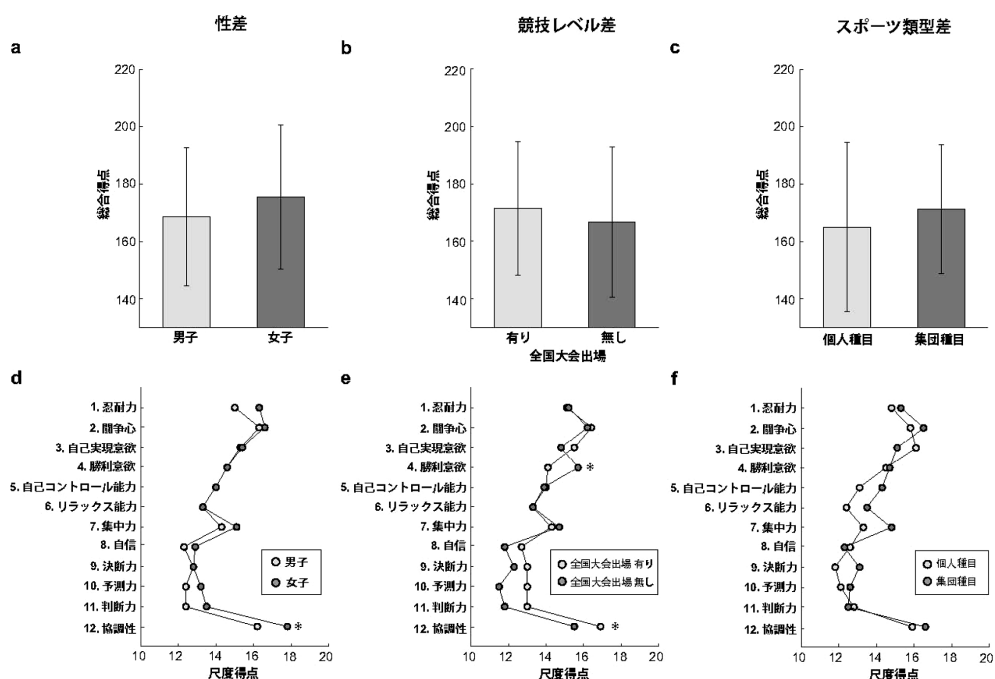


図 1 龍谷大生の心理的競技能力における性差と競技レベル差とスポーツ類型差

(a) 性別ごとの総合得点。(b) 全国大会出場の有無ごとの総合得点。(c) 個人種目および集団種目ごとの総合得点。(d) 性別ごとの尺度得点。(e) 全国大会出場の有無ごとの尺度得点。(f) 個人種目および集団種目ごとの尺度得点。(* $p < .05$)

表3 龍谷大生における競技レベル別およびスポーツ類型別の心理的競技能力

尺度・因子	全国出場の有無				スポーツ類型			
	無し (24 名)		有り (48 名)		個人種目 (17 名)		集団種目 (55 名)	
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD
1. 忍耐力	15.1	2.9	15.2	2.7	14.8	3.2	15.3	2.7
2. 闘争心	16.4	3.1	16.2	3.2	15.8	3.8	16.5	2.9
3. 自己実現意欲	15.5	2.9	14.8	3.4	16.1	2.8	15.1	3.1
4. 勝利意欲	14.1	3.3	15.7	3.0	14.5	3.2	14.7	3.3
5. 自己コントロール能力	14.0	4.2	13.9	4.7	13.1	4.8	14.3	4.2
6. リラックス能力	13.3	3.9	13.3	4.3	12.4	4.3	13.5	3.9
7. 集中力	14.3	4.3	14.7	3.8	13.3	4.9	14.8	3.8
8. 自信	12.7	3.2	11.8	4.0	12.6	3.7	12.3	3.5
9. 決断力	13.0	3.2	12.3	3.4	11.8	3.3	13.1	3.2
10. 予測力	13.0	2.8	11.5	3.3	12.1	2.4	12.6	3.2
11. 判断力	13.0	2.9	11.8	3.3	12.8	2.9	12.5	3.1
12. 協調性	16.9	2.4	15.5	2.7	15.9	3.1	16.6	2.4
競技意欲 (1-4)	61.1	9.8	61.8	10.0	61.1	11.0	61.5	9.5
精神の安定・集中 (5-7)	41.6	10.9	41.9	11.0	38.7	12.0	42.6	10.4
自信 (8-9)	25.8	6.2	24.1	6.9	24.4	6.6	25.4	6.4
作戦能力 (10-11)	26.0	5.3	23.3	6.3	24.9	4.5	25.1	6.1
協調性 (12)	16.9	2.4	15.5	2.7	15.9	3.1	16.6	2.4
総合得点	171.4	23.2	166.6	26.2	165.0	29.4	171.3	22.4

表4は、全国常連選手およびアテネオリンピック出場選手の心理的競技能力を表している。また、図2は、龍谷大生と、全国常連選手およびオリンピック選手の総合得点および各尺度得点を比較した図である。なお、これらのデータは男女ごとに算出されていたため、比較するために龍谷大生のデータも男女ごとに比較した。

図2aの結果から、男子においては、龍谷大生の総合得点は、全国常連選手およびオリンピック選手と比較して低かったことが明らかになった。他方、女子においては、龍谷大生と全国常連選手およびオリンピック選手の総合得点に有意な差は見られなかった(図2b)。尺度得点においては、龍谷大生の男子と比較して、全国常連選手の男子は「自己実現意欲」「勝利意欲」「自己コントロール能力」「集中力」「自信」の項目について高かったことが示された(図2c)。加えて、龍谷大生の男子とオリンピック選手の男子の比較では、「勝利意欲」と「協調性」以外全ての項目においてオリンピック選手の方が優っていた。ただし、「協調性」に関しては、龍谷大生の男子の方が得点が高いという結果であった。他方、女子においては、「勝利意欲」に関しては全国常連選手の方が龍谷大生よりも高かったが、「予測力」および「判断力」においては龍谷大生の方が全国常連選手よりも優っていた。オリンピック選手との比較においては、「自己コントロール能力」と「集中力」においては龍谷大生よりもオリンピック選手の方

表4 全国常連選手およびオリンピック選手の心理的競技能力（徳永ら（2000, 2009）に基づき作成）

尺度・因子	男子				女子			
	全国常連 (286 名)		オリンピック (141 名)		全国常連 (186 名)		オリンピック (171 名)	
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD
1. 忍耐力	15.0	2.8	16.0	2.5	14.8	2.6	15.4	2.7
2. 闘争心	17.0	3.0	17.8	2.6	16.7	3.2	17.0	2.9
3. 自己実現意欲	16.7	2.9	17.5	2.3	17.0	2.7	17.0	2.6
4. 勝利意欲	16.0	2.9	15.2	3.4	16.1	2.7	14.5	3.2
5. 自己コントロール能力	15.0	3.1	16.7	2.5	14.1	3.3	16.4	2.8
6. リラックス能力	13.4	3.6	15.0	3.4	12.6	4.1	15.1	3.2
7. 集中力	15.7	3.0	17.4	2.2	15.4	3.1	17.3	2.2
8. 自信	13.5	3.0	15.8	3.1	12.1	3.3	13.9	2.9
9. 決断力	13.3	3.1	15.2	2.8	12.0	3.2	13.8	3.1
10. 予測力	12.6	3.1	14.3	3.0	11.4	2.8	12.9	3.2
11. 判断力	12.9	3.3	14.5	2.8	11.4	3.1	13.0	3.2
12. 協調性	16.4	3.2	15.0	4.2	16.4	3.1	15.7	3.7
競技意欲 (1-4)	64.7	2.9	66.5	2.7	64.6	2.8	63.9	2.8
精神の安定・集中 (5-7)	44.1	3.2	49.1	2.7	42.1	3.5	48.8	2.8
自信 (8-9)	26.8	3.1	31.0	2.9	24.1	3.2	27.7	3.0
作戦能力 (10-11)	25.5	3.2	28.8	2.9	22.8	2.9	25.9	3.2
協調性 (12)	16.4	3.2	15.0	4.2	16.4	3.1	15.7	3.7
総合得点	177.6	22.7	190.4	22.0	169.9	24.1	182.0	22.1

が優っているという結果であった。

IV 考察

本研究の目的は、運動部に所属する龍谷大生に対して、スポーツ選手の心理的特徴を評価する心理的競技能力診断検査（DIPCA）を行い、龍谷大生の心理的競技能力の特徴を明らかにすることであった。これにより、今後学内的に取り組む予定である課外活動生へのメンタルサポートについて、どのようなサポートを行えば良いかを検討した。

まず、龍谷大生全体の総合得点は“3. もうすこし”という判定基準であった。この結果は、龍谷大生における心理的競技能力はまだ多くの改善の余地があることを示唆している。個々の尺度の特徴としては、龍谷大生は「協調性」と「闘争心」が高い一方で、「自信」や「予測力」、「判断力」が低い傾向が見られた（表2）。このことから、龍谷大生は“競技に勝ちたい”という思いは強く、同時に集団としての和も重んじるという長所はあるが、一方で、自分の能力には自信がなく、試合で勝つための作戦能力も低いという短所もある”ことが示された。上記の要因として、以下の2つの要因が考えられる。1つめは、大学スポーツにおける地域差に関わる要因である。スポーツ競技によって異なるが、大学スポーツでは多くの競技において関東の大学の方が関西の大学よりも競技レベルが高いという傾向がある。そのため、関西の大学においてスポーツ競技を行う学生は、高校強豪校の準レギュラーや強豪校ではないが才能のある選手が多い。それゆえに、関東の大学に勝ちたいと強く思う一方で、勝つための手段を思考

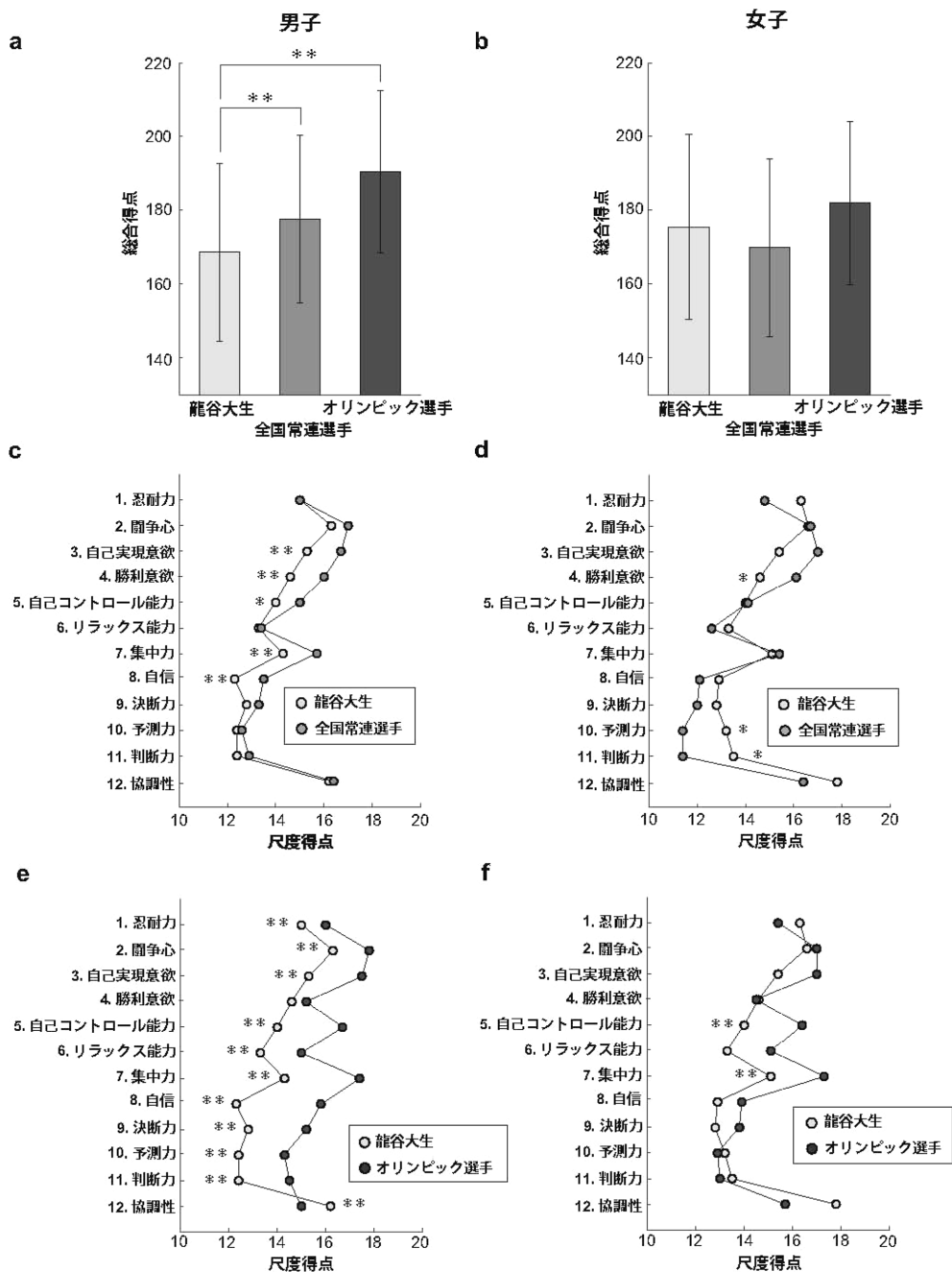


図2 龍谷大生と全国常連選手およびオリンピック選手における心理的競技能力の総合得点および各尺度得点。
 (a) 男子の総合得点。(b) 女子の総合得点。(c) 龍谷大生と全国常連選手との比較 (男子)。(d) 龍谷大生と全国常連選手との比較 (女子)。(e) 龍谷大生とオリンピック選手との比較 (男子)。(f) 龍谷大生とオリンピック選手との比較 (女子)。(** $p<.01$ 、* $p<.05$)

する能力が低いのではないかと推察される。龍谷大学も関西の大学であるために、上述したような心理的傾向が見られたと考えられる。2つめは、龍谷大学のリクルートの方針に関わる要因である。龍谷大学では、リクルートを行う際「文武両道」を掲げ、競技能力だけではなく学業への取り組みや人間性も重視したリクルートを行っている。そのため、チームメイトのことを慮ることができる協調性の高い学生が多いのではないかと推察される。

また、龍谷大生の心理的競技能力において性差、競技レベル差およびスポーツ類型差には大きな差が見られなかった（図1）。協調性における性差および競技レベル差、勝利意欲における競技レベル差には有意差が見られたが、いずれの群分けも龍谷大生全体の特徴を保持していたと言える。この理由として、上述したリクルートの方針がどのようなサークルにも浸透しているためであると考えられる。すなわち、上記の結果は、性別も競技レベルもスポーツ類型も関係なく、どのサークルにおいても龍谷大学生として活躍できる人材をリクルートできている表れだと推察される。

他方、龍谷大生と全国常連選手およびオリンピック選手とを比較した結果、男子については、総合得点および多くの尺度において両選手群に劣っていることが明らかになった（図2）。女子については、全国常連選手とは勝るとも劣らない能力を有していると言えるが、オリンピック選手とは全体的に劣っている傾向が見られ、「自己コントロール能力」と「集中力」に関しては龍谷大生の方が有意に低かった。これらの結果は、龍谷大生の心理的競技能力はトップアスリートと比較して劣っており、特に男子学生については心理的競技能力の全般的な向上が必須であることを示唆している。女子に関しては男子ほどの差は見られなかったが、今回のデータ数は11名で少数であるため、データ数を増やして再度検証する必要があると考えられる。

上述してきたように、龍谷大生は心理的競技能力として卓越しているとは言えず、トップアスリートと比較して全体的に劣っていることが明らかになった。しかしながら、逆説的に言えば、龍谷大生には心理的競技能力としてまだまだ伸び代が多くあり、メンタルサポートによって競技力が改善する余地が十分にあるとも言える。そこで最後に、上述した内容を踏まえ、メンタルサポートの内容について以下の提言を行う。

まず、当然の話ではあるが、各サークルにおいて選手および指導者ともにメンタル的な向上に取り組む必要がある。ただし、各サークルで個別に取り組むのではなく、大学全体として体系的に取り組む必要があると考えられる。なぜなら、スポーツ現場でメンタルサポートを行う際にはメンタルサポートの研鑽を積んでいる必要があることが指摘されており（三村，2024）、中途半端な介入は負の効果も及ぼし得る。監督やコーチが選手に親身になることは否定されることではないが、チームの体制や指導者の方針に対する不満がパフォーマンスの低下の要因になってしまっている場合もある。その場合、監督やコーチと選手との間にはレギュラーになれるかどうかなどの利害も発生し、心の内を正直に話すことが困難になることもある。このような事態を避けるため、スポーツメンタルトレーニング指導士や臨床心理士といった第三者的なスタッフを設置することが有益であると考えられる。

次に、龍谷大生に対する具体的なメンタルサポートとして、適切な目標を設定することと、イメージトレーニングが特に有用だと考えられる。「自信」を高めるためには成功体験を積み重ねることが必要であり、そのためには個々の選手が達成可能な目標や課題を設定することが

重要である（村上，2002）。単に、試合での勝利を目標とするのではなく、たとえ試合には負けたとしても、試合に臨む前に自身が打ち立てていた課題が到達できればそれは成功とみなすなど、達成可能な目標や課題を着実に達成することにより自信がつくと考えられる。目標や課題を設定する際には、目標設定の際に重要となる5つの指針の英単語の頭文字を取ったSCRAM という概念を用いることも有益だと考えられる（鈴木，2000）。また、「作戦能力」が低い龍谷大生に対しては、イメージトレーニングも有用であると推察される。イメージトレーニングは、「アスリートに目を閉じてある場面の状況を思い浮かべてもらい、それを内的に体験することで、実際の競技場面において、より望ましい心理状態を準備したり、より高いパフォーマンスを発揮するための心理技法」である（土屋，2002）。このトレーニングを普段の練習に取り入れることにより、過緊張といった心理状態の克服のみならず、作戦能力も向上することが指摘されている（徳永，2019）。すなわち、試合で勝っている場合の作戦や、逆転されてしまった場合の作戦などを普段からイメージしておくことにより、実際の試合場面で同様の事態となったとしても落ち着いて対処できるようになるのである。前述したようにメンタルトレーニングは専門家によって体系的に行われることが一般的であり、上述した2つの技法のみを取り入れれば良い訳ではないが、龍谷大生の心理的な特徴から鑑みると以上の技法が特に有用であると考えられる。

本研究では、運動部に所属する龍谷大生の心理的競技能力を評価し、龍谷大生はまだ心理的に改善の余地があることと、その改善のためには適切な目標設定とイメージトレーニングが重要であることが示された。本研究での結果を踏まえ、大学、指導者、選手において、より競技力が向上するための今後の取り組みに期待したい。

文献

- 高妻容一（2019）『令和版基礎から学ぶ！ メンタルトレーニング』東京：ベースボールマガジン社。
- 小谷克彦（2012）「メンタルトレーニングアスリート版心理テスト」中込四郎・伊藤豊彦・山本裕二（編）『よくわかるスポーツ心理学』152-153，京都：ミネルヴァ書房。
- 三村覚（2024）「スポーツ心理学の理論を実践につなげる」高井秀明（編）『競技スポーツの心理学』11-25，岐阜：みらい。
- 村上貴聡（2002）「自信をつけるためのトレーニング」日本スポーツ心理学会（編）『スポーツメンタルトレーニング教本』140-144，東京：大修館書店。
- 中込四郎（2002）「競技生活の心理サポート」日本スポーツ心理学会（編）『スポーツメンタルトレーニング教本』2-6，東京：大修館書店。
- 杉原隆（2003）『運動指導の心理学』東京：大修館書店。
- 鈴木壯（2000）「メンタルトレーニング競技力向上のための心理サポート」杉原隆・船越正康・工藤孝幾・中込四郎（編）『スポーツ心理学の世界』199-211，東京：福村出版。
- 立谷泰久・今井恭子・山崎史恵・菅生貴之・平木貴子・平田大輔・石井源信・松尾彰文（2008）「ソルトレークシティー及びトリノ冬季オリンピック代表選手の心理的競技能力」『*Japanese Journal of Elite Sports Support*』1, 13-20。
- 徳永幹雄（2015）『T. T 式メンタルトレーニングの進め方（改訂版）』福岡：トーヨーフィジカル出版部。
- 徳永幹雄・吉田英治・重枝武司・東健二・稲富勉・齋藤孝（2000）「スポーツ選手の心理的競技能力にみられる性差，競技レベル差，種目差」『健康科学』22, 109-120。
- 友定啓仁・サトウタツヤ・笹場育子（2024）「ラグビーチームにおける心理的競技能力診断検査（DIPCA.3）を用いた実態調査」『スポーツパフォーマンス研究』16, 286-296。

- 土屋裕睦（2002）「イメージ技法」日本スポーツ心理学会（編）『スポーツメンタルトレーニング教本』103-107，東京：大修館書店。
- 内田若希・平木貴子・橋本公雄・徳永幹雄・山崎将幸（2007）「車いす陸上競技選手の心理的競技能力向上に向けたメンタルトレーニングに関する研究」『障害者スポーツ科学』5(1)，41-49.

9 軸慣性センサーによる ゴルフ動作の動作解析への可能性

鈴木 啓 央

▶ キーワード

9 軸慣性センサー、ゴルフ、
3 次元モーションキャプチャー、
体幹部の回旋

▼ 要 旨

ゴルフ動作は 3 次元モーションキャプチャーカメラやフォースプレートなど様々な機材を用いて、その動きの巧みさや熟達差などが研究されている。ただし、これらの多くの研究は室内での打球動作を対象にしており、ゴルフラウンド中の動作を計測した研究は殆ど見受けられない。そこで本研究では、将来的にラウンド中のゴルフ動作のデータを計測することを見通し、慣性センサーによるゴルフ動作の計測および分析の可能性を検討した。慣性センサーは物体の姿勢や挙動を計測することが可能であり、身体に貼付することにより動作の計測が可能である機器である。1 つ目の研究として、iPhone に内蔵された慣性センサーを用いてゴルフ動作を計測および分析した。その結果、上記のセンサーによってインパクト前までの姿勢の変化は計測できることが示唆されたが、iPhone 本体の重量による揺れによってインパクト付近の姿勢は計測が困難であることも明らかになった。そこで、2 つ目の研究として、Movella DOT という小型の 9 軸慣性センサーを用いてゴルフ動作を計測した。ここではその有用性をより詳細に検討するため、3 次元モーションキャプチャーのデータとセンサーのデータとを比較検討した。その結果、両計測機器の時系列データは類似しており、9 軸慣性センサーを用いてゴルフ動作を計測および分析でき得ることが示唆された。同時に、センサーを貼付する位置によるデータの相違も観察されたため、今後の検討が必要であることも示唆された。

I 緒言

ゴルフの競技人口は国内でも 800 万人にも及ぶと言われており、プロからアマチュアまで多くの人に親しまれているスポーツである。さらに、昨今では弾道計測器を設置したインドアゴ

ルフ練習場など室内でもゴルフ動作を行うことができる施設も多い。それ故、研究対象も多く、設備が充実しているという点で、スポーツ科学においてゴルフを対象とした研究は非常に多い (Bourgain et al., 2022)。

これらの研究では様々な機材を用いてゴルフ動作を検討している。その代表的な機材が光学式モーションキャプチャカメラである (Hwang et al., 2021 など)。この機材では、行為者の関節などに球体の反射マーカを貼付し、複数台のカメラによってそのマーカの位置を3次元空間上で同定し、動作を3次元的に解析できる機材である。このカメラと併用されることが多い機材として、フォースプレートを挙げることができる (Shepherd et al., 2020 など)。フォースプレートは行為者が動作を行う際に地面から受ける力を計測する機材であり、ゴルフ動作ではスウィング中の体重移動などが計測されることが多い。その他、脳波計を用いた研究 (Collins et al., 2023) などもあるが、上述した機材のどれもがゴルフのラウンド中に使用するには困難が伴う。それ故、ゴルフ動作に関する実験は室内で行われることが多く、ラウンド中の動作を計測した研究は殆ど見当たらない。しかしながら、練習場では上手く打球できていたのにもかかわらず、コースに出ると数多くのミスを犯してしまう経験は殆どのゴルファーが経験することである。すなわち、練習場での打球動作とラウンド中での打球動作には相違があると言え、ゴルフ動作の技能を研究するためにはラウンド中のデータを計測する手段を考えなければならない。

その手段の候補の1つとして挙げられる機材が慣性センサーである。慣性センサーは主として加速度センサー、ジャイロセンサー、地磁気センサーが内蔵されているセンサーで、物体の姿勢や挙動を計測することができる。特に、各計測値の方向が3軸に設定されているものは9軸慣性センサーと呼ばれている。このセンサーを用いたゴルフに関わる研究も多く報告されており、例えば、Chun et al. (2014) は、慣性センサーを用いてゴルフクラブと手首の動きを計測し、さらに、それを手首のコッキング動作の指導に汎用可能であることを示している。ただし、慣性センサーを用いたゴルフに関わる研究の多くは、研究者自身の自作によるものが多く、さらに、ゴルフクラブなどの局所的な部位の計測に留まっている。この慣性センサーをより幅広く活用するためには、より簡易で、さらに、動作中の身体の挙動も計測できることが望ましい。

そこで本研究では、将来的にラウンド中のゴルフ動作のデータを計測することを見通し、慣性センサーによるゴルフ動作の計測および分析の可能性を検討した。まず検討した機器としてiPhoneを採用した。iPhoneには前述した9軸の慣性センサーが搭載されており、比較的多くの人が保有しているスマートフォンによってゴルフ動作の計測が可能なのかを検討した。次に着目したのは市販されている Movella DOT (旧製品名: Xsens DOT) というセンサーである。このセンサーはiPhoneと比較して軽量であり、マジックテープにより身体のどこにでも貼付することができる。このセンサーの挙動とモーションキャプチャーにより計測した動作のデータを比較することにより、9軸慣性センサーによる動作解析の可能性を探った。

Ⅱ 研究 1：iPhone による分析

Ⅱ-1 目的

iPhone には加速度センサー、ジャイロセンサー、地磁気センサーが搭載されている。各センサーの用途としては、加速度センサーはスマートフォンの振動を検出するためであり、ジャイロセンサーは画面の回転を検知するためであり、地磁気センサーは方角を検知するためである。この機能は、一般的に流通している 9 軸慣性センサーと同等の機能を有している。そして、iPhone ではこれらのセンサーの数値をアプリによって可視化できる。そこで研究 1 では、自作した iPhone 用のアプリを用いて、ゴルフ動作中の動きを定量化できるかを検討した。

Ⅱ-2 方法

自作したアプリの仕様は図 1a の通りであった。作成にあたっては、アプリ作成のためのプログラム言語である SwiftUI を使用した。このアプリでは、アプリを起動することによりクラブを選択するためのボタンと計測を開始するためのボタンが表示され、計測のボタンをタップすることにより計測が開始された。計測中は、iPhone の姿勢とジャイロの時系列データがリアルタイムで表示され、計測が終了した場合、データが iPhone 内のストレージに保存される仕様となっていた。なお、ビデオカメラとセンサーのデータとの同期を行うため、計測のボタンをタップすると同時に iPhone のライトが点灯される仕組みになっていた。iPhone のセンサーの時間分解能は 20Hz であった。iPhone の姿勢はオイラー角によって表現され、各軸の角度定義は図 1b の通りである。

上記のアプリが搭載された iPhone を、ランニングなどの運動中に装着するためのベルト（図 1c）に取り付けた。この装置を実験参加者の背中側の腰部に装着し、ゴルフ動作を行ってもらった（図 1d）。実験参加者は R 大学のゴルフ部に所属する選手 1 名であり、上級者と言える実力を有している選手であった。ゴルフ動作として、7 番アイアン（7I）とドライバー（1W）を 3 球ずつ打球してもらった。iPhone を縦置きした場合の向きで装着したため、オイラー角の各軸は、ロール角が動作の捻転運動、ピッチ角が動作の前傾運動、ヨー角が動作の側屈運動とそれぞれ対応していた。

また、打球動作の局面構造（イベント）を同定するため、飛球方向と反対側にビデオカメラ（GoPro7, 60Hz）を設置し、打球動作を撮影した。ビデオカメラのデータから、以下の局面構造を定義した。1 つ目の局面は準備局面であり、データの計測開始（iPhone のライトが点灯）した時点からクラブが始動するまでの時点であった。2 つ目の局面はテイクバック局面であり、クラブが始動した時点からテイクバックが最大捻転に達するまでの時点であった。3 つ目の局面はスウィング局面であり、テイクバックの最大捻転時点からクラブヘッドがボールに接する（インパクト）までの時点であった。4 つ目の局面はフォロースルー局面であり、インパクト時点からフォロースルーをし終えるまでの時点であった。

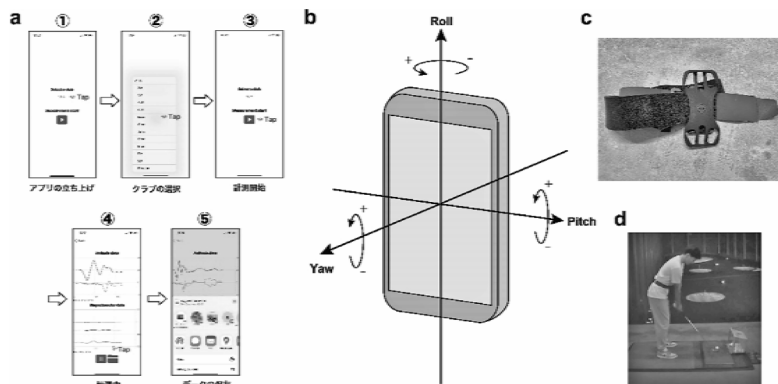


図1 実験装置と実験状況
(a) アプリケーションの仕様 (b) iPhone の姿勢の角度定義 (c) 装着ベルト (d) 実験風景

II-3 結果と考察

表1は、各打球における各局面構造の時間を表している。この結果から、スウィング動作の要所となるテイクバック局面とスウィング局面では打球ごとに大きな差は見られなかった。すなわち、局面構造の観点からはスウィングの特徴を検出することが難しいことが示唆された。

表1 各打球における各局面構造の時間 (sec)

クラブ	球目	準備局面	テイクバック局面	スウィング局面	フォロースルー局面
7I	1 球目	19.25	1.08	0.25	0.83
	2 球目	21.27	1.08	0.25	1.02
	3 球目	17.43	1.03	0.23	0.65
1W	1 球目	18.32	1.10	0.25	0.65
	2 球目	22.15	1.25	0.25	0.73
	3 球目	23.88	1.18	0.25	0.67

図2は、iPhoneにより測定したゴルフ動作中の姿勢の時系列データを示している。図2aおよびbは、7Iおよび1Wの前傾角度、cおよびdは同クラブの捻転角度、eおよびfは同クラブの側屈角度を示している。前傾角度および側屈角度の0度は地面に垂直に立位した姿勢であり、捻転角度の0度はボールの飛球線方向と身体の前額面が平行になった場合の姿勢である。また、前傾角度のプラス方向はより前傾が深くなる姿勢の変化であり、側屈角度のマイナス方向はより右側に傾く姿勢の変化と対応している。捻転角度のマイナス方向はボールの飛球方向と反対側に胸部が回旋する姿勢の変化であり、ゴルフ動作で言えばテイクバック動作に対応する。他方、捻転角度のプラス方向は上記の逆の姿勢の変化であり、ゴルフ動作中のフォワードスウィングに対応する。

この図より、iPhoneに内蔵されている慣性センサーによって動作中の姿勢の変化が計測可能ではあるが、1つの問題点が明らかとなった。その問題点とはiPhoneの重量による動作中

の揺れである。例えば、前傾角度の時系列データ（図 2a）ではインパクト付近（-0.5 秒から 0 秒）のデータが大きく乱れている。0.5 秒の間に人間の頭傾角度が 20 度以上前後に揺れることは殆どなく、これはスウィング動作中の動きによって生じる iPhone の揺れだと考えられる。以上の結果より、iPhone の慣性センサーによってソフト的にはゴルフ動作中の姿勢を計測でき得るが、ハード的に揺れの問題が生じることが明らかになった。そこで研究 2 では、iPhone より小型のセンサーを使用し、慣性センサーによるゴルフ動作の計測可能性を検討した。

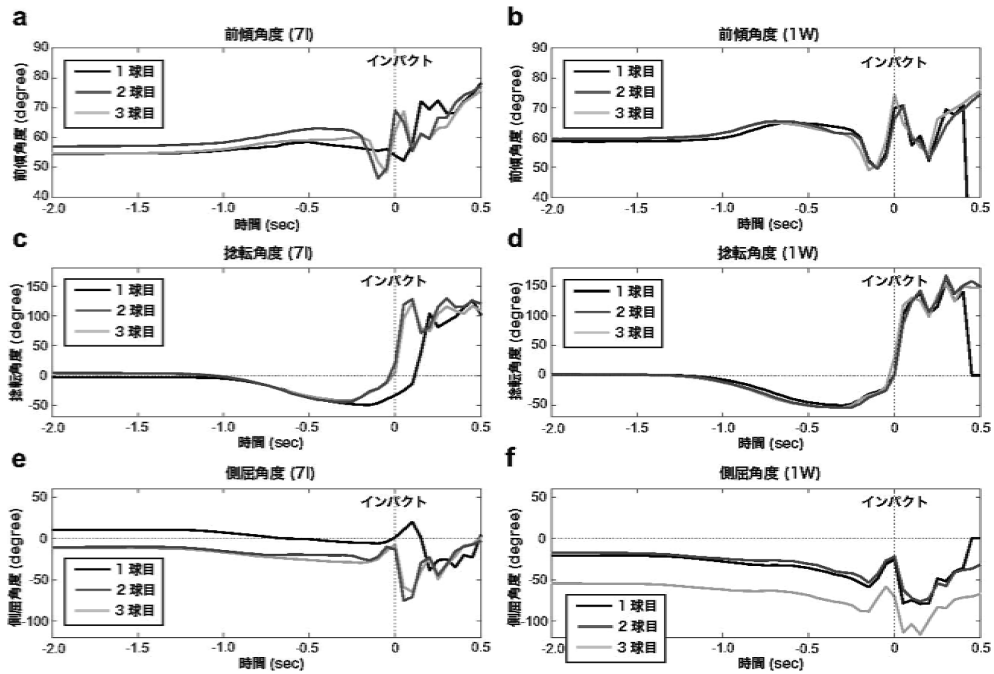


図 2 iPhone により計測したゴルフ動作中の時系列データ
(a) 7I における前傾角度 (b) 1W における前傾角度 (c) 7I における捻転角度 (d) 1W における捻転角度 (e) 7I における側屈角度 (f) 1W における側屈角度

Ⅲ 研究 2：Movella DOT による分析

Ⅲ-1 目的

研究 1 で明らかになった問題点を検討するため、研究 2 では Movella DOT という 9 軸慣性センサーを用いて、ゴルフ動作中の動きを計測した。なお、研究 1 の結果から慣性センサーによって動作中の姿勢の変化は計測可能であることが確かめられたため、研究 2 ではより詳細に検討するために光学式モーションキャプチャカメラのデータとセンサーのデータを比較検討した。前述したように、ゴルフ動作にかかわらず、運動中の人間の動作を計測する手法として主流となっているのは光学式モーションキャプチャカメラであるため、カメラによるデータと比較することにより、センサーの有用性がより詳細に検証できると考えられた。

Ⅲ-2 方法

使用した9軸加速度センサーは Movella 社製の Movella DOT (旧製品名: Xsens DOT) というセンサーであった (図 3a)。このセンサーは 3.6cm (長さ)×3.0cm (幅)×1.1cm (高さ) という大きさであり、重さは 10.8g であり、iPhone と比較すればかなり小さいセンサーである (図 3b)。センサーが計測できる数値は XYZ 軸の加速度、ジャイロ、地磁気であり、これらの数値からセンサー本体の姿勢も最大 120Hz で計測することができる。センサーの姿勢はオイラー角によって表現され、姿勢の角度定義は研究 1 の iPhone の角度定義 (図 1b) と同様であった。

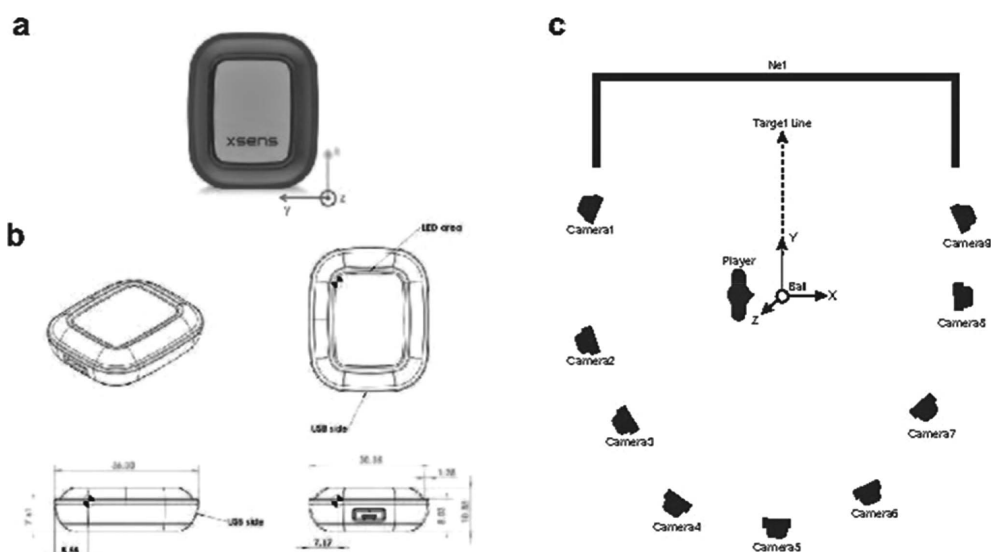


図 3 実験機器と実験状況

(a) Movella DOT センサー (旧名: Xdot センサー) (b) Movella DOT センサーの仕様 (センサーの取扱説明書より転載) (c) 実験 2 における実験状況

このセンサーを実験者が左手首に 1 つ、背中に 3 つ、いずれもマジックテープにより貼付しゴルフ動作を行った。背中に貼付したセンサーの位置は、おおよそ第 7 頸椎に該当する位置、第 7 胸椎に該当する位置、第 3 腰椎に該当する位置であり、これらを各々上部、中央部、下部と定義した。実験者のゴルフの経験年数は 10 年以上であり、中級者と言える実力を有していた。ゴルフ動作として、ピッチングウェッジ (PW)、7 番アイアン (7I) とドライバー (1W) をそれぞれ 3 球ずつ打球した。ゴルフ動作は室内用ゴルフブースにおいて行われ、打者のアドレス時の左側方に設置したスクリーンに向かって打球動作が行われた。モーションキャプチャーのデータと比較に用いられた変数は、センサーのロール角度であり、この角度は体幹部の捻転角度を反映していた。角度定義は iPhone のセンサーと同様であった。加えて、同軸の角速度も算出した。

また、センサーの計測と同時に、9 台の光学式モーションキャプチャーカメラ (Opti Track

社製、prime 17W) によって動作を計測した (図 3c)。撮影した部位は、左右肩峰と左右大転子、左手首であり、360Hz で撮影を行った。座標の定義は、ボールの飛球方向が Y 軸であり、Y 軸と直交する方向が X 軸、鉛直方向が Z 軸であった。算出した角度は、ゴルフ動作の研究において変数として多く用いられる肩セグメントおよび腰セグメントの回旋角度であった (Okuda et al., 2010)。回旋角度は、各セグメントを XY 平面上に投影し、時間ごとの各セグメントの角度を算出した。各セグメントの角度が 0 度の場合はボールの飛球方向とセグメントが平行になった状態、すなわち、ボールの飛球線方向と身体の前額面が平行になった状態になるように回旋角度を定義した。回旋角度のマイナス方向はボールの飛球方向と反対側に胸部が回旋する姿勢の変化であり、ゴルフ動作で言えばテイクバック動作に対応する。他方、回旋角度のプラス方向は上記の逆の姿勢の変化であり、ゴルフ動作中のフォワードスウィングに対応する。また、回旋角度を時間微分し、回旋角速度も算出した。

Ⅲ-3 結果と考察

図 4 は、モーションキャプチャーおよび 9 軸慣性センサーにより計測したゴルフ動作中の回旋角度および回旋角速度を表している。各図とも、インパクトの時点をもとに、インパクトの 3 秒前からインパクトの 0.5 秒後の時系列データを描画している。モーションキャプチャーのデータ (図 4a、b、c における上段) において、肩セグメントおよび腰セグメントの相違を線の濃淡によって表している。同様に、9 軸慣性センサーのデータ (図 4a、b、c における下段) において、センサーの貼付した位置の相違を線の濃淡によって表している。

回旋角度の時系列データにおいては、セグメントおよび貼付したセンサーの位置による相違はあるが、時系列データは類似しているように見受けられた。他方、回旋角速度の時系列データにおいては、モーションキャプチャーのデータではインパクト付近で角速度が二股になっている一方で、センサーのデータでは二股になっていなかった。上記のような時系列データの見た目の特徴をより詳細に検討するため、打動作中のイベント時点での数値を比較検討した。

検出したイベントは、最大テイクバック時の回旋角度 (*ATB*)、テイクバック動作中の最大速度 (*VTB*)、フォワードスウィング動作中の最大速度 (*VFS*) であり、これらの数値をまとめたものが表 2 である。表 2 より、1W の *VTB* を除き、各変数において、モーションキャプチャーの肩セグメントと 9 軸慣性センサーの中央部との数値が最も近似しており、腰セグメントと 9 軸慣性センサーの下部との数値が最も近似していたことが明らかになった。これは、肩セグメントおよび腰セグメントの回旋動作が、背中の中央部および下部に貼付されたセンサーによって定量化可能であることを示唆している。ただし、回旋角度および回旋角速度ともに、モーションキャプチャーの数値とセンサーの数値は完全には合致しておらず、*ATB* であれば 10 度以上の誤差が示された。この要因として、身体の捻転動作の解剖学的な特徴が関与していると考えられる。すなわち、両肩峰と両大転子がつくる平面が捻転動作を行う際、一枚の板のように捻転するのではなく、捩れを伴いながら捻転するため、貼付した位置によって誤差が生じたと推察される。もう 1 つ考えられる要因として、慣性センサーの基本軸の問題が挙げられる。今回用いたセンサーでは、方角の北にセンサーが向いた場合に 0 度になる仕様だったため、それに合わせてブースを設置した。しかしながら、その多少の誤差が基本軸の誤差を生ん

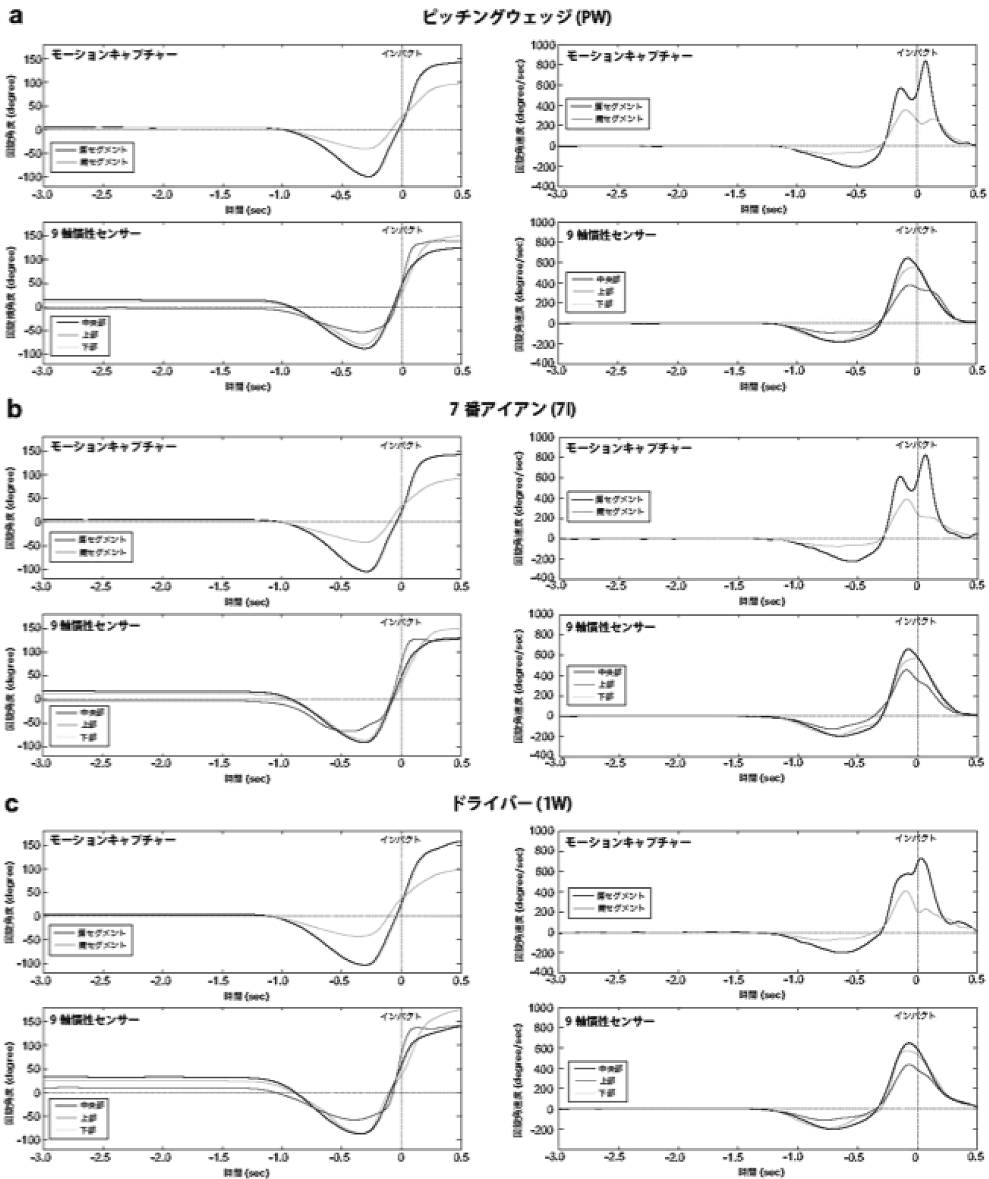


図4 モーションキャプチャーおよび9軸慣性センサーにより計測したゴルフ動作中の時系列データ
 (a) ピッチングウェッジにおける角度 (図左) および角速度 (図右) (b) 7番アイアンにおける角度
 (図左) および角速度 (図右) (c) ドライバーにおける角度 (図左) および角速度 (図右)

だ可能性がある。例えば、図4aにおける9軸慣性センサーの回旋角度のパネルを見ると、アドレスを取っている-3.0秒から-1.0秒の時間においてセンサーの角度が0度からズレてしまっている。これを克服するためには、センサーの姿勢のデータではなく、ジャイロのデータを積分することにより角度を算出する手法が良いことも考えられる。

表2 モーションキャプチャーおよび9軸慣性センサーにおける各変数の平均および標準偏差

番手	変数		モーションキャプチャー		9軸慣性センサー		
			肩セグメント	腰セグメント	上部	中央部	下部
PW	A_{TB} (度)	M	-102.1	-41.4	-83.0	-89.7	-60.8
		S.D.	3.5	1.8	3.0	1.9	10.3
	V_{TB} (度/秒)	M	-215.6	-76.2	-169.1	-188.8	-104.9
		S.D.	5.5	4.5	9.0	7.6	18.8
	V_{FS} (度/秒)	M	815.5	348.4	546.8	646.0	391.4
		S.D.	35.1	11.4	12.6	15.5	18.9
7I	A_{TB} (度)	M	-106.1	-44.0	-85.6	-91.9	-63.2
		S.D.	2.4	2.1	1.5	0.7	4.9
	V_{TB} (度/秒)	M	-220.1	-82.0	-184.9	-199.0	-116.4
		S.D.	7.3	1.5	2.1	0.9	10.7
	V_{FS} (度/秒)	M	829.6	387.8	576.8	669.7	435.8
		S.D.	21.4	8.2	18.8	11.1	33.9
1W	A_{TB} (度)	M	-104.0	-42.7	-84.4	-87.5	-61.9
		S.D.	0.4	0.5	2.6	1.4	9.0
	V_{TB} (度/秒)	M	-194.3	-74.3	-195.0	-195.6	-113.7
		S.D.	4.2	6.5	4.3	5.9	8.8
	V_{FS} (度/秒)	M	757.7	396.3	593.5	658.9	453.2
		S.D.	44.2	10.4	17.8	16.2	18.9

また、時系列データの特徴をさらに詳細に検討するため、モーションキャプチャーの時系列データと9軸慣性センサーの時系列データとの相互相関係数を算出した(表3)。相互相関係数は、2つの時系列データの類似度を判定するための係数であり、その値が1に近づくほど両データが類似していることを示している。表3より、いずれの時系列データを比較しても相互相関係数の値は0.9を超えており、モーションキャプチャーの時系列データと9軸慣性センサーの時系列データは類似したデータと言える。ただし、最も類似していたセンサーの部位は、番手とセグメントにおける一貫した傾向は見受けられなかった。例えば、PWにおける肩セグメントの回旋角度は上部に貼付したセンサーと時系列データが最も類似していた一方で、1Wにおける肩セグメントと最も類似した時系列データは、下部に貼付したセンサーの時系列データであった。この要因として、特定のイベント時点の角度や角速度の大きさのみでは判定できない時系列データの特徴がデータに内在されていることが考えられる。例えば、テイクバック時の最大角度に達するまでにどれほど速く達したのかという速度も類似度には影響すると考えられ、回旋角度および回旋角速度の特徴を含んだ数値として類似度を検討する必要があると考えられる。

表3 モーションキャプチャーおよび9軸慣性センサーの各時系列データにおける相互相関係数

番手	モーションキャプチャー		9 軸慣性センサー					
			上部		中央部		下部	
			A_{XC}	V_{XC}	A_{XC}	V_{XC}	A_{XC}	V_{XC}
PW	肩セグメント	M	.985	.963	.974	.955	.943	.955
		S.D.	.001	.005	.002	.002	.013	.003
	腰セグメント	M	.993	.968	.974	.973	.967	.987
		S.D.	.003	.006	.000	.006	.008	.004
7I	肩セグメント	M	.986	.965	.976	.959	.947	.952
		S.D.	.004	.004	.004	.004	.003	.005
	腰セグメント	M	.988	.959	.970	.968	.966	.978
		S.D.	.003	.013	.005	.013	.005	.006
1W	肩セグメント	M	.923	.952	.907	.957	.939	.944
		S.D.	.021	.049	.012	.050	.013	.054
	腰セグメント	M	.943	.974	.909	.972	.977	.985
		S.D.	.022	.003	.013	.005	.007	.004

IV 総合考察

本研究の目的は、将来的にラウンド中のゴルフ動作のデータを計測することを見通し、ゴルフ動作に対する9軸慣性センサーの計測および分析の可能性を検討することであった。この目的にあたり、本研究ではiPhoneとMovella DOTという2種のセンサーを用い、ゴルフ動作を分析した。

まず、iPhoneによる計測では、iPhone自身の重量がそのデータに影響を及ぼしてしまうことが明らかになった。ゴルフ動作はテイクバックをし始めてインパクトに至るまでの時間が0.2秒にも満たない非常に素早い動作であり、iPhoneほどの重量を持った装置を身体に装着した場合、装置がブレてしまいデータが正確に計測できないことが示唆された。ただし、テイクバック局面における体幹部の捻転動作は計測できていたため、9軸慣性センサーによってゴルフ動作が計測可能であることも示唆された。

この問題点を克服するため、研究2ではiPhoneよりかなり軽量で小型なMovella DOTというセンサーを用いて計測を行った。その結果、iPhoneの計測の際に見られたようなスウィング局面での揺れもなく、ゴルフ動作の挙動が計測でき得ることが示された。加えて、センサーのデータとモーションキャプチャーカメラのデータとを比較した結果、基本軸の問題や貼付する部位の問題はあるが、両データは類似した傾向を示した。これらの結果は、9軸慣性センサーによってゴルフ動作を計測および分析できる可能性を示唆する結果であり、ラウンド中のゴルフ動作のデータもこのセンサーを用いることにより計測可能であると考えられる。

しかしながら、まだ解決しなくてはならない課題もあると考えられる。その1つ目は、成功試技と失敗試技での動作の相違をセンサーによって検出できるのかという問題である。本研究

で採用した試技は全て打球に成功した試技であったが、ラウンド中では失敗した試技も生じ、その試技と成功試技との比較もゴルフの技能を研究するにあたり非常に重要な観点である。今後は弾道計測器などを活用し、成功試技と失敗試技との動作の相違を慣性センサーによって検出することを試みる必要がある。2つ目は、技能レベルの異なる打者における動作の相違の検出に関する問題である。前述した成功試技と失敗試技との問題と同様、技能レベルによってもスウィング動作は大きく異なることが予測され、この相違を慣性センサーによって検出できるかは検討する必要がある。

文献

- Bourgain, M., Rouch, P., Rouillon, O., Thoreux, P., & Sauret, C. (2022). Golf swing biomechanics: A systematic review and methodological recommendations for kinematics. *MDPI*, **10**, 1-27.
- Chun, S., Kang, D., Choi, H., Park, A., Lee, K., & Kim, J. (2014). A sensor-aided self coaching model for uncocking improvement in golf swing. *Multimed Tools Appl*, **72**, 253-279.
- Collins, R., Moffat, D., Carson, H. J., & Collins, D. (2023). Where you look during golf putting makes no difference to skilled golfers (but what you look at might!) : an examination of occipital EEG α -power during target and ball focused aiming. *International Journal of Sport and Exercise Psychology*, **21**, 456-472.
- Hwang, S., Ko, K., & Pan, S. (2021). Motion data acquisition method for motion analysis in golf. *Concurrency Computat Pract Exper.*, **33**, 1-8.
- Okuda, I., Gribble, P., & Armstrong, C. (2010). Trunk rotation and weight transfer patterns between skilled and low skilled golfers. *Journal of Sports Science and Medicine*, **9**, 127-133.
- Shepherd, J., Henrikson, E., Lynn, S., & Wood, P. (2020). Clustering golfers through force plate analysis. *MDPI*, **49**, 1-6.

ESD の視点を取り入れた 中学校社会科公民的分野の単元開発

—社会的論争問題としての水俣病訴訟を事例として—

中 谷 昇

▶ キーワード

ESD、社会的論争問題、
水俣病、公害温存システム

▼ 要 旨

本稿では ESD の視点に立ち、未だ解決を見ない「水俣病訴訟」という事例を通して、中学校社会科公民的分野の単元開発を行う。その際、社会科授業において「水俣病訴訟」を「社会的論争問題」の1つとして位置付け、生徒に価値判断を迫る授業を目指す。

昨今、日本でも汚染物質として政府が正式に承認していない「PFAS⁽¹⁾」汚染が各地で発生し、「水俣病」の再来であるという指摘もされている。現行の『中学校学習指導要領解説社会編』の公民的分野において、「持続可能な社会の形成」について生徒の意見を求めることが重要視されている現状から考えると、「PFAS 汚染」・「水俣病」という新旧の公害問題は、まさに「持続可能な社会の形成」を根底から揺るがす事例であるに違いない。

また、中学校社会科教科書では、「公害」は社会資本の観点からの記載しか見られず、しかも、環境教育という広い範疇の中できわめて扱いが矮小化されている感が拭えない。したがって、「水俣病訴訟」を題材にすることにより、「自分ならどのように行動することができるか」ということが求められる公民的分野のまとめである「よりよい未来」という単元の中で、生徒が「持続可能な社会の形成」の視点に立って「水俣病訴訟」と向き合うことができるものとする。この単元開発を通して、生徒が身近な社会問題に真摯に向き合い、自分の考えを根拠をもって述べられるようになることを期待する。

はじめに

コロナ禍を経て、学校現場での授業形態は大きく変容した。文部科学省が進める GIGA スクール構想に基づき、生徒一人ひとりにタブレットが配付され始めたことに伴い、教員の多く

は次第に板書を止め、パワーポイントを使用して授業を進めることが日常的になりつつある。コロナ禍前には、意欲的な教員はホワイトボードを駆使して積極的にグループワークをし、全グループが話し合った結果を黒板に貼り付け、学級全体で共有した上で共通点や相違点を浮き彫りにさせる授業を意欲的に行っていた。ところが、タブレットが普及したことにより学級での共有化は容易になる反面、社会科教員は共有化という名の下にグループワークで出された意見の紹介に留まり、生徒に思考させる手だてを講じなくなった。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国一斉の臨時休校措置が取られ、3月～5月までの間、卒業式・入学式を除き、学校を一斉に閉じたことによる負の遺産であると筆者は考えている。

さて、コロナも次第に収まり、学習指導要領に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の授業が推進される中、学校現場に足を運んでよく目にするのは、これといった目的もなくただグループワークをさせ、意見を出し合わせる授業である。全国的にはグループワークが花盛りで、「自分の意見を言おう」とか「自分の考えをまとめよう」というきわめてパターン化された授業をこなす教員が以前にも増して目立つようになったのではないだろうか。

自分の考えを根拠をもって述べたり、現代的諸課題について自ら将来像を語るためには、自身の現状認識が満足にできていなければ意味がない。教員が行っている社会科授業が、生徒が現代的諸課題の現状認識ができるような授業の構成ではなかったり、これまでの授業で習得した知識を活用できていなかったり、「テーマパークをつくって町を活性化しよう」とか「ショッピングモールをつくって、シャッター街を立て直そう」とか「鉄道・新幹線を走らせて、観光客を呼び込もう」といった安直な未来提案をさせていたりする授業が後を絶たず、タブレットによる断片的な知識の共有化（転移しない知識の羅列）が幅をきかせている気がする。

かつて、ベテラン教員は黒板の端から端まで書きまくり、生徒に板書を写させるという不合理なことを強要させていた時代もあったが、ある意味構造化された板書には授業における「生徒の学び」に見える化するという大きな役割があった。ところが、コロナ禍を経て、板書事項をノートに写す作業もほとんどなくなり、教員は使い回しのパワーポイントに依存しがちで、生徒の「思考力・判断力・表現力」を育てるところか、今なお高等学校でよく見られる「プリント穴埋め型」のテスト対策型授業を行い、それをプリントファイルに綴じさせているという状況が大半を占めている。

コロナ禍に配付されたタブレットは学級生徒による情報の共有化にはきわめて有効で、日々の課題の提出も容易であり、教員がついつい頼りたくなるのは無理もない。また、学びの足跡がタブレットに残るので、生徒がどのようなことを書いたかということを、時間を置いて確認できるという利点もあり、授業後にゆっくり生徒の評価をするには最適であろう。しかし、タブレットはテレビなどと同様、視覚的に流れてしまいがちで、生徒の思考はさほど深化しない。そういう点から考えると、ノートに板書事項を写すという作業は、自分の学びの足跡を確認するという意味でも大切だったのではないだろうか。

さて、それではこのような現状を改善するために、社会科教員は今後どのような手だてを講じればよいのだろうか。生徒は従来よりも格段に、さまざまな情報をタブレットで入手できるようになったことは疑いのない事実である。また、アナログ的にホワイトボードで共有化していた作業がタブレットのボタン1つで簡単にできるようになったことも成果であると言える。しかし、生徒に「思考力・判断力・表現力」を付けさせたり、「主体的・対話的で深い学び」

を進めたりするためには、グループワークさえしていればよいという誤った社会科教員がもつ意識を抜本的に改善することが求められるのではないか。そこで、今回「ESD⁽²⁾」の視点を軸として、「社会的論争問題⁽³⁾」の1つとして「水俣病訴訟」という題材を取り入れつつ、新たな中学校公民的分野の単元開発を行った。

I 『中学校学習指導要領解説社会編』に見られる 公民的分野で目指す社会科の姿

中央教育審議会（以下、中教審）答申⁽⁴⁾では、「主体的に社会に参画しようとする態度」について課題が述べられたことに言及しつつ、2017年版の『中学校学習指導要領解説社会編』の「第1章総説2社会科改訂の趣旨と要点」⁽⁵⁾において、以下のように述べている。

社会科においては、従前の学習指導要領から一貫して重視されてきた、課題の発見、解決のための「思考力、判断力、表現力等」とも相まって、身近な地域社会から地球規模に至るまでの課題の解決の手掛かりを得ることが期待されている。そのような理念に立つ持続可能な開発のための教育（ESD）や主権者教育などについては、引き続き社会科の学習において重要な位置を占めており、現実の社会的事象を扱うことのできる社会科ならではの「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められる。（下線は筆者）

中学校社会科公民的分野の学習では、地理的分野・歴史的分野の学習において身に付いた地理的見方・考え方や歴史の見方・考え方を土台にして、現代社会の見方・考え方を育成することを主眼に置いている。したがって、3年間のまとめでもある「よりよい社会を目指して」という単元において、現代的諸課題を克服するために、「持続可能な社会の形成に向けて自分なら何ができるか」ということを探究させようという試みはきわめて有意義である。

『中学校学習指導要領社会編』の「内容D 私たちと国際社会の諸課題」の「(2) よりよい社会を目指して」では、以下のようなことが述べられている⁽⁶⁾。

(2) よりよい社会を目指して

持続可能な社会を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を多面的・多角的に考察、構想し、自分の考えを説明、論述すること。

この中項目は、私たちがよりよい社会を築いていくためにはどうしたらよいのかについて、持続可能な社会を形成するという観点から、課題を設けて探究し、自分の考えを説明、論述し、これから社会参画をしていくための手掛かりを得ることを主なねらいとしている。（下線は筆者）

生徒が将来に向けて「持続可能な社会」を形成するために、自ら意見を述べ社会参画していくことができる力を育成するために、公民的分野のまとめである「よりよい社会を目指して」という単元をどのように設計していくかというのは誰もが頭を悩ますところである。そこで今回、中教審答申でも言及されている ESD の理念を生かしつつ、社会的論争問題として「水俣病訴訟」を題材として中学校公民的分野の授業の単元開発を行う。なお、単元開発を行うにあたり、これまでの『中学校指導書社会編』・『中学校学習指導要領解説社会編』（表 1）⁽⁷⁾に掲載されている「公害」の記述に触れておきたい。

高度経済成長の負の産物として公害が全国各地で発生したこともあり、学習指導要領では 1970 年発行の指導書において「社会資本の整備」という位置付けで初めて登場する。1978 年の改訂時には記述内容は継続されたものの、1989 年の改訂時には記述内容が大きく変わる。それは「先進工業国のみならず発展途上国にも見られる地球規模の課題である」といった記述である。実際、内容的にはその通りかもしれないが、深刻な日本の公害問題を地球規模の環境問題と絡めて、問題を矮小化しているきらいがある。また、現行学習指導要領では「よりよい社会を目指して」という単元が設定され、公民的分野のまとめとして現代の諸課題を探究するように記述されているものの、主として「地球温暖化」などの環境問題が事例として扱われており、「公害」が地球的課題としては想定されていない。また、現在でも「水俣病訴訟」が継続している状況であるにもかかわらず、いずれの年代の学習指導要領でも、「公害」は「社会資本の整備」の箇所ではしか語られていない。したがって、本単元で「水俣病訴訟」を題材として位置付けることにより、日本の公害を通して、地球的規模の環境問題について深めることができるのではないかと考える。

表 1 「中学校学習指導要領解説社会編」の「公害」記述

発行年	「公害」についての記述内容
1970 年 (昭和 45 年) 版中 学校指導書社会編 (p.327)	公害の防除については、①経済の高度成長の過程を通じて生産活動や消費活動は急速に伸びたが、その反面、各種の産業公害や都市公害が目立ってきたこと、公害問題は今や世界各国で共通の悩みとなっているが、工業化と都市集中化が急速であったわが国では特に深刻であること、②公害対策は国や地方公共団体の重要な課題であるとともに、③企業の責任においても解決しなければならない問題であることなどを明らかにする。
1978 年 (昭和 53 年) 版中 学校指導書社会編 (p.137)	公害の防止など環境の保全については、①経済の高度成長の過程を通じて産業などによる各種の公害が生じ、公害問題が我が国では特に深刻となり、人間の生活にかかわる重大な問題となっていること、また、その解決を図る努力が進められてきていることを理解させる。その際、②公害対策は国や地方公共団体の重要な課題であるとともに、③企業の責任においても解決しなければならない問題であることなどを明らかにする。
1989 年 (平成元年) 版中 学校指導書社会編 (p.104)	公害の防止と環境保全については、①産業の発展等に伴う公害など環境汚染や自然破壊が、我が国をはじめとする先進工業国を中心とする問題にとどまらず、発展途上国をも含むすべての人々の生活に重大な影響を及ぼす地球規模の環境問題となっていることに気付かせる。 ・・・(中略) これらの問題の解決を図るためには、②環境保全対策が国や地方公共団体の重要な課題であること及び③個人や企業が責任ある行動をとるようになる必要があることを理解させるとともに、地球全体の生態系を守っていくための国際協力など、快適な環境の保全及び整備のために地球規模での努力を展開する・・・(中略) 必要がある。

1998 年 (平成 10 年) 版中 学校指導書社会編 (p.137)	「公害防止など環境の保全」については、内容 (1) のアの①「現代日本の発展過程」の学習との関連を考慮しながら、産業の発展等に伴う公害など環境汚染や自然破壊の問題について理解させることを意味している。 ・・・(中略) これらの問題の解決を図るためには②環境保全対策が国や地方公共団体の重要な課題であり、これまで様々な取組がなされてきたこと、③我々の生活の在り方を見直し個人や企業が責任ある行動をとるようにする必要がある・・・(後略)。
2008 年 (平成 20 年) 版中 学校学習指導要領 解説社会編 (p.129)	「公害の防止など環境の保全」については、地理的分野及び歴史的分野の学習との関連を考慮しながら、①個人の生活や産業の発展などに伴う公害など環境汚染や自然破壊の問題について理解させることを意味している。 ・・・(中略) これらの問題の解決を図るためには、②環境保全対策が国や地方公共団体の重要な課題であり、これまで様々な取組がなされてきたこと、③我々の生活の在り方を見直し個人や企業が責任ある行動をとるようにする必要がある・・・(後略)。
2017 年 (平成 29 年) 版中 学校学習指導要領 解説社会編 (p.147)	公害の防止など環境の保全…の意義を理解することについては、地理的分野及び歴史的分野の学習との関連を考慮しながら、①個人の生活や産業の発展などに伴う公害など環境汚染や自然破壊の問題について理解できるようにすることを意味している。 ・・・(中略) これらの問題の解決を図るためには、②環境保全対策が国や地方公共団体の重要な課題であり、これまで様々な取組がなされてきたこと、③我々の生活の在り方を見直し個人や企業が責任ある行動をとるようにする必要があることを理解できるようにすることを意味している。

(注) 表中の①～③はほぼ同じ内容のものを比較しやすいよう、筆者が記した。

Ⅱ 「ESD」の視点から見た社会的論争問題

1 「ESD」の視点を社会科教育に取り入れる意義

「ESD」とは、「Education for Sustainable Development」(下線は筆者)の略である。「持続可能な開発のための教育」と訳され、「国連持続可能な開発のための教育の10年」では目標を以下のように掲げている⁽⁸⁾。

UNDESDの全体を貫く目標は、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育と学習のあらゆる側面に組み込むことである。この教育的取り組みによって行動の変化が促され、その結果、環境を損なわず、経済的にも成り立ち、現在そして未来の世代にとっても公平な社会である、より持続可能な未来が創造されるであろう。(下線は筆者)

2024年度に発行された『社会科教育』という雑誌の連載で、1年間通して「持続可能な社会の創り手を育成する社会科教育」と題して、吉田剛が論文を投稿している。吉田は連載の中でESDの概念と社会科との関係や実践についてテーマごとに論じている。また、図1において、3つの構成領域の中央にESDの「持続可能性」という構成概念⁽⁹⁾が位置づけられ、それに基づいて「持続可能な社会づくりの創り手」である生徒を育成することをめざしている。

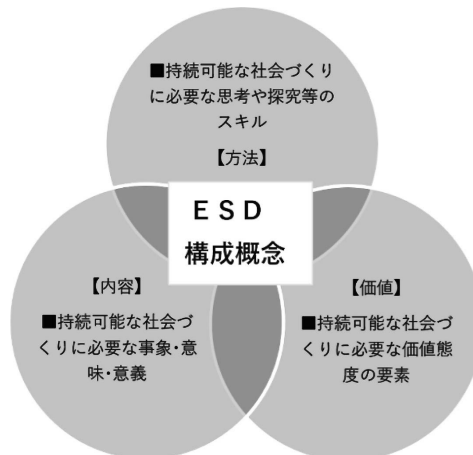


図1 ESD カリキュラムにおける構成概念の位置付け

図2は「持続可能な社会づくり」の6つの構成概念であり、図1の3つの構成概念である【内容】【方法】【価値】と絡みながら、社会科授業のカリキュラムを構成することになる⁽¹⁰⁾。特に「ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度」のうち、①批判的に考える力、②未来像を予測して計画を立てる力、⑦進んで参加する態度の3つは今回の研究を後押ししてくれるスキルと要素であると考ええる。

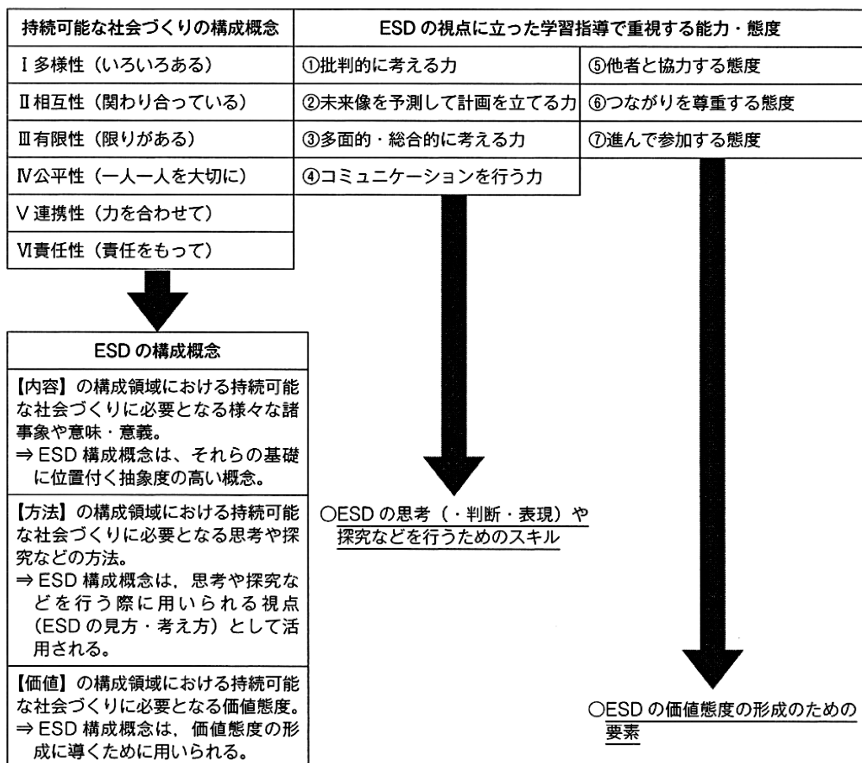


図2 ESDの概念と態度・能力の構造化－【内容】【方法】【価値】の領域－

ここで、あえて「水俣病訴訟」を取り上げるのは、公害を経済成長時の負の産物とし、単なる過去のものとして学習するのではなく、「持続可能性」の観点から住民運動の経緯を学ぶ中で水俣病の現状をしっかりと認識し、生徒一人ひとりが自ら未来への提案をできるようにしたいからである。

2 社会科教育における「社会的論争問題」

学校現場で「社会的論争問題」を取り扱う場合、きわめて政治的色彩が強いことから、長年にわたって社会科教員は授業の中で「社会的論争問題」を取り扱うことを敬遠してきた経緯がある。岩田一彦は著書の中で、社会科授業の中で扱う「社会的論争問題」について、以下のよう

社会科で扱う論争問題は、社会が存続していく限りは常に論争問題として浮上してくる恒常的論争問題を、カリキュラムに位置付けることが必要である。(下線は筆者)

また、岩田は、前掲書において、以下の「理論 26」のように述べ、カリキュラムに位置付けることの有効性を論じるとともに、「社会的論争問題」の選択原理を表 2 に整理している。

理論 26 恒常的な社会的論争問題を配置し学習させれば、社会認識を踏まえた未来予測能力・価値判断能力が育成できる。(下線は筆者)

表 2 社会的論争問題の選択原理

①個の権利と集団の権利
・ <u>個人的生活を脅かされるゴミ処理場の建設と社会全体の必要性</u>
・ ダム建設で先祖からの土地を追われる個と社会的な水需要の増大
②自由な活動と公共の福祉
・ <u>企業の自由な活動と社会に生じる種々な歪み</u>
・ 個人的趣味を生かした家造りと町全体の調和
③税率と公共サービス
・ <u>高い税金を払って豊かな公共サービスを受けるか否か。</u>
・ 受益者負担を中心に置き税率を抑えるべきか否か。
④社会の安全維持と経費
・ <u>洪水の危険率を 30 年に 1 度と想定するか、100 年に 1 度と想定するか。</u>
・ 自衛のためにどれだけの人的・経費的負担をするべきか。
⑤環境の保全と社会的・個人的活動
・ <u>森林を守るために木材の伐採を制限するべきか否か。</u>
・ 環境保全のためにエコロジー・カーの開発や販売に、政府はどのくらいの援助をするべきか。

※下線は筆者

学生が「社会的論争問題」という概念をどの程度抑えられているかを把握するため、筆者が担当する「社会科・公民科教育法」の昨年度の講義の中で受講学生にアンケートを取り、「社会的論争問題」としてふさわしい論題を考えるよう提案した。その上で、グループワークを実

施し、グループとして「社会的論争問題」としてふさわしいものを1つ選択し、その選択の根拠とともに全体会で発表した。対象学生は、社会学部・文学部合わせて70人程度で、表3は学生から出された社会的論争問題の一部である。

表3 学生が考えた「社会的論争問題」

論 題 テ マ	学生が考えた論題	自分の意見	グループで考えた論題
自然災害	公共の福祉による立ち退き要請について。	個より全体を考えた方が巡り巡って双方に利益がもたらされるので、公共の福祉を優先すべきである。	自然災害からの復興に用いる税金について。
	自然災害からの復興に用いる税金について。	災害復興には多額の資金が必要になるので、しっかり日本の中で議論をしていく必要がある。	
	ソーラーパネルを置くために、自然(山など)を毀壊すべきか。	ソーラーパネルを設置するために大規模に山林を開発して山崩れが起きたら本末転倒である。	
鉄道の建設と自然の維持	鉄道の建設にともなう利便性と自然への影響。	リニア新幹線建設工事に伴う地下水問題もそうだが、公共工事には必ず自然への影響は避けられない。自然は地域の資源であり、だからこそ、できるだけ自然に配慮した工事を進めてほしい。	鉄道の建設は利便性を重視するか、自然の維持を優先するか。
	原子力発電は電力確保のために続けていくか、人々の暮らしを優先するか。	安全性が保てるなら、原子力発電を続けていってもいいと考えている。それは生きていくためには膨大な電力を必要とするからである。	
	国債をより多く発行するか、税収を高くするか。	現在日本の歳入・歳出は国債の発行なしには維持できない。しかし、国家財政が破綻しては意味がないので、税収を高くして財源などを補い、国債発行を抑える必要がある。	
ゴミ処理	少子化対策としての出産費用補助について。正直意味がないのではないか。	日本の人口減少に伴い、国は最近子育て支援策としてさまざまな支援を始めている。しかし、場当たりの感がぬぐえず、学費の補助、医療費、給与等に対する支援をした方がいいのではないか。	街中にゴミ箱を設置するか、撤去するか。
	街中にゴミ箱を設置するか、撤去するか。	ゴミ箱が街から消えて、コンビニに自宅のゴミを持ち込んでいるケースが目立つ。ゴミ箱を置かないと、人は自宅に持ち帰るのか。ゴミ箱を設置した方がきれいになるのか、考えたい。	
インバウンド	インバウンドの影響から起こる観光地の混雑。	円安の影響もあり、外国人観光客は急増している。大型連休でなくても観光地やその周辺施設は外国人が増加している。自治体が何等かの対策を立てないと、いつまでもこの状態が続いてしまうことになる。	インバウンドの影響から起こる観光地の混雑についてどう考えるか。
	個人的生活を脅かされる葬式関係の施設と社会全体の必要性。	ニンビーの観点から、建設地の近隣からは嫌われているが、葬儀関係の施設は必ず必要な施設である。	
原子力発電	原子力発電を存続させるべきか否か。	日本人は原爆の恐ろしさを痛感しているが、それ以上に原子力発電から得られる電気需要は大きい。近隣住民に配慮した上で、原子力発電は今後も継続すべきである。	原子力発電を存続させるべきか否か。
	税金を上げて核シェルターを建設するべきか否か。	他国に比べ日本は核シェルターが少ない。現在の情勢を考えると、いつ日本に戦争が飛び火するかわからないので、核シェルターは必要である。	
	日本はシルバー民主主義なのか否か。	政府は票の数が多い高齢者を優先し、高齢者向けの政策ばかりを提言する。	

難民問題	自衛のためにどれだけ人的・経費的負担をすべきか。	自分達の生命に関わることがらであり、今後防衛費を増額してでも日本を守る努力をすべきである。	日本の難民認定率の低さをどう考えるか。
	日本の難民認定率の低さをどう考えるか。	日本が島国であるという地理的状況から考えて、難民が少ないのは一定理解できる。ただ、今後国際水準に則って審査を行い、積極的に受け入れていくべきであると考え。	

「社会的論争問題」として学生から出された論題は多岐にわたる。内容的には、「単なる地域の課題に過ぎないのではないか」「すぐに政治的決着が図れそうな論題ではないか」といったものが多く、「社会的論争問題」というレベルに達していないものがほとんどであった。そこで、グループワークを通して、実際に社会で通用しそうな「社会的論争問題」を出し合い、グループとして合意形成を図った。

学生たちはグループワークを通して社会的論争問題を考える際、「すでに決着がついてしまった事例」「簡単に政治決着が図られてしまうもの」「財源の問題から実現可能性が低いもの」等を避け、ある意味個人の価値観で真っ二つに意見が分かれるような難しい論題を意図的に選択したように思われる。そういう点から考えて、今回は「原子力発電」「ごみ処理」「開発と環境保全」「災害」「インバウンド」といったテーマの学生が多かったのも頷ける。

Ⅲ 社会的論争問題としての「水俣病訴訟」

1 公害温存システム

水俣病訴訟は現在でも終わっていない。長年にわたり PFOA 汚染を追いつけ、その危険性を発信している NPO 法人の中川七海は、日本の公害問題について以下のように論じている⁽¹¹⁾。

私は約4年前から PFAS 汚染を追っている。わかったのは、この国に存在する「公害温存システム」の根深さだ。汚染者だけが公害の原因ではない。汚染者を見過ごす政府・行政と大手メディアが、汚染者の両脇を固める。メディアは政府当局（米軍基地・自衛隊基地）由来の PFOS 汚染は報じて、訴訟や広告撤退のリスクから、企業由来の PFOA 汚染については及び腰になる。水俣病など昭和の時代に凄惨な化学物質公害を経験した国が、同じような過ちを繰り返している実態を明かす。

・・・痛感するのは、この国には「公害温存システム」があるということだ。汚染の元は 汚染原因企業だが、公害が解決しない理由は他にもある。住民の側に立って企業を取り締まるべき行政が企業側に付き、メディアがそこに加担する。「公害温存システム」が出来上がっているのだ。被害を受ける住民は誰を頼ればいいのだろうか。（下線は筆者）

また、中川は日本の「公害温存システム」（図3）には、以下のとおり、3つの要因があると述べている⁽¹²⁾。

1つ目は、公害を食い止める法律に、政府が自ら抜け穴を用意したことだ。公害被害者

への補償措置は、「水俣病被害者救済法」（特措法）など、個別に法律を制定する必要があるのだ。・・・

（前略）公害行政の欠陥は、法律だけではない。公害が発生しても、横串で対応できる組織が存在しないのだ。たとえば PFOA 汚染において、環境汚染は環境省、水道水汚染は厚生労働省、PFOA 製造企業への対応は経済産業省、汚染された農作物などへの影響は農林水産省や内閣府食品安全委員会で動いている。省庁を跨いだ委員会も存在するが、誰がイニシアチブを取るのかが明確ではない。

2つ目は地方自治の機能不全だ。・・・地方分権と言っても、自治体に公害を解決するような能力はなく、省庁の責任回避に利用されているだけだ。

3つ目は私たち一人ひとりにあると思う。自分の町について、どれだけ知っているだろうか。首長の名前を言えるだろうか。普段から、施策や議員の動きに意識を向けているだろうか。PFOA 汚染のような重大事に直面した時に、声を上げられるだろうか。（下線は筆者）

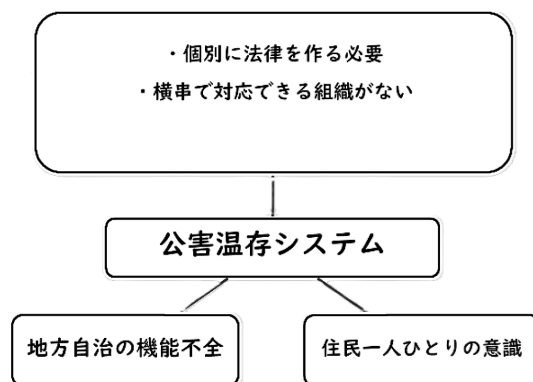


図3 公害温存システム（中川の考えをもとに筆者作成）

さて、社会的論争問題として、「水俣病訴訟」を取り上げることはESDの理念である「持続可能性」の観点からも有効であることは言うまでもない。また、中川が警鐘を鳴らすように、水俣病対応を経験しているはずの日本政府は、またしてもPFOA汚染への対応に迫られているのも事実である。にもかかわらず、現状では国や地方自治体・原因である企業は水俣病対応と同じ轍を踏み、何ら地域住民に寄り添った対応ができていない。

そういう意味でも、一連の水俣病訴訟に対する国・地方自治体・住民の対応を「公害温存システム」という視点に立って学習することがPFOA汚染対応の手掛かりになるし、何よりESDの視点に立って、生徒が「水俣病」という未だに解決を見ない公害問題を通して日本の未来を考えることができる。

高度経済成長期に全国各地で公害が発生し、各地で訴訟が起きた。その代表的な事例が、四大公害訴訟である。四日市ぜんそく・新潟水俣病・イタイイタイ病・水俣病による被害者は多く、国・地方自治体・企業の隠蔽や対応の遅れは誰か見ても明らかである。中でも、水俣病はその最たるもので、未だに決着を見ていない。したがって、「公害温存システム」に基づいて水俣病を「現在のものさし」・「過去のものさし」双方から見直すことにより、日本の公害対応

の脆弱性が垣間見られることであろう。

2 「公害温存システム」の典型的事例・・・水俣病

2023年9月27日、大阪地裁は水俣病被害者救済法（以下、特措法、2009年施行）で救済されなかった熊本・鹿児島両県にかつて住み、現在関西在住の原告128人全員の水俣病罹患を認定した。ところが、2024年3月22日、熊本地裁は特措法で救済されなかった熊本・鹿児島両県に居住する原告144人が国や熊本県、原因企業チッソに損害賠償を求めた訴訟の判決で、原告全員の請求を棄却した。

対象地域や居住期間、年齢などの基準を設けていた特措法による救済の不備を指摘した訴訟は、水俣病公式確認から69年を経過した現在も各地で起こっており、未だに水俣病訴訟の終結は見えないところである。また、2023年に大阪地裁で判決のあった訴訟に至っては、国が「患者の認定に誤りがある」として控訴し、2024年9月25日から大阪高裁で2審が始まっている。さらに、大阪と同様の訴訟が新潟・東京でも起きているのが現状である。

中川は現在世界中で話題になっているPFOA汚染と水俣病を対比させ、「国は同じ過ちを繰り返している」と厳しく指摘をしている。現在騒がれているPFOA汚染への国の対応の遅れを目の当たりにするにつれ、水俣病の教訓⁽¹³⁾（表4）が何ら生かされていないと思わざるを得ない。

表4 水俣病の教訓

教訓1	少数の犠牲の上に多数の暮らしが維持されるという構造は、今の私たちの暮らしの中にもあるのではないか。（水俣病とPFOA汚染の共通点・公害温存システム）
教訓2	情報の隠蔽 人命が危険にさらされている状況の中で、肝心な情報をどうやって広く市民にオープンに伝えていくか。（正確な調査・真摯な企業の対応・研究者の姿勢）
教訓3	公害の歴史に学んだ「未然に防ぐことの重要性」という教訓を生かす。

そこで、上記の「水俣病の教訓」の内容を社会科授業モデルに落とし込み、「よりよい社会を目指して」を想定して全5時間の単元開発を行った。

Ⅳ 社会科授業モデル

「よりよい社会を目指して」は、中学校社会科公民的分野の最終単元に配置されている。この単元では持続可能な社会の構築に向けて、生徒に「自分ならどのようにするか」という手だての提案を求めている。第3学年の1月末から2月にかけての時期でもあり、高校入試との関係からなかなか社会科教員による緻密な計画の立案は困難であるものの、いずれ社会の一員となる生徒にとっては社会のしくみを考える大切な単元でもあり、以下のとおり「水俣病訴訟」を題材にした授業モデル⁽¹⁴⁾を提案する。

1 単元 「なぜ、水俣病訴訟は終わらないの？」

2 指導計画（全 5 時間）

- 第 1 時 なぜ、水俣病訴訟は終わらないの？・・・「現在のものさし」から水俣病を考える
- 第 2 時 なぜ、水俣の被害者はチッソを訴えなかったのだろう。・・・「当時のものさし」から水俣病を考える
- 第 3 時 なぜ、国・地方自治体・当該企業の対応は遅かったのだろう。・・・「当時のものさし」から水俣病を考える
- 第 4 時 日本は水俣病を経験した国なのに、なぜ「PFOA 汚染」を止められなかったのだろう。・・・「現在のものさし」から水俣病を考える
- 第 5 時 水俣市の未来について考えよう・・・「ESD の視点」から大切な未来を考える

3 学習過程

第 1 時 なぜ、水俣病訴訟は終わらないの？・・・「現在のものさし」から水俣病を考える

過程	学習活動	○主な問い ◇主な呼びかけ	予想される生徒の反応	指導上の留意点	資料
概念探究過程 1	・高度経済成長期に発生した「公害」の分布を把握する。	◇四大公害病って知ってる？	・水俣病 ・新潟水俣病 ・イタイイタイ病 ・四日市ぜんそく	・全国各地で汚染物質の削減・除去などの対処をしないまま企業が生産を続けた結果、多くの環境汚染が発生したことを理解させる。	①地図「四大公害」の分布状況
	・「四大公害訴訟」の現状について知る。	◇高度経済成長期に発生した「四大公害訴訟」は終息しているの？	・すでに終わった。 ・地球環境問題へ移行。	・「公害」が環境問題の 1 つとして矮小化されている点に触れる。	②写真「オゾン層の破壊」
	【単元を貫く問い】 水俣病の公式確認からおよそ 69 年も経過しているのに、なぜ、「水俣病訴訟」は未だに終わらないのだろう。				
	・教科書で「社会資本」の単元でしか公害を扱わない理由を考える。	○日本では「公害」はなくなったの？	・もはや公害はなくなっている。 ・日本の公害対策の進歩。	・高度経済成長期の負の遺産を払拭したい意向があることを理解させる。	③地球温暖化
	【第 1 時の問い】 同じ「水俣病訴訟」なのに、どうして裁判の判決に違いがあったのだろう。				
	・2 つの「水俣病訴訟」の司法判断が分かれた理由について考える。	○なぜ、2 つの「水俣病訴訟」では判決結果が異なっているのだろう。	・不法行為から 20 年経過すると、賠償請求権が消えるという「除斥期間」の主張が採用されたから。 ・汚染源から遠ざかるほど、魚介類汚染の程度は相対的に低くなると言われているから。	・発生から 68 年も経過していることもあり、「水俣病訴訟」については、裁判所によって司法判断が分かれるほど困難を来しているという現実を認識させる。	④2023 年 9 月、大 阪 地 裁 判 決 記 事 ⑤2024 年 3 月、熊 本 地 裁 判 決 記 事

	○なぜ、「水俣病訴訟」は未だに終わらないのだろう。	・汚染地域の範囲が広すぎるから。 ・被害者が多すぎるから。 ・発生から68年も経過しているから。	・未だに全国各地で「水俣病訴訟」が起きているのは、国・地方自治体・原因企業の対応のまずさによるものであることを理解させる。 ・グループで協議して、「水俣病訴訟」の課題をできるだけ多く提案させる。	⑥ワークシート1 ⑦ワークシート2
	○「水俣病訴訟」の課題を挙げてみよう。	①水俣病の認定 ②損害賠償の費用 ③国・地方自治体・企業の責任問題 ④被害者対応 ⑤水俣の未来像		
国・地方公共団体・原因企業が水俣病を隠蔽しようとしたことから、研究者による水俣病の症状・対象範囲の確定等に多大な時間を要したこと、「見舞金契約」を結んでいたこと、水俣病関連の法律の不整備等が原因で、裁判所によって対応が異なる現象が起きている。				

第2時 なぜ、水俣の被害者はチツソを訴えなかったのだろう。・・・「当時のものさし」から水俣病を考える

過程	学習活動	○主な問い ◇主な呼びかけ	予想される生徒の反応	指導上の留意点	資料
	・水俣病の被害者数を把握する。	◇水俣病の被害者はどれくらいいるだろう。	・3,000人 ・10,000人 ・38,310人	・あくまで認定制度対象、政府解決策対象、特措法対象によって「水俣病」と認定された数であり、認定されていない被害者は訴訟中であることを認識させる。	⑧グラフ「水俣病」被害者数 ・認定制度対象 ・政府解決対象 ・特措法対象
【第2時の問い】 深刻な公害被害に遭いながらも、なぜ水俣の被害者たちは国・県・原因企業を訴えなかったのだろう。					
概念探究過程Ⅱ	・「水俣病」の症状について知る。	○「水俣病」とはどんな病気だろう。	・手足の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害、平衡機能障害、眼球運動障害等。 ・頭痛、疲れやすい、においや味がわかりにくい。	・新聞記事を通して、当時の水俣市の状況を把握させる。	⑨熊本日日新聞記事「猫てんかんで全滅、水俣市茂道ねずみの激増に悲鳴」
	・「水俣病」の原因について知る。	○「水俣病」の原因は何だろう。	・奇病・伝染病説 →伝染病、差別 ・重金属中毒説 →水俣湾の魚介類 ・有機水銀説 →汚染物質は水銀	・国・県・企業の非協力的態度もあり、水俣病の原因を特定できない状況であることを理解させる。	⑩水俣市奇病対策委員会の対応 ⑪熊本大研究班中間報告 ⑫熊本大研究班公式発表 ⑬猫400号実験

・「水俣病」の原因を認めなかった理由について考える。	○科学的根拠が示されているのに、なぜ原因企業は「水俣病」の原因がメチル水銀であることを否定したのだろうか。	・莫大な損害賠償金を請求されるから。 ・日本の経済成長を支えた企業だから国は守りたい。	・日本の高度経済成長を支えた大企業であり、政府も「公害」を認めなくなかったという点について理解させる。	⑭「トヨタ」のまちづくり
・企業城下町「水俣市」における原因企業「チッソ」の役割について考える。	○高度経済成長期に発生した「四大公害訴訟」は終息しているの？	・不法行為から20年経過すると、賠償請求権が消えるという「除斥期間」の主張が採用されたから。	・国・地方自治体と企業の密接な関係について把握させる。	
・チッソが水俣市に与えている圧力について考える。	○なぜ、「水俣病」発生当初、水俣市民はチッソを訴えなかったのだろうか。	・チッソに依存した町だから。 ・「公害のまち」というレッテルが貼られるから。	・チッソの納税額が水俣市の税金総額の50%近くを占めている状況について理解させる。	⑮水俣市の税金
水俣市民の半分近くは、チッソ関連の仕事で生計を立てていた。だから、チッソがなくなるとたちまち生活できないことが見えており、泣き寝入りするケースが多々見られたのである。				

第3時 なぜ、国・地方自治体・当該企業の対応は遅かったのだろうか。・・・「当時のものさし」から水俣病を考える

過程	学習活動	○主な問い ◇主な呼びかけ	予想される生徒の反応	指導上の留意点	資料
概念探究過程Ⅲ	・「水俣病」という公害病名が付いた経緯を理解する。	○なぜ、水俣市民は「水俣病」という名称を嫌ったのだろうか。	・悪いイメージ。 ・魚介類が全く売れない。 ・他地域から差別される。	・悪いイメージが定着するのを恐れた人々が署名運動に参加したことを理解させる。	⑯「水俣病」病名変更運動（署名運動）
	・「食品衛生法」が適用されなかった理由について考える。	○なぜ、厚生労働省は「食品衛生法」を適用しなかったのだろうか。	・チッソへの配慮。 ・広範囲という前例のなさ。 ・漁業者への配慮から、漁獲禁止ができなかった。	・安易に前例を作らないという意識が政府にはあったことを理解させる。	⑰厚生省公衆衛生局長通告
【第3時の問い】 水俣市民は深刻な被害を受けているにもかかわらず、なぜ、チッソとの間で「見舞金契約」を結んだのだろうか。					
	・「見舞金契約」の前提となったことがらについて、把握する。	○「水俣病問題」の幕引きとして実施された3つのことがらについて、確認しよう。	①「厚生省食品衛生調査会水俣病食中毒特別部会」の解散 ②サイクリーターという排水浄化装置の設置 ③3500万円の損失補償 ・補償金（低額でも）	・3つのことがらは、「見舞金契約」を結ぶために実施された点に着目させる。	⑱「サイクリーター」と百間排水路

・損害賠償に代わる手 だてについて考える。	○「水俣病」の認定が されないなら、どうい う行動に出る？	・設備の改善 ・給料アップ ・保険適用 ・サービスの充実	・「損害賠償費用」が もらえない場合、どう いう行動に出るか意見 を出し合う。	⑱ダム建設の補償内容
・「見舞金契約」の内 容について知る。	◇死者 30 万円の弔慰 金と 2 万円の葬祭料 ◇生存患者は成年に年 金 10 万円、未成年に 3 万円	・こんなに苦しんでい るのに、安すぎないか。 ・残された家族は生き ていけない。	・満足する内容でなく ても、妥協せざるを得 なかった当時の状況に ついて、共感させる。	⑳見舞金契約の内容
・「見舞金契約」を結 んだ理由について考え る。	○なぜ、「見舞金契約」 を結んだのだろう。	・治療費、入院費の負 担が大きい。 ・困窮家庭が多かった から。	・水俣湾沿岸の漁村で は漁業が成立せず、と りあえず「見舞金契 約」をしてでも、生活 を維持するしか方法が なかったことを理解さ せる。	㉑治療費明細
水俣病の被害者が多かった水俣湾沿岸では漁業が中心で、「メチル水銀」が流出していることから魚介類が全く売 れず、生計を立てていくことすら難しかったので、とりあえず当面の資金が欲しかっただけである。				

第 4 時 日本は水俣病を経験した国なのに、なぜ「PFOA 汚染」を止められなかったのだろう。・・・「現
在のものさし」から水俣病を考える

過程	学習活動	○主な問い ◇主な呼びかけ	予想される生徒の反応	指導上の留意点	資料
	・「PFAS 汚染」 (PFOA・PFOS の 総 称) の意味を知る。	○なぜ、岡山県吉備中 央町で「水道水を飲ま ないでください」とい う現象が起きているの だろう。	・有害物質を含む活性 炭が廃棄されていたか ら。 ・水が汚染されている から。	・「有機フッ素化合物」 を扱う工場が存在しな い吉備中央町で 「PFOA 汚染」が起き た理由を考えさせる。	㉒「吉備中央町と摂津 市の PFOA 汚染」
【第 4 時の問い】 日本は水俣病を経験した国であるはずなのに、なぜ「PFOA 汚染」を止められなかったのだろう。					
概念探究過程 Ⅳ	・日本企業による PFOA 汚染発生の経 緯を知る。	○淀川支流の安威川の 汚染濃度が高い理由は 何だろう。	・原因企業が半導体製 造に欠かせない PFOA の製造をして いたから。	・ダイキンが汚染対策 をしないまま、汚染水 を安威川に垂れ流し ていたことを理解させ る。	㉓「大 阪 PFAS 汚 染 と健康を考える会」に よる血液検査結果
	・沖縄米軍基地の 「PFAS」汚染	○マスコミは「PFAS」 汚染は報じるが 「PFOA」汚染はほと んど報じないのはなぜ だろう。	・日本企業に関係ない から、報道しやすい。 ・米軍の責任であるこ とが明らかだから。	・マスコミは広告収入 の関係から、大企業の 問題についてはあまり 報じようとする傾向 があることを知る。	㉔嘉手納基地と周辺河 川の関係
	・「PFOA 汚 染」「水 俣病」の対応の共通 点を考える。	○「水俣病」を経験し ている日本で、なぜ再 び公害が発生したのだ ろう。	・国、地方公共団体、 原因企業が隠蔽したか ら。 ・企業城下町だから。	・企業城下町であるこ とにより、税金・雇用 確保の関係から問題に 踏み込めなかったとい う共通点を知る。	㉕「水俣」・「摂津」に ある企業の工場群

・「公害温存システム」に基づいて「水俣病」「PFOA 汚染」について考える。	○なぜ、政府・地方公共団体は「公害温存システム」から脱皮できないのだろうか。	・世界における日本経済の優位性維持のため。 ・企業城下町の影（税金・雇用の確保）	・「公害温存システム」が今後も存在する限り、日本で新たな公害が必ず発生することを認識させる。	㉔公害温存システム
日本は水俣病を経験した国なので「未然に防ぐことの重要性」という公害の教訓がわかっているはずなのに、日本を代表する企業城下町を形成している大企業が原因企業であることから、情報を隠蔽し、調査もしない体質が継続している。				

第5時 水俣市の未来について考えよう・・・水俣病は私たちの未来への大切な「財産」である。(ESD の視点)

過程	学習活動	○主な問い ◇主な呼びかけ	予想される生徒の反応	指導上の留意点	資料
	・国、水俣市による「水俣病」対応。 ・「水俣病訴訟」を終結させるための手だて。	○国・水俣市の「水俣病」対応について、確認してみよう。 ○「水俣病訴訟」を終結させるために、どのような方法があるのだろうか。	・損害賠償金 ・保険適用 ・環境保全策 ・健康調査 ・環境モデル都市 ①今後予想される公害発生に備え、公害対策の法律を1本化する。 ②「3つの水俣病救済措置」1つに整理して対応をする。 ③「水俣病」の教訓を広く伝える取り組みを継続する。	・「水俣病」の損害賠償に3つの枠組があることを確認させる。	・前時の復習（水俣市の取り組み）
【第5時の問い】 日本では、なぜ公害被害者への補償措置が「水俣病被害者救済法（特措法）」のように、個別に法律を制定する必要があるのだろうか。					
価値分析過程Ⅰ	・「公害被害者」を救う手だてについて考える。 ・ESD の視点に立って「水俣病訴訟」を捉える。	・「公害被害者を救済するための新たな法律を制定すべきか否か」について、根拠をもって意見を述べよう。 ・グループで合意形成を図り、まとめた意見を発表しよう。	①公害病認定患者の症状の範囲を拡大する。 ②公害病認定患者の居住範囲を拡大する。 ③被害補償を充実する。 ・公害である「水俣病」の教訓を後世にどのように継承していくべきか考える。	・補償金を払う中で、後追いで救済する形となったことから、補償対象から漏れる被害者がいたことについて、理解させる。 ・持続可能な社会の成立のために、これまでの学習をもとに、根拠をもって自説を提案することができる。	⑧グラフ「水俣病」被害者数 ・認定制度対象 ・政府解決対象 ・特措法対象 ㉔グループワーク
二度と「水俣病」のような公害の悲劇を生まないためにも、公害被害者を救済できる新たな法律を制定するべきである。					
単元を貫く問いの答え 「水俣病訴訟」が解決しないのは、日本に個別の法律制定システムと横串行政・地方自治の機能不全・声を上げられない住民という「公害温存システム」が確立しているからである。それは「PFOA 汚染」に対する国・地方自治体・原因企業の対応から見ても同様のことが言える。					

おわりに

前述したとおり、中学校社会科公民的分野の終末単元である「よりよい社会を目指して」は、高校入試のまっただ中である1月下旬から2月初旬に授業をすることになる。高校入試は生徒にとって一大イベントであり、入試対策をせざるを得ない学校現場の社会科教員の立場はよく理解できる。しかしながら、目の前の中学生はいずれ社会に出て、社会の中で生きていかなくてはならない状況になる。中学校社会科教育において、地理的分野・歴史的分野を踏まえ公民的分野を学習した上で、「自分の3年間の歩みを整理する」という作業はきわめて大切である。たとえ中学生であっても、社会問題を看過していいわけではないのである。今回、公害発生から69年を経過しても今なお終結を見ない「水俣病訴訟」を通して、現在を生きる自分たちが将来に向けて今「何ができるのだろうか」と根拠をもって考えることは、やがて主権者となる中学生には必要な学習であると思う。「日本では公害はもう存在しない」というスタンスのもと、単に地球環境問題の1つとして公害を扱ったり、社会資本の枠組の1つとして扱うのではなく、「持続可能な社会の担い手」である中学生に対して、69年間も続いている「水俣病訴訟」の課題を伝えたい。それが、今回筆者が目指したことである。内容的に少し難易度が高いところもあるが、少しでも現場の社会科教員がこの授業モデルを実践してくれることを期待する。

注

- (1) 「PFAS」は人工的に作られた「PFOA」と「PFOS」を含めた1万種以上ある人体に影響を及ぼす「有機フッ素化合物」の総称である。
- (2) 「ESD」とは、「Education for Sustainable Development」（下線は筆者）の略であり、「持続可能な開発のための教育」と和訳されている。
- (3) 岩田一彦は、社会科授業の中で「社会が存続していく限りは常に論争問題として浮上してくる恒常的論争問題」を取り上げることにより、児童・生徒に「社会認識を踏まえた未来予測能力・価値判断能力が育成できる」と述べている。岩田の考えについては、以下の著書に詳しく書かれている。
岩田一彦（2001）『社会科固有の授業理論 30の提言』、pp.134-147、明治図書
- (4) 中央教育審議会答申（2008）では、学習指導要領において「ESD」の理念や「主権者教育」を推進していくべきであることが提言されている。
- (5) 文部科学省（2017）「社会科改訂の趣旨及び要点」『中学校学習指導要領解説社会編』、pp.5-22
- (6) 文部科学省（2017）「前掲書」「(2) よりよい社会を目指して」pp.163-165
- (7) 表1を作成するにあたり、以下の文献より該当箇所を抽出した。
1970年版中学校指導書社会編（p.327）、1978年版中学校指導書社会編（p.137）
1989年版中学校指導書社会編（p.104）、1998年版中学校指導書社会編（p.137）
2008年版中学校学習指導要領解説社会編（p.129）、2017年版中学校学習指導要領解説社会編（p.147）
- (8) 「国連持続可能な開発のための教育の10年」では、未来世代のためにも「持続可能な社会」の構築が不可欠であることを提言している。
- (9) 吉田剛（2025）「ESDカリキュラムにおける構成概念の位置付け」『社会科教育』789号、明治図書 p.121
- (10) 吉田剛（2025）「ESDカリキュラムとしての資質・能力の3つの構成要素」『社会科教育』789号、明治図書 p.120

- (11) 中川七海 (2025) 「水道水の汚染はなぜ 21 世紀の公害 PFOA」『世界』992 号、岩波書店、pp.196-216
- (12) 中川七海 (2024) 『終わらない PFOA 汚染』旬報社、pp.182-189
- (13) 「水俣病の教訓」は、(14) の② (pp.14-15) ・④ (pp.44-48) の文献より引用した。
- (14) 授業モデル作成にあたり、以下の文献を参考にした。
 - ①永田成文 (2011) 「ESD の視点を導入した小学校社会科における公害学習の単元開発－社会的論争問題としての四日市公害を事例として－」『三重大学教育学部研究紀要』第 62 巻、pp.177-188
 - ②高峰武 (2016) 『水俣病を知っていますか』岩波書店
 - ③熊本学園大学 (2024) 「水俣病を学ぶ、水俣の歩き方」熊本日日新聞社
 - ④水俣市立水俣病資料館編 (2022) 『水俣病－その歴史と教訓－2022』水俣市

リベラル・アーツとしての食育を考える (2)

—大学生の自己肯定感を高めるには—

福田 豊子

▶ キーワード

リベラル・アーツ、食育、
大学生、自己肯定感

▼ 要 旨

2005年に施行された食育基本法は、食育を教育の土台と位置づけた。食育は全国民を対象とするものであり、大学においても食育は可能である。本研究では、大学における食育がリベラル・アーツとして機能するのかどうかを検討したい。

リベラル・アーツとは、もともと古代ギリシャ文化などに端を発し、現代は一般教養や学問横断的基礎知識を指すことが多い。日本においては、18歳人口の減少と大学進学率の増加傾向が続く社会情勢の中で、大学は社会人として自立するため、必要最低限の教養とスキルを学ぶ場としての役割も担うようになってきた。高等教育における、リベラル・アーツの役割が重視されるようになってきたともいえよう。今日、リベラル・アーツとして何を学ぶかが問われている。その一つとして、食育を位置づけることができるのではないだろうか。

前論考 (1) においては、経済産業省の提唱する「人生100年時代の社会人基礎力」の視点に着目して、食育が大学生の「学び続ける力」を育むのではないかと問題提起をした。

本論稿 (2) においては、多様な体験を提供する食育が大学生の自己肯定感に影響を与えるかどうかを検討してみた。方法として、2024年度本学農学部と短期大学部が大塚食品(株)と連携した「マンナンヒカリの新しい魅力開発プロジェクト」に参加した学生の感想を分析する。その結果、学生の自己肯定感に何らかの影響があったことがうかがえた。

I. 問題の所在と研究の目的

1. はじめに—食育の重要性—

食育とは「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの」である(農林水産省2023)。2005年に施行された食育基本法により、食育が教育の土台であることが明文化された。「知・徳・体」のバ

ランスがとれた「生きる力」を育むために、食育は必要不可欠なものとされたのである。

1990年代頃から「生活習慣病 (life-style related diseases)」という用語が使われるようになった。食習慣や運動習慣等、生活習慣に関与する疾患群を示す、新しい用語である。当時の厚生省により導入された「生活習慣病」という言葉は、その後広く普及し、国民の間に生活習慣の重要性の認識が浸透した。

加齢とともに罹患率が高くなる脳卒中、がん、心臓病、循環器病、糖尿病等は、かつて大人が罹患する場合が多かった。これらの病気が「成人病」と呼ばれていた所以である。しかし、生活習慣の乱れが低年齢化することに伴い、大人だけでなく子ども⁽¹⁾も、これらの疾患群を発症する例が増加してきた。「生活習慣病」とは「成人病」の若年化がもたらした新しい名称であり、国民の生活習慣が乱れてきていることへの警鐘でもある。

生活習慣の中でも食生活に関する習慣は心身の発達への影響が特に大きいことから、食育基本法が制定されることになった。中でも乳幼児期の食育は、他の発達段階以上に重要である。生活習慣の基本を身につけ始める乳幼児期において、食育の効果は最も大きいと考えられる。

食育を推進し「生活習慣病」を予防することは、個人のウェルビーイングを向上させることにも繋がる。ウェルビーイング (well-being) とは、幸福・福祉・健康などと訳されている。その人にとっての、究極的なよい状態の実現を示すとされている。ウェルビーイングは、「QOL」(クオリティー・オブ・ライフ：生活の質)とも類似した概念である。世界保健機関 (WHO) によると「健康とは、肉体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」(厚生労働省 2014) とされている。原文での表記は次のようになっている。“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.” (WHO 2025)

このように、現代の教育現場における食育の推進は急務ともいえる。しかし、残念ながら、大学など高等教育の現場では、食育そのものに接する機会がほとんどないのが現状である。「若い世代を中心とした食育の推進」が重要課題の一つとなっている。前論考 (1) でも指摘したように、若い世代は食への関心が低く、朝食の摂取頻度が低い。また「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べる割合」「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している割合」「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する割合」が他の世代に比べて低く、多くの課題を抱えている (農林水産省 2019)。

2. リベラル・アーツの現代的課題—非認知能力をも育てる学びへ—

1996 年以降「生きる力」を培うことが、教育目標として、大きく掲げられるようになった。教育の最終段階である高等教育においては「生きる力」を備えた上で、卒業後「社会人基礎力」(経済産業省 2018) を発揮できるような学生を育てることが要請されている。そのためには、専門的な知識や技術はもちろん、社会人として自立した生活ができるための、教養教育が不可欠である。

21 世紀の教養教育においては「幅広い知識の習得から一歩抜け出し、習得した知識を時代と社会の要請に合わせて有効に活用できる能力と、未来を切り開く技術や方法を身につけた自主的・自律的な人材の養成」(生和 2023) を目指さなければならない。リベラル・アーツ教育とは「自由な発想と批判的思考力と自主的・自律的な行動様式を身につける」ためのものであ

る。専門分野のみならず、他の分野との関連も視野に入れた「学際的・総合的な幅広い学識」としてのリベラル・アーツ教育への早急な転換が、今日の教養教育には求められている。

これまで多くの大学の入試では、認知能力が問われてきた。しかし、認知能力が特に重視されてきた現代の社会は、今、大きな転換期を迎えている。これからの社会で活躍できるのは、自主性や協調性などの非認知能力（social and emotional skills）を備えた人物である。

1996年当初の「生きる力」なら「知育・徳育・体育」のうち「知育」が認知能力、「徳育」と「体育」が非認知能力を育てる。新しい学習指導要領の「生きる力」なら、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力」が認知能力であり、「学びに向かう力、人間性など」が非認知能力であるとされている。「学びに向かう力、人間性など」は、「学んだことを人生や社会に生かそうとする」重要な非認知能力であり、新しい「生きる力」の中核ともいえよう。

人間の認知能力を、AIが上回るようになりつつある。人間の仕事をAIが奪っていく未来さえ予測されている。AIを搭載したロボットやアンドロイドの実用性も急速に高まってきており、AIに代替可能な仕事が増加しているのも事実である。これまでの社会では、認知能力さえすぐれていれば活躍の場がたくさんあった。しかしこれからの社会では、非認知能力の重要性が増すであろう。高等教育が専門知識や専門技術偏重のままでは、社会の変化に対応できない。このような社会においては、AIでは代用できない人間の資質・能力を育むことが必須となってくる。そのような重要な資質・能力として、非認知能力が位置づけられる。

たとえば経済産業省の示す「社会人基礎力」（経済産業省2006）の1つめの能力「前に踏み出す力（アクション）」の要素「主体性」「実行力」「働きかけ力」には、非認知能力が大きく関与している。3つめの能力「チームで働く力（チームワーク）」の要素「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「状況把握力」「規律力」「ストレスコントロール力」も同様である。また、「人生100年時代の社会人基礎力」の「気づき」の3つの視点にも、非認知能力が要求される。①「何を学ぶか【学び】学び続けることを学ぶ」②「どのように学ぶか【統合】多様な体験・経験、能力、キャリアを組み合わせ、統合する」③「どう活躍するか【目的】自己実現や社会貢献に向けて行動する」（経済産業省中小企業庁2018）には、非認知能力が必須である。

3. 研究の目的—食育の体験は学生の自己肯定感を育てるのか—

現代の日本の若者は、諸外国の若者と比べ「自分自身に満足していたり、自分には長所があると感じていたりする者の割合が最も低い」と、自己肯定感の低さが指摘されている（内閣府2019）。一方で、自然体験、生活体験、お手伝いなど様々な体験の積み重ねが、自己肯定感や正義感・道徳観を高めることも明らかになっている（国立青少年教育振興機構2019）。しかしながら、近年は、子どもが多様な体験をする機会が減少している。「体験格差」という言葉も生まれ、子ども時代における体験の貧困が問題となりつつある（チャンス・フォー・チルドレン2023）。

前論考（1）においては、経済産業省の提唱する「人生100年時代の社会人基礎力」の視点に着目し、食育が大学生の「学びに向かう力」や「学び続ける力」を育むのではないかと考えた。学生を対象にアンケート調査を実施した結果、食材である米についての学びが、食に対する興味・関心と、さらなる学びへの意欲を引き出したことが明らかになった（福田2024）。

本論稿（2）においては、食品会社と連携して商品を開発するというプロジェクトに参加し

た学生の感想を分析する。本論考の目的は、食育によって多様な体験を提供することが大学生の自己肯定感に影響を与えるかどうかを検討・考察することである。

Ⅱ. 研究の方法

1. 先行研究と本研究の位置づけ

前論考(1)で示したように、大学生の食生活実態を調査した研究がいくつかある。それらの結果からは、大学における食育の必要性が明らかになっている。特に1、2年生や自宅外通学生の食事摂取頻度の低さが目立っている。睡眠不足や運動不足など、食習慣以外の生活習慣にも問題を抱える現代の大学生の姿が浮かび上がってきた調査結果ともいえよう。定期的な調理実習が効果的であることや、大学時代の食育がその後の食生活に影響を与えるであろうことなどが指摘されている。その一方で、食に関する学びを大学で専門的に学んでいる学生は、食生活以外でも望ましい生活習慣が身につけている傾向が示された。

子どもの頃の調理体験が、青年期の自立に影響を及ぼすことが示唆された調査結果がある。手島らによると、学童期に調理体験が多かった学生ほど「協調的対人関係」が良好で「生活管理」における自立度が高かった(手島他 2021)。また、調理への志向性が強く、調理技術がすぐれた中高生ほど「家庭生活の自立」ができており自己肯定感が高いことがわかった。それがひいては「社会的自立」を促す可能性も示されている(手島、小西 2024)。さらに、小西は、大学生の調理への志向性と自己肯定感、生活の自立度、コミュニケーション度、中学時代の家庭の食環境等との関連を調査中である。

大学生の稲作体験について研究をしている福田、羽溪、野口は、キャンパス内で育てる稲を観察・スケッチする課題の感想を分析した。その結果、生命や自然の不思議さに驚く学生の感性「センス・オブ・ワンダー」が刺激され、米という食材への興味・関心、愛着・親近感などが学生の心に育まれた様子がうかがえた。また、大学のキャンパスにおける稲作体験の意義も示唆された(福田、羽溪、野口 2023)。続いて、京丹後市において稲刈りや機械による田植え等の稲作体験をした学生・卒業生の感想を分析した結果、自信がついて学生の自己肯定感が高まったことがうかがえた。京丹後市における稲作体験が、卒業後の現場である保育所での保育士としての仕事をする上で役に立ったことも明らかになった(福田、羽溪、野口 2024)。

前論考(1)においては、学生の稲作体験に関するアンケート調査を実施した。その結果、小学生の時など既に田植えや稲刈りの体験をしていても、ほぼ全員の学生が大学時代の稲作体験を貴重なものとして捉えていた。また、キャンパスで育てた稲を刈った後、稲穂から米粒をとる作業を授業の中で課し、その時の感想も分析した。その結果、稲穂から米粒をとるという体験により、次のような8つの学びが、学生にもたらされたことがわかった。①稲穂から米粒をとる作業の大変さ、②昔の人や農家の人等への感嘆・感謝の念、③稲作技術の発展への感嘆、④米や食べ物大切さ、食べることへの感謝、⑤米に対する興味・関心、⑥学びの深まりとさらなる学びへの意欲、⑦保育・幼児教育での活用可能性、⑧大学の授業としての意義、の8つである。これらの学びは「人生100年時代の社会人基礎力」の視点「何を学ぶか【学び】(学び続けることを学ぶ)」と結びつく。稲穂を米粒にする体験によって、学生の「学びに向かう力」が刺激され、それがさらに「学び続ける力」へと育ったことが示唆できた(福田

2024)。

前論考 (1) のこのような結果をふまえ、本論稿 (2) では商品開発プロジェクトに参加した学生の感想を分析することによって、食育が学生の「自己肯定感」に及ぼす影響について検討する。

2. 調査の方法

(1) 調査対象者

本学短期大学部こども教育学科においては、幼稚園教諭二種免許状の取得が可能である。免許取得のための必修科目として、1年生が受講する授業の一つに「幼児と環境」がある。前期が始まった2024年4月、この授業の中で2つのプロジェクトの参加者を募った。「こども米プロジェクト」と「マンナンヒカリの新しい魅力開発プロジェクト」である。

「こども米プロジェクト」は、2021年度から始まった。短期大学部こども教育学科の学生が任意で参加する活動である。参加した学生は、キャンパスで育てた米でレシピを開発したり、京丹後市奥大野地区で農作業を体験したりする。2024年度は5名の学生(1年生)が、このプロジェクトへの参加を希望した。

本学農学部と短期大学部が大塚食品(株)と連携して取り組む「マンナンヒカリの新しい魅力開発プロジェクト」は、学生がチームごとに製品開発のアイデアを提案する活動である。農学部では2016年度から毎年、様々な企業と連携して製品開発を行ってきており、商品化されたものもいくつかある。2024年度は、大塚食品の商品マンナンヒカリを使って、参加者がメニューなどを開発することになった。マンナンヒカリは、米に混ぜて炊くだけで糖質・カロリーコントロールができる米粒状加工食品である。合計82名(18チーム)の参加者のうち5名(1チーム)が短期大学部こども教育学科の学生であった。この5名は「こども米プロジェクト」に参加を希望した5名とは別の学生(1年生)である。本論考(2)においては、2024年度「マンナンヒカリの新しい魅力開発プロジェクト」に参加した5名の学生を調査の対象とした。

(2) 調査対象者の活動

①キックオフミーティングへの参加(2024年5月)

本学瀬田キャンパスにおいて、キックオフミーティングが実施された。このミーティングに本学深草キャンパスから、オンラインで参加した。

②試作(2024年6月～8月)

各自がそれぞれ「マンナンヒカリ」を使ったメニューを考え、自宅にて試作をした。

③中間発表会の準備(2024年8月～9月)

各自の試作を皆で検討し、中間発表会でどの試作をどのように発表するか相談した。

④中間発表会(2024年9月18日11:00～15:00)

瀬田キャンパスにおいて実施された中間発表会に、深草キャンパスからオンライン参加した。4分間のプレゼンテーションを行い、大塚食品(株)からの講評をもらった。

⑤試作(2024年11月13日)

調理実習室にて、最終報告会で提供するメニューの試作をした。

⑥ポスター制作（2024年11月～12月）

最終報告会で発表するポスターを制作した。

⑦ポスター提出（2024年12月4日）

最終報告会で発表するポスターを提出した。



図1 ポスター①

図2 ポスター②

⑧最終報告会（2024年12月16日）での発表

瀬田キャンパスで実施された最終報告会において、子ども達が楽しめるメニューをポスター発表した。食物アレルギー対策としても有効な、みたらし団子とミニお好み焼きを紹介した。審査員の一人である入澤学長からも、高い評価をもらった。



図3 最終報告会でのポスター発表



図4 最終報告会での来場者への説明

(3) プロジェクト参加者の感想の分析

2025年3月、プロジェクトの参加者に用紙を配布し、今回のプロジェクトに参加した感想を記述するよう伝えた。2025年4月に4名の学生から感想が提出された。その感想を分析した。

Ⅲ. 調査の結果ープロジェクト参加による学生の学びー

1. 食育の意義と重要性

(1) 食に対する興味・関心の深まり

先述のようにこのプロジェクトの活動は、5月から12月までの8カ月間に及んだ。プロジェクトに参加した学生は、活動の各段階でかなりの時間を費やししながら、新しい製品開発に取り組んだ。参加した学生の感想から、まず食に関する興味・関心の深まりが見られた。

「このプロジェクトに参加して、私は『食』に興味をもつきっかけになったと感じています。マンナンヒカリを使用して試作をした時に、想像していた質感や食感と違いました。試作ではナゲットとミニハンバーグを作ったのですが、他の食材との混ざり具合などの相性を考え、友人と話しあいながら調理しました」

(2) 食の重要性への気づき

食に対する興味・関心が深まった学生には、さらに食の重要性への気づきもたらされた。

「…（試作をする）その中で、子どものアレルギー対応や食べやすさ等も考慮したマンナンヒカリの新開発の難しさとともに、『食』に関するものがどれだけ子どもや私たちになくてはならない存在であることを強く感じました」

(3) 保育者としての将来へのヒント

こども教育学科の学生の多くは、保育士資格と幼稚園教諭免許を取得する。保育者としての自分の将来に役だつ学びを得たという感想も見られた。

「…試作作りをした時に、はじめてマンナンヒカリを使って料理をした。おちおちとした食感やこんにゃく感が強く『おいしい』とあまり感じられなかったが、先生にたくさんのアドバイスをいただき、マンナンヒカリを用いたお好み焼きとみたらし団子を作ることができた。私は食物アレルギーをもっていて、幼い頃はまったく小麦と卵を食べることができず、家族や友達と同じものを食べたいとずっと思っていた。今回、マンナンヒカリを用いたお好み焼きを作り、食物アレルギーをもっている人にもおいしく食べられるものを作ることができてとても嬉しかった。食物アレルギーとの向き合い方について保護者から相談等がきた時に対応できるよう学びを深めていきたいと思う」

近年、食物アレルギーをもつ子どもは増加している。小麦と卵を使わないお好み焼きのレシ

びを開発することができたことによって、学生に将来への自信が芽生えた様子もうかがえる。

2. 学生自身の変化

(1) 挑戦したことによる達成感と自信の獲得

中間発表会や最終報告会でのプレゼンテーションも、学生の自信に繋がったようである。

「マンナンヒカリのプロジェクトに参加しようと思ったのは、自分自身、何かを創り上げることが好きで、そのような開発プロジェクトに関われる機会なんてなかなかないから挑戦しようと思ったのがきっかけだった。それで初めに自宅での試作を行った。こども教育学科というのを活かして子ども向けのものを作ろうと考えたところ、おやつがよいと思い、そこから米を使うものを考え、団子を思いついた。漠然と作ろうとなつて作ったけれど、材料が少なく、作り方が簡単であるという利点も見つけることができた。そうしてまとめたものを中間発表会で発表するのは、とてもよい体験だった。なかなか大手の企業の方々が自分の話をきいてくれることも学生のうちは滅多にできないものだったから、気負わず楽しんで挑戦をした。調理実習室での試作では各自、役割を分担してどのようにすれば報告会でおいしく食べてもらえるかを、見た目や味を調整して本番に臨んだ。最終報告会では自分たちのブースに来てくれた方々に食べてもらい、その上でさやアピールポイントを伝えていたが、初めは慣れないことでうまく伝えられなかった。やっていくうちに伝えたいことを端的にまとめて伝えることができた。……」

(2) 新しい視点や発想の獲得

様々な貴重な体験によって、新しい視点や発想を取り入れることができたこともわかった。

「…他のブースに行くと、様々な視点で作られた商品や飾りつけがなされていて、自分の中にはなかった新しい発想を取り入れることができた。このプロジェクトは夏休みから始まり、とても長いものであったけれど、様々な貴重な体験をすることができたため、このプロジェクトに参加してよかったと感じている」

(3) 思考力の涵養

また別の学生の記述には、考え抜く力（思考力）が鍛えられたような記述も見られた。

「マンナンヒカリのプロジェクトに参加して、1つの商品をこんなに長い時間向き合って考えたことが無かったので、よい経験をさせてもらったなと思います。夏休みに家で試作をした時にまず、子ども達が食べやすいようにするには、どうすればよいのか考えました。考えるにあたって身近にいた保育士に『こどもたちに人気の食べ物は？』という質問をすると『ビビンバ』という答えが返ってきたので、私の試作は『マンナンヒカリを使った辛くないビビンバ』にしようと決めました。マンナンヒカリで糖質をコントロールしながら彩りのよいビビンバで美味しく食べられることを売りにして試作しました。中間発表で同じチームの違うメンバーの試作を見てみると、みたらし団子やチキンナゲットなど自

分では考えることのできなかったアイデアがあったのでさすがだなと思いました。『自分たちで一からアイデアを出して調理をし、プレゼンをする』、この一連の流れをすることで作った料理の魅力も自分の口から出やすかったです。自分で食材を選んで調理をすると、いつもより美味しく感じることができました。最終報告会では他の学部の人たちのアイデアをたくさん見ました。料理だけでなく化粧水など色々な商品がありました。本当に人の数だけアイデアがあるんだなと感じました。今回プロジェクトに参加し、色々なアイデアに触れられて本当によかったです」

このように学生は、それぞれに学びを深めたり自信を獲得したりしている。自信の獲得は、自己肯定感に何らかの影響を与えるであろう。また、いずれの学生もこのプロジェクトに参加してよかったと感じている。そのことから、プロジェクトへの参加が学生の自己肯定感を高めることに寄与したと把握することができる。

今回、多様な体験を伴う食育は、学生の自己肯定感を育てることに関与することがわかった。この結果は「生活体験、自然体験、お手伝いの多い子どもほど自己肯定感が高い」という国立青少年教育振興機構の研究結果を支持するものである。また「調理への志向性が強く、調理技術がすぐれた中高生ほど自己肯定感が高い」という手島らの研究結果も支持するものである。

Ⅳ. 考察—大学における食育の意義と展開—

1. 大学生にとっての食育の意義

(1) 新しい「生きる力」の涵養

今回のプロジェクトは、長期間にわたり多様な体験を学生に提供した。通常の授業における単発的な食育がこれほどの影響を学生にもたらすとは限らないが、今回のプロジェクトのような多様な体験を伴う食育であれば、学生の自己肯定感を高める可能性が示唆された。

学生が獲得した食に関する「知識及び技能」は、新しい「生きる力」の1つめの柱である。食品について考え続けた力やプレゼンテーションによる表現力も、新しい「生きる力」の2つめの柱「思考力・判断力・表現力」に含まれている。また、自己肯定感は新しい「生きる力」の3つめの柱である「学びに向かう力、人間性など」に相当すると捉えることができる。

(2) 「社会人基礎力」と「人生100年時代の社会人基礎力」の涵養

先述した「社会人基礎力」や「100年時代の社会人基礎力」についても同様のことがいえる。

「前に踏み出す力（Action）」「考え抜く力（Thinking）」「チームで働く力（Teamwork）」の能力のそれぞれの能力要素が「主体性」「働きかけ力」「実行力」「課題発見力」「計画力」「創造力」「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「状況把握力」「規律性」「ストレスコントロール力」である。学生は「社会人基礎力」の3つの能力に関する学びも深めることができたと把握できる。また「人生100年時代の社会人基礎力」の3つの視点「何を学ぶか【学び】学び続けることを学ぶ」、「どのように学ぶか【統合】多様な体験・経験、能力、キャリアを組み合わせ統合す

る」、「どう活躍するか【目的】自己実現で社会貢献に向けて行動する」についても何らかの気づきが、学生にもたらされたのではないだろうか。

2. 大学における食育の展開

(1) 学内でのアクティブ・ラーニングの提供

大学内における食育は、多様な体験を提供できるアクティブ・ラーニングの宝庫でもある。前論考(1)で紹介した「稲穂を米粒にする」体験は、教室内で手軽にできる。キャンパスで稲を育てるという試みも可能ではある(福田、羽溪、野口 2023)。また、学内の「ヤマモモ」や「ウメ」など果実のなる植物の看板に工夫を施し、学生の興味・関心を促すなどの方法もある。

(2) 学内の食堂や地域との連携

大学全体で食育を推進する方向を掲げることができれば、学内の食堂の献立にレシピやカロリー計算などを添付することなどができるかもしれない。学内の食堂の運営や地域のこども食堂の活動に、学生がボランティアとして関わることも可能である⁽²⁾。

しかし、食に関する学部のある大学だけではなく、一般の大学において食育を展開するには困難が伴う。大学全体で食育を推進し多様な食育を展開するには、リベラル・アーツとして食育を位置づけることが有効ではあるが、実現するための方策をまずは検討するのが課題である。

V. おわりに―食育の現状をふまえて―

1. 食育の現状

(1) 食育推進のための施策

食育基本法に基づき、食育推進のための基本計画が作成された。現在は第4次食育推進基本計画(2021～2025年度)に基づいた施策が実施されている。まず、文部省・厚生省・農林水産省により策定された食生活指針が、次の10項目である。①食事を楽しみましょう。②1日の食事から健やかな生活リズムを。③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。④主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。⑤ごはんなどの穀類をしっかりと。⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう。

最初の食育推進基本計画(2006～2010年度)では、2000年に策定された食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして食事バランスガイドが作成された。1日に何をどれだけ食べたらいいかを考える際の参考となるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量が料理でバランスよく示されている。文部科学省は2005年に栄養教諭制度を創設し、2007年には「食に関する指導の手引」を作成した。2008年には学校給食法の改正もなされた。続く第2次食育推進基本計画(2011～2015年度)では、内閣府により2012年「食育ガイド」が作成された。2013年には農林水産省が「和食」をユネスコ無形文化遺産に登録した。さらに第3次食

育推進基本計画（2016～2020 年度）では、2019 年に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行された。翌年 2020 年には食品ロスのその基本的な方針が明文化された。現在の施策は、2021～2025 年度の第 4 次食育推進基本計画に相当する。2021 年、農林水産省が全国食育推進ネットワークを立ち上げた。厚生労働省による「妊娠婦のための食生活指針」が改訂されたのも、2021 年である。

このように「…国民運動として食育を強力に推進するため、…関係各府省庁は、都道府県、市町村、関係機関、団体等多様な関係者ととともに食育を推進して」いる（農林水産省 2025）。

（2）保育所や幼児教育における食育

乳幼児期の食育はとりわけ重要視されている。「早寝・早起き・朝ごはん」という標語にも示されているように、よい生活習慣をつけるためにもこの時期の食育は必要不可欠なものである。一般の家庭における食育が十分にいきわたっているとはいいがたいが、保育所や幼児教育の現場においては、食育推進のためにきめ細かな配慮と多様な取り組みが実施されている。

社会的弱者である乳幼児の健康と幸福な状態を保つためにも、この時期の食育は必然である。乳幼児期は心身の健康の基礎を形作る重要な時期であるばかりでなく、この時期を逃すと培うことのできない資質や能力にも影響が及ぶからである。食物アレルギー体質の園児も急増する中、保育所や幼児教育の現場で食育の重要性は増す一方である。

「楽しく食べる子どもに－保育所における食育に関する指針－」では、食育に関して次のように示されている。「朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と体の健康問題が生じている現状にかんがみ、……発達段階に応じた食に関する取組を進めることが必要である。……食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係している。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる『食を営む力』を培うことが重要である」（厚生労働省 2004）。

この指針では、保育所における食育の目標を 5 つの子ども像として掲げている。①お腹がすくリズムのもてる子ども、②食べたいもの、好きなものが増える子ども、③一緒に食べたい人がいる子ども、④食事づくりの準備にかかわる子ども、⑤食べものを話題にする子ども、である。次に、食育のねらい及び内容が発達段階に応じて示されている。3 歳以上児の場合、次の 5 つの項目が挙げられている。①心身の健康に関する項目「食と健康」、②人とのかかわりに関する項目「食と人間関係」、③食の文化に関する項目「食と文化」、④いのちのかかわりに関する項目「いのちの育ちと食」、⑤料理とのかかわりに関する項目「料理と食」である。続いて、食育の計画と食育における給食の運営について示されている。そして最後に、食育推進のための連携と、地域の子育て家庭相談・支援についてまとめられている。

指針に示されたこのような方向性をふまえて、食育に関する詳細が保育 3 法令（『保育所保育指針』『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』）に明記されるようになった。2018 年に告示された新しい保育 3 法令には、「食を営む力」「食を楽しむこと」「乳幼児期にふさわしい食生活」「食の環境」等、具体的な食育の取り組みについて示されている。

『保育所保育指針』の「第 1 章 総則」の「3 保育の計画及び評価」では、全体的な計画に基づいた食育計画を作成しなければならないことが記された。また「3 章 健康及び安全」の

中に「2 食育の推進」の項目が追加された。これらのことから、保育所保育における食育の捉え方として、次の5つが挙げられている（小寺、福田 2019）。①「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うこと、②生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ねること、③食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと、④食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること、⑤食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つようにすること、である。幼児教育における食育の捉え方として『幼稚園教育要領』には次のような記述がある。「幼児の身近に食べ物があることにより、幼児は食べ物に親しみを感じ、興味や関心をもち、食べてみたい物が増え、進んで食べようとする気持ちが育つ。さらには、地域や保護者の協力を得ながら食べることに関わる体験をすることが、幼児なりに食べ物を大切にする気持ちや、用意してくれる人々への感謝の気持ちが自然に芽ばえ、食の大切さに気付いていくことにつながる」（文部科学省 2018）。

保育内容には「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域がある。食育に最も関連している保育内容領域「健康」の内容の5つめが「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」である。内容の取扱いの4つめにも食に関する記述がある。

「健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること」（文部科学省 2018）である。筆者が加えた波線は、2008年の旧い『幼稚園教育要領』に付け足された部分であり、幼児期に「食の大切さに気付く」ことの今日的な重要性を再確認できる（小寺、福田 2019）。

乳幼児期は心身の発達の基礎を形成する非常に重要な時期であることから、保育所や幼児教育の食育については丁寧な指針があり、十分な配慮のもとで食育の実践がなされている。

（3）学校教育における食育

初等教育・中等教育における食育については、『食に関する指導の手引』（2007）がある。第一次改訂版（2010）を経て、現在は第二次改訂版（2019）が学校教育における食育の指針を示している。この指針は「学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、食に関する指導の基本的な考え方や指導方法、食育の評価について示すもの」であり「学校における食育の一層の推進を図ること」（文部科学省 2019）を目的としている。

「学習指導要領の改訂を踏まえ…社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化に対応する」ために、第二次改訂がなされた。改定のポイントの一つが「食に関する資質・能力をふまえた指導の目標の明示」である。それは次のように記されている。「現代的な諸課題に対応して求められる食に関する資質・能力や、学習指導要領における食育の位置づけ・食に関する指導の目標を明示」することと「家庭、地域、学校相互間との連携の必要性を記載」することである。「子供の姿や地域の実情を踏まえ」つつ「自らの健康や食、……の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること」（文部科学省 2019）などが求められている。この指針では全体計画の作成、給食の時間における指導、栄養教諭の役割など学校全体の運営に関わる食育の推進が示されているだけではない。

各教科別の学習指導要領の「総則」の中に「学校における食育の推進」が位置づけられ、各教科の中でも、食育を推進するような授業展開が期待されている。

学校教育における食育には、次の6つの視点が求められている。「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」である。小学校においては、これら6つの視点を考慮しつつ食育を展開している様子もうかがえる（全国学校栄養士協議会2020）。地域差もあるが、総じて初等教育の現場では食育が浸透しつつある。中には、地域と連携しながらの多様な食育が展開されている状況も見受けられる。

初等教育に比べて、中等教育の現場においては十分な食育が実施されているとはいいがたい。給食を実施している公立の中学校であれば、栄養指導を兼ねた食育に繋がっていることもある。しかし、高等学校になると食育が実施されている事例は、さらに減少する。学齢の上昇に従って、食育は疎かになっていくのが現状といえよう。文部科学省が2014～2016年度に実施した「スーパー食育スクール事業」に応募した学校の数、小学校が最も多い。中学校、高等学校と順に数が少なくなっている（文部科学省2025）。大学など高等教育の機関においては、食に関する専門の学校や特殊な学部以外で食育が実施されている事例は、さらに減少する。

2. 「生きる力」は「食べる力」

社会人や高齢者などに対して提供される生涯教育としての食育としては、所属する企業や地方自治体の取り組みの中で食や健康に関する研修や講座などが実施されている。地域の行事や祭事などで食に関することを学ぶ場合があれば広い意味では食育に含むことができるだろう。

しかし、教育現場を離れてから食育を受ける機会をもつことはあまり期待できない。食育の推進は、乳幼児期を主とする保育・教育現場に重点を置いているからである。「生きる力」とは「食べる力」である。1996年当初の「生きる力」も、新しい「生きる力」も、現代の日本の教育現場で求められている「生きる力」とは、食育によって育まれる資質・能力である。

食育は教育の基盤であると位置づけられたにもかかわらず、教育の最終段階にいる大学生の食の自立はほとんど達成できていない。食の自立はおろか、食に関する知識・技術さえ十分に持ち合わせていないのが現状である。他の年代に比べ、大学生こそ食育を最も必要としている。また同時に、それまで受けてきた食育の成果が大学生の食生活に見られないのであれば、乳幼児期・初等教育・中等教育などにおける食育も十分ではないということになる。高等教育における食育はもちろんのこと、他の教育段階でもさらに食育を推進しなければならない。

大学における食育は、教育現場全体における食育推進の原動力となりうる。さらにいえば、教育現場に限らず、社会全体に広く食育の理念を行き渡らせるきっかけになるとも考えられる。大学の存在意義が問われるようになった現代は、食に関する社会課題が山積みの時代でもある。社会に開かれた大学、地域と連動して社会課題を発見・解決し社会に発信する大学、という大学の将来、そして社会の将来のあり方を考えた時、食育は一つの方向性を示してくれる。

多様な体験を提供することができる食育は「生きる力」や「社会人基礎力」を培い、学生の自己肯定感を高めることにも寄与する。大学において食育を推進するためにも、リベラル・アーツの一つとして食育を位置づけることが待たれている。

注

- (1) 2023年に施行された「こども基本法」において「こども」は「発達途上にあるもの」であり、年齢が定義されていない。本論考では「子ども」表記を用い「18歳未満」と定義する。ただし、元々「こども」表記のものはそのまま「こども」表記を使用する。また、2023年以前の刊行物『令和元年版 子供・若者白書』のように「子供」表記が用いられているものについても、そのまま「子供」表記を使用している。
- (2) 龍谷大学（深草キャンパス）の食堂「café Ryukoku &」は、2024年12月23日、2025年3月24日などに、地域のこども食堂である「すながわ食堂」に実施場所を提供した。実施に際しては、数名の学生がボランティアとして関わっている。また、龍谷大学（深草キャンパス）の中央には、社会福祉法人向陵会が運営する障害者就労継続支援B型事業所「Cafe 樹林」が設置され、ランチなどを提供している。これらは、大学が地域や社会に開かれた食育を展開している事例として参考とすることができる。

引用・参考文献

- ・ 福田豊子「リベラル・アーツとしての食育を考える (1)－『学びに向かう力』と『学び続ける力』に着目して－」『龍谷紀要』第46巻第1号、2024年
- ・ 福田豊子、小寺玲音「領域『健康』・『環境』における『食育』の展開 (2)－精神面に及ぼす栽培体験の効果に注目して－」『頌栄短期大学研究紀要』第44巻、2020年
- ・ 福田豊子、小寺玲音「領域『健康』・『環境』における『食育』の展開 (3)－100年前の保育実践から幼児教育におけるSDGsを考える」『頌栄短期大学研究紀要』、第45巻、2021年
- ・ 福田豊子、小寺玲音「領域『健康』・『環境』における『食育』の展開 (4)－『生きる力』の基礎をどのように育てるか－」『頌栄短期大学研究紀要』第46巻、2022年
- ・ 福田豊子、羽溪了、野口聡子「稲作体験による学生の学びについて－キャンパス内での試みから－」『龍谷教職ジャーナル第11号』龍谷大学教職センター、2024年、pp.55-70
- ・ 福田豊子、羽溪了、野口聡子「稲作体験による学生の学びについて (2)－京丹後市奥大野での取り組み－」『龍谷教職ジャーナル第12号』龍谷大学教職センター、2025年、pp.31-46
- ・ 金城学院大学、椋山女学園大学、東海学園大学、名古屋女子大学、名古屋市健康福祉局健康部『若者（大学生）の朝食摂取状況調査報告書』名古屋市健康福祉局健康部、2013年
- ・ 経済協力開発機構（OECD）編著、ベネッセ教育総合研究所企画・制作、無藤隆他監訳『社会情動的スキル－学びに向かう力－』明石書店、2018年、p.218
- ・ 経済産業省「社会人基礎力」、2006年
- ・ 経済産業省中小企業庁「我が国産業における人材力強化に向けた研究会報告書」経済産業省、2018年、pp.30-31
- ・ 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン「こどもの『体験格差』実態調査最終報告書」2023年
- ・ 公益社団法人全国学校栄養士協議会「新しい食育 小学校－食育カリキュラムプランと指導展開例－」2020年
- ・ 厚生労働省「楽しく食べる子どもに－保育所における食育に関する指針－」厚生労働省、2004年
- ・ 厚生労働省『平成26年版 厚生労働白書』、厚生労働省、2014年、p.2
- ・ 厚生労働省『保育所保育指針解説』、フレーベル館、2018年
- ・ 厚生労働省「食生活指針について」、2025年（2025年5月7日閲覧）
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128503.html>)
- ・ 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」2019年
- ・ 小寺玲音、福田豊子「領域『健康』・『環境』における『食育』の展開 (1)－初等教育への接続を視野に入れて－」『頌栄短期大学研究紀要』第43巻、2019年
- ・ 文部科学省『食に関する指導の手引き－第一次改訂版－』、文部科学省、2010年
- ・ 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、2018年
- ・ 文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編』文部科学省、2018年

- ・ 文部科学省『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説生活編』文部科学省、2018 年
- ・ 文部科学省『食に関する指導の手引－第二次改訂版－』文部科学省、2019 年
- ・ 文部科学省「青少年の体験活動の推進に関する調査研究 報告書」2021 年
- ・ 文部科学省「スーパー食育スクール事業について」文部科学省 HP、2025 年
(https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/shokuiku/1353368.htm 2025 年 2 月 11 日閲覧)
- ・ 内閣府『令和元年版 子供・若者白書』、内閣府、2019 年
- ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館、2018 年
- ・ 農林水産省『令和元年度食育白書〔概要〕』農林水産省、2019 年、pp.2-9
- ・ 農林水産省『令和 5 年度食育白書』農林水産省、2023 年
- ・ 農林水産省「日本の食育」農林水産省 HP、2025 年 (<https://www.maff.go.jp> 2025 年 2 月 11 日閲覧)
- ・ 澤村弘美、伊達ちぐさ「現代の若者の食生活の現状と課題」兵庫県立大学環境人間学部先端食科学研究センター、2017 年
- ・ 政府広報オンライン「『食べる力』＝『生きる力』を育む食育 実践の環を広げよう」内閣府、2024 年
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201605/3.html> 2024 年 3 月 13 日閲覧)
- ・ 生和秀敏「教養教育を巡る議論の流れ」山田礼子編著『21 世紀型リベラルアーツと大学・社会の対話』東信堂、2024 年
- ・ 辰巳芳子『いのちの食卓』マガジンハウス、2004 年
- ・ 手島陽子、長谷川智子、小西史子、外山紀子「学童期の調理への関わりと大学生の自立」『日本家政学会誌』72 巻 6 号、2021 年、pp.362-376
- ・ 手島陽子、小西史子「中高生の調理へのかかわりと中高生の自立」『日本家政学会誌』75 巻 9 号、2024 年、pp.437-451
- ・ 若松法代「大学生の食生活の実態と食育の課題」『滋賀大学大学院教育学研究科論文集』第 15 号、滋賀大学教育学部、2012 年、pp.131-136
- ・ WHO, “Health and Well-Being”
(<https://www.who.int/data/gho/data/major-themes/health-and-well-being> 2025 年 5 月 7 日閲覧)

執筆者紹介

角 岡 賢 一	本 学 経 営 学 部 教 授 (英 語)
内 田 有 紀	本 学 法 学 部 講 師 (英 語)
増 田 靖 彦	本 学 心 理 学 部 教 授 (フ ラ ン ス 語)
村 上 亮	本 学 法 学 部 准 教 授 (西 洋 の 歴 史)
手 嶋 泰 伸	本 学 文 学 部 准 教 授 (日 本 の 歴 史)
鈴 木 啓 央	本 学 経 済 学 部 講 師 (健 康 と ス ポ ー ツ)
中 谷 昇	本 学 社 会 学 部 教 授 (社 会 科 ・ 公 民 科 教 育 法)
福 田 豊 子	本 学 短 期 大 学 部 特 任 准 教 授 (幼 児 と 環 境)

編集後記

『龍谷紀要』第47巻第1号をお届けします。今回の投稿は9本です。投稿いただきました皆様、校閲を担当いただきました皆様、ありがとうございました。

私は外国文学の研究に携わる者ですが、文学テキストを一方で読み、他方でそれを論じた学術論文を読んでいると、その落差に愕然とすることがあります。文学の場合、これまでにない新しい表現、独創的な文体を駆使して、いかに旧来のジャンルや「美」の規範を乗り越え、新しい言語世界を切り開いていくか、という点に魅力の一端があると思うのですが、それを論じたいいわゆる「学術論文」のほうは、論文としての体裁や書き方、ルール化された論証手続きを踏まないと、評価の対象になりません。つまり内容的には新しい知見を述べるにしても、それを表現する際には論文としての規範を守ることが要求されます。論文とはそういうもののなのでしょうが、学会誌等の査読を担当する際には、ときどき釈然としない経験をすることがあります。文章として面白く内容的にもとても読み応えがあるのだけれど、論文としての手順を踏んでいないから採用できない、あるいは逆に、論文としてはいかにも堅実に書かれていて、テーゼもまづまづ納得できるのだけれど、読んでいてつまらない、といった場合があるからです。

「紀要」のよさはどこにあるのかと考えたとき、規範や評価はさておき、自由に集まって自らの研究成果を発表できるフォーラム的な側面ではないかと感じます。完璧さを求めるのではなく、様々な分野でなされる日ごろの研究の成果をすぐに発信できる場を持つということ、これはとても大切で、そういう活動の中からこそ新しいものが生まれてくるのかな、と思っております。
(今井 敦)

編集委員

今 井	敦	内 田 准 心	久 保 利 久
村 上	亮	佐々木 浩 雄	今 村 潔

2025 年10月24日	印 刷
2025 年10月31日	発 行

龍谷紀要第47巻 第1号

編 集	龍 谷 大 学
	龍谷紀要編集委員会

発 行	龍 谷 大 学
	京都市伏見区深草塚本町67
	電 話 (075) 642-1111

印 刷 所	協和印刷株式会社
-------	----------

RYUKOKU KIYO

THE RYUKOKU JOURNAL OF HUMANITIES AND SCIENCES

Vol.47 No.1

October, 2025

CONTENTS

Nagaya-House Stories of Kamigata Rakugo	KADOOKA Ken-Ichi (1)
Old Age and the Hermeticity of Paul Auster's Unlocked Rooms	UCHIDA Yuki (23)
Expansion du Bergsonisme: le cas de L. S. Senghor	MASUDA Yasuhiko (37)
The Political Structure of the Habsburg Monarchy and Archduke Franz Ferdinand: The Process of Creating the "Imperial Chancellery"	MURAKAMI Ryo (53)
Honorary Consuls of Japan in the Habsburg Monarchy before World War I	TESHIMA Yasunobu (69)
Characteristics of Psychological Athletic Performance among Ryukoku University Students Belonging to Athletic Clubs	SUZUKI Hiroo (83)
Possibility of 9-axis Inertial Sensor for Motion Analysis of Golf Motion	SUZUKI Hiroo (95)
Unit Development for Social Studies in Junior High Schools Incorporating an ESD Perspective: The Minamata Disease Lawsuit as a Social Issue: A case study	NAKATANI Noboru (107)
Shokuiku: Food and Nutrition Education as a Part of the Liberal Arts (2) To Increase Students' Self-Esteem	FUKUDA Toyoko (125)

Published by
Ryukoku University
Kyoto, Japan